平成30年第３回定例会会議録

平成３０年第３回菊池市議会定例会会期日程表（会期２５日間）

月　　日	曜日	区　分	日　　程
８月２８日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
８日２９日	水	休　　会	議案調査
８月３０日	木	休　　会	議案調査
８月３１日	金	休　　会	議案調査
９月　１日	土	休　　会	（市の休日）
９月　２日	日	休　　会	（市の休日）
９月　３日	月	本 会 議	質疑・委員会付託
		委 員 会	予算決算常任委員会
９月　４日	火	本 会 議	一般質問
９月　５日	水	本 会 議	一般質問
９月　６日	木	本 会 議	一般質問
９月　７日	金	委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月　８日	土	休　　会	（市の休日）
９月　９日	日	休　　会	（市の休日）
９月１０日	月	本 会 議	議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託
		委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１１日	火	委 員 会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１２日	水	委 員 会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１３日	木	休　　会	議事整理
９月１４日	金	休　　会	議事整理
９月１５日	土	休　　会	（市の休日）
９月１６日	日	休　　会	（市の休日）
９月１７日	月	休　　会	（市の休日）
９月１８日	火	本 会 議	報告
		委 員 会	予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１９日	水	委 員 会	予算決算常任委員会
９月２０日	木	休　　会	議事整理
９月２１日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

平成３０年　第３回菊池市議会定例会会議録（目次）

８月２８日（火曜日）　本会議　頁

１．議事日程第１号…… 21
２．本日の会議に付した事件…… 22
３．出席議員氏名…… 24
４．欠席議員氏名…… 25
５．説明のため出席した者の職氏名…… 25
６．事務局職員出席者…… 26
７．開　会…… 27
８．開　議…… 27
９．日程第１　会議録署名議員の指名…… 27
10．日程第２　会期の決定…… 27
11．日程第３　議案第６７号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 28
12．日程第４　議案第６８号から議案第９３号まで一括上程・説明…… 32
13．日程第５　議案第９４号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 41
14．日程第６　報告第１６号から報告第２０号まで一括上程・報告・質疑…… 46
15．日程通告　散会…… 50

８月２９日（水曜日）　休　会
８月３０日（木曜日）　休　会
８月３１日（金曜日）　休　会
９月　１日（土曜日）　休　会
９月　２日（日曜日）　休　会

９月３日（月曜日）　本会議　頁

１．議事日程第２号…… 53
２．本日の会議に付した事件…… 53
３．出席議員氏名…… 53
４．欠席議員氏名…… 53
５．説明のため出席した者の職氏名…… 54
６．事務局職員出席者…… 54
７．開　議…… 55
８．日程第１　委員会付託…… 55

９．日程通告　散会…… 57

９月４日（火曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第３号…… 61
２．本日の会議に付した事件…… 61
３．出席議員氏名…… 61
４．欠席議員氏名…… 61
５．説明のため出席した者の職氏名…… 62
６．事務局職員出席者…… 62
７．開　議…… 63
８．日程第１　一般質問…… 63
（１）城　典臣君質問…… 63
「菊池市の観光振興について」…… 63
○経済部長　谷田　修君答弁…… 65
城　典臣君質問…… 66
○市長　江頭　実君答弁…… 66
（２）城　典臣君質問…… 67
「市役所における障がい者雇用について」…… 67
○総務部長　上田俊介君答弁…… 68
城　典臣君質問…… 69
○市長　江頭　実君答弁…… 69
（３）城　典臣君質問…… 69
「東京オリンピック・パラリンピックについて」…… 69
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 70
城　典臣君質問…… 71
○市長　江頭　実君答弁…… 71
（４）城　典臣君質問…… 72
「福祉施策（子育て・介護）の課題について」…… 72
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 73
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 75
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 76
城　典臣君質問…… 76
○市長　江頭　実君答弁…… 76
（５）城　典臣君質問…… 77

「ふるさと納税について」…… 77
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 78
城　典臣君質問…… 78
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 79
城　典臣君質問…… 79
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 79
休　憩…… 80
開　議…… 80
（１）東　奈津子さん質問…… 80
「ＬＧＢＴについて」…… 80
○総務部長　上田俊介君答弁…… 82
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 83
東　奈津子さん質問…… 83
○総務部長　上田俊介君答弁…… 84
東　奈津子さん質問…… 84
○総務部長　上田俊介君答弁…… 86
東　奈津子さん質問…… 86
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 87
東　奈津子さん質問…… 88
○教育長　渡邉和博君答弁…… 88
○市長　江頭　実君答弁…… 89
（２）東　奈津子さん質問…… 89
「通学路等の安全対策について」…… 90
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 90
東　奈津子さん質問…… 91
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 92
東　奈津子さん質問…… 92
○市長　江頭　実君答弁…… 93
（３）水東　奈津子さん質問…… 93
「児童館について」…… 93
○総務部長　上田俊介君答弁…… 93
東　奈津子さん質問…… 94
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 94
○総務部長　上田俊介君答弁…… 95

昼食休憩…… 96
開　議…… 96
（１）泉田栄一朗君質問…… 96
「西郷どんを活用した観光戦略について」…… 96
○経済部長　谷田　修君答弁…… 97
泉田栄一朗君質問…… 97
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 98
泉田栄一朗君質問…… 99
○市長　江頭　実君答弁…… 99
（２）泉田栄一朗君質問…… 100
「職員派遣研修について」…… 100
○総務部長　上田俊介君答弁…… 100
泉田栄一朗君質問…… 100
○総務部長　上田俊介君答弁…… 101
（３）泉田栄一朗君質問…… 101
「児童・生徒の友好・姉妹都市との交流について」…… 102
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 102
泉田栄一朗君質問…… 103
○教育長　渡邉和博君答弁…… 103
（４）泉田栄一朗君質問…… 104
「児童虐待防止対策について」…… 104
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 105
泉田栄一朗君質問…… 106
○教育長　渡邉和博君答弁…… 107
（５）泉田栄一朗君質問…… 107
「結婚新生活支援事業について」…… 107
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 108
休　憩…… 109
開　議…… 109
（１）水上隆光君質問…… 109
「旭志地域の人口増につながる国道３２５号沿線の開発について」…… 109
○経済部長　谷田　修君答弁…… 109
水上隆光君質問…… 110
○経済部長　谷田　修君答弁…… 111

水上隆光君質問…… 112
○経済部長　谷田　修君答弁…… 112
水上隆光君質問…… 112
○市長　江頭　実君答弁…… 113
（２）水上隆光君質問…… 113
「獣医について」…… 114
○経済部長　谷田　修君答弁…… 114
水上隆光君質問…… 115
○経済部長　谷田　修君答弁…… 115
水上隆光君質問…… 115
○経済部長　谷田　修君答弁…… 116
水上隆光君質問…… 116
○経済部長　谷田　修君答弁…… 116
（３）水上隆光君質問…… 117
「市道について」…… 117
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 118
休　憩…… 118
開　議…… 118
（１）後藤英夫君質問…… 119
「障がい者施策について」…… 119
○総務部長　上田俊介君答弁…… 120
（２）後藤英夫君質問…… 121
「史跡について」…… 121
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 122
後藤英夫君質問…… 122
○教育長　渡邉和博君答弁…… 123
（３）後藤英夫君質問…… 123
「道路整備について」…… 123
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 124
後藤英夫君質問…… 124
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 125
後藤英夫君質問…… 125
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 125
（４）後藤英夫君質問…… 125

「交通安全について」…… 126
○総務部長　上田俊介君答弁…… 126
後藤英夫君質問…… 127
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 127
９．日程通告　散会…… 128

９月５日（水曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第４号…… 131
２．本日の会議に付した事件…… 131
３．出席議員氏名…… 131
４．欠席議員氏名…… 131
５．説明のため出席した者の職氏名…… 132
６．事務局職員出席者…… 132
７．開　議…… 133
８．日程第１　一般質問…… 133
（１）荒木崇之君質問…… 133
「中央図書館の備品購入について」…… 133
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 134
荒木崇之君質問…… 135
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 135
荒木崇之君質問…… 135
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 136
荒木崇之君質問…… 137
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 138
荒木崇之君質問…… 138
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 138
荒木崇之君質問…… 138
○総務部長　上田俊介君答弁…… 139
荒木崇之君質問…… 139
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 139
荒木崇之君質問…… 140
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 140
休　憩…… 141
開　議…… 141

○総務部長　上田俊介君答弁…… 141
荒木崇之君質問…… 141
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 142
荒木崇之君質問…… 142
○総務部長　上田俊介君答弁…… 143
荒木崇之君質問…… 144
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 144
荒木崇之君質問…… 144
○総務部長　上田俊介君答弁…… 145
荒木崇之君質問…… 145
○市長　江頭　実君答弁…… 146
休　憩…… 151
開　議…… 151
（１）福島英徳君質問…… 151
「健康推進まちづくりの取り組みについて」…… 151
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 152
福島英徳君質問…… 153
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 153
福島英徳君質問…… 154
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 155
（２）福島英徳君質問…… 155
「菊池市への観光客をいかにして増やしていくか」…… 155
○経済部長　谷田　修君答弁…… 156
福島英徳君質問…… 157
○経済部長　谷田　修君答弁…… 157
福島英徳君質問…… 158
○経済部長　谷田　修君答弁…… 158
福島英徳君質問…… 158
○経済部長　谷田　修君答弁…… 158
福島英徳君質問…… 158
○市長　江頭　実君答弁…… 160
○経済部長　谷田　修君答弁…… 161
昼食休憩…… 161
開　議…… 161

（１）平　直樹君質問…… 162
「第２次菊池市総合計画後期基本計画について」…… 162
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 162
平　直樹君質問…… 163
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 164
平　直樹君質問…… 166
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 167
平　直樹君質問…… 167
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 168
○市長　江頭　実君答弁…… 169
平　直樹君質問…… 169
○市長　江頭　実君答弁…… 170
（２）平　直樹君質問…… 172
「児童虐待防止について」…… 172
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 173
平　直樹君質問…… 174
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 174
平　直樹君質問…… 174
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 174
平　直樹君質問…… 175
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 175
平　直樹君質問…… 175
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 176
平　直樹君質問…… 176
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 176
平　直樹君質問…… 177
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 177
平　直樹君質問…… 177
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 178
平　直樹君質問…… 178
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 178
平　直樹君質問…… 178
○市長　江頭　実君答弁…… 179
休　憩…… 179

開　議…… 179
（１）坂本道博君質問…… 179
「スマート農業について」…… 180
○経済部長　谷田　修君答弁…… 180
坂本道博君質問…… 181
○経済部長　谷田　修君答弁…… 182
（２）坂本道博君質問…… 183
「米・食味コンクールについて」…… 183
○経済部長　谷田　修君答弁…… 183
坂本道博君質問…… 185
○経済部長　谷田　修君答弁…… 186
○市長　江頭　実君答弁…… 186
（３）坂本道博君質問…… 187
「稲乾田直播栽培について」…… 187
○経済部長　谷田　修君答弁…… 188
（４）坂本道博君質問…… 189
「道路整備について」…… 189
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 190
坂本道博君質問…… 190
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 191
坂本道博君質問…… 191
○市長　江頭　実君答弁…… 191
休　憩…… 192
開　議…… 192
（１）緒方哲郎君質問…… 192
「第２次菊池市総合計画後期計画における農業施策について」…… 192
○経済部長　谷田　修君答弁…… 194
（２）緒方哲郎君質問…… 195
「菊之池小学校校舎増床工事について」…… 196
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 197
（３）緒方哲郎君質問…… 198
「花房中部２期地区畑地帯総合整備事業について」…… 199
○経済部長　谷田　修君答弁…… 199
（４）緒方哲郎君質問…… 200

「子どもの遊び場について」…… 200
○健康福祉部長　中村隆純君答弁…… 201
９．日程通告　散会…… 202

９月６日（木曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第５号…… 205
２．本日の会議に付した事件…… 205
３．出席議員氏名…… 205
４．欠席議員氏名…… 205
５．説明のため出席した者の職氏名…… 206
６．事務局職員出席者…… 206
７．開　議…… 207
８．日程第１　一般質問…… 207
（１）猿渡美智子さん質問…… 207
「つまごめ荘民営化について」…… 207
○市長　江頭　実君答弁…… 209
猿渡美智子さん質問…… 211
○市長　江頭　実君答弁…… 212
猿渡美智子さん質問…… 212
○総務部長　上田俊介君答弁…… 212
猿渡美智子さん質問…… 213
○市長　江頭　実君答弁…… 213
猿渡美智子さん質問…… 214
○市長　江頭　実君答弁…… 214
（２）猿渡美智子さん質問…… 214
「学校の猛暑対策について」…… 214
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 215
猿渡美智子さん質問…… 216
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 216
猿渡美智子さん質問…… 216
○教育長　渡邉和博君答弁…… 217
猿渡美智子さん質問…… 219
○教育長　渡邉和博君答弁…… 219
休　憩…… 219

開　議…… 219
（１）大賀慶一君質問…… 219
「特定外来生物と外来動物について」…… 220
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 221
大賀慶一君質問…… 222
○経済部長　谷田　修君答弁…… 223
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 224
大賀慶一君質問…… 224
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 225
（２）大賀慶一君質問…… 226
「市発行の刊行物の集約化について」…… 226
○総務部長　上田俊介君答弁…… 226
大賀慶一君質問…… 227
○総務部長　上田俊介君答弁…… 228
大賀慶一君質問…… 228
○市長　江頭　実君答弁…… 229
昼食休憩…… 230
開　議…… 230
（１）田中教之君質問…… 230
「ＩＣＴインフラ戦略的活用による地方創生について」…… 231
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 234
田中教之君質問…… 234
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 236
○経済部長　谷田　修君答弁…… 237
○総務部長　上田俊介君答弁…… 239
田中教之君質問…… 240
○市長　江頭　実君答弁…… 241
休　憩…… 244
開　議…… 244
（１）木下雄二君質問…… 244
「竜門ダム市町村交付金について」…… 244
○総務部長　上田俊介君答弁…… 245
木下雄二君質問…… 245
○市長　江頭　実君答弁…… 246

（２）木下雄二君質問…… 248
「軽トラ朝市について」…… 248
○経済部長　谷田　修君答弁…… 249
木下雄二君質問…… 249
○市長　江頭　実君答弁…… 250
（３）木下雄二君質問…… 251
「各種スポーツ施設等について」…… 251
○教育部長　大山堅四郎君答弁…… 251
木下雄二君質問…… 252
○建設部長　淵邉政博君答弁…… 252
木下雄二君質問…… 252
○市長　江頭　実君答弁…… 253
（３）木下雄二君質問…… 253
「公園整備について」…… 254
○経済部長　谷田　修君答弁…… 254
木下雄二君質問…… 254
○市長　江頭　実君答弁…… 255
（４）木下雄二君質問…… 255
「地籍調査について」…… 255
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 256
（５）木下雄二君質問…… 256
「水迫地区の活性化について」…… 257
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 258
木下雄二君質問…… 258
○市長　江頭　実君答弁…… 259
９．日程通告　散会…… 260

９月　７日（金曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月　８日（土曜日）　休会
９月　９日（日曜日）　休会

９月１０日（月曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第６号…… 263
２．本日の会議に付した事件…… 263
３．出席議員氏名…… 263
４．欠席議員氏名…… 264
５．説明のため出席した者の職氏名…… 264
６．事務局職員出席者…… 264
７．開　議…… 266
８．日程第１　議案第７４号　説明・採決…… 266
９．日程第２　議案第９５号　上程・説明…… 267
休　憩…… 268
開　議…… 268
質疑・委員会付託…… 268
10．日程通告　散会…… 269

総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

９月１１日（火曜日）　予算決算常任委員会総務文教分科会
予算決算常任委員会福祉厚生分科会
予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１２日（水曜日）　予算決算常任委員会総務文教分科会
予算決算常任委員会福祉厚生分科会
予算決算常任委員会経済建設分科会
９月１３日（木曜日）　休会
９月１４日（金曜日）　休会
９月１５日（土曜日）　休会
９月１６日（日曜日）　休会
９月１７日（月曜日）　休会

９月１８日（火曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第７号…… 273
２．本日の会議に付した事件…… 273
３．出席議員氏名…… 273
４．欠席議員氏名…… 274

５．説明のため出席した者の職氏名…… 274
６．事務局職員出席者…… 274
７．開　議…… 275
８．日程第１　報告第２１号　報告…… 275
休　憩…… 276
開　議…… 276
質疑…… 276
代表監査委員　宮川貞雄君発言の申し出…… 277
９．散　会…… 277

予算決算常任委員会経済建設分科会

９月１９日（水曜日）　予算決算常任委員会
９月２０日（木曜日）　休会

９月２１日（金曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第８号…… 281
２．本日の会議に付した事件…… 281
３．出席議員氏名…… 281
４．欠席議員氏名…… 282
５．説明のため出席した者の職氏名…… 282
６．事務局職員出席者…… 282
７．開　議…… 283
８．日程第１　各常任委員長報告…… 283
・総務文教常任委員長報告…… 283
・福祉厚生常任委員長報告…… 286
・経済建設常任委員長報告…… 287
・予算決算常任委員長報告…… 288
委員長報告に対する質疑…… 299
木下雄二君質疑…… 299
○総務文教常任委員長　水上隆光君答弁…… 299
休　憩…… 300
開　議…… 300
討　論…… 300
（１）東　奈津子さん討論…… 300

（２）猿渡美智子さん討論…… 303
（３）荒木崇之君討論…… 304
採　決…… 304
９．日程第２　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告…… 306
・福祉厚生常任委員長報告…… 306
荒木崇之君質疑…… 308
○福祉厚生常任委員長　猿渡美智子さん答弁…… 309
10．日程第３　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 309
11．閉　会…… 310

第　１　号

８月２８日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

平成３０年８月２８日（火曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第６７号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成３０年度菊池市一般会計補正予算第３号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第４　議案第６８号　菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定について

議案第６９号　菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定について

議案第７０号　菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７２号　菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第７３号　菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７４号　菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７５号　菊池市立診療所の設置に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第７６号　平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）

議案第７７号　平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７８号　平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７９号　平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第８０号　平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第８１号　平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）

議案第８２号　平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第８３号　平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第８４号　平成２９年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第８５号　平成２９年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第８６号　平成２９年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第８７号　平成２９年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第８８号　平成２９年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第８９号　平成２９年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第９０号　平成２９年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第９１号　平成２９年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第９２号　平成２９年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第９３号　財産の譲渡について
まで一括上程・説明
第５　議案第９４号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
第６　報告第１６号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第１７号　継続費精算報告について
報告第１８号　専決処分の報告について（消防積載車車両事故）
報告第１９号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第２０号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）
まで一括上程・報告・質疑

○

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第６７号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成３０年

度菊池市一般会計補正予算第３号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第４　議案第６８号　菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定について

議案第６９号　菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定について

議案第７０号　菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７２号　菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第７３号　菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７４号　菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７５号　菊池市立診療所の設置に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第７６号　平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）

議案第７７号　平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７８号　平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７９号　平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第８０号　平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第８１号　平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）

議案第８２号　平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第８３号　平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第８４号　平成２９年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８５号　平成２９年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８６号　平成２９年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８７号　平成２９年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８８号　平成２９年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８９号　平成２９年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第９０号　平成２９年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第９１号　平成２９年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第９２号　平成２９年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第９３号　財産の譲渡について

まで一括上程・説明

日程第５　議案第９４号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第６　報告第１６号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第１７号　継続費精算報告について

報告第１８号　専決処分の報告について（消防積載車車両事故）

報告第１９号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）

報告第２０号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）

まで一括上程・報告・質疑

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君

１１番	荒　木　崇　之	君
１２番	柁　原　賢　一	君
１３番	工　藤　圭一郎	君
１４番	城　　典　臣	君
１５番	大　賀　慶　一	君
１６番	水　上　彰　澄	君
１７番	二ノ文　伸　元	君
１８番	泉　田　栄一朗	君
１９番	木　下　雄　二	君
２０番	山　瀬　義　也	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市　　長	江　頭　　実	君
副　市　長	芳　野　勇一郎	君
政策企画部長	元　島　加奈子	さん
総　務　部　長	上　田　俊　介	君
市民環境部長	古　田　浩　敏	君
健康福祉部長	中　村　隆　純	君
経　済　部　長	谷　田　　修	君
建　設　部　長	淵　邉　政　博	君
七城支所長	楳　田　邦　昭	君
旭志支所長	岩　根　卓　士	君
泗水支所長	坂　本　忠　弘	君
財　政　課　長	上　田　敏　雄	君
市長公室長	前　川　幸　輝	君
教　育　長	渡　邉　和　博	君
教　育　部　長	大　山　堅四郎	君
農業委員会事務局長	坂　本　高　秀	君
水　道　局　長	大　塚　忠　康	君
代表監査委員	宮　川　貞　雄	君
監査委員事務局長	清　田　幸　臣	君

○

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	歌岡憲一君
課長補佐	松原憲一君
議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

午前１０時００分　開会

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから平成３０年第３回菊池市議会定例会を開会します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

８月２３日、熊本県市議会議長会として、県庁において知事への要望活動を行いました。県北地域の将来にわたる持続的な発展のために、特に、交通の利便性の向上について、農畜産業の政策について、災害に強いまちづくりの推進について及び大河ドラマを生かした観光活性化と地域振興について、以上の４点について、県の積極的な支援をお願いしてまいりました。

次に、監査委員から平成３０年８月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

午前１０時０２分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、平直樹君及び東奈津子さんを指名します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る８月２１日の議会運営委員会におきまして、本日から９月２１日までの２５日間とすることに結論を見ており

ますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２１日までの２５日間と決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第３　議案第６７号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第３、議案第６７号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆様、おはようございます。

本日、平成３０年第３回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

西日本で起きました「平成３０年７月豪雨」は、中国・四国地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

菊池市では、日本水道協会の、地震等緊急時対応の手引きに基づく、日本水道協会中国四国地方支部からの要請に基づきまして、断水が続いている愛媛県宇和島市へ給水活動支援として給水車１台、職員２名体制で、合計４名の職員を７月１１日から７月２２日までの１２日間、派遣をいたしました。

また、これとは別に、災害対策基本法に基づく総務省の、被災市区町村応援職員確保システムによりまして、熊本県に対して宇和島市への応援職員の派遣要請があり、家屋被害調査等の罹災証明関連業務として、熊本県職員７名と県内市町村職員７名の計１４名のチームが派遣されましたが、本市では、本市としての第２陣として、７月２９日から８月５日までの８日間、このチームに対して１名の職員が参加しております。

平成２８年熊本地震で被災した本市としましても、災害は他人事ではなく、２年前の恩返しとして、少しでも被災された地域の方々への助けになればという思いから、職員を派遣させていただきました次第でありますので、ご報告申し上げますとともに、議会におかれましても、職員派遣に関して、ご理解・ご協力いただきまし

たことに感謝を申し上げたいと思います。

被災地に共通する思いは「まさか自分たちが」という驚きでありますが、この数年間、異常気象が続き、まさに想定外の災害が日本列島を襲っております。

本市では、このように突然襲ってくる想定外の災害に備えまして、平成３０年５月１７日に、菊池地域農業協同組合と、災害時における物資の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定を、また、平成３０年７月１２日に、ＮＴＴ西日本熊本支店と、災害時における特設公衆電話の設置利用に関する協定を、また、平成３０年８月１６日には、福岡県大野城市と、災害時相互応援協定をそれぞれ締結いたしました。

これらの協定によりまして、地震、風水害、大火災などの大規模災害が発生した場合に、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に、食料品や日用品などの物資の供給を可能にするとともに、災害時の職員の相互派遣などができるように備えるものでございます。また、これらの協定に定める内容を円滑に推進するために、平素から情報交換や防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えてまいります。

本市での防災は「早め・強め・多め」を合い言葉としまして、市民の命を守ることを第一に、空振りを恐れず、より安全な予防策を実施することを徹底しておりますが、何よりも大事なことは自助・共助の備えであります。

近隣住民同士や、行政区の単位で、誰が誰に声をかけるか、どこの家庭に支援が必要な方が住んでいらっしゃるか、どこに避難していただくかを把握し、常日ごろから助け合う心を持っていただくことが何よりも防災に役立つということを、市民の皆様に広く周知してまいる所存でございます。

さて、それでは、上程されました議案第６７号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の１ページをお願いいたします。

議案第６７号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

平成３０年度一般会計を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第６７号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の１ページをお願いいたします。

議案第６７号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

２ページをお願いいたします。

専決第７号専決処分書で、平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第３号）でございます。

専決日は、平成３０年７月１７日でございます。

４ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に６，１４５万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ２９４億８，６１０万１，０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、６月下旬から７月上旬にかけて梅雨前線豪雨により被害を受けた市道、林道、斑蛇口湖ボート場等の災害復旧事業費及び原本村地区の地すべり箇所の復旧事業費となっております。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

１枠目の款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目１０災害復旧費国庫負担金６０２万円の増額は、市道重味大平線の災害復旧費に係る国庫負担金でございます。負担割合は、対象事業費の３分の２となっております。

２枠目の項２国庫補助金、目１０災害復旧費国庫補助金１６０万円の増額は、林道竜門線、寺小野地区の農地及び木庭地区の農業用施設の災害復旧費に対する国庫補助金でございます。

そして、最下段の款２１市債、項１市債、目５農林水産業債１５０万円の増額は、原本村地区の地すべり箇所の復旧事業の財源とする一般事業債の増額でございます。

同じく、目１０災害復旧債２，９８０万円の増額は、豪雨により被害を受けた農林水産業施設、土木施設及び教育施設の災害復旧事業の財源とする災害復旧事業債の増額でございます。

３枠目の款１８繰入金、項３基金繰入金、目１財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

１枠目の款５農林水産業費、項２林業費、目２林業振興費１７６万７，０００円の増額につきましては、原本村地区の地すべり箇所について、先般の豪雨により危険性が再認識され、単県治山事業の採択を受けて復旧事業を進めることが決定しましたことから、測量設計業務委託料を増額するものでございます。

２枠目の款１０災害復旧費、項３公共土木施設災害復旧費、目２現年度補助災害復旧費９０２万６，０００円の増額につきましては、６月１９日から２１日の梅雨前線豪雨により、市道重味大平線が被災しており、その災害復旧費でございます。本災害は、補助災害となりますので、歳入でご説明しましたとおり、３分の２の国庫負担がございます。

同じく、目３単独災害復旧費４６７万円の増額につきましては、豪雨により被災した市道を早急に復旧するための使用料及び賃借料並びに原材料の増額でございます。

同じく、目５都市計画施設災害復旧費２５万９，０００円につきましては、豪雨により菊池公園ののり面が崩れており、その復旧費の増額でございます。

３枠目の項４農林水産災害復旧費、目１農林水産災害復旧費、節１３委託料３２０万３，０００円につきましては、林道竜門線の３カ所、寺小野地区の農地、木庭地区の農業用施設の災害復旧に係る測量設計業務委託料となっております。

同じく、節１４使用料及び賃借料２，３６３万円の増額、及び節１６原材料費４００万円の増額につきましては、豪雨により林道、農道、水路等延べ３２カ所が被災しており、土砂撤去等、早急に対応するための事業費の増額でございます。

同じく、節１９負担金補助及び交付金１，２００万円の増額につきましては、豪雨により被災しました農地・農業用施設の復旧費に係る市単独の小災害復旧事業補助金の増額となっております。内訳としましては、農地が２４件、農業用施設が５４件分となっております。

１１ページをお願いいたします。

２枠目の項７教育災害復旧費、目１教育災害復旧費２８９万５，０００円の増額につきましては、豪雨によるのり面崩壊によりまして、斑蛇口湖ボート場が被害を受けており、コースの位置が不明確となっていることから、コースの再測量業務委託料及びコース施設撤去工事費を増額するものでございます。

以上、議案第６７号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第６７号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに

決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第６７号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、議案第６７号は原案のとおり承認することに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第４　議案第６８号から議案第９３号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第４、議案第６８号から議案第９３号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、議案第６８号から議案第９３号に関して、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第６８号でございますが、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を設置する、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定。

議案第６９号は、同じく地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を設置する、菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定。

議案第７０号は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正。

議案第７１号は、つまごめ荘移譲先事業者選定委員会及びかわまちづくり計画検討協議会の設置に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

議案第７２号は、菊池市生涯学習センター敷地の分筆登記の完了に伴う、菊池市公民館条例等の一部改正。

議案第７３号は、同じく菊池市営プール敷地の分筆登記の完了に伴う、菊池市営プール条例の一部改正。

議案第７４号は、議案第９３号の迫水小学校の財産譲渡及び迫間グラウンドを社会体育施設として利用開始することなどに伴う、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部改正。

議案第７５号は、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画の改定に伴う、菊池市立診療所の設置に関する条例の廃止条例でございます。

次に、議案第７６号、平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）につきましては、予算の総額に２億６，６０１万６，０００円を追加するものでございまして、歳出の主なものといたしましては、市民広場再整備事業、新環境工場等整備促進事業、畜産競争力強化対策緊急整備事業、小中学校営繕工事及び６月下旬から７月上旬の梅雨前線豪雨被害による災害復旧事業による増額が主なものでございます。

議案第７７号、平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、前年度精算に伴う支払基金返納金の増額及び定期人事異動に伴う人件費の減額などとなっております。

議案第７８号、平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、新規接続に伴う管渠延伸及び公共ます設置工事費の増額などとなっております。

議案第７９号、平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、新規接続に伴う公共ます設置工事費の増額及び施設等の修繕料の増額などとなっております。

議案第８０号、平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、新規接続に伴う公共ます設置工事費の増額及び施設等の修繕料の増額などとなっております。

議案第８１号、平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）につきましては、緊急を要する施設修繕料の増額などとなっております。

議案第８２号、平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、職員の人事異動に伴う給料や手当などの減額となっております。

議案第８３号から議案第９２号までの１０議案につきましては、平成２９年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第９３号、財産の譲渡につきましては、菊池市重味の旧迫水小学校の土地及び建物を、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社に有償譲渡するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、提案いたします議案第６８号から議案第９３号までの２６議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の１３ページをお願いいたします。

議案第６８号、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置について条例を定めるもので、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の民営化に当たり、移譲法人を選定するための委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとなっており、１４、１５ページが条例案でございます。

第１条で移譲法人を選定するための委員会の設置、第２条で所掌事務、第３条で組織、第５条で任期、その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の１７ページをお願いいたします。

議案第６９号、菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定についてでございます。

同じく地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置について条例を定めるもので、国土交通省と連携して、川とまちをつなぐにぎわいのある水辺を整備する、かわまちづくり計画策定のための協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとなっておりまして、１８、１９ページが条例案でございます。

第１条でかわまちづくり計画を調査・検討するための協議会の設置、第２条で所掌事務、第３条で組織、第４条で任期、その他、協議会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の２１ページをお願いいたします。

議案第７０号、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、条例の目的の中に、部落差別の解消の推進に関する法律を加えることなどが主な改正の内容となっており、２２ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の２３ページをお願いいたします。

議案第７１号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

つまごめ荘移譲法人選定委員会及びかわまちづくり計画検討協議会の設置に伴い、条例の一部を改正するもので、別表その他の特別職の欄に、それぞれの委員会の職名、区分、金額を加えることが改正の内容となっており、２４ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の２５ページをお願いいたします。

議案第７２号、菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

菊池市生涯学習センター敷地の分筆登記の完了により、菊池市中央公民館、菊池市中央図書館及び菊池市生涯学習センターの地番の変更に伴い、条例の一部を改正するもので、２６ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の２７ページをお願いいたします。

議案第７３号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

菊池市営プール敷地の分筆登記の完了により、市営菊池プールの地番の変更に伴い、条例の一部を改正するもので、２８ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の２９ページをお願いいたします。

議案第７４号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第９３号の旧迫水小学校の財産譲渡に伴い、菊池市立迫水体育館及び菊池市立迫水グラウンドを社会体育施設としての利用を廃止するとともに、これまで地元管理により運用されてきました迫間グラウンドを社会体育施設として利用開始することなどに伴い、条例の一部を改正するもので、３０ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の３１ページをお願いいたします。

議案第７５号、菊池市立診療所の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画の改定に伴い、新型インフルエンザ等発生時の県内の診療体制が、市立診療所であったものが、全ての医療機関に変更されたことに伴い、条例を廃止するもので、３２ページが条

例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書の３３ページをお願いいたします。

議案第７６号、平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）でございます。

あけていただきまして、３４ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２億６，６０１万６，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２９７億５，２１１万７，０００円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

議案書の４２ページをお願いいたします。

２枠目の款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１０災害復旧費国庫補助金４，８５７万６，０００円の増額は、６月下旬から７月上旬にかけて梅雨前線豪雨により被害を受けた農地、農業用施設及び林道等の復旧事業に係る国庫補助金の増額でございます。

３枠目の款１５県支出金、項２県補助金、目５農林水産業費県補助金、節２畜産業費補助金１，０１６万４，０００円の増額は、ＪＡ菊池管内の菊池地域畜産クラスター協議会が事業主体として実施します事業が、補助の採択を受けたことによる補助金の増額でございます。補助金交付に当たり、一旦市が受け入れて同額を支出する必要がございますので、歳出にも同額を計上いたしております。１００％国費負担であり、市負担はございません。

続きまして、４３ページをお願いいたします。

１枠目の節４林業費補助金のうち、単県治山事業（市町村営）補助金６００万円の増額は、原本村地区の地すべり箇所の復旧工事を、単県の治山事業を活用して実施することによる県補助金の増額でございます。

あけていただきまして、４４ページをお願いいたします。

２枠目の款２１市債、項１市債、目２総務債４，７３０万円の増額は、市民広場再整備に伴う土地購入に係る合併特例債の増額でございます。

同じく目１０災害復旧債３，３３０万円の増額は、豪雨により被災した施設の復旧事業費の財源としまして、災害復旧事業債を活用するものでございます。

１ページ戻っていただきまして、４３ページをお願いいたします。

最下段になりますけれども、款１８繰入金、項３基金繰入金、目１財源調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

４６ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目８企画費、事業４９番、市民広場再整備事業５，０１６万４，０００円の増額は、市民広場再整備に伴う土地購入費等の増額でございます。

続きまして、５４ページをお願いいたします。

１枠目の款４衛生費、項２清掃費、目１清掃総務費１，１１７万１，０００円の増額は、新環境工場建設に伴い、建設予定の桜山区コミュニティハウス建設用地の購入費でございます。

５５ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目６畜産業費１，０１６万４，０００円の増額は、先ほど歳入でご説明しました菊池地域畜産クラスター協議会への補助金でございます。

５７ページをお願いいたします。

１枠目の項２林業費、目２林業振興費、事業６８３番になります。単県治山事業（市町村営）９００万円の増額につきましても、歳入でご説明しました原本村地区の地すべり箇所の復旧工事費を、単県の治山事業を活用して実施するものでございます。

あけいただきまして、５８ページをお願いいたします。

２枠目の款７土木費、項２道路橋りょう費、目２道路橋りょう新設改良費３６０万円の増額につきましては、菰入新橋架替上部工事業に係る設計監理業務委託のうち、本年度支出予定分の増額となっております。

あけていただきまして、６０ページをお願いいたします。

最下段になりますが、款８消防費、項１消防費、目４消防管理費、節１５工事請負費４６９万８，０００円の増額は、流川住宅残地処分に伴う防災無線の移設工事費及び北住吉区防災無線スピーカー増設工事費等の増額でございます。

６１ページをお願いいたします。

最下段の款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費１，３２６万２，０００円の増額及び、あけていただきまして６２ページの１枠目の項３中学校費、目１学校管理費２１４万８，０００円の増額につきましては、６月に発生しました大阪北部地震を受けまして、ブロック塀等構造物の危険性を緊急に調査した結果、危険と判断された箇所の撤去及びフェンスの工事費等の増額でございます。

６４ページをお願いいたします。

３枠目の款１０災害復旧費、項４農林水産災害復旧費、目１農林水産災害復旧費８，０００万円の増額は、６月下旬から７月上旬にかけての梅雨前線豪雨により被害を受けた農地、農業用施設及び林道等の災害復旧事業費の増額でございます。

最下段の項７教育災害復旧費、目１教育災害復旧費３４２万９，０００円の増額につきましては、同じく梅雨前線豪雨により被害を受けた斑蛇口湖ボート場の復旧事業費の増額でございます。

その他、職員人件費につきまして、定期人事異動に伴う人件費の組み替えを実施しております。

それでは、３８ページに戻っていただきたいと思います。

第２表、継続費補正でございます。

菰入新橋架替上部工事業につきまして、詳細設計の結果、材料費の高騰や復興係数の影響等により、事業費が増額となったことによる補正及び積算業務に時間を要したことにより発注時期がおくれることから、事業年度の見直しが必要となったことによる補正となっております。

３９ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

内容としましては、市民広場再整備事業に係る合併特例事業債の増額、豪雨被害の復旧事業に係る災害復旧事業債の増額が主なものでございます。

次に、議案書の６９ページをお願いいたします。

議案第７７号、平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

あけていただき、７０ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２２万６，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５７億９，３４１万５，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、前年度精算に伴う支払基金返納金の増額及び定期人事異動に伴う人件費の減額が主な内容となっております。

次に、議案書の７７ページをお願いいたします。

議案第７８号、平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして、７８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２，０７４万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ９億４，９１４万８，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、新規接続に伴います管渠延伸及び公共ます設置工事費の増額、施設等の修繕料の増額並びに確定申告による消費税の増額となっております。

あけていただき、８０ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としましては、新規接続に伴う管渠延伸に係る下水道事業債の増額となっております。

続いて、議案書の８５ページをお願いいたします。

議案第７９号、平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただき、８６ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に８５７万９，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８，２２４万４，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、新規接続に伴う公共ます設置工事費の増額、施設等の修繕料の増額及び確定申告による消費税の増額となっております。

続きまして、議案書の９１ページをお願いいたします。

議案第８０号、平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして、９２ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２４７万９，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，１６４万１，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、新規接続に伴う公共ます設置工事費の増額、施設等の修繕料の増額及び確定申告による消費税の減額となっております。

次に、議案書の９７ページをお願いいたします。

議案第８１号、平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）でございます。

あけていただき、９８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に４４万４，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，６６２万５，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、緊急を要する施設修繕料の増額及び定期人事異動に伴う人件費の組み替えとなっております。

次に、議案書の１０３ページをお願いいたします。

議案第８２号、平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）でございます。

あけていただきまして、１０４ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものにつきましては、第２条の収益的支出におきまして、水道事業費用を６８４万１，０００円減額し、総額を６億２，３６２万７，０００円とするとともに、第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費を７１８万６，０００円減額し、５，５７３万８，０００円

とするものでございます。補正の内容としましては、職員の人事異動に伴う手当などの減額でございます。

次に、議案第８３号から議案第９１号までは、平成２９年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書につきましては、別冊で決算書を製本いたしております。

まず、緑色の厚目の冊子で製本いたしております平成２９年度菊池市歳入歳出決算書には、議案第８３号、平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第９１号、平成２９年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、９議案を掲載いたしております。地方自治法の規定により、決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第９２号、平成２９年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本をいたしております。

地方公営企業法の規定により、水道事業会計利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第８３号から議案第９２号までの各会計の決算認定に当たりましては、監査委員の審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係る主要施策の成果等を添付いたしております。

以上、決算に係る議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の１０９ページをお願いいたします。

議案第９３号、財産の譲渡についてでございます。

本市における農業及び観光の振興並びに雇用の増大を図り、地域経済の発展に資するために、財産を譲渡するもので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市重味の旧迫水小学校の土地及び建物でございまして、土地の地番・地目、建物の種類・構造は、記載のとおりでございます。

土地の面積、建物の延べ床面積及び譲渡価格につきましては、土地が４万１，６５２．７９平方メートルで、４，１２３万６，０００円、建物が２，５８０平方メートルで、２，９１３万６，２４０円、土地と建物をあわせた譲渡価格の総額は７，０３７万２，２４０円、譲渡の相手方は、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社でございます。

なお、財産の譲渡に関する仮契約を、平成３０年８月１５日に締結いたしております。

以上、議案第６８号から議案第９３号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第５　議案第９４号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第５、議案第９４号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　次に、議案第９４号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、議案第９４号につきまして、ご説明いたします。

議案書の１１３ページをお願いいたします。

議案第９４号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合の議員の定数を、現行の３２名から、構成市町村それぞれ１名ずつの４５名へ改正するもの、議員の任期を、現行の２年間から、選出された市町村長または市町村議員の任期へと変更するもの、その他、現在、菊池市からは菊池市長が広域連合議員となっておりますが、改正後は、市町村長と市町村議会議員のどちらを選出するかについて、各市町村で判断することとなります。

今回の規約改正の議案が、構成全市町村で議決された場合、平成３１年２月の広域連合第１回定例会から適用されるため、本年１２月の市町村議会において広域連合議員を選出する必要がございます。

なお、この規約は、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村等と同文議決を行うものでございます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東議員。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　皆さん、おはようございます。議席番号６番、日本共産党、東奈津子です。議案第９４号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、質問をいたします。

今回の規約の一部変更によって、従来、構成市町村の議員の選挙が行われておりましたが、この選挙というものは、今後、どうなっていくのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　ご質問にお答えしたいと思います。

これまで、市長、議長が、いずれかで、２年で選出されていたというふうに聞いております。今回、事務局からの通知があり、改めて相談ということで承っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで質疑を終わります。

議案第９４号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なし認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東議員。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　議案第９４号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、反対の立場から討論を行います。

今回の規約の一部変更によって、住民の代表が選出をされないというケースが出る可能性があります。住民の声が反映されない事態につながりかねません。今回の規約改正によって、広域連合の議会の役割が後退する、形骸化する懸念も大いに考えられます。今でもこの制度のあり方や、相次ぐ保険料の負担増など、議会の果た

す役割、広域連合の果たす役割は大きいものがあります。今、必要なのは、今回のような規約の改正ではなく、議会の運営の改善ではないでしょうか。実際、行われております広域連合の中身を見ますと、質問時間がかなり制限されておるなど、この運営のあり方の改善こそ、今、急がれているものだと思います。

以上の点から、今回の議案には反対といたします。

○議長（柁原賢一君）　この原案に反対者の討論はまだありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。議案第９４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第９４号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出があっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

［登壇］

○代表監査委員（宮川貞雄君）　おはようございます。報告の前になりますけども、恐縮ですが、さきの市議会議員選挙におきまして、議員の皆様方の見事のご当選というようなことで、まずもって衷心よりお祝い申し上げ、お喜び申し上げたいと思います。

私は、識見の監査委員として仰せつかっております、宮川貞雄と申しますけども、今後ともよろしくご指導のほうをお願いしたいと思います。

今回が当選されましての初めての決算審査報告となりますけども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、平成２９年度決算における審査の報告をさせていただきます。

平成３０年７月１９日から８月７日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれ

も符号し、誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

また、審査に付されました水道事業会計決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

途中の詳細については、１７ページ以降に掲載しておりますが、主な点のみ、説明をさせていただきますが、菊池市の平成２９年度決算では、一般会計・特別会計の歳入総計が５１３億７，２５３万円で、前年度５２４億７，８８９万円に比べ２．１１％減少しました。

その中で、特に１点、詳細については掲載しておりますが、寄附金では、前年度、熊本地震の災害応援としてのふるさと納税寄附金の影響で４億２，３２６万円もありましたが、今年度は１億７，６４０万円と、４１．６８％の減少となりました。

今後、全国の他市町村にぬきんでた、新しい発想に基づく具体的なアイデアを発信して、前年以上の寄附金確保を期待いたします。

一般会計・特別会計の歳出は、総計が５０４億１，９４７万円で、前年度５１１億９，６８２万７，０００円に比べ１．５２％減少しました。詳細については、報告書に記載しております。

後半途中になりますが、さて、予算執行面では、以前から課題としてきました次の事項に沿い、より市民の目線に立った機動的な行政支出を執行するよう望みます。特に、全体的な留意事項として、各部署における予算執行・点検力の強化を望みます。

１、収入の調定手続や基金積み立て・取り崩しでの厳格な執行、２、適切な補正予算の編成措置及び不用額の整理、予備費の充用、予算流用等のより慎重な取り扱い、３、費用対効果の重視、より充実した施策のための予算執行、４、固定的な委託契約や長年にわたる随意契約の必要な見直し、５、指定管理者等に対する委託料の収支内容の点検、６、未登記土地の解消を含め、公有財産の適正な管理、７、財政に活用できる地方公会計の整備促進、そういったものがありますが、また、税務課を筆頭にして、租税や使用料、住宅費の徴税や収納率が改善していることは評価できます。

他方で、固定的な滞納額も多いため、今後も負担の公平性を担保する観点から、収納の確実な確保と必要な不納欠損処分の実施により、適切な再建管理を期待しま

す。

本市では、合併後の平成１７年度から平成３１年度までの新市建設計画を根底に、今年度は菊池市第２次総合計画の最終年度として、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」のまちづくり理念のもとに、具体的な施策が進められております。その中において、全国的な少子高齢化では、本市はその進展が著しいため、中山間地・商店街の活性化対策等へのさまざまな施策が取り組まれ、近年、本市への移住者が増加していることを歓迎します。また、念願の田島工業団地への企業進出が順調に進むなど、今後の雇用増加と経済効果が期待できます。

しかし、人口減は確実に進んでおります。それを阻止するため、菊池市の２０から３０年後の長期ビジョンに立った産業振興とインフラ整備、文教振興とともに、自然と歴史、貴重な文化に恵まれた菊池市に魅力を感じて、住みたい、生活し続けたいと思わせる総合施策が一段と求められております。

他方、老朽化している諸施設の建設・整備等が不可欠のため、総合的な施設管理計画が策定されております。その点から、長期的な財政源不足が予想される中に、より建設的な財政運営に取り組み、歳入歳出面での工夫と思い切った削減努力が一層欠かせない状況です。

そのため、本年度が第３年度となった第三次行政改革大綱及び実施計画に基づき、各種事業の行政評価とともに、組織・機構や事務事業の見直しや経費削減合理化等を進められております。今後も適切財産管理のもと、市有財産の効率的な活用と不用財産の計画的な処分も含めて、健全な財政運営の推進を期待します。

行政事務の面では、基礎的な事項として、全国でも進んだ取り組みの事例の収集と本市への活用方策の継続した研究を望みます。その視点から、各部署での市民の暮らしと接する現場を基本に、ＩＣＴ等の情報を活用した、全国的にも先駆ける各種政策の企画立案力の向上等が求められます。また、体系的な研修・派遣制度のさらなる拡充、適正な人事評価制度の具体的な推進と、その評価に応じた給与システムの採用も待たれます。増加していく再任用の職員に対しては、一層の経験と能力を生かせる適正な配置の推進とともに、年齢的な順送りだけでなく、適材適所の総合的な人事等も不可欠となっております。

長年の懸案となっていた新市庁舎やキクロス（市生涯学習センター）の稼働が本格的となりました。今後は、６年連続での広報きくちのグランプリ受賞の実績に見られるように、新施設等をベースとして、菊池市こそが、全国でも最良の行政力を発揮し、機敏に行動する職員集団の自治体だと、名実ともに誇れる菊池市政として、ますます進化していくことを期待します。

最後に、今後、菊池市第２次総合計画を初めとする各種計画に基づき、より健全

な行財政運営が展開され、本市の限りない発展と公共の福祉向上の実現を熱望いたしまして、決算審査意見といたします。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　以上で代表監査委員の報告を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第６　報告第１６号から報告第２０号まで一括上程・報告・質疑

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第６、報告第１６号から報告第２０号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、報告第１６号から報告第２０号までをご説明したいと思います。

議案書の１１５ページをお願いいたします。

報告第１６号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、平成２９年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、平成２９年度における普通会計の実質収支額が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合に、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されておりません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の実質公債費比率は８．５％となっておりますので、早期健全化基準であります２５％を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど将来見込まれる負担が大きくなり、財政運営を圧迫する可能性があることが示されておりますが、本市においてはマイナスとなるため、数値は表示されません。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとす

る５会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

各会計においては、資金不足が発生していないため、資金不足比率については数値は表示されていません。

以上、いずれも基準以内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、社会経済の動向や、施設老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期間切れ等を考慮した場合に、大幅に変動することも見込まれるため、今後、さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えております。

次に、議案書の１１７ページをお願いいたします。

報告第１７号、継続費精算報告についてでございます。

平成２９年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、１１８ページが平成２９年度菊池市継続費精算報告書でございます。

まず、上段の款９教育費、項５社会教育費、生涯学習センター整備建設事業についてご説明いたします。

継続費の設定年度は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間でございます。

表の見方としましては、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額１８億１，０３５万７，０００円に対しまして、支出済額１７億３，１５８万５，４４２円で、差し引き７，８７７万１，５５８円の残額となっております。

次に、下段の款９教育費、項５社会教育費、図書館整備事業についてご説明いたします。

継続費の設定年度は、平成２８年度から平成２９年度までの２年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額４億６１７万円に対しまして、支出済額３億８，２４８万９，２７４円で、差し引き２，３６８万７２６円の残額となっております。

次に、議案書の１１９ページをお願いいたします。

報告第１８号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

あけていただき１２０ページが、専決第８号専決処分書で、消防団積載車車両事

故による損害賠償に係る額の決定について、平成３０年７月１８日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成２９年９月１９日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、菊池市泗水町豊水の県道原植木線を消防団積載車で走行中、ポンプに結合していた吸管が外れ、結合部分の金具が対向車線を走行中の相手車両の右後方部に接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は３万４，１１０円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、議案書の１２１ページをお願いいたします。

報告第１９号、専決処分の報告についてでございます。

同じく地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

あけていただき１２２ページが、専決第９号専決処分書で、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、平成３０年８月６日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成３０年５月９日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、熊本県庁から帰る途中、左車線に車線変更をしようとしたところ、前方を走行していた車両が停止したことに気づくのがおくれたため、追突し、相手方車両の後部バンパーを損傷させ損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は２５万２６７円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、議案書の１２３ページをお願いいたします。

報告第２０号、専決処分の報告についてでございます。

同じく地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

あけていただき１２４ページが、専決第１０号専決処分書で、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、平成３０年８月１５日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成３０年６月２７日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、合志市内の県道住吉熊本線を走行中、前方で停車している車両に気づくのがおくれたため、追突し、相手方車両の後部バンパーを破損させ、相手方車両、相手方及び同乗者に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は３５万４，２９４円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

なお、本件処分に係る損害賠償の範囲は、物件損害に関するもののみでございま

して、今後、対人賠償に係る示談が整い次第、議会のほうに報告させていただく所存でございます。

以上、報告第１６号から報告第２０号までの報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　代表監査委員、宮川貞雄君。

［登壇］

○代表監査委員（宮川貞雄君）　財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付されました平成２９年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率及び公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、８月１日から８月７日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認めます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木議員。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　議案説明でお疲れのところ、大変申しわけございません。報告第１９号について質疑をさせていただきます。

報告第１８号、第２０号は、県道住吉熊本線、県道原植木線と、事故をやられたところの記載がされておりますが、報告第１９号につきましては、県庁に書類を提出して、帰庁の途中ということで、場所が記載されておりません。この場所はどこでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　場所ということで、東バイパスと北バイパスがございますけども、あのちょうど交差する付近というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　荒木議員。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　これは東バイパスと書けなかったんでしょうか。ほかのところは全部、住吉熊本線、原植木線と、大体地区というか、その事故をやったところを書くようになっているんですけども、書けなかったのか。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　済みません、書けなかったわけではございませんので、ちょっと書くのを忘れたのかなと思います。今後はそういうのを直していきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る９月３日午前１０時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、８月２９日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会　午前１１時１９分

第　２　号

９　月　３　日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

平成３０年９月３日（月曜日）午前１０時開議

第１　委員会付託

○

本日の会議に付した事件

日程第１　委員会付託

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　俊介　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	中村　隆純　君
経済部長	谷田　修　君
建設部長	淵邉　政博　君
七城支所長	楳田　邦昭　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	坂本　忠弘　君
財政課長	上田　敏雄　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	大山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	清田　幸臣　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松原　憲一　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立願います。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　委員会付託

○議長（柁原賢一君）　日程第１、委員会付託を行います。

議案第６８号から議案第９３号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成３０年第３回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件　　名
総務文教常任委員会	議案第７０号	菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第７１号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第７２号	菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第７３号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第７４号	菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第９３号	財産の譲渡について
福祉厚生常任委員会	議案第６８号	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定について
	議案第７５号	菊池市立診療所の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
経済建設常任委員会	議案第６９号	菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定について

付託委員会	議案番号	件　　名
予算決算常任委員会	議案第７６号	平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）
	議案第７７号	平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第７８号	平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７９号	平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第８０号	平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第８１号	平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）
	議案第８２号	平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第８３号	平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８４号	平成２９年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８５号	平成２９年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８６号	平成２９年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８７号	平成２９年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８８号	平成２９年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８９号	平成２９年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第９０号	平成２９年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第９１号	平成２９年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第９２号	平成２９年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（柁原賢一君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、９月４日の午前１０時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午前１０時０１分

第　３　号

９　月　４　日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

平成３０年９月４日（火曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

○

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　俊介　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	中村　隆純　君
経済部長	谷田　修　君
建設部長	淵邉　政博　君
七城支所長	楳田　邦昭　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	坂本　忠弘　君
財政課長	上田　敏雄　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	大山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	清田　幸臣　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松原　憲一　君
議会係長	安武　則貴　君

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　皆さん、おはようございます。ことしの夏は、平成最後の夏でございました。そして、異常な夏でございました。猛暑により熱中症で亡くなられる方が過去最高を記録したり、豪雨災害で各地で大変な被害が出ております。また、現在も台風が２１号ですか、上陸しております。台風が大変多い年でありました。また、本市も何度か最高気温で全国に放送されておりました。記録にも記憶にも残る大変だった夏もようやく過ぎ、朝晩涼しくなり、過ごしやすくなりました。やっと自分の好きな季節が来たなと喜びながら、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、菊池の観光振興についてお伺いします。

軽トラ朝市が終了するということで、今後の展開はということで、お聞きします。

また、次に、夏祭り花火大会開催のごみ処理について、この２点についてお伺いしたいと思います。

１０年間続いた軽トラ朝市が７月２２日をもって終了することを突然お聞きしまして、驚いたところでございました。市商店会連合会が運営母体となり、連合会や商工会等でつくる実行委員会で、毎月第４日曜日に開催されておりました。中止の理由はさまざまありましょうが、要は、資金が続かなかったためのようで、一番頭の痛いところでございます。

出店者の中には、採算が合わなくても、市の活性化のためにと出店されたり、お客さんが待っておられるからと、採算を度外視して出店されている方もおられたのではないでしょうか。また、市民の皆さんも喜んで参加していたのではないでしょうか。私の孫も毎回楽しみにしておりました。

この事態を市として何もしなくていいのでしょうか。せっかく１０年間続いた催

しがなくなっていいのでしょうか。連合会の元会長も存続に協力したいと新聞紙上でコメントされております。

そこで、軽トラ朝市の存続に、市の活性化の意味からも協力をする考えはないか、市長にお聞きしたいと思います。

８月１８日の熊日紙上にも、小国町で３４年間続いた朝市が８月２５日をもって閉店する記事も載っておりました。菊池市とは異なる朝市ですが、小国は出店者の高齢化が主な原因のようです。理由はどうあれ、中止するのは余りよくない、気がめいるような話でございました。

次に、花火大会時のごみ処理についてお伺いしたいと思います。

花火大会の折、私は、夕方６時から８時までの２時間、中央通りの公園ですか、ちょっとした、椅子に座り人の流れを眺めておりました。目の前に筒状のたばこの灰皿が置いてありました。その灰皿には、ごみを捨てないように、菊池市の可燃物を入れる赤い袋がかぶせてありました。すると、ごみを捨てに次々と灰皿をのぞきに来られました。そして、捨てようとされるので、すみません、これはごみ箱ではございませんと声をかけると、立ち去られます。しかし、ごみ箱と思い、次から次へとごみを捨てようと人が来られました。

私の座っておる目的は、花火にどれだけの人が集い、年代はどの世代が多いかを観測しようと椅子に座っておりましたが、ここを離れたらごみを捨てられると思い、離れられなくなりました。そこに座っている目的が変わってしまいました。ごみを捨てに来られる人を眺めていると、中には手前から投げる人もおられました。相当な数の人に、ここはごみ捨て場ではありませんよと声をかける羽目になりました。しかし、私がいる間、ごみを捨てることはなく、きれいなままでございました。

８時になり、地区でお疲れさんの打ち上げ会がありますので、その場を離れました。しかし、打ち上げのさなかもごみのことが気になりまして、花火大会が終わり、人の流れが途絶え、飾り物の撤収作業に入る前に現場を見に行きました。びっくりです。ごみの山になっておりました。人がいないと、こんなふうになるんだなと落胆いたしました。

前置きが長くなりましたが、花火大会時のごみ箱の設置をお願いしたいと思いますが、いかがですか。それとも、店を出されている方々に、ごみ箱を店の前に設置して回収をお願いすることができないか、伺いたいと思います。このことは市民の皆様方からも話が出ておりましたので、質問させていただきました。

ついでに紹介しますと、息子たち夫婦が山鹿市の花火大会、植木町の花火大会に行ったときはごみ箱が設置してあり、そこに人を配置し、分別して捨ててもらうようになっていたそうです。また、私の地元であります水迫地区で、８月１８日、夏

祭りがございましたが、その折も分別してごみを捨てるよう、大きなごみ箱を幾つも設置してありました。

これらのことから、どうにか対策ができないか、お伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　皆様、改めまして、おはようございます。ただいまの城議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の軽トラ朝市のご質問についてでございますが、軽トラ朝市は、商店会連合会の発案により、湯ったり・軽トラ朝市実行委員会が組織され、平成２１年１０月より、毎月第４日曜日に商店街の活性化を目的とし、中央通りを歩行者天国として開催されておりました。

本市としましても軽トラ朝市は、市内の商工業者が連携し、店舗と来店客とのコミュニケーションが生まれ、まちの賑わい創出につながり、産業振興及び商店街の活性化が図られることから、平成２２年度より、事業費の２分の１を事務局であります商工会に対して補助しておりました。

出店者数は、平成２２年の月平均７４件をピークに、その後、年々減少し、平成２９年度では月平均３８件となり、原因としましては、特に商店街内部からの出店者、地元出店者等の減少とのことでございました。

また、運営するための自己資金の問題もあり、本来の目的である商店街の機能強化・活性化・自主性を維持することが難しくなり、本年７月開催を最後に事業が終了したとのことです。

ご質問の軽トラ朝市にかわるまちなかの賑わいづくりの取り組みとしましては、いろいろなアイデアが出されると思います。現在実施しております商工会若手リーダー候補によるキーパーソン事業もその一つであると思っております。そのほかにも、まちなかの賑わいにつながり、商店街が活性化するような継続的な事業提案がある場合は、市としましても協力、支援してまいりたいと考えております。

次に、２点目の夏まつりにおけるごみ処理対策につきましてお答えさせていただきます。

出店事業者に対しましては、事前に菊池市祭実行委員会から、各自でごみ処理を行うように指導しているところでございます。

また、来場される方につきましては、個々の責任において、ごみ処理をお願いしているところでございます。

ご意見がありました露店が並ぶ中央通り商店街一帯につきましては、ごみ箱を設置しますと、におい等の問題もあるため、設置しておりませんでした。

ごみ処理につきましては、夏まつりの当日のイベント終了後及び翌日早朝に花火大会会場周辺のごみ清掃を行っております。

また、中央通り商店街一帯につきましては、出店終了後に出店箇所周辺のごみ拾いを出店者が行っておられます。

さらに、翌日は早朝から、祭実行委員会を初め、商工会職員、市役所職員、ボランティアとしてシルバー人材センター会員などの協力により分別収集による清掃を行っているところでございます。

ご紹介がありました近隣の山鹿市、植木町の花火大会におきましては、各運営組織においてごみ箱が設置されておりますが、大会会場が河川敷などの広場であり、燃えるごみ、ペットボトル、缶・瓶などに分別したごみ処理が行われており、投棄対策としては、ある程度の効果が見込めるとのことでした。

次年度のごみ処理対策としましては、露店が並ぶ中央通り商店街一帯につきましては、出店要件として、ごみ袋の用意と当日の処理を義務づけたいと考えております。

また、会場周辺につきましては、来場される方に対しては、アナウンスによりごみの減量化のためのごみの持ち帰りをお願いすることや、分別によるごみ箱の設置など、ごみの適正な処理方法については、今後、祭実行委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　それでは、１番の軽トラ朝市の終了のことで再質問させていただきますけども、今度、来年、市民広場ができ上がり、また、そことの関連で何かできないかなとか思います。何か提案があって、よかったら協力されるということでありますので、みんなで協議しながら、存続に向けて頑張っていただきたいと思います。

また、ごみの問題は、出店者にもお願いすると。また、市民の皆さんにも周知するということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、市長が思われる、この軽トラ朝市の中止についての思いと、また、活性化について、何か市長の思いがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆様、おはようございます。城議員のほうから軽トラ朝市にかわるものとして、今後についての私の考えということでございました。

軽トラ朝市は、私から見ますと、大変定着して、市民の皆様も大変毎月楽しみにされていたというふうに思います。私も行事等が重ならない限りは極力顔を出して、皆様と一緒に買い物を楽しむということでやってきたわけでございますけども、それだけ定着をしていただけに、事業が突然終了しましたことは、私としても大変驚きでありまして、残念に思っておるところでございます。

ただし、今、商工会の若手の皆様も、それにかわる新たな企画提案を検討されているということでございますので、地域活性化につながるものとして、大変期待をしているところでございます。

この新しい事業についても、やはり、ぜひとも長続きするということは非常に重要な要素であろうと思いますので、なるべく多くの商工関係者の方々を巻き込みながら、必要であれば、ユーザーに当たる市民の皆さんの声も生かしながら、ぜひ、まちなかの賑わいにつながる永続性のある事業を期待しているところでございます。そのような事業提案がございましたならば、私どもとしても、できる限りの支援、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　では、市長に期待いたしまして、次に行きます。

市役所における障がい者雇用についてということで、障害者雇用促進法に基づいた雇用がなされているかということでお伺いしようと思っております。

中央省庁で障がい者雇用の水増しの疑いがある旨、報道が何回もあっておりました。中央省庁だけではなく、静岡、島根、佐賀、長崎など各県でも水増しがあっているようです。故意ではないにしろ、そうなれば障がい者の方々の雇用は実際の数字と異なり、はるかに少なく、法律違反もいいところではないかと思います。各県で障がい者雇用に当たり、確認が、自己申告や過去の面接、健康状態などの人事情報や面接など、まちまちの確認でやっておられたようでございます。また、手帳の確認などもせずに雇用し、数字合わせのために、深く調べもせずに報告していたという事例でございます。

本市は、障害者雇用促進法にのっとり雇用をされているかと、一般質問で、きょうですけども、どうですかと聞こうと思ったら、１人おられたということで、８月２８日の全員協議会の中で、市長のほうから１名の方が確認不足で該当されるとの報告がありました。

そこで、全員協議会で報告された現在の障がい者の方の雇用の現状についてお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　改めまして、おはようございます。それでは、市役所におきます障がい者雇用の状況についてお答えしたいと思います。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障がい者の職業の安定を図ることを目的としまして、障がい者雇用率を設定し、事業主に対して障がい者の雇用義務を課しております。

現在の法定雇用率は、国、地方公共団体が２．５％、民間企業が２．２％とされております。

対象となる障がい者の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、確認の方法は、障害者手帳及び身体障害者については、指定医の診断書等によって確認し、その写しを備えることとされております。

法定雇用率の報告においては、市長部局と教育委員会部局を個々に報告する必要があります。本市の本年度６月１日現在での実雇用率として、市長部局が２．７％、教育委員会部局が１．９％と報告しておりました。

今回、国や他の自治体における障がい者の雇用率に係る報道を受けまして、現在把握している本市職員の障がい者の状況について、要件となります身体障害者手帳等の所持の再点検を行っております。

その結果、市長部局の１名について、国がガイドラインで定めている障害者手帳の確認ではなく、医療機関の診断書や病状の聞き取りにより雇用率算定に計上しておりました。これにつきましては、申しわけなく、おわびするしかないかなと思います。その他の対象者につきましては、手帳の確認ができております。

また、教育委員会部局においては、対象者全て障害者手帳の確認ができておるところでございます。

市長部局において、この１名を除いて実際の雇用率を再計算しますと、２．４６％ということになりまして、法定率の２．５％を０．０４％下回ることになります。

しかしながら、法に基づく取り扱いに関する労働局からの通知では、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数がゼロ人となることがあり、この場合、法定雇用率達成となると明記されております。

不足数を計算しますと、不足数はゼロということで、法定雇用率を達成していることとなります。

また、教育委員会部局につきましても、法定雇用率を０．６％下回っておりますが、算出の結果、市長部局と同様に、障がい者雇用の不足数はゼロとなりまして、

法定雇用率は達成しておるというような状況でございます。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　法定雇用数には達しているということで、私はちょっとこれでいいのかなという思いもしますけども、いずれにしろ、このことについて市長に伺いたいと思いますが、このことは水増しにはならない、また、法律違反にはならないという市長の認識でございましょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　今回の統計結果についての見解を述べよということでございますが、表面的に２．５％という数字を下回っているわけでございますけども、先ほど部長が申し上げましたとおり、これは国の定義がございまして、母数に２．５％を掛けて小数が出る場合がございます。これは基準の人数でございますけども、例えば１００人の組織でありますと、公的機関の場合は２．５％を達成しなさいと言われているわけです。そうすると２．５人が必要なわけですが、０．５人という人数は存在しませんので、その場合は小数以下は切り捨てなさいという指示になっておりまして、つまり、２人が満たすべき人員ということになるわけであります。私どもは、それに対して２人を、これは例でありますけども、２人をとれば法定を満たしているということになりますが、比率でいきますと、０．５人切り捨てておりますので、１００人に対して２人とっていますから、２％ということになるんですね。これが実は、じゃあ、表面、基準を満たしていないじゃないかということになりますが、そうではなくて、実数で満たしなさいという定義でございますので、水増しあるいはその法律違反ということにはなりません。

ただし、一つ、ガイドラインでは、この雇用する対象の方を必ず障害者手帳で確認しなさいと言われておりまして、お一人については、これが確認ができていなかったという事実がございましたので、その点は大いに反省していかなければならないというふうに思いますが、法定雇用率の算定においては基準を満たしているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　障がい者行政に襟を正して取り組まれますよう強く求め、次の質問に行きたいと思います。

東京オリンピック・パラリンピックについてということで、聖火リレーの誘致に

ついてということでお伺いしたいと思います。

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、地方に住んでおりますと、盛り上がりがいま一つではないかと思います。そこで、聖火リレーが全国を回るようになっておりますので、また、熊本は５月の連休中ではないかと思いますが、熊本を走る際、本市を通過していただき、市民の皆様にも聖火のトーチを掲げリレーしていただければ、オリンピックに対する市民の皆様の盛り上がりも最高潮になるのではないかと思います。

私が考えるに、玉名市は「マラソンの父」金栗四三の生誕地であり、玉名市はリレーのコースに入るのではないかと考えます。年末、金栗四三さんをモデルにした大河ドラマ「いだてん」の撮影が行われておりますが、５月、うちの永山地区でも金栗四三さんの生家などの撮影がされております。

そこで、伺いますが、聖火リレーの誘致に向けて、県へ働きかけをされているのか。

２番目に、聖火のルート選定に向けた取り組みはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　改めまして、おはようございます。それでは、城議員ご質問の聖火リレーの誘致についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の２０２０年東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの誘致に向けての動きにつきまして、お答えをさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の発表では、聖火リレーは、２０２０年３月２６日に福島県をスタートし、４７都道府県を１１４日かけて回り、熊本県では、２０２０年５月６日から７日の２日間にわたって行われる予定となっております。

ルートにつきましては、東京２０２０オリンピック聖火リレー熊本県実行委員会が非公開でルートの選定を行い、オリンピック・パラリンピック組織委員会並びにＩＯＣにおいて決定をされるということになっております。

また、ルートについて、県は招致希望調査は行わないとのことでございますが、先般、７月２５日、県庁におきまして東京オリンピック・パラリンピック担当者説明会が行われた際、会議の中で、聖火リレーの招致を希望する旨を県内で最初に手を挙げたところでございます。

しかし、県の担当者から、聖火リレーは、県内の多くの自治体が希望されており、

全ての市町村を回ることは大変難しいとのことでございました。

こういった状況ではございますが、今後、本市で開催できるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

２点目のルート選定の取り組みについてお答えをさせていただきます。

熊本県実行委員会の初会合が、先般、８月２４日に開催をされまして、その中でルート選定の基本的な考え方などが示されております。

示された内容では、できるだけ多くの人々が見に行くことができるルートで、安全かつ確実に聖火リレーが実施できる場所の中から、地域が国内外に誇る場所や地域の新たな一面を気づかせる場所、聖火が通ることによって人々に新たな希望を持たせることができる場所をピックアップしながら、１２月をめどに選定を行うということでございます。

このようなことから、本市もルートにふさわしい場所が多くあると思っておりますので、熊本県実行委員会に提案をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　「いだてん」の放送で県北の観光振興をということで、市議会議長会が県に要望書も出しておられます。そういう意味でも、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

また、私の思いは、菊池川流域北部３市（玉名・山鹿・菊池）を通るルートを県のほうにしっかり働きかけていただけないかなという思いがします。

そこで、聖火リレーの誘致に向けての市長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　聖火リレー誘致に向けた思いをということでございます。意気込みとしましては、先ほどの部長答弁にもありましたとおり、まず、ルートの選定自体は非公開で進められるわけでございますけども、本市としましても、菊池渓谷であるとか、あるいは菊池川流域の日本遺産の認定を受けたわけでもありますので、そうした観光資源をぜひＰＲする大きなチャンスと捉えて、聖火リレーが実現しますように、菊池を通れるように最善の努力を行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　それでは、次に行きます。

福祉施策についてということで、子育て・介護についてお伺いしたいと思います。

各種調査して見えてきた事柄の活用についてということで、私たち公明党が、全国の国会議員、地方議員をあわせて３，０００名おりますけども、ここで一斉に地域に飛び込み、子育て、介護、中小企業、防災・減災の４分野にわたって、アンケートを行いました。１００万人訪問調査運動ということで取り組んでまいりました。これは皆様の声を議会に届け、政策に反映できればとの思いで訪問調査を行いました。熊本は４月から６月までのアンケート調査が行われました。総計で、熊本県で７，０２５名の方から回答を得ました。私たちは５月に選挙がありましたので、余り調査はできませんでしたが、私個人としては１１５名の方から回答を得ました。

今回は、その中から子育てと介護で見えたものを紹介しながら、質問したいと思います。

子育ての中で、一番全国的に悩みが多いのは、進学費などに不安ということで、７割を超す皆様の不安があるようでございます。そこで、次に、現在の授業料、保育料の負担が重い。あわせて７割を超すということでありますけども、また、子育てと仕事の両立に関しても、今、働いていないが、今後は働きたいと。労働時間が長過ぎるとか、時間帯で休息をとりたいなど、柔軟な働き方を求める声が寄せられました。そのほかに、自由回答では、医療的なこと、しつけなど、２４時間相談できるプロがいれば、親として自信が持てるようになるとか、地域社会が希薄になり地域で子育てができない、地域で子育てする環境になってほしいなどの声が寄せられました。

そこで、お聞きしますが、経済的負担に対する子育て世代への今後の菊池市が考える支援の方向性をお示しいただければと思います。

次に、介護の調査を行いましたが、その介護での悩みについてを紹介したいと思います。

介護では、一番はやっぱりいざというときの相談先が一番困られているようになっております。それと家庭の負担が大きいと。それとか、課題をワンストップで１カ所で受けとめる取り組みなどの必要性が、そういうところが必要と。相談窓口が必要だという意見が大変多くございます。介護サービスを現在利用していない人からも、将来の不安としまして、自宅で介護サービスを利用したいが、この辺がどうなっているかも知りたいということもあっております。

そこで、１点目に、介護現場での雇用のことで聞きたいと思いますけども、外国人の雇用についてお伺いしたいと思います。

外国人を雇用したらどうかということで調査の中でしておりますと、言葉が通じ

れば等の条件つきで可であると回答が多かったのですが、この結果を市としてどう認識し、外国人を導入する意思があるかをお伺いしたいと思います。

次に、介護で、先ほど言いましたけど、家庭の不安、負担、また、介護の相談先に不安が多い結果でした。このことをどう認識されるか、お聞きしたいと思います。

３点目に、未利用者では、自分自身の介護保険料を知らないという人が多くおられました。このことをどう認識し、今後どうあるべきかと捉えるか、お聞きしたいと思います。

４点目に、地域包括ケアシステム等の認知度が低い結果が出ておりました。この結果を認識されて、認知度を上げる策があればお示しいただきたいと思います。

以上、４点についてお答えをお願いします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　改めまして、おはようございます。それでは、福祉政策についてのお尋ねだと思います。まず、子育てのほうからお答えさせていただきたいと思います。

子育てに関し、将来の経済的不安を懸念されている声があるということでございますが、子育てにおける経済的に支援する事業についてご説明させていただきたいと思います。

直接的に手当を支給する事業といたしましては、児童手当がございます。中学生までの保護者に対しての支給となりますが、平成２９年度では、２月末時点で３，４０５人に支給しておるところでございます。支給額は８億３，６０５万円でございます。

また、ひとり親などについて、児童扶養手当がございます。こちらは高校生までの保護者に対しての支給となりますが、平成２９年度は５４１人に支給しております。支給額は２億６，４４４万３，８７０円でございます。

また、本市独自の取り組みでございますが、多子世帯の３人目からは、すくすく子宝祝金を支給しております。平成２９年度は９８人に支給しております。支給額は１，１６０万円でございます。

次に、保護者が負担される費用に対しての助成事業になります。まず、子ども医療費の助成がございます。現在は中学生までの無料化を実施しております。助成額は１億８，５４４万２，４３７円でございます。

また、ひとり親家庭に対しましての医療費助成もございます。基本的には高校生までの児童、または親に対する助成でございますが、平成２９年度の資格対象者は１，６００人でございます。助成額は１，０６１万９，１８４円でございます。

最後に、保育料についてでございますが、基本的には所得に応じた設定となっておりますが、ひとり親などや多子世帯についての軽減措置がございます。

以上、当市で実施している事業につきましてはご説明いたしましたが、今後につきましても、これらの事業の充実を図りながら、子育て世代に対して支援を行っていきたいというふうに考えております。

次に、介護についてのご質問でございます。

まず、介護現場の外国人の雇用というところでございますが、現在、本市におきましても、介護保険事業所において人材不足で苦慮しているという状況にあることは認識しているところでございます。

これにつきましては、平成２８年度に介護職員の心身の負担軽減を図るため、国が行う介護ロボット導入の補助事業に取り組んだところでございます。

外国人の受け入れにつきましては、国では平成２０年に始まりましたＥＰＡ（経済連携協定）の枠組みの中で、介護士を目指す研修生の受け入れが始まっております。

さらに、平成２９年１１月から、新しく外国人技能実習制度の対象に介護職が追加されたところでございます。実習候補生の受け入れにつきましては、労働力不足への対応ではなく、技術や技能の移転を通して、発展途上国の発展に寄与するためのものでございますので、この制度にはさまざまな課題があるという声もございます。

熊本県では、平成２６年度よりＥＰＡに基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れる個々の施設に対しまして、研修費用や指導者派遣費用の助成を行っており、現在、県内の施設で４名の研修を受け入れているというふうにお聞きしております。

外国人介護士の受け入れにつきましては、施設の判断でございますので、市内施設が実際に雇用される場合には、事業者の受入運営方針や雇用体制を整える必要があり、課題である言葉の壁などを取り除きながら受け入れを進めていくという事業者の努力が必要と考えておるところでございます。

次の、介護者の負担で、相談先に不安があるというところでございますが、これは相談先がどこかわからないということではないかというふうに思っております。

介護の相談窓口につきましては、地域包括支援センターでございます。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が、おのおのの専門性を生かした相談対応をしております。

毎年、全世帯に包括支援センターのチラシを配布するとともに、民生委員さんの会合や出前講座などにおいて周知を図っているところでございます。

今後も、市広報やホームページ、出前講座などにおきまして、センターの周知を

図ってまいりたいと考えております。

次に、自分の介護保険料をご存じないというご質問でございますが、第１号被保険者であります６５歳以上の皆様の介護保険料につきましては、毎年７月に保険料の決定通知を行い、年金から納めていただきます特別徴収の方には年金機構から通知されまして、納付書での納付や講座での振り込みをいただく普通徴収の方には、７月から２月まで毎月納付書を送付しているところでございます。

第２号の被保険者である４０歳から６０歳までの皆様の介護保険料につきましては、社会保険加入者については事業主から、国民健康保険加入者については市が対応している状況でございます。

介護保険料は、介護保険事業を運営するに当たりまして必要不可欠な財源でございますので、今後も制度の周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、地域包括ケアシステムの認知度が低いというところでございます。一応認識はしておるところでございます。地域包括ケアシステムにつきましては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるシステムの実現によりまして、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするということを目的に、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策と連携、生活支援サービスの充実などを重点的に取り組むものでございます。

そのためには、平成２８年度に作成しました在宅医療・介護に関するパンフレットを用い、出前講座において周知しているところでございます。今後はさらにあらゆる場面におきまして、普及啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、教育部のほうから、教育委員会が子育てに関し経済的な援助を行っている事業について、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、高校や大学などに在学している市内在住の方を対象に、経済的な理由などにより修学困難な方に対して、学業に必要な資金として菊池市奨学資金貸付事業と菊池市教育振興基金奨学資金事業の二つの貸付型の奨学金制度がございます。

それぞれにつきまして、平成２９年度の実績といたしましては、菊池市奨学資金の貸付者が４７名で、貸付金額は２，４６４万８，０００円、菊池市教育振興基金

奨学資金事業が９名で、貸付金額は２８８万円となっております。

また、本年度から市民の皆様から期待の高かった返済の必要のない給付型の菊池市教育振興小川奨学金がいよいよスタートいたします。広く周知に努めますとともに、来月の１０月から募集をすることといたしております。

次に、小中学生を対象に、経済的理由によって就学が困難と認められる子どもたちの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の就学費用の一部を援助する菊池市就学援助費を支給いたしております。平成２９年度の実績といたしましては、支給児童生徒数６０８人、支給額５，０７２万５，８６２円となっております。

なお、本市の就学援助の認定基準につきましては、生活保護法に規定する基準額の１．３倍以下と規定をしておりまして、県内の他市と比べましてもすぐれた基準で運用をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　先ほど、城議員さんから介護保険料を知らないということでの、第２号被保険者であります保険者の年齢を「４０歳から６０歳」というふうにお答えしましたが、「４０歳から６４歳まで」でございます。訂正し、おわび申し上げます。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　お伺いしますと、手厚く結構されておるというのが見えてまいりましたけども、もしアンケートをしてみれば、なかなか市の思いとは違うところがあるんじゃないかという思いがしますけども、この子育てと介護は将来的に大変重要な問題でございますので、この私たちが行ったアンケート、先ほど紹介しましたけども、このことについて市長はどう思われるか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ただいま、私の見解をというご質問でございますけども、これは子育て支援策についてということで了解をいたします。

本市にとりまして、菊池市を担う子どもというのは、私どもの未来そのものでございますから、子どもの健やかな成長を願いまして、また、定住にもつながるということで、子育て支援策というものを重点施策の一つとして考えてきておるところでございます。

こうした子育て世代の方々というのは、まだまだ経済的基盤が充実していないという年代でもありますので、その軽減策として、従来からの子宝祝い金制度に加えまして、３子目以降の保育料の無料化を拡大するとか、あるいは、中学生までの子ども医療費の完全無料化といったことを実施してきたわけであります。

また、教育部門でも、空調設備、ＩＣＴ教育機材のいち早い整備等の関係も整えてまいりましたし、また、家庭の財政面でも、小川基金の拡充といったものを通じまして、いわば総合的に子育て環境を整備することで支援をしてきたところでございます。

今後についても、重点施策の一つとして、国や県の制度も活用しながら、子育て支援の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　それでは、次に行きます。

ふるさと納税について、その中の返礼品についてお伺いしたいと思います。

ふるさと納税が始まって１０年になるそうです。納税で寄附をすれば、年収や寄附額に応じて、所得税、住民税について税額控除が受けられるということであります。その上、寄附者に対して地元商品など返礼品として送られております。この返礼品の魅力がふるさと納税の拡充を大きく後押ししております。また、返礼品次第で実際の納税額が大きく異なっています。豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出し、総務省が返礼品の見直しを要請する事態になったこともございました。

そんな中、返礼品として、物ではなく、サービスを提供する自治体が出てきて、返礼品の内容に変化が見られるようになってきております。事例として、高齢者の見守り支援をしているところがございます。日本郵便は、昨年１０月から始めた訪問サービスをふるさと納税の返礼品として使えるようにしたようでございます。郵便局員が月１回高齢者の自宅を訪ねて、暮らしぶりを確認し、離れて暮らす家族に伝えるというものでございました。ただ、それに６０を超える自治体が返礼品の一つとして利用しているようでございます。

また、空き家になった実家の管理を所有者にかわって行うサービスを返礼品に加える自治体もふえてきているようでございます。内容は自治体によってさまざまですが、ＮＰＯ法人や民間事業者に委託して、敷地内の清掃、建物・外部の異常や劣化の確認、ごみ撤去、ポストの郵便物転送まで担うこともあるようでございます。いずれも物ではなく、サービスを提供する点は共通しており、とりわけ寄附者の悩みを解決する点が目を引きます。高齢者や空き地・空き家への取り組みは、自治体

としてもメリットがあるのではないでしょうか。いずれにしても、寄附に込められた善意に応えて、地域の発展や課題解決に結びつけるよう知恵を出して、双方にメリットがあり、最終的に市が潤う、もうけることが大事と考えます。

そこで、お聞きしますが、現在の菊池市のふるさと納税の現状はどうなっていますか。寄附の件数、金額、今、行われている返礼品の種類をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　改めまして、おはようございます。ただいまの城議員からのふるさと納税の現状についてということで、まずお答えしたいと思います。

寄附件数、寄附金額についてでございますが、３カ年分をお答えさせていただきます。平成２７年度は、寄附件数が３，８６４件で、金額は８，０４０万１０６円、平成２８年度は、熊本地震の復興支援分が多かったことからふえまして、寄附件数３万３，２４６件、金額が３億３，１４７万８，８０５円、平成２９年度は、寄附件数１万１，４２４件、金額が１億７，５２４万３，５３７円でございました。

今年度につきましては、７月末時点でございますけれども、寄附件数が１，８８６件、寄附金額が２，９９２万５，５００円となっております。

それと、返礼品についてでございますけれども、現時点におきましては、本市では、菊池まるごと市場との協力・連携により、お米、肉、野菜や果物といった生鮮食品、加工食品などの特産物を中心に１７１品の中からお選びいただくという形でやっておるものでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　先ほど、実際の事例等を紹介しましたが、荒尾市でも、８月２６日の新聞にも載っておりましたが、返礼品に家族の見守りということをやられているようでございます。

そして、私が思うに、納税者がリピーターにつながる返礼品がいいと思います。そこで、市は、８月１日、ソフトバンクと地域活性化包括連携協定を結ばれております。ソフトバンクとＩＣＴを利用した見守りなどの返礼品を考えたらいかがでしょうか。

そして、納税者がリピーターにつながる返礼品の開発を提案したいと思います。宮川代表監査委員のほうからも、ＩＣＴ等の情報を活用した全国的にも先駆ける各種政策の企画立案力の向上が求められると、一般・特会意見書の中で述べられてお

ります。市の見解をお示しください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　返礼品につきまして、ＩＣＴ等も活用してはどうかということでございますけれども、ソフトバンクとの連携の分は、これから具体のところを検討していくことになっておりますので、その分で、また今の時点では具体策というものはございません。

ただし、先ほど城議員からございましたように、特産品以外の返礼品につきましては、現在、協議・検討を進めておるところでございます。特に先ほどもご紹介ありましたけれども、郵便局の見守りサービスにつきましては、現在、日本郵政株式会社との具体的な協議も行っているところでございまして、できるだけ早い時期に導入したいというふうに考えております。

それから、リピーターにつながる返礼品ということにつきましては、これまでも検討をということで話はしておりましたが、農業体験であったり、イデベンチャーなど、思い出に残る菊池ならではの体験型メニュー、それから、先ほどこれも城議員からご紹介ありました、故郷から遠く離れて暮らされていて、仕事、家庭の事情で帰省できない方にかわって、空き家の管理だったり、お墓のお掃除とか、そういったことを行うサービスの提供というのも考えて、今、検討をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　それともう一つ、この前、企画振興課のほうに行って提案したんですけども、熊本で暮らす高齢者のためのお役立ちサービスということで、一般社団法人で熊本市でやっておられるサービスがございます。ここに電話すれば、高齢者のほとんど全てのサービスが受けられるというシステムでされております。年間幾らということでされているんだろうと思いますけども、こういうのを利用する手はないかと思いますけども、ここをちょっと調べてくださいと言っておりましたが、調べてありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　今、城議員からお話あった分は、たしか熊本県で暮らす高齢者のためのお役立ちサービスということで、ちょっとまだいただいただけで、詳しいところは確認はしておりません。確かにいろんなサービスを受けるこ

とができるということで、メニューのほうは拝見させていただきました。ただ、本市の場合、まず、できることから取り組んでいきたいなということもございますので、まずは見守りサービス、郵便局のほう、それをまずは考えて、その後、ほかのサービスという点も、実際にやった状況を見ながら、また考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　市長に聞こうと思いましたけど、時間がございませんので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで城典臣君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１１時００分

開議　午前１１時０９分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　皆さん、おはようございます。議席番号６番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行います。

まず最初に、ＬＧＢＴの問題について質問をいたします。

人間の性には三つの要素があると言われ、一つ目は、体の性、生物学的性、二つ目が意識の性、性自認、三つ目が欲望の性、性的指向ということになります。多くの人は特に疑問に思うこともなく、異性との関係で、この三つの性を受容しています。しかし、同じ人間だからといって、異性が好きで当然だとか、好きにならなければならないということではありません。同性を好きになったり、男性、女性の両方を好きになったりする人たちも存在します。

また、自分が意識する性と体の性の関係は実に多様です。多くの人は、自分の性意識は生殖器と一致しますが、中には精巣や男性器を持ちながら、意識としては女性という人もいたり、また、その逆もあります。身体の性そのものに違和感を持ったりする人もいます。こういう人たちを性的マイノリティといいます。ＬＧＢＴは性的マイノリティの総称で、それぞれ該当する言葉の頭文字をとった用語です。Ｌはレズビアン、女性同性愛者、Ｇはゲイ、男性同性愛者、Ｂはバイセクシャル、男

性も女性も好きになる人、Ｔはトランスジェンダー、身体の性と意識の性が一致しなかったり、自分の身体の性に違和感を覚えたりする人です。

日本にはＬＧＢＴの人たちはどのくらいいるのでしょうか。必ずしも正確な数とは言えませんが、ある民間の調査等では、電通総研による２０１５年の調査では、７．６％がＬＧＢＴに該当するという結果が出ています。１３人に１人、単純ではありますが、菊池市の人口で言うと、単純に計算すると約３，７００人の方がＬＧＢＴに該当するということになります。

また、これも代表するものではありませんが、回収率が高い調査としては、三重県の男女共同参画センターが調査を行った昨年１０月から１２月にかけて、三重県公立高校に在籍する２年生の生徒を対象に行ったアンケートがあります。全日制の生徒１万５６０人のうち、９０．３％の生徒から回答が回収されました。そのうち、「体の性と心の性が一致しており恋愛対象は異性」と回答したのは８８．５％で、無回答などを除いた残りは１０％にも上っております。

しかし、身近にいるなら、今までに会ったことがあるはず、もっと会ったはずがある、そう思われる方も多いと思います。しかし、今回、質問を準備するに当たって、改めて感じたことは、セクシュアルマイノリティは、見た目だけではなかなかわからないことが多い。いない、会ったことがないではなく、気づいていないだけというのが正確であるということです。

セクシュアルマイノリティも住みやすい熊本を実現するための活動をするグループくまにじの会がことし行ったアンケートでは、２７４人の熊本県、または、以前熊本県に住んたことがあるセクシュアルマイノリティの方の回答が寄せられております。このうち熊本市在住は１２３人で４５％でした。つまり、このアンケート調査結果からも、ＬＧＢＴの当事者は県内でも中心部の熊本市だけの問題ではないということです。

全国では、渋谷区や世田谷区など地方自治体のパートナーシップ制度の導入が始まっています。現在、九つの自治体で導入が始まり、また、既にさいたま市や長崎市など、新たに九つの自治体で導入の可能性が生まれています。

そこで、最初の質問に入ります。

一つ目は、菊池市におけるＬＧＢＴの施策の現状と、具体的な取り組みとしてどのようなことが行われているかという点についてお聞きします。

二つ目は、学校現場において、この問題の理解促進の取り組みの状況と課題についてお聞きします。

以上、２点について、１回目の質問とします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　ＬＧＢＴに関します計画等の位置づけと、市の取り組みということでお答えしたいと思います。

まず、ＬＧＢＴに関する位置づけとしまして、各種の計画がございますけども、第２次の菊池市総合計画後期基本計画には「ＬＧＢＴなど多様化する人権問題に対して、正しく理解するための啓発活動や研修事業、また、相談や支援体制の充実に向けた取り組みを推進します」というふうに位置づけております。

また、菊池市男女共同参画計画、２０１５年～２０２１年までの計画でございますけども「高齢者・障がい者・外国人等の女性及び性的マイノリティにおいては、さらに困難な状況に置かれている場合もあります。このような困難な状況に置かれている人に対しても、男女共同参画の視点に立ち安心して暮らせる環境づくりが必要です」としております。

また、現在、菊池市人権教育・啓発基本計画では、その他さまざまな人権課題としまして「同性愛者への差別といった性的指向に係る新たな人権問題が発生し始めています。こういった問題について、市民の正しい理解と認識、さらには問題解決に向けて、積極的な態度を養うことが必要です」というふうにしております。

このように、ＬＧＢＴに関する正しい理解と相談体制などの環境づくりを到達点としているかなというふうに思っております。

また、現在、人権に関する市民意識調査を行っております。この結果を受けて、来年度に菊池市人権教育・啓発基本計画の改定を行う予定でございます。人権の重要課題としまして、さまざまな人権課題の中で、ＬＧＢＴとの見出しを出して取り組む必要があるかなというふうに思っております。

続いて、市の取り組みということでございます。

人権啓発リーフレット「ふるさと」というのを出しておりますけども、この中で、表紙にレインボーフラッグを掲げまして、性的少数者の人権として、ＬＧＢＴの説明であるとか、性的少数者に関し、どのような問題が起きているかなどを取り上げて、本年２月に全戸配布をいたしまして周知を図っております。

また、本年２月には、これは菊池郡市同和問題に取り組む企業連絡協議会研修会において「『性別違和感を乗り越えて』多様な個性が輝く社会」と題しまして、一般社団法人日本ＬＧＢＴ協会代表理事、清水展人さんに、性的少数者の生きづらさや苦悩など、当事者の声として講演をいただいております。

さらに、１２月８日、土曜日になりますけども、に開催いたします第１３回菊池市人権フェスティバルでもＬＧＢＴに関する講演会を予定しているところでございます。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、教育部のほうから、学校現場の取り組み、課題についてお答えをさせていただきたいと思います。

文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について、教職員の理解を促進することを目的とした教職員向けの周知資料を平成２８年４月に公表し、本市におきましても、その資料を使った現場教職員への周知を行ってまいったところでございます。

特に、養護教諭の先生方を中心としました研修会におきましては、昨年度に引き続き本年度もＬＧＢＴに関する研修を行っております。

また、菊池市人権・同和教育推進協議会学校教育部会でも、現場の先生方を対象にＬＧＢＴについての教育講演会を行ったところです。

これらの研修とともに、児童・生徒理解、性教育の研修の時間において、各学校でＬＧＢＴの研修や文部科学省により示された教職員向け資料の徹底、保護者への講演会などを進めることといたしております。

学校では、健康診断や宿泊を伴う行事等において、児童・生徒の困り感がつかめる機会でもありますので、受診場所やトイレ、更衣室、風呂場の利用の仕方について、丁寧に聞き取り、個に応じたきめ細やかな対応を行っているところでございます。

課題といたしましては、困り感を持っている児童・生徒からの訴えが少ない状況が考えられます。このことを踏まえ、ＬＧＢＴの対象となる児童・生徒の認識が学校の教職員や保護者間で十分に共有できていない可能性があることを前提に、引き続き研修に努めるとともに、窓口対応の担当を設置するなど、子どもたちにもわかりやすい相談体制について検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　市全体のほうでは、教育委員会の発行の、人権啓発を目的としたリーフレット「ふるさと」での特集が行われていたり、そして、第２次後期総合計画や人権教育・啓発計画でもこの問題が触れられてはいますが、今、お聞きする中では、その位置づけというものがまだ弱いということを率直に感じます。

いかなる性指向、性自認であっても、個人を尊重することの明示を条例や計画、プラン、指針、宣言などの文章で明確に行い、より具体的な施策の記載をすべきであります。

来年、見直しが行われるという人権教育・啓発計画の中に、きちんと人権の一つの柱としてＬＧＢＴの問題を位置づけるべきであることを要望しておきます。

そこで、１点目の質問に対して、再質問をいたします。

当事者の方が市民生活上、どのような不利益、不便性をこうむっているかを知るために、行政内の各部署への調査を行うべきであると思います。これまで、どのような相談、意見及び要望が寄せられたことがあるのか、それに対しどのような対応がされたのかについて、速やかに全庁に調査をすべきであると思いますが、どうでしょうか。

二つ目は、一般窓口での適切な対応を行うために、対応指針の作成と職員を対象にした研修を行う必要があると思いますが、どうでしょうか。

以上、２点再質問をいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、ＬＧＢＴに関する庁内の調査ということでございます。

現在、人権啓発課が主管というふうになっておりますけども、ＬＧＢＴに関する相談は寄せられていないのが、今、現状でございます。

今後、各部署に対しまして、ＬＧＢＴに関する相談や意見が寄せられていないかの調査を行いたいというふうに思っております。

また、研修等でございますけども、当事者が抱えます悩みや生活上の困り感について、職員が理解し、行政職員として基礎知識や、相談上で気をつけることなど、行政職員に求められる対応や支援のあり方について、職員を対象としました研修を行い、職員の意識の向上を図りたいというふうに思っております。

また、今後、窓口対応の指針となるようなマニュアルの作成も必要となるというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　調査をしたいという答弁でしたが、この調査は行政がこの問題を把握する上での出発点です。ぜひ早急に実施をしてほしいです。もちろんその内容の取り扱いにおいては、慎重に取り扱い、不用意にオープンにすることのないようにすべきであることをつけ加えておきます。

次に、対応指針の作成と研修についても、意識向上のために研修等を行っていきたい、指針の作成に努めていきたいということであります。法律上の性別と見た目の性別が異なる人が窓口に来たとき、また、同性のパートナーがいることがわかっ

たときなどに、窓口の職員が偏見なく適切な対応ができているか、異性愛者だと決めつけて対応するなどして、真実を言えなくしていないか、つらい思いをさせていないかなど、この適切な対応は特別な相談窓口ではなく、むしろ一般の行政窓口で行政サービスが適用できることが重要です。

ここで、さきに紹介しました、くまにじが行ったアンケートに寄せられたある一人の方の声を紹介させていただきます。

期日前投票に行った際、本人確認をするときに、本人ですと言い張ってもだめでした。たしか免許証も見せました。仕方なく性同一性障害なんですと言わないといけないときがありました。そんなに大きな声では言えないので、実はと話したのですが、その職員さんが大きな声で復唱したので、もう逃げ出したいと思いました。それが一番困りました。恥ずかしかったです。こういう声が実際にアンケートでは寄せられております。

行政窓口での適切な対応が行われるためにも、指針の作成と職員の研修は大切です。取り組みが先行している自治体の施策は、まず職員の研修を行っているのが普通です。最近、職員向けのサポートハンドブックを作成した熊本市は、ことしに入って、管理職を対象にした研修と、窓口業務を担当する職員を対象にした研修を計２回行っています。

この質問を私が準備するに当たって、先ほど紹介したくまにじメンバーの方にお話を、実際お伺いをいたしました。そのときにおっしゃられていたのは、市民向けの啓発も大事だが、まずは管理職を初めとした職員の研修が大事であるということです。

行政の取り組みをさらに進める上で、再度、質問をいたします。

一つ目は、行政に関する全書類を点検し、不要な性別欄を削除するということです。さまざまなアンケートから、ＬＧＢＴの当事者の方が、申請書などに性別欄があるために、窓口などで本人かどうかを疑われたり、不審に思われたりするなどのつらい思いをしているので、申請書などから性別欄を削除してほしいとの声は多く聞かれております。申請書や発行書類について、法的に義務づけられたものや、事実上、必要とするものを除いて、必要のない性別欄を削除すべきと思いますが、どうでしょうか。

二つ目は、公共施設での性別を問わず利用できるトイレの設置についてです。住宅設備大手の民間会社と特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが、１０代以上のＬＧＢＴ当事者を対象に行ったアンケートでは、ＬＧＢＴの５２．７％、トランスジェンダーの６４．９％が、職場や学校などでのトイレ使用に困る、ストレスを感じるとの結果が出ています。実際にアンケートでも、トイレで二度見、三度見され

るなどの声も出ております。現在、ＬＧＢＴの取り組みを進めている自治体では、車椅子マークの表示のみだった多目的トイレを、どなたでもご利用できますという表示にさらに変更しております。本市でもこのような取り組みを進めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　現在、各課の窓口にございます申請書であるとか、届出書の書類については、性別の記載があるもの、ないものがいっぱいございます。

今後、性別記載欄の考え方を示した上で、各部署で取り扱う申請書や届出書などの書類の性別記載欄の有無に関する調査を実施しまして、審査などに不要と考えられるような性別記載欄は見直しを行っていきたいというふうに思っております。

また、庁舎のトイレの件でございますけども、本市の市庁舎内の多目的トイレについては、車椅子の表示のみというふうになっております。その他の施設も含めまして、他市町村の先進的な取り組みを参考にしながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　書類の性別欄の削除については、調査をして見直しを進めるとの答弁でした。ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

ちなみに、熊本市では、もう既に期日前の投票の宣誓書の欄には、性別欄は削除をされております。また、同じ熊本市でも、ことしから採用試験の書類の性別欄は記入が任意というふうになっているということです。

ちなみに、印鑑登録証明については、２０１５年６月時点で、全国１，７４０自治体のうち、性別欄の記入がないのは１９８自治体、性別欄記載をするかどうかを本人に委ねているのが２自治体となっています。性別欄を省略することは可能であるとの通知も２０１６年１２月に総務省から出されております。

また、健康保険証のように性別欄を削除できなくても、保険証の裏面の記載などに個別対応ができるものについては、ぜひ個別対応をしていってほしい。そして、対応が可能であることをホームページへの掲載や、窓口などで掲示するなどを行い、当事者が情報にアクセスできるように案内することも重要であると思います。

トイレについてですが、他の先進自治体も見ながら、検討を進めていきたいという答弁でありました。表記の内容に関しては、いろいろな当事者の方や支援者の方にお話を伺うと、ＬＧＢＴのシンボルマークであるレインボーフラッグ、これが表

記されているトイレも自治体によってはあるんですけども、これは逆に、当事者が利用しづらい表記になるケースであるという声もお聞きしましたので、表記に関しては、当事者や支援者の方の意見も参考にして、慎重にどういう表記にするかは進めていただきたいと思っております。

次に、２点目に、最初に質問いたしました学校現場の点について、再質問をいたします。

１回目の答弁で、研修については養護教諭を中心に行っているとのことでした。また、課題については、困り感を持っている生徒からの訴えが少ない。正しい認識、共有ができていないとの答弁でした。私はこの点が非常に重要であると思います。

宝塚大学看護学部の日高教授が行ったゲイ・バイセクシャル男性のインターネット調査、これ、２０１５年に行われているんですけども、その中で、自殺を考えたという方は６５％、自殺未遂が１４％にも上っている結果が出ています。どの調査でも、ＬＧＢＴの子どもたちは差別やいじめの被害の経験の割合がとても高く、自殺率がとても高いという調査結果が出ております。こういった調査のもとで、国も２０１２年の自殺総合対策大綱の、自殺を予防するための当面の重点施策の中に、教職員に対する普及啓発等の実施の中で、「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」と書かれてあります。

ＬＧＢＴに関する情報は、おもしろおかしく脚色して伝えられていることもあり、信頼できる情報であるか注意が必要です。正しい知識のもとに、正しく理解することが何よりも大切であります。まずは学校現場でもきちんと知ること、それが学校におけるＬＧＢＴの存在を深く理解、支援することにつながります。そのためにも、今の研修のレベルではなく、今後、さらに学校現場での改めての研修を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

また、子どもたちの中で、正しい理解を深めるという点では、学校の図書室に関係書籍を置いていくことを提案しますが、どうでしょうか。

以上、２点お聞きします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、ただいまご質問がございました研修についてのご報告等をさせていただきたいと思います。

まずは、平成２８年に文部科学省から公表されました資料の中身を、再度、先ほど少しお話がありました校長・教頭の管理職と情報共有し、正しいＬＧＢＴに対する理解と教職員としての支援について徹底をしてまいりたいと考えております。

その上で、養護教諭部会や人権教育部会、生徒指導部会におきまして、先進地の例を参考にしながら、さらに研修を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、市の図書館には、既にＬＧＢＴに関する図書が導入をされております。学校にも保健室や図書室において図書の導入が始まっているところでございます。

今後も、関連図書の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　先進地を参考にして研修を進めていきたいという答弁がありました。私もさまざまインターネット等で見ましたけれども、倉敷市教育委員会などは、非常に性の多様性を考える上での基本的な考え方や、指導上のポイント、さらには授業実践の概要も紹介しているなど、先進地の取り組みはたくさんありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、先ほど部長答弁にもありましたけども、やはりこの研修の対象としても、重要になるのは校長先生などの管理職の先生方からだと思います。ぜひこの点も押さえて進めていただきたいと思います。

最後に、教育長と市長に、この問題についての見解と、この問題の今後取り組んでいく決意をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　教育長、渡邉和博君。

［登壇］

○教育長（渡邉和博君）　改めまして、おはようございます。今、東議員から、今後のＬＧＢＴについての展望、その思いということでお尋ねがありました。

教育部長の答弁でもありましたとおりに、ＬＧＢＴに関するさらなる理解促進について、やはり管理職を初めとする、そういう研修というのは非常に重要であるというふうに捉えております。それを初めにして、教職員の研修会や、あるいはＰＴＡも含めた講演会等を行うように、周知を進めていきたいというふうに思っております。

性的指向や性自認への無理解による、そのために起こるような差別やハラスメント等が起きないように、指導してまいりたいというふうに思っております。

研修の大切さを基本にしながら、正しい理解、認識のためを中心に据えた、今後も教職員の資質向上に努めて、適切に相談できる体制づくりと、全ての教職員が性の多様性を真剣に認め、受けとめる、そういう教育環境づくりを進めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、私のほうから、今後の取り組み等についての見解を申し述べたいというふうに思います。

これまで、人権に関するさまざまな報道なんかを見ておりますと、女性問題あるいは障がい者の方々、あるいは高齢者、子どもの人権といったことが多かったわけですが、昨今は、ご指摘のように、セクシュアルマイノリティに関するさまざまな報道も取り上げられているところでございます。

ＬＧＢＴなどの性的マイノリティの方々が抱える悩み、あるいは生活の困り感といったものについて、正しく理解して、支援していくことは重要であるというふうに認識しております。特に、現代社会というのは非常に複雑化しておりますので、多様性というものは、非常に社会の発展にとってもさまざまな視点をもたらすということで、活力にもつながるものだという考えを私は持っております。

したがいまして、セクシュアルマイノリティの方々のそれぞれの生き方の違いを認めて、尊重する社会というのが大変必要だというふうに考えておりまして、性的障がいや、あるいは性同一性障害を理由とする偏見、あるいは差別といったものをなくして、性の多様性を認め合って、誰もが自分らしく暮らせるように、多様性を尊重して、市民一人ひとりの人権が大切にされる、本当の意味での差別のない明るいまちづくりの実現を目指して、取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　ありがとうございます。教育長からも、市長からも、この問題への大変熱い決意が、今、お答えがありました。

世界では、今、先進国Ｇ７と言われる国では、カナダ、スペイン、フランス、イギリス、ドイツ、アメリカでは、ご承知のように、同性婚が可能となっています。イタリアでも、結婚はできませんが、婚姻とは別の制度で婚姻に準じた権利を保障しています。Ｇ７の中で、何も法的な保障がないのは日本だけです。アジアでも台湾では、ついに来年、２０１９年５月までに、この可能となる見込みであると報道がされておりました。

マイノリティ、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活をせざるを得なかったり、あるいは、差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できない社会は、健全な社

会とは言えません。逆に、先ほど市長もおっしゃられたように、マイノリティと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えます。

ＬＧＢＴの人権保障の課題は、性の多様性、つまり、全ての人がかかわる人権課題であります。私自身、これからも多様性を認め合える社会の実現に力を尽くす決意を述べて、次の質問に移ります。

次に、通学路等の安全対策について質問します。

ことし６月に、大阪北部地震で女子児童が倒れたブロック塀の犠牲となる痛ましい事故を受けて、国も緊急の調査に乗り出し、自治体でも緊急の点検や、新たな補助制度を創設する動きが広がっています。

そこで、質問します。

大阪北部地震後の市内小中学校通学路等の調査結果と、今後の対応についてお伺いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、議員ご質問の通学路等の調査結果と、今後の対応ということでお答えをさせていただきたいと思います。

お話がありましたとおり、ことし６月に発生しました大阪北部地震のブロック塀倒壊事件や、新潟で発生しました女児殺害事件などを受け、改めて通学路のブロック塀や白線及びグリーンベルト等の設置要望、並びに防犯カメラの設置についての追加調査を７月２７日まで実施をいたしております。

その調査結果について、１２項目に分け、それぞれの要望箇所数を報告したいと思います。

歩道設置が８カ所、道路改良・交差点改良が８カ所、道路の補修が４カ所、グリーンベルト・白線等の区画線が３３カ所、道路標識や注意看板が３カ所、ブロック塀が４１カ所、ブロック塀以外の危険物が１０カ所、防犯灯が１５カ所、防犯カメラが２カ所、信号機・ガードレール等の安全施設が９カ所、交通量の多い道路が１２カ所、その他が３カ所の合計１４８カ所ということでございました。

この調査結果をもとに、専門家の調査を必要とするブロック塀の箇所を除き、教育委員会、市及び県の道路管理者、警察、地域、ＰＴＡの関係者で、８月２１日までに現地にて合同点検を行い、点検結果の内容につきまして、現在、取りまとめを行っているところでございます。

今後は、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、通学路安全推進会議を開催して、各所管部署と協議を本年１０月上旬までに行い、対応可能な箇所につ

いて、各所管部署において緊急的なものは年度内での対応の実施が行われ、対応ができないものは、別途、予算での措置がなされていくものと考えております。

また、その後は、来年２月をめどに、対策状況につきまして、各所管部署から教育委員会へ報告いただくことといたしておりますので、３月から４月をめどに対策結果を各学校へ書面にて報告し、ホームページでも公表することといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今、さまざまな箇所、点検箇所の調査結果の報告がありました。私も７月に行われた総務文教委員会の所管事務調査での結果報告を受けて、可能な限り、危険箇所を見て回りました。かなり緊急性の高いところもあることを実感しました。

今回は、通学路等における民間ブロック塀または危険家屋について、絞って再質問をいたします。

まず１点目は、通学路等における民間ブロック塀の安全対策についてです。

国土交通省は、ことし６月２５日付の事務連絡で、県を通じて自治体の支援状況の調査を行い、あわせて、次の内容で連絡を各自治体に行っております。現行の国の補助制度として、ブロック塀等の撤去に係る支援について、防災・安全対策交付金等の効果促進事業の対象とすることが可能であるという内容です。

国土交通省住宅局は、自治体がこの交付金を活用するには、既に自治体が作成している基幹事業、住宅・建物安全ストック形成事業の効果促進事業に新たにブロック塀等の安全対策事業、これを記載することと、そして、県を通じて、この交付申請をするだけでよいという説明をしております。これは国の補助率は地方負担の２分の１です。例えば、工事費の３分の２を補助する自治体の場合は、国の補助が３分の１となるので、実質的な自治体負担は３分の１で済むことになります。

大阪堺市では、実際に指定通学路に面する６０センチを超える危険ブロック塀の撤去と、撤去後に設置する軽量フェンス等の設置に対する補助制度を創設しております。補助金は工事費の３分の２以内となっています。

菊池市でも、この効果促進事業に新たにブロック塀等の安全対策事業を記載し、国の補助制度を活用して補助を実施していくべきであると思いますが、どうでしょうか。

２点目は、危険家屋についてです。

先ほどの調査結果の中でも、指定通学路の中で、空き家の危険家屋の事例が報告

されております。この空き家の危険家屋については、昨年の一般質問でも取り上げましたが、特措法も活用して、少なくとも通学路においては、速やかに対策を講じていくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、２点を質問いたします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの議員ご質問の、国の社会資本整備交付金についてでございますけども、現在、要望を行っているところでございます。

また、通学路等にある危険空き家についてでございますが、これにつきましては、私有財産であることから、慎重に取り扱う必要がございます。そのため、対応方法につきましては、空家等対策協議会、その他関係機関と協議しながら、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　民間のブロック塀の安全対策については、要望を、今、上げているということでありましたので、ぜひ速やかに要望が通りましたら、市のほうでの要綱作成等に取りかかっていただきたいと思います。

撤去改修のためには多額の費用がかかります。所有者任せにするのではなく、行政が率先して点検し、財政援助も含めて促進を図ることが急務です。

さきの熊日新聞の報道によると、宇土市でも国のこの補助金を活用して、危険ブロック撤去補助制度を本年度中に創設するという報道がありました。また、菊陽町でも、民間の危険なブロック塀に対して、これは通学路に限らず、補助の条例制定をもう既に検討を行っているというふうにお聞きしております。

次に、危険家屋についてですが、答弁にあったように、私有財産であるということから、強制執行に関しては慎重に検討するということは大事ですが、それ以上に、子どもたちの通学路に関する案件は緊急性を重視していただき、早急な対応を求めます。

最後に、市長にお伺いします。

今回の市内の小中学校の通学路等の調査結果を受けて、国の補助制度も活用して、危険なブロック塀や空き家に関しては早急に対策を講じるべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　通学路の安全確保に対する今後の対策の考え方ということでございますが、何よりも子どもたちは本市の宝でありますので、子どもの安全ということを一番に考えていきたいというふうに思っております。

その中で、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムというもので、まずは全体観をもって、プライオリティにおいて着実に実施をしていきたいというふうに思っております。特に、そういう中で必要な箇所があれば、グリーンベルト等の見える化によりまして、恐らく効果的な対策にもつながると思いますし、あわせて、防犯灯、防犯カメラ等、総合的な通学路の安全対策を積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　総合的に対策を図っていきたいという答弁でありましたけれども、私、今回、質問の趣旨としましては、特に災害において、子どもたちの安全をしっかり守っていくという点で検討していただきたいと思います。災害に強い地域社会をつくっていくことは政治の大きな役割です。調査結果も出て、危険箇所が明らかになっています。さきの大阪の地震で人命が奪われるという事態も他人事ではありません。ためらうことなく対処することは地域の防災対策の基本です。この分野での自治体の長としての市長のリーダーシップを発揮していただきたい。このことを述べて、次の質問に移ります。

次に、児童館について質問をいたします。

児童館、児童センターは、児童福祉法に基づく厚生施設であり、児童に健全な遊び場を提供し、健康増進と情操を豊かにすることを目的につくられている施設であります。この問題では昨年１２月議会の一般質問でも行いましたが、再度、質問を行います。

まず最初に、菊池市内の児童館、児童センターの近年の利用状況と、今後の課題についてお聞きします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　児童館つきましては、議員おっしゃったとおり、児童福祉施設ということでございますけども、今ございます児童館が西部市民センターの２階に設置してございますので、管理につきましては人権啓発課のほうで担当しておりますので、総務のほうから回答させていただきます。

まず、児童館の利用状況についてでございますけども、平成２５年度から２９年度までの過去５年間の状況についてご報告させていただきます。平成２５年度が６，９３７名、平成２６年度が６，０６９名、平成２７年度が６，９２４名、平成２８年度が８，６９４名、平成２９年度が９，０７４名となっております。ここ一、二年において利用者は増加しているというふうな傾向でございます。

利用に当たりましては、登録をしていただいておりますので、登録者数を見てみますと、平成２９年度で乳幼児を含めまして３１３人でございました。本年度につきましては、７月末現在において２９２名というふうになっております。

また、利用者別で見ますと、全体の７割近くは近隣地域の児童でありますが、市内の各地域の子どもたちの利用もあっております。

次に、課題というところでございますけども、児童館は、先ほど議員がおっしゃったとおり、児童に健全な遊び場を提供し、子どもたちが心身ともに豊かな発達ができるように支援する施設でございます。各部屋には子どもたちが楽しく利用するための遊具等を備えておりますけれども、古くなっておりましたり、設備の一部が老朽化も見受けられておる状況でございますので、徐々に補充、購入等の整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今、過去５年間の利用状況について答弁がありましたが、年々利用者は増加をしています。この５年間で見ると、大まかにですけども約２倍近くの増加となっております。この点を踏まえると、課題について見えてくるのは、もちろん、今、部長答弁にもありましたように、備品等の整備も上げられますが、私はやはり計画的に児童館を増設していくことだと思います。

そこで、再質問をいたします。

市内１カ所しかない児童館を計画的に増設していくべきと思いますが、どうでしょうか。

また、現在開設されております西部市民センターの中にある児童館の開館が、土日に関しては、土曜日が隔週でしか開館しておらず、日曜日は閉館してる状況です。利用者の中からは、土日の開館を希望する声が上がっています。職員の増員も図って、土日の開館も検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、２点についてお聞きします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　お答えさせていただきます。

児童館の増設につきましては、平成２９年度の第４回定例会の東議員からの一般質問に対しまして答弁いたしましたとおり、現在、新たな増築等については考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　児童館の土日の開館はということのご質問であったと思います。

現在、児童厚生員としての資格を持った嘱託職員２名を雇用しまして開館をいたしております。土曜日については、隔週で開館をしております。夏休み、冬休み、春休み等の長期休暇期間については、毎週開館するように努めているところでございます。

土日の開館になりますと、資格を持った職員が必要となりますことであったり、１階が、先ほど申しましたように、隣保館という施設でございまして、施設の管理面から検討する必要があるかなというふうに思っております。そういうことで、現段階としましては、日曜日の開館は考えていないところでございます。

ただ、土曜日の開館につきましては、今後、市民のニーズ等も考えながら、利用しやすい施設となるように考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　増設については考えていないとの答弁でした。しかし、今、子どもたちの休日の遊び場、居場所の問題が切実となっています。ことしの夏にも見られるように、異常気象が続く中で、子どもたちが屋外で遊ぶことは大変難しい状況です。特に夏休みなどの長期休暇においては本当に切実です。

昨年、図書館もオープンしましたが、図書館だけで対応できるものではありません。また、放課後児童クラブの充実だけでも対応できるものでもありません。計画的に増設していけるように、直ちに検討していくべきであります。

また、土日の開館については、土曜日については考えていきたいという答弁でありましたので、まずは土曜日からでも全週開館できるように検討していただきたいと思います。

今回、ほかの自治体の状況も少し調べましたら、山鹿市、菊陽町も、土曜日は毎週開館をしております。合志市においては、通常は土曜日は毎週開館、日曜日も第２日曜日以外は開館しております。合志市は、夏休みなどの長期の休みにおいては日曜日が開館していませんが、それでも土曜日は毎週開館をしております。菊池市

でも職員の体制もとって、土日の開館を検討していくべきであることを最後に要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで東奈津子さんの質問は終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は１３時０分から開きます。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１１時５９分

開議　午後　零時５７分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一朗でございます。きょうは西郷どんを活用した観光戦略について質問をさせていただきます。きょうは龍郷町の柄のネクタイを締めて頑張っていきたいと思っております。

先日、８月１８・１９日に、友好都市である奄美大島龍郷町の交流会に、市長を初め８人の議員団で参加をさせていただきました。これは龍郷町主催で、明治維新１５０周年記念シンポジウム並びに西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言式典に招待されたからでございます。

少し中身を紹介させていただきますが、初めに、地元の小学生によるウエルカムコンサート、感動いたしました。第１部、志學館大学教授による基調講演で「『敬天愛人』の精神を現代へ」、第２部がさまざまな角度からパネルディスカッション、菊池からはパネリストとして、菊池源吾に学ぶ会副会長の津留さんが出られました。津留節が炸裂しました。司会はＮＨＫ鹿児島のアナウンサーでありました。第３部が西郷菊次郎を縁とした交流宣言式典でありました。交流宣言参加自治体はどこかと申しますと、台北駐福岡経済文化事務所から、そしてまた、京都市から、そして、鹿児島県薩摩町、さらに地元の鹿児島県龍郷町、そして、我が菊池市でありました。江頭市長も、津留氏も、しっかりと菊池市をアピールしていただきました。また、龍郷町からは、菊池市にサプライズとして、菊池源吾の名を冠した直筆のお手紙のレプリカをいただいております。

龍郷町において、私たち菊池市民との交流は、毎年、訪問するたびに龍郷町から大変歓迎されております。また、龍郷町の皆さんは、菊池源吾、すなわち、西郷隆盛のことを強い誇りとし、奄美の妻である愛加那さんや、息子の菊次郎のことも深く愛されていることがよく伝わってきます。

現在、本市七城町西郷区、まだ名前はついておりませんけども、西郷南洲公園と仮につけたいと思いますけれども、整備されております。私は、今回、龍郷町の交流会に参加して、本市も菊池一族の末裔である西郷隆盛を、今、大河ドラマ放映中のこのときに、もっと観光戦略として打って出て、西郷区をアピールしてもいいのではないかと考えました。私も現地を視察させていただきまして、大変きれいになっております。

初めに、西郷南洲公園の整備目的と現地の整備状況を述べてください。

２番目に、ハード面では、トイレ、駐車場が整備されておりますけれども、観光スポットとしての整備を、今後、予定しているのか、お答えをお願いしたいと思います。

２点お願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまのご質問の２点につきまして、私のほうで一括してお答えさせていただきます。

まず、１点目の公園整備の目的と状況についてということのご質問にお答えします。

現在、市が西郷区で整備している公園につきましては、市民の憩いの場及び周辺の史跡等を回遊する拠点として整備し、地域の活性化につながることを目的として、平成２７年度より事業に着手しております。

また、整備内容につきましては、芝生広場、ベンチ、トイレ、駐車場等を整備し、９月末の完成を予定しているところでございます。

次に、２点目の観光スポットとしての整備はとのご質問でございますが、現在放映中のＮＨＫの大河ドラマ「西郷どん」の主人公である西郷隆盛とのつながりは、菊池一族の歴史や菊池市をＰＲしていく上でも効果的な役割を担っているものと考えております。

今回の整備では、新たに駐車場やトイレ等を整備し、ハード面の整備を確保できたことから、今後は西郷家と菊池一族との歴史的な背景を知ることができる観光スポットとして、ソフト面での充実を図り、史跡めぐりやウオーキングコースに組み入れるなどとともに、観光パンフレットやホームページなどによりＰＲを継続してまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今、ハード面が整備され、ソフト面では、そういういろん

なパンフ、そして、そこでウオーキングをしていく一つの拠点にしていきたいというお答えがありましたけれども、やはり、それでは私としては観光スポットとしては薄いのではないかと、私なりには考えております。

現在、菊池市わいふ一番館では「西郷どんと菊池一族～そのルーツをたどる」ということを題して、現在、一番館で開催されております。議長のお許しを受けましたので、こういうパンフで、今、一番館でやっております。これも、幹部の皆様、議員の皆様、見に行かれた方、何人いるでしょうか。１１月３１日までやっておりますので、ぜひ行っていただければ、第２弾ですので、また内容的にもいいと思います。

また、そのほかに関連イベントとして「西郷隆盛と菊池の未来」と題して特別講演が全５回、今、３回ほどやられていると思います。２回か３回、私、１回ほど行きましたけれども、中身についてもすばらしい講師陣がおられますので、ぜひ参加していただきたい、そういう思いでございます。

毎年、龍郷町の方々も本市を訪れ、交流会がありますが、七城の西郷南洲公園に毎回案内していると聞いております。

今後、西郷菊次郎との縁ということで、京都や薩摩町、宜蘭市の方々も本市を訪れ、西郷南洲公園にも行くことだろうと思っております。私は、今回の整備、また、今後の整備に当たり、菊池源吾（西郷隆盛）ですけれども、その家族を写した記念看板やパネルを設置することで、龍郷町とより深く強い友好関係につながるとともに、西郷区の住民の皆さんも、西郷家や菊池源吾を通して菊池一族の歴史を知ることができ、誇りに思えると思います。西郷区から口コミで七城地区の皆さんにも菊池一族が浸透する機会が生まれるものと考えております。

菊池一族の歴史は、消えることのない菊池市民の誇りであってほしいので、今、整備中の西郷南洲公園が地域住民の憩いの場としての公園であるならば、ぜひ公園内に記念看板の設置を検討していただきたいと思いますが、見解をよろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、泉田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

幕末の英雄、西郷隆盛と菊池一族の関連につきましては、議員もご承知のとおり、菊池市初代則隆の子政隆が、菊池市七城町西郷地区増永城に居を構えたことが、西郷氏のはじまりと伝えられております。

隆盛は奄美大島の龍郷町に潜伏を命じられた際、菊池源吾と名乗っており、この

潜伏時代に島の女性、愛加那との間に菊次郎、菊草、後の菊子と申しますが、二人の子どもが生まれております。

菊池市では、西郷隆盛と龍郷町の愛加那たちとのつながりから、龍郷町と友好都市を結んでおり、互いに交流を深めているところでございます。

歴史を伝える看板設置の件につきましては、現在、増永城跡には史跡の説明板と西郷隆盛との関係性を紹介する説明板とが設置をされておりますが、激動の時代を生きた西郷隆盛と菊池市、龍郷町のつながりを多くの方に知っていただくために、どのような形で周知していけるのか、議員のご提案も含めて検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　検討していくということですけれども、前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

市長にも質問させていただきますけども、菊池源吾と西郷菊次郎など、歴史的背景に基づいた観光戦略をどのように考えているか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　西郷隆盛のつながりから菊池市の観光戦略をどう考えるかというご質問でございます。

先ほど来、ご指摘のように、西郷区の公園には、文豪の徳富蘇峰の書によりまして、西郷南洲祖先発祥の地という記念碑が建立されておるわけでございます。せんだって、奄美大島龍郷町に参りました折にも、まさに、この「西郷どん」のおかげで新しいつながりが広がってきたわけでございます。このチャンスというものを生かしていきたいというふうに考えております。

今般、そういうことで、西郷地区に公園を整備したわけでありますが、一つには、この記念碑をもととした歴史的な価値を強調しながら、西郷隆盛さんというのは非常に全国的にも知名度が高うございますので、そのファンの方々をこの菊池に引き寄せながら、なぜ西郷さんは菊池源吾と名乗ったのか。とりわけ奄美の時代というのは一番失意の時代でありましたから、彼の心のよりどころ、誇りを持ち続けることで失意の時代を乗り切ることができたんだと思うんですね。それだけ西郷さんの中に占める菊池一族の重みというものが伝わってくるわけでありますので、まさに、西郷隆盛ファンを菊池一族のファンにつなげていくということが、今後の菊池ファンにもつながってくるんではないかと。そういうことで、観光客の誘致にもつなげ

ていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　市長の思い、伝わりました。今回は看板設置ということでございましたけど、本当の私の願いというか、夢は、そこに菊池源吾という名前をつけた銅像が建つといいなと。そしてまた、そこにファミリーの銅像があれば、さらに全国から来るんだろうと。ただ、それには、まずは地元の盛り上がり、そして学術的な根拠、さまざまな角度から盛り上がりが必要だと思っております。これは私の夢でありますけれども、そういうものができればいいなと思っております。

次に行きたいと思います。職員派遣研修についてということでございます。

市の職員が、国の省庁や県や市町村、または民間に出向することがあると思います。出向の目的としては、違う組織の空気を吸うことによって、職員の成長を促すことや、出向先でのパイプを生かして、もとの職場に戻った後に、さまざまな情報を入手しやすくすることで、市の活性化につなげるということが上げられると思っております。

本市では、この出向による職員研修をどのような目的で、そしてまた、基本的なスタンスで行っているのか。また、ここ数年の職員の出向または派遣研修の状況をお答えください。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　本市職員の派遣状況ということで、本年度、平成３０年度についてお答えをしたいというふうに思います。

熊本県との相互人事交流といたしまして、熊本県市町村課へ１名、国及び関係機関への研修生といたしまして、経済産業省中小企業庁へ１名、熊本県市長会東京事務所へ１名、一般財団法人地域活性化センターへ１名、熊本大学熊本創生推進機構政策創造研究教育センターへ１名、公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団へ１名、その他関係機関への職員派遣といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合へ１名、菊池広域連合へ４名、それと菊池環境保全組合へ１名、合計１２名の職員を本市から派遣をいたしている状況でございます。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今現在１２名の派遣があるとお聞きしました。どれも重要な研修派遣だと思っておりますけれども、私が今回質問をするに当たって、龍郷町

に先般行かせていただいた折に、龍郷町の職員の方が案内していただきまして、姉妹交流、友好都市されているところの職員で交流できたらいいですねと、そういうような投げかけがありました。

そこで、今回の質問に至ったわけですけれども、姉妹交流都市の西米良と、友好都市の遠野市、龍郷町がありますが、これらの協定を結んでいるところに出向し、派遣研修ができないだろうかと思います。

遠野市とは、菊池一族がかつて遠野市に行ったという歴史的背景があって、友好都市になっております。また、龍郷町は、西郷隆盛が菊池一族の末裔ということで、かつて潜伏地として送られたという縁があります。このような起源となったことをさらに深め、今後の発展につなげていくために、ぜひ互いに職員間の出向をするべきであると考えておりますが、執行部の見解をお願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、職員派遣の目的といいますか、それをまずお答えして、議員が今お示しいただきました相互交流について、答弁させていただきたいと思います。

まず、職員の派遣研修につきましては、他の機関または団体等における、専門的かつ総合的な知識、技術並びに政策形成能力、法務能力の取得、向上などを目的に、職員の派遣を行っております。さまざまな価値観や専門性の高い知識・技術を学ぶことにより、職員が幅広い見地や経験を深める機会になっているものと考えております。

姉妹・友好都市との人事交流に関してのご提案でございますけども、相手方様もありますので、相互の交流のメリットをまずは見出す必要があるかなというふうに思っております。

また、先ほどお答えしましたように、現状の職員派遣の状況も多数行っておりますので、現段階では、姉妹・友好都市との人事交流については、考えを持ってはおりません。

職員派遣に関しての一つの提案として受けとめさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　まだ今現在は考えていないと。また、相手方もいることだからということでございますけれども、やはり現在は遠野市とも都市間交流の方々が交流されておりますし、また、友好都市のところにも、龍郷町にも行っておられ

ます。そういう意味で、そして経済効果も少しずつ生まれております。それが職員の方が行かれることによって、さらに深まり、そしてまた、いろんな情報をお互いが交流し合うということで、今後、非常に重要だと思っておりますので、ぜひこの提案を前向きに検討していただきたいと、そのように思っております。

次に行きます。あわせて、この職員だけじゃなくて、児童・生徒の交流、姉妹都市、友好都市との交流についてということで、児童・生徒が異なる文化や社会を経験することは、青少年期にとても大切なことであると思っております。出会うことの少ない人々と協力して何かをなし遂げたり、家庭や地域、学校生活から離れ、そこに住む人々との交流を通じて人間関係を広げることが、非常にとうとい経験だと思います。

地域間交流体験活動は、その重要な契機となると思います。その効果として、自分が住む地域と異なる地域について知るだけでなく、自分が住む地域を見詰め直し、そのよさを再発見するということがしばしば上げられております。

本市においても、今まで児童・生徒の交流をしてきていますが、合併後、どのような交流があったのか。それは姉妹都市、友好都市との交流だったのか。また、どのような効果なり、子どもたちの反応や感想や成長があったのか。それらをわかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、ご質問いただきました市内小中学校のこれまでの友好・姉妹都市との交流の取り組みについて、まずはお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国内におきましては、学校同士の交流といたしまして、姉妹都市の西米良村、村所小学校５年・６年生と隈府小学校の交流や、友好都市の龍郷町とは龍南中学校の２年生が修学旅行において七城中学校を訪ねられ、交流を行っております。

また、テレビ会議システムを活用し、西米良の村所小学校と隈府小学校、さらに友好都市の遠野市の遠野中学校と市内中学校の代表者とのテレビ会議による遠隔交流を実施した経緯がございます。

そのほか、社会教育関連といたしまして、平成２５年度には青少年育成キャンプを西米良村で実施をいたしました。

国外では、国際交流事業として、友好都市の韓国金堤市並びに清洲市と隔年で中学生のホームステイによる相互交流を過去４年にわたり実施した経緯がございます。

さらには、中国の泗水県との交流におきまして、過去に青少年卓球交流大会を本市で開催をいたしまして、泗水県の小中学生１０名と本市の中学生が親善試合を行

っております。また、平成２４年度には北京で開催をされました日中友好都市卓球交歓大会に本市から中学生２名が参加をして現地で交流をいたしております。

こういった交流につきましては、貴重な体験が子どもたちに得られたものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今、お答えの中で、西米良村と隈府小、また、中学校でも、それとテレビ会議ということで、そういうこともやられたと聞いております。でも、これは単発的なものであり、長くやっているわけではないということであると思います。

また、海外でも、韓国、泗水県とも交流をしていると言っておられますけれども、やはりこれももう四、五年途絶えているということで、非常に子どもたちの交流としては薄いものではないかというふうに思っております。

そういう意味では、やはりもう少し一歩踏み込んで、せっかく友好都市・姉妹都市がありますので、それを活用させていただきながら、修学旅行までということはなかなか難しいと思いますけれども、お互い、自然体験交流またはいろんなイベントの交流、歴史の交流、そういうものをやっていく必要があるんではないか。特に友好都市・姉妹都市の起こりを考えたときに、お互いの歴史から出発していると思います。そういう意味では、この友好都市・姉妹都市を最大限に活用して、子どもたちの交流をすればいいと思います。

ある議員からのアドバイスですけれども、海の子山の子ということで、海がないところの菊池市は海に行き、山が少ないところは山に行き、雪が少ないところは雪を体験すると。そういう、とにかくないものをお互いに経験して、お互いの交流を深めて、相互交流をしていけばという思いですので、教育長、その思いを込めて、ちょっと、見解をお伺いしたいと思いますけども、お願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育長、渡邉和博君。

［登壇］

○教育長（渡邉和博君）　子どもたちの交流についての思いということでお尋ねでございますので、お答えいたします。

まず、友好都市・姉妹都市があるということは、非常にありがたい環境だなというふうに思っております。小学生、中学生のころの感受性が豊かな時期に、異なる文化、歴史、習慣等に触れるということは、大変重要なことであるというふうに考えております。生まれ育った菊池市を再認識しながら、同世代の子どもたちと友好

を深めるということは、青少年のリーダーとしての資質の向上のためにも有効な手段であるというふうに思っております。

以前は、先ほどありましたように、国際的な交流も行われておりましたけど、社会経済や文化のグローバル化の進展が急速に拡大する現代において、広い視野を持つと同時に、異文化や異なる価値観を持つ人々といかに共生していくかということを学ぶということも、児童・生徒にとっては、今後、非常に大事なことになってくるというふうに感じています。

ただ、いろんな場面とか、時間的なこと等によりまして、さまざまな課題もあるのではないかなというふうに思いますので、いろんな関係団体とも相談してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　教育長のご意見を聞かせていただきまして、非常に重要であるということであります。ただ、いろんな制約がありますので、やはり民間団体、いろんな各種団体を活用させていただきながら、考えていくということであります。まずは、やはり民間団体の交流が重要だと思っております。それで、できれば都市間交流等が行っておられますんで、そういう団体等のご指導を受けながら、活用させていただきながら、子どもたちにもそういう一緒に参加できるような、そして、さらには子どもたちへの補助制度、特典制度、そういうものを要望して、次の質問に入らせていただきます。

次に、児童虐待防止対策についてということで、児童虐待防止対策の強化について質問させていただきます。

本年、東京都目黒区で両親から虐待を受け、５歳の女の子が死亡するという痛ましい事件が発生しました。今回の事案は、国が平成２８年、２９年と連続して児童福祉法を改正して、児童虐待防止法を強化しているとともに、児童相談所や警察が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。

全国の児童相談所が児童虐待の相談や通告に対応した件数が、昨年は約１３万件となり、２７年連続で過去最多を更新しました。内容別では、心理的虐待５４％、身体的虐待２４．８％、育児放棄２０％、そして、性的虐待１．２％であります。また、虐待で死亡した子どもは、２０１６年で７７人いるということで、一番その中で多く亡くなったのがゼロ歳児ということでございます。私にも小さい孫がおります。本当に心が痛みます。

課題として、支援に地域差があるということで、相談できる機関が少ないと。そ

して、小児精神科が少ない。少年事件、虐待事件の弁護士が少ないという課題、そして、虐待から子どもの命を救うためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが重要であり、そのためには児童相談所のみならず、市や地域における家庭訪問が極めて重要であると思います。

児童相談所は、県に２カ所と熊本市に１カ所で、熊本県内には３カ所あります。児童福祉法に基づき、都道府県や政令市などに設置する専門機関でありますが、自治体でも独自に子どもの安全確認強化に乗り出しているところがあります。兵庫県明石市であります。平成１４年度から市内の全ての子どもに会うと。こどもスマイル１００％プロジェクトを展開し、乳幼児健診を受けていない家庭は虐待のリスクがあるとして、市の保健師らが家庭訪問を続け、本人に会うことを徹底しております。必要に応じて警察や児童相談所とも連携をとっているということであります。会えないままだと問題を見過ごす可能性があるからであります。何が何でも顔を見ることが大事であります。

本市においては、子育て支援課に家庭児童相談員がいますので、そこが窓口になっております。孤立した親子に寄り添う支援こそが必要なのであり、市がその役割を担っていかなければならないと思うのであります。地域に近い基礎自治体こそがしっかり支援しないといけないと感じております。

虐待防止には、関係する他の機関があります。例えば医師会、保育園、小学校、民生委員、警察、法務局等と協力が必要であります。また、児童相談所の支援を受けている家庭が転居してきた際、危機感や支援状況が確実に、そして迅速に引き継げるような見直し強化が必要であると思っております。例えば、乳幼児健診を受けていない子どもや、福祉サービス等を利用していない、また、幼稚園や保育園に通っていない等で安全が確認できていない子どもたちは、陰に隠れた虐待の可能性が高いのではないかと思っております。

本市の過去５年ぐらいの虐待の状況と対策を質問します。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　それでは、本市におけます児童虐待の状況と、その取り組みの状況についてお答えさせていただきます。

まず、本市におけます児童虐待の相談件数は、平成２５年度３５件、平成２６年度２４件、平成２７年度４２件、平成２８年度２８件、平成２９年度５８件と、増加傾向にございます。

昨年度に相談のありました５８件の虐待の種類につきましては、子どもの目の前で配偶者に暴力を振るう、言葉によるおどし等の「心理的虐待」が２５件、食事を

与えない、ひどく不潔にするなどの「ネグレクト」が２３件、殴る、蹴る等の「身体的虐待」が９件、「性的虐待」が１件となっております。

虐待を受けた児童を安全のために緊急に親から引き離す必要がある場合につきましては、一時保護所などで保護をいたしておりますが、昨年度は、親の養育能力や、生活環境に問題があった児童を、出産と同時に保護したケースなどが２件ございました。

児童虐待に対する取り組みでございますが、児童福祉法では、市町村は、虐待の未然防止や早期発見・早期対応のほかに、住民の身近な場所での相談支援機関として位置づけられておりまして、本市は、議員さんがおっしゃいましたように、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置しまして、家庭児童相談員２名と女性相談員１名を配置しまして、虐待を含めた児童や家庭のさまざまな相談に対応をしているところでございます。

また、警察や児童相談所、学校・保育所、医療機関などの関係団体からなります要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会を設置しまして、情報共有や支援内容の検討を行うことで、虐待を含めた支援が必要な児童の早期発見、適切な保護や対応を行っているところでございます。

虐待の未然防止につきましては、核家族化やひとり親家庭の増加や、地域でのかかわりが薄れていく中で、子育ての不安や負担、家庭内での深刻な悩みを抱えるなど、虐待のリスクを抱える家庭が増加していることから、妊娠届けなど早い時期に、気になる情報を関係部署で共有し、健康推進課の保健師によります乳児全戸訪問や乳幼児健診での相談・支援を行うとともに、養育支援訪問やつどいの広場、保育所入所等の子育て支援サービスにつなげるなどの支援を行っておるところでございます。

またことしは、目黒区の虐待死亡事案を受けまして、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催されました。児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を国や自治体、関係機関が一体となって取り組むこととされました。

その一環として、現在、市では、乳幼児健診の未受診者や、未就園・不就学児童で福祉サービスを利用していないなど、安全確認ができていない児童の状況の調査を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今、部長の答弁で、さまざまな機関が情報を共有しながら、未然に防ぐ方法に取り組んでいるということを伺いました。これはもう本当に何が

正解ということではありません。やはりそういう細かいところに手探りで考えていくと。そしてまた、見つけていくということが重要になってくると思いますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

子どもは社会の宝、未来の宝という考えに立ち、児童虐待防止対策について、あらゆる手だてを尽くさなければならないと思っております。

最後に、教育長の見解をお伺いします。

○議長（柁原賢一君）　教育長、渡邉和博君。

［登壇］

○教育長（渡邉和博君）　今のご質問にお答えいたします。

今ありましたように、全国的にも、あるいは菊池市内におきましても、児童虐待の相談件数が増加しておりまして、とうとい子どもの命が失われるということは、まことに痛ましいことであります。

今後といたしましても、虐待の未然防止を第一に考えまして、リスクの高い家庭への支援を行うと同時に、児童虐待が発生したり、あるいは前兆が見られた場合、子どもの安全確保を最優先に考えて、必要な場合にはすぐに介入し、一時保護を行う等、今後も虐待防止の事例が発生しないように、関係機関、さまざまなご紹介がありましたけれども、その関係機関と対応していくということで、全体で児童虐待を防止するという認識のもとに力を入れていけたらというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　よろしくお願いします。

それでは最後に、結婚新生活支援事業についてということで、これは内閣府の事業で、結婚新生活支援事業がございます。これは地域少子化対策重点推進交付金といいまして、新婚世帯に最大３０万円支援しますという内容でございます。背景として、希望出生率１．８人の実現に向けて、若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、ニッポン一億総活躍プランにおいても、結婚に伴う新生活支援などの先進的取り組みの展開が進められているということでございます。

新婚世帯への支援を要する理由としては、結婚に踏み切れない主な要因としてどういうのがあるかといいますと、結婚資金がないと答えた人は、男女ともに４２％から４３％でございます。結婚生活の住居のお金がないと答えた人は、男性が２０％、女性が１５％であります。また、結婚を希望する人の行政に実施してほしい取り組みの１位は安定した雇用、２位は夫婦がともに働き続けられるような職場環

境の充実、そして、３位は結婚や住宅に対する資金貸与や補助・支援であります。

具体的にどのような内容かといいますと、結婚に伴う経済的負担を軽減するために、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる新居の家賃や、引っ越し費用等を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による最大３０万円の支援額の２分の１を補助するというものでございます。対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が３４歳以下かつ世帯所得が３４０万円未満の、新規に婚姻した世帯になっております。

実際、この結婚新生活支援事業を実施している市町村は、本年８月２１日現在、全国で２５７カ所あります。熊本県を調べてみますと、荒尾市、玉名市、玉東町、高森町、水上村の５カ所が取り組んでおります。

若い世代が結婚したくても、経済的な理由で足踏みをしているカップルがいれば応援したいと考えますが、菊池市がこの結婚新生活支援事業を実施していく考えがあるか、質問をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　ただいまのご質問につきましては、地域の少子化対策事業ということで行われておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

ご質問の事業についての取り組み状況といたしましては、現在、本市では実施しておりません。

先ほど泉田議員も言われましたとおり、現在実施している事業としましては、就農定着及び農業後継者の育成の支援事業としての結婚祝い金の交付や、移住定住支援としての婚活事業を実施しているところでございます。

ご質問の結婚新生活支援事業につきましては、国の少子化対策として実施されておりますが、県内での実施市町村の数も少数でありまして、その状況や効果等の検証も必要と考えております。実施するに当たりましては、慎重な審議が必要と考えておりますので、現段階での実施は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　内閣府でこういう事業があるということのご紹介と、また、ぜひそういうものを活用して、我が市もやっていただければと要望して、終わらせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　これで泉田栄一朗君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時４５分

開議　午後１時５４分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

本日は、旭志地域の人口増につながる国道３２５号沿線の開発について、獣医について、最後に、市道について、質問をしていきます。

私、旭志小学校、中学校の入学式、また、卒業式に出席するたび、ＰＴＡの皆さんから、せめて２クラスぐらいはできないものかと、２クラスぐらいは欲しいという話をよく聞くところでございます。私の時代は３クラスほどありましたから、クラスがえなどがあったわけです。クラスがえの時期などは、やはりわくわくどきどきというものを経験できたところでございます。３クラスありましたから、あの子と一緒になりたいななどと思い、淡い青い春の思い出もあります。そういうわくわく感とか、淡い思いなどを経験できない、１クラスでは経験できないわけでございます。そういう青春の思い出もなかなか乏しくなってしまうということは、非常に残念なことであると思っております。

旭志地域の人口増につながる国道３２５号沿線の開発について質問していきますけれども、８月の区長文書におきまして「農振除外等の申し出受け付けを一時停止します」という回覧が回っていましたが、この回覧は、平成２９年度から行われる全体見直し作業とどのような関連があるのか、また、その全体見直し業務の現在の進捗状況についてお伺いします。

それから、市も、不動産の人たちも、ここなら宅地に向いているんじゃないかなというふうな話ができたときに、竜門ダムの配管というのは、いろんなそういう開発に影響を与えるのかということをまず最初の質問にします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの水上議員のご質問にお答えします。

まず、１点目の農業振興地域のことだったかと思いますが、農業振興地域整備計画は、土地の農業上の有効活用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的として策定するものです。その中で、農用地区域は、今後おおむね１０年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地で、農業外の土地利用の規制がされる区域となります。この計画を情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、本市では、農業振興地域整備計画について、法令及び通達に基づき、おおむね５年ごとに全体見直しを行ってまいりました。

今回、回覧でお知らせしました個別見直しとは、全体見直しの際に予測し得なかった事態の発生など特別の事情があり、かつ緊急を要する案件についてのみ、毎年５月と１１月の年２回、案件ごとに個別の見直しを実施するものです。

平成２９年度から３年間をかけて進めております、この全体見直し作業につきましては、最終年度の１年間は、平成３０年度に作成します基礎資料や整備計画の素案をもとに県との協議を行って、本市の農振農用地の面積を確定し、整備計画を策定しなければなりません。そのため、平成３１年度の個別見直しによる農振除外等の申し出受け付けを一時停止するものでございます。

次に、全体見直し業務の進捗状況についてでございますが、平成２９年度の主な業務は、農地の地番情報の整備と農用地区域内の現況が山林などになっている農地の現地調査を行っております。

本年度の主な業務は、地元の農業者の方や区長の皆様から意見を伺うための意見交換会の開催を予定しております。それに並行しまして、整備計画の基礎資料や農用地区域図などの素案作成を計画しております。

また、平成３１年度におきましては、その素案に基づき県との事前協議を行い、その後、法定協議を経て、新たな整備計画を策定することとなります。

次に、２点目の菊池台地の配管が開発に影響を与えるかどうかのご質問につきましては、管理者である旭志村土地改良区及び菊池台地用水土地改良区に確認しましたところ、農用地区域の全体見直しにおいて農用地から除外され、農地転用が許可された場合、当該組合員が転用決済金を支払い、開発時に配管を撤去していただければ、開発に影響を与えることはないとのことでございました。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　今、農振全体見直しで、現地調査ということで、区長、農業委員とか、土地改良のほうの話を聞いているということが言われましたけれども、ぜひとも、そういうふうな方向で、その地域の人を中に入れた全体見直しをぜひとも

やっていただきたい。そういう足跡が余り感じられないような今までの全体見直しだったかなという思いがありますので、その辺はぜひお願いしておきたいと思います。

私の同級生の子どもさんが結婚されて、その子どもも生まれ、若夫婦さんが、私の同級生に合志のほうに家を建てたいと親に言ってきたので、国道３２５号はどうなっているんだというふうな形で私のところに話に来られました。親としてはなるだけ旭志地域に家を建てろと、今言っているんだと言っておられました。私の同級生も３２５号沿いの生まれで、育ちも３２５号沿線でございますので、３２５号沿線なら通勤にも便利だから、もう少し待っていろと言っているんだというふうに、私の同級生は今現在言っておるということでございます。

旭志地域以外の人からも、国道３２５号沿線の開発は、菊池市全体の活性化にもなると思うという声をよく聞くところでございます。あそこの道の駅あたりからだったら、空港まで１５分、大津駅、光の森までも１０分ほどという、非常に交通の便がいいところでございますので、旭志地域外の人たちも国道３２５号沿いの開発を望むという声が上がっているのはよく聞く話でございます。

そこで、先ほども言いましたけれども、この全体見直しにどういう考えで臨むのか。委託とか、コンサルとか、その辺に任せっきりになるのか。それとも、市が真正面からこの全体見直しに向かっていくのか。どういう考えで臨むのかという質問と、その国道３２５号沿いのどういう開発をしたらいいのか、工場、商店、その辺も含めて、不動産の人たちと一回話を、開発について話をしてみてはいかがでしょうかと思うんですけれども、その辺を質問といたします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　まず、１点目の見直しの方針だったかと思いますが、お答えさせていただきます。

今回の農業振興地域整備計画の全体見直しでは、農用地の再評価を行い、農業上の利用が見込まれない山林、原野及び小規模農地等や農業以外の土地需要との調整を図り、具体的な開発計画地を農用地区域から除外する一方で、土地改良事業等を実施し、農業の近代化を図る土地や、地域の農業振興のため農用地区域として一体的に保全する必要がある土地などを農用地区域に編入するものです。

また、多くの農地は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の補助金対象農地であるため、その利用に関する地元の農業者の方々の意向を踏まえた上で、計画を策定する方針としております。

さらに、今回の全体見直しでは、優良農地の保全と同時に本市の振興を図るため、

現在、抱えています人口減少問題などを視野に入れた見直し計画を地元の意見を踏まえながら県と協議してまいりたいと考えております。

次に、国道３２５号沿線の土地について、宅地開発等の計画に適している等の調査を不動産業者に依頼できないかとのご質問ですが、現在のところ、調査を依頼することは考えておりませんが、市としましても、宅地として人口増につながる区域や商工業地として適した区域について検討を行っているところでございます。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　国道３２５号の沿線ということで、今回はちょっと幅広く質問していきますけれども、沿線には、もちろん山林、それと農用地外、２種農地等があります。かなり開発しやすいという条件のところになります。そういうところをまずちょっと見に行こうと、視察してみようという形をとってほしいと思いますので、具体的に場所を申しますと、あさひが丘荘ですね、介護施設の南側といいますか、裏側になるんですけれども、２町ほどの農振外というか、農用地外の２種農地が広がっております。その周りに山林もありますから、ぜひ視察して、旭志の発展につながる、まず入り口に立ってほしいと思います。そこをまず部長に質問します。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまご提案がありました地域につきましては、農振農用地区域外の農地でございまして、宅地転用が可能と思われる地域でございます。農地転用の際には農地法による転用許可が必要でありますし、また、山林の開発につきましては林地開発許可等が必要になりますので、開発等の相談がある場合は、必要に応じて現地を確認したいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　市長に質問ですけれども、平成２８年１２月議会で同じような質問をしております。人口問題と旭志の国道３２５号周辺の開発について、市長に対し「人口減少に歯どめをかけるために、国道３２５号周辺の宅地開発が必要と考えるが、どうか」「旭志地域の発展はもとより、菊池市全体の活性化につながると思うが」という質問をさせていただいております。

市長答弁として「国道３２５号沿いの開発が、本市のさらなる振興・発展を図る上で必要であると判断される場合には、今後は農振計画の全体見直しも控えているので、県と十分協議を重ねながら、可能な限り調整に努めてまいりたい」という答弁をされております。

市長の現在の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　国道３２５号沿いの開発に関する今後の考え方ということでございます。

部長答弁で述べましたとおり、平成２９年度から農振計画の全体見直しに着手して、今、進めているところでございます。

お尋ねの国道３２５号沿いの開発についての考え方というのは、私は従来と変わっておりません。空港にも近うございますし、また、県が企業誘致を行っている菊池テクノパークがございますし、また、計画中の中九州横断道路にも、恐らくかなり近い位置にあるというふうに思いますので、まさに、これから本市の振興・発展の一つの鍵となる地域だろうというふうに思っているところです。

今後につきましては、事業者からの要望や計画も考慮しまして、現在行っている全体見直し作業において、本市としての振興・発展のために必要な区域を選定して、県との協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　全体見直しは５年に１回でございますので、なかなかそういうチャンスは余りそんなにないわけでございます。そういう全体見直しの期間をぜひとも人口増にプラスになる、先ほど申し上げましたが、入り口にして前に進んでいただきたい。

私も、その１町の畑の中の真ん中の２反を農振がえしろというようなことは言っていません。やはり平成２８年の１２月と同じ質問の中で、やはりゾーニングというものを考えて、計画的にその商工を発展させる地域とか、農地としてきちっとトウモロコシ、野菜あたりをつくっていく地域とか、そしてまた、子どもさんを小学校、中学校に行かせるために、若者世代を入れる宅地とか、そういうふうに、ぜひともゾーニングの可能性を探ってほしいという思いであります。

農地というものは、きちっと守っていかなければならないというのは十分認識しております。しかし、農家の子どもさんは横ばい、もしくはもうどっちかいうと減少ぎみでございます。そういう農家の子どもさんが一緒に小学校に通学する仲間、そういう人たちをやっぱりふやさなければ、農家の人たちも喜ばないと私は思っております。そういう難しい問題ではありますけれども、そういうものが現実となって宅地化ができ、子どもたちが旭志小学校、旭志中学校に通うという姿を、もうい

つも思い浮かべているところでございます。そういうことで、ぜひとも今度の、今の全体見直し、人口増の入り口にぜひとも本市としても入って、一歩でも二歩でも踏み出してほしいという思いを持って、２番目の質問に入ります。

獣医について質問をします。

私も弱小の畜産農家でありますが、私のところにも主治医の獣医師がいます。その獣医師さんも現在５１歳ということで、若いころから来ていただいておりましたけども、５０歳を超えました。周りの獣医師さんも、顔ぶれを見ると７０歳前後の人が多いというのが現状です。最近、やっとＪＡのほうに２０歳代の若い人が１人は来てくれました。２０年ぶりぐらいかなという感じで見ています。

それでは、この菊池市関係にどれくらいの獣医さんがおられるのかをお示しください。

また、この畜産の盛んな菊池市において獣医が減ってしまうということは、畜産振興にマイナス材料であります。本市出身の獣医を育てるべきと思いますが、市の意気込みをお聞かせください。

なぜ獣医師が必要かというと、基幹産業が農業というこの菊池市の中で、全国での畜産産出額、また、農業産出額あたりの順位もわかればお示しください。

質問といたします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいま３点のご質問があったかと思います。

まず、１点目の獣医師の数について答弁させていただきます。

まず、本市に関係する獣医師の数でございますが、現在２６名の獣医師の方がおられます。このうちに、大動物系の産業動物獣医師が２３名、それから小動物系獣医師が３名ということになっております。

次に、議員から質問がありました本市の考え方でございますが、本市としても、市内で活躍されている産業動物獣医師の高齢化は進んでいるものと認識しております。将来における獣医師不足が懸念されるところでございます。

今後、本市のさらなる安定的な畜産振興を図る上では、獣医師の確保は避けて通れない課題であるというふうに考えております。そのため、県や関係機関からの情報収集に努めながら、必要に応じて連携してまいりたいと考えているところでございます。

３点目の本市の農業産出額についてでございますが、本年の３月に農林水産省が公表しました平成２８年度の本市の農業産出額としましては、全体で３８９億４，０００万円で、全国１，７０７自治体ある中で１７位となっております。

中でも畜産分野に限って申し上げますと、農業産出額２９５億１，０００万円で、本市全体の７５．８％を占め、全国第４位の産出額になっているところでございます。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　そういう３位とか、４位とか、非常に畜産においては全国でも上位という順位のところに位置しているところでございます。やはりそれならば獣医師を育てる責務があると思っています。

私のところに来る獣医師が、県、国に獣医を目指す大学生に就学資金みたいなものがありますよという話をしていました。どういうものかわかりませんけれども、中身がわかればお示しください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　将来的な獣医師の確保のために就学資金としまして、本県において、獣医師確保修学資金貸与事業というのがございます。これは、大学卒業後に県内で産業動物獣医師や県の公務員獣医師として将来働くことを希望する獣医学生に対し、公益社団法人熊本県畜産協会が事業主体となり、修学資金を貸与されるものでございます。

募集対象者は全国の獣医系大学生で、県の農林水産部獣医師職員を含む産業動物獣医師を目指す方には、１型の熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業が、県の健康福祉部や農林水産部の獣医師職員を目指す方には、２型の熊本県獣医師確保修学資金貸与事業があります。貸与額につきましては、１・２型とも国立大学が月額最大１０万円、私立大学では月額最大１８万円が貸与されます。

また、要件につきましては、大学卒業後２年以内に獣医師免許を取得し、就職指定機関に就職すること、さらに、就職指定機関に獣医師として従事した期間が、規定された期間を満たした場合、貸与金の返還が免除されることになっております。

参考までに、応募の出身県は問われませんが、本年度の募集人員は１型が４名、２型が１名の計５名となっております。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　国立で１０万円、私学で１８万円と、かなり思ったよりも高額の資金が、これはもちろん一月ですよね。一月１０万円、私学のほうが１８万円というある程度多額の資金が出ているなという思いでございますけれども、その資金は、熊本県独自のものなのか、ほかの県もやっておられるのか、県のお金でやって

おられるのかなという思いもありますけれども、平成２８年度から始まっていると聞きましたが、実際、この資金を受けて、獣医大を卒業された方、また、獣医大に入っている方、そういう人は実際におられるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　まず、１点目のご質問ですが、１型の熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業につきましては、国からの補助金が２分の１、残りの２分の１については県費が充てられております。また、２型の熊本県獣医師確保修学資金貸与事業につきましては、これは全額県費負担ということになっております。

それから、これまでどれだけ認定されているのかということかと思いますが、熊本県獣医師確保修学資金貸与事業は、平成２８年度から開始されており、これまで、１型・２型をあわせまして、トータルで７名の方が認定を受けられておりまして、そのうちに、既に４名の獣医師の方が就職指定機関に就職しております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　今、部長のほうから、４名はもう実際に獣医師になっておられるというふうな話がありました。やはりこういう獣医師になっている人が菊池市に来てもらわなければ困るわけでございますので、これだけ畜産が盛んな菊池市において、獣医師というものは絶対確保しなければなりません。そういう意味からして、この菊池市出身者、また、菊池市出身外の獣医師でもいいですから、菊池市で獣医師になった場合は、１年目、１年間助成をするという考えはないかを質問します。

獣医というのは、やはり１年目というのは特に現場経験がなく、お客というか、その担当する農家が固定せず、仕事としては非常に不安定というところがあります。ぜひそういう仕組みつくって、菊池のほうに獣医さんが来てくれるという体制をつくってほしいと思いますけれども、これは現役の獣医さんからもかなりお願いとして上がってきている話でございますので、質問といたします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　助成に対する考え方でございますが、本市における畜産の産出額は全国でもトップレベルのものでありますので、今後も安定的な畜産の振興を図るためには、本市で活躍される獣医師を確保していくことが重要であると考えております。

ご質問の開業１年目の獣医師に対し助成することについては、現時点においては

考えておりませんが、まずは今後の獣医師の動向等につきまして注力してまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　そういうのは、今のところ、難しいというふうな話でございますけれども、私、事業の創業ということで、商工観光課にいろいろ話を聞きに行きましたところ、菊池市創業支援事業補助金、空き店舗や空き地を活用して創業される方に事業のための補助金を交付しますよみたいな内容の補助金がありましたんで、商工観光課の人に、何とか獣医師さんあたりにもこれは使えませんかねという話をしたら、ううんと言って、なかなか答えが出なくて現在に至っているんですけども、ぜひともこういうふうな菊池市創業支援事業補助金のような補助金を獣医さんあたりにでも、事業を創業するという意味で、活用できるというふうにぜひともしてもらいたいというふうに思っています。

とにかくこの菊池市、先ほど部長のほうからも畜産が盛んな順位あたりも出ました。案外旭志におきましても、菊池市におきましても、菊池市全体を見ましても、畜産農家というのは非常に後継者が残っている、残りやすい業種でございますし、そういう意味で、獣医さんというのは特に必要でもあります。

先ほど小動物の話も出ましたけども、やはり獣医さんというのは、私も経験ありますけれども、日曜日の真夜中の２時、３時に、お産が難産だといって電話すれば、もうやっぱり来られるんですね。来てその対応をして治療をすると。非常に大変な仕事でありますけれども、そういうふうに、現在４名ほどはもう獣医になっていると。その資金を使って４名ほどは獣医になっているということでございますので、獣医師なしでは畜産は語れないし、獣医師不足というのは畜産業の衰退にも直結するところでございますので、ぜひともその辺の獣医についての思いを市のほうでもめぐらせていただくならと思い、最後の質問に移ります。

最後に、市道について質問します。

市道中原森北２号線の排水路のガードレールの設置の進捗はということで質問していきますけれども、まず、この市道中原森北２号線というところを少し説明しますと、河原から旭志のほうに向かってきまして、河原の坂を上ったところから右に入りますと、コッコファームのほうに行くわけですけども、そのコッコファームまで行く道が市道中原森北２号線であります。現在は白金の森あたりにも行くにはその道を通りますけれども、ここの排水路が、圃場整備での排水路だと思いますけれども、非常に幅が広くて３メーターで、高さが２メーターぐらいあると思いますけれども、非常に大きな排水路ですので、道に沿ってありますんで、私の知人も、雪

の日、そのままその排水路に入ってしまったこともあります。近所の畑の農家の人に聞くと、年に２台ほどはいつも入っているよと言っておられました。そういう非常に危ないところでございますので、河原、また、特に四町分の区長会のほうから陳情として上がっていると思いますけれども、旭志の区長会からも、旭志の北部のほうの人はかなり通りますので、区長会からも陳情が上がっていると思いますけれども、その進捗がどうなっているのか、質問いたします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　議員ご質問のとおり、旭志地区と河原地区などから、車の転落事故があったということで、事故の未然防止のための対策として、旭志地区からは防災交通課へ、河原地区からは土木課へガードレールの設置要望があっております。

現在、現地調査を終えまして、関係部署での内部調整を行い、カーブ等の危険箇所については、土木課にてガードレールの設置を行うこととしております。

今後につきましては、施工に際して排水路の管理者と事前協議を行い、その後、工事に着手していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　ありがとうございました。

コッコファームの裏の、コッコファームと植島牧場の間の森北１号線でしたか、あそこが２車線に整備されて、特にまたあそこが大津に行くのに近道になりますので、この中原森北２号線を利用する人が特にふえてきて、その森北１号線とのつながりもいいということで、信号もなく、国道３２５号に出られるということで、非常に交通量がふえていますので、ぜひとも部長のほうにはよろしくお願いし、質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで水上隆光君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午後２時３４分

開議　午後２時４４分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　改めまして、こんにちは。議席番号４番、後藤英夫でございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、まず、おとといの日曜日に行われました第３１回熊本県消防操法大会におきまして、本市の消防団第７分団が小型ポンプの部３位というすばらしい成績を上げられたこと、まことにおめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。また、本市の消防団員の皆様や、防災交通課の皆様におかれましては、常々、地域住民の安全を守るため献身的なご尽力を賜り、ありがとうございます。この場をおかりまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

本日の質問事項は４点でございます。１点目は、障がい者施策についてお尋ねいたします。２点目は、本市、下西寺にあります史跡「右京・左京の墓」について、３点目は、大琳寺、深川、北宮地区の道路整備についてお尋ねします。４点目は、交通安全協会の取り組みに対する理解や協力について、以上の４点をお尋ねいたします。

まず、１点目の障がい者施策についての質問ですが、これは本市とは直接関係ないことかもしれませんが、先月の１７日に、各省庁の障がい者雇用について雇用率が達成されておらず、また、障がい者の人数の水増し等の不正が明らかになるといった事実を報道で知りました。誰もが平等に社会に参加できる共生社会の実現を理念として、国が率先して始めたはずの障がい者雇用制度であるはずなのに、また、監督する立場の省庁が不正をすることは残念で仕方ありません。

障がい者団体からも怒りの声が上がっています。ＮＰＯ法人日本障害者センターの家平悟事務局長は、「障がい者施策を進める国が不正に手を染めていたのは深刻だ。働きたいのに雇ってもらえない障がい者はたくさんいる。国は本気で障がい者を雇う気はなかったのではないか」と指摘しておられます。

去年４月、法定雇用率は、民間企業は２．０％から２．２％へ、国や自治体は２．３％から２．５％へ引き上げられました。本市の障がい者の雇用率について、達成されているのかどうか、一般質問で確認させていただきたいと思っていましたところ、先月２８日の全員協議会において、市長による説明があり、さらに本日の城議員による一般質問に対する答弁もありましたので、制度上については一定の理解をしたところでございます。

その説明によりますと、今現在、菊池市の職員、これは市長部局の場合ですが、障がい者雇用率は２．４６％と、２．５％を０．０４％下回っている。が、しかし、障がい者雇用の不足人数の算定方法で算出された不足人数はゼロ人で、制度上、法

定雇用率は達成しているとのことでした。教育委員会部局も法定雇用率が０．６％下回っているが、同様の計算方法で算出すると、不足人数がゼロ人で、法定雇用率は達成しているとのことです。

法定雇用率は達成している本市ではございますが、他の施策や設備についてはどうでしょうか。

そこで、本市の障がい者雇用に関連した障がい者施策について質問いたします。

本市の業務委託先や請負企業の障がい者雇用率は把握されているでしょうか。また、委託先や請負企業について、それらの評価制度はあるのでしょうか。

続けて、障がい者の設備についてお尋ねします。

市民の声を聞き、みずから巡視を行った結果、幾つか障がい者設備に不備がありました。私は、特に菊池市総合体育館の２階にある障がい者用トイレが気になったのですが、本市施設のバリアフリー部分の巡視体制や所見についてどのように考えているか、教えてください。

これを１回目の質問とします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、業務委託先や請負業者の障がい者雇用率の把握しているかということで、まず１点目でございます。

現在のところ、本市の業務委託先であるとか、請負業者の障がい者雇用率についての状況把握は行っておりません。

また次に、評価制度はあるのかということでございますけども、菊池市工事入札参加者資格審査の格付基準というのにおきまして、現在、市独自の基準の導入を、今、検討しております。その中に、市内事業者の皆さんの、障がい者雇用の向上につながるような加点制度を取り入れていきたいというふうな考えを持っておるところでございます。

３点目でございますけども、総合体育館の不備な部分ということでございますけども、菊池市総合体育館における施設点検等についてお答えしたいと思いますけども、この施設は指定管理施設でありますことから、指定管理者のほうで毎日の巡視点検と、消防法に基づく点検が年３回、エレベーター点検が月１回行われているところでございます。

また、今回、ご指摘の２階にあります障がい者トイレについては、自動扉の故障でございます。現在、修繕のための予算措置を行っているというふうに伺っております。

公共施設の日常的な点検でありますとか保全業務については、建物の所管課にお

いて行っているところでございますけども、今後も障がい者の皆様だけではなくて、施設の利用者が安全に、また、安心して利用できるよう適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、本格的な少子高齢化社会が到来してまいりますので、今後一層のきめ細やかな配慮が必要であろうというふうに思います。各種の計画に基づき公共施設等のユニバーサルデザイン化など施設の環境整備の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　指名競争入札格付の市内独自評価の中で、障がい者の雇用促進につながる加点制度を構築するといった答弁ですが、大いに期待しております。本市職員の障がい者雇用率の維持は当然ですが、民間企業も障がい者雇用の促進につながればと思います。障がい者雇用率、障がい者の施策や設備につきましては、いずれも重要な問題だと思います。もっと障がいのある方々に寄り添った施策を行っていただきたい。

先ほど、菊池市総合体育館２階にある障がい者用トイレについて不備があると説明されましたが、実は、ここ、２年以上前からこんな状況です。立派な障がい者用トイレがあるのに、扉が壊れていて使用できない。障がい者雇用率という制度があるのも、一緒に働くことで痛みのわかる行政ができてくるからだと思います。本市が本当の「癒しの里」になるよう、もう一歩踏み出していただくようお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

２点目に、右京・左京の墓についてお尋ねいたします。

右京・左京の墓は、本市菊之池校区の下西寺にございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、右京・左京について、改めて説明いたします。

右京・左京とは、鎌倉時代の刀匠、来国俊の流れをくむ刀工、菊池延寿弘村、延寿太郎国村のことであり、弘村が右京、国村が左京と伝えられています。延寿弘村は文永７年、これは１２７０年ですね。十代菊池武房公のころに京の都の山城国から肥後に下って、菊池氏に仕えたと言われ、国村の子孫は、国泰、国時、国吉、国清、国綱、国房、国信などと続いて、代々有名な刀工となり、菊池氏に仕えたと言われます。現在、菊池千本槍と称される刀剣が菊池市内外に残されており、その中には年号も延元、興国、正平などと銘記されているものもあるそうで、刀剣界では大和刀鍛冶の流れに属する菊池延寿の鍛えたものと承認されています。

肥後国史によると、延寿鍛冶は下西寺に在住して、弘村が菊池延寿、国村が延寿太郎と号したとなっております。また、菊池風土記には延寿太郎国村の墓があると

記されています。菊池氏の庇護を受けていたことや、さらには、京の都から西下したこともあって、地元では自然と彼らの墓と伝えられる五輪塔のことを右京・左京の墓と言うようになりました。

このように、菊池氏に仕え、すぐれた刀を生み出した延寿の墓と伝えられる右京・左京の墓は、菊池市の歴史を語る上で重要な遺跡と思います。右京・左京の墓について、執行部はどのように認識されているか、伺います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、後藤議員ご質問の右京・左京の墓についての認識ということでお答えをさせていただきます。

菊池における延寿の本拠地につきましては、菊池市西寺のほかに、隈府高野瀬、今村、西迫間などに鍛冶場跡として伝承されているところがあり、西寺には延寿屋敷の名も残っております。

延寿が刀鍛冶の本拠地を定めるに当たっては、砂鉄の採取、用水、交通の便がよく、菊池氏との緊密な連携がとれるところなど、いろいろな条件が必要な中で、その条件がそろった場所が西寺ではなかったかと思われます。

延寿一派は、下西寺区の八坂神社に居を構え、下西寺は刀工村として、お話のとおり、二百数十年間の菊池一族とともに活躍をしてまいりましたが、菊池一族の衰退により玉名に移り住み、加藤清正入国の折に召し抱えられ、熊本城内に備える非常用の刀としての、いわゆる同田貫を鍛えたと伝えられております。

８００年たった今でも、八坂神社にある井戸からはさびた古い刀が出ると言われ、この場所にて延寿鍛冶が刀を鍛えたことを物語っております。

中世の菊池一族の刀を鍛えた延寿は、一族の武力を支えた存在であると考えております。現在の右京・左京の墓が延寿の墓であったと伝えられておりまして、地区の方々が大事に守ってこられたと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　ことしの３月３１日から５月６日まで、第２回菊池一族と延寿鍛冶展が菊池神社歴史館にて開催されました。延寿鍛冶の初代である延寿国村が作製した刀剣が、公益財団法人日本美術刀剣保存協会に認定され、今回の延寿鍛冶展にて展示される運びとなったそうです。延寿鍛冶展には、菊池市内はもとより、県内外、遠くは関東地域からも多くのお客様が来場し、大いに盛り上がったとお聞きしております。

延寿国村の刀剣は、鎌倉時代に現在の菊池市西寺にて鍛刀された非常に貴重なものであり、約８００年の時を越えて菊池への里帰りとなりました。延寿国村の延寿刀が、延寿鍛冶展の開催期間中、保存協会に認定されるというめぐり合わせは、何か神秘的で厳かな気持ちになります。

さらに、ことし４月３０日は、菊池八坂神社で刀剣「延寿國村」里帰り神事が開催されています。里帰り神事では、右京・左京の墓の前に献花台を設けて、地元下西寺地区の皆様を初め多くの菊池市内外の方々が、延寿鍛冶に感謝の思いで祈りをささげられました。

里帰り神事から４カ月余り、今現在、右京・左京の墓につきまして、現状をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　再質問にお答えをさせていただきます。

右京・左京の墓は、西寺の八坂神社に隣接している民家の敷地内に所在をしております。この右京・左京の墓は、さきの議員のお話のとおり、形の違う石を組み合わせた五輪塔と呼ばれるお墓で、中世によくつくられたものでございます。台座の上に並んで安置され、現在でも地域の宝として、地元の方々から非常に大事にされていると伺っております。

また、隣の八坂神社は、延寿太郎屋敷跡として菊池遺産に認定をされており、右京・左京の墓、延寿屋敷跡など、菊池における中世の鍛冶場として重要な場所であったと考えられております。

こういったことから、右京・左京の墓がこれまでどおり地元で大事に守られていくことを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　右京・左京の墓は、地元下西寺の方々にとって心のよりどころであり、とても大切に思われています。我々菊池市民にとっても重要で、全国に誇れる貴重な史跡だと思います。私たちは、子や孫の世代まで、しっかりとその精神を受け継いで保存し、伝えていく義務があると思います。ぜひ菊池遺産認定を視野に入れた、よりよい形での保存に向けて、最大限の努力をしていただきますよう要望し、次の質問に移ります。

３点目は、大琳寺深川、北宮地区の道路整備についてお尋ねいたします。

平成２５年に、今から５年前でございますが、市道大琳寺深川線という道路建設

計画があったと思います。近隣の住民に測量設計業務に関する周知文書が配られ、実際にその業務が発注されたと伺っております。また、測量設計業務を減額処理して、途中で中止したとも伺っております。なぜ、そのような状況になったのか、説明願います。

続けて、大琳寺３号線について伺います。

工事発注がなされると伺っておりますが、今後の計画を教えてください。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　それでは、後藤議員、第１回目の質問にお答えさせていただきます。

当該地域は、用途地域の第２種住居地域に指定され、住環境を守る地域となっております。

当時、この地域は農地のままで宅地開発が進んでおりませんでしたので、定住促進を目的に、大琳寺深川線の拡幅工事を計画いたしました。

拡幅工事のための測量設計は、平成２５年度に着手しましたが、年度末の事業着手であったこともあり、平成２６年度に事業を繰り越し、協議を重ねながら作業を行っておりましたが、平成２６年１１月に大型商業施設出店の報道がなされたことを受け、計画次第では線形や幅員が設計どおりに施工できない可能性があるため、平成２６年度に設計を中止いたしております。

続きまして、大琳寺３号線につきましてお答えいたします。

この大琳寺深川線の中止を受けまして、この大琳寺深川線同様に定住化促進を目的に計画しておりました、ヤマダ電機西側の大琳寺３号線の拡幅事業には、平成２７年度から着手したところでございます。

現在、大琳寺３号線につきましては、一部境界立ち合いが実施されず、筆界が特定できておりませんが、特定作業を進めながら、工事可能な場所から工事に着工していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　大琳寺３号線につきましては、速やかに筆界を確定させて、地元の方々と協議しながら、安全に工事を進めていただきたいと思います。

大琳寺深川線について、再質問いたします。

大型商業施設の出店の報道があり、設計を中止したとのことですが、この地域の農家や土地の所有者は大変困惑しています。また、周辺の住民も迷惑しています。

５年前から現在までの経緯を時系列で教えてください。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　５年前から現在までの経緯を時系列で教えてもらいたいということでございますが、先ほどの答弁とちょっと重なってまいりますが、お答えさせていただきます。

平成２５年度に測量設計の業者委託を発注しまして、その後、現場への立ち入りの同意や地元説明に不測の期間が要しましたので、平成２６年度に繰り越したところでございます。

作業等を続けていった中で、平成２６年１１月に大型商業施設の出店報道がなされまして、先ほど申し上げましたとおり、計画次第では道路の線形や幅員が設計どおり施工できないという可能性がありますため、平成２６年度、平成２７年度の早い時期と思いますが、中止しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　さらに質問します。

線形の変更があるということで、建物の敷地にかかるのかという、ちょっとイメージを持ったんですが、先月、この大型施設のディベロッパーにお話を伺ったのですが、当初設計のあった市道大琳寺深川線より北側の範囲で規模を縮小し開発を考えているとのことでした。また、この開発に市道大琳寺深川線は不可欠とも言っておられました。

計画が煮詰まった感がある現在、地元の方々との協議を再開し、市道大琳寺深川線を建設すべきと思いますが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　今後につきましては、状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　前回、私の一般質問でも申し上げましたが、都市計画道路大琳寺木庭橋線は、植木インター菊池線や国道３２５号と直結しており、大津や山鹿に行く主要道路です。しかしながら、よく混雑している道路でもあります。市道大琳

寺深川線の供用により、そういった問題が解決し、地域の発展につながると思います。

前回、一般質問をしたとき、江頭市長の答弁では「この地域は菊池市の発展のエンジンだ」と言っていただきました。エンジンはエネルギーを動力にかえる。この地域の特性を活力にかえて、菊池市全体を引っ張っていくと私も考えています。

都市計画道路大琳寺木庭橋線の渋滞の緩和や、それから地域の定住者の促進のためにも、市道大琳寺深川線の道路計画をスピード感をもって進めていただきますよう要望し、次の質問に移ります。

４点目は、交通安全協会の取り組みへの理解や協力について質問いたします。

交通安全協会では、交通安全キャンペーンを行ったり、朝の交通安全街頭指導を行ったりと、さまざまな活動をしているのですが、その一つに、小学生による自転車大会があります。交通安全協会のこの活動に対して、本市としてはどのような御立場で、どのような協力をいただいているか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　まず、交通安全協会の取り組みへの理解であるとか協力について、まずお答えしたいと思います。

まず、交通安全協会の役員の皆様であるとか、交通指導員の方々と、児童・生徒の通学時間帯に月３回、朝の街頭指導を行っております。

交通安全協会に対しましては、交通の安全と円滑、交通公害の防止を目的とする補助金の交付であったり、交通安全講習指導員を委託いたしております。

平成２９年度におきましては、幼稚園・保育園及び小中学校並びに高齢者を対象としました交通安全教室を１２５回開催し、延べ８，５２０人の方が参加いただき、交通安全の啓発を図っております。

今後も、警察・交通安全協会・市役所と連携して、交通事故のないまちづくりの推進を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、小学校の自転車大会に対して、市の立場であるとか協力についてでございますけども、本年度は６月１６日に、市内４小学校が参加され、第４５回交通安全子ども自転車菊池地区大会が開催されております。

市としましては、大会に向けた練習期間中のコース設営でありますとか、タイム計測を行うなど、選手のサポートをさせていただいております。

大会当日につきましては、選手の応援はもちろんでございますけども、交通安全協会と連携し、審査員として大会の運営に協力をいたしております。

また、菊池地区大会で優勝した小学校は、７月７日に第５２回交通安全子ども自

転車熊本県大会に出場されておりますので、協力としましては大会前の練習時の交通安全器材の提供などを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　それでは、再質問をいたします。

過去５年間の自転車大会に参加している子どもの人数、これは練習も含めての人数でございますが、教えてください。

また、学校ごとに担当の先生がいらっしゃるかどうかもお願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、教育委員会のほうから、自転車大会の参加状況についてお答えをいたしたいと思います。

過去５年間の参加人数は、平成２６年度が４８名、平成２７年度が３９名、平成２８年度が３２名、平成２９年が４２名、平成３０年が３１名となっており、現在の参加校につきましては、先ほど総務部長の答弁のとおり、隈府小、旭志小、泗水小、泗水東小の４校となっております。

また、学校の担当者につきましては、基本的に各学校の安全教育担当者が担っておりますが、この自転車大会に関しましては、勤務時間外の早朝練習や昼休みの学科練習等で約１カ月間の時間を要しており、教職員の負担になっているところもありますので、学校によっては、教頭や主幹教諭が担当することも多いとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　今まで、あえて自転車大会における本市の対応について質問しました。それは自転車大会に対して、現状をもっと認識していただき、もっと熱心になっていただきたいからです。参加する子どもたちをもっとふやしていただきたい。自転車大会の参加人数が、この菊池市全体で３０名から４０名、私は少ないと思います。このままではもっと減るかもしれません。もっと子どもの将来、それから交通安全についてよく考えていただきたい。

確かに、防災交通課の皆様、多方面にご活躍されています。先日の消防操法大会も、暑い中、頑張っておられました。また、学校の先生方も同様だと思います。いろいろなご苦労があり、大変忙しいことと思います。しかし、もっと子どもたちを

自転車大会に誘っていただき、市を挙げて盛り上げていただきたい。

ことしの自転車大会ですけども、子どもたちはみんな頑張りました。担当の学校の先生も遠方から朝早く出勤していただき頑張ってもらいました。また、江頭市長と柁原議長には、県大会前日、本市の代表チームの激励に来ていただきました。そのかいあってか、県大会４位という好成績を上げることができました。中でも安全走行テストは県で１番、技能走行テストは県で２番でした。また来年も、市長には本市の代表チームの学校に激励に来ていただきたいと思います。本市の子どもたちは、この競技を通じて道路交通法を学び、安全走行を身につけてほしいと思います。

前の田中議員の質問でもありましたけども、菊池市の子どもたちは非常に礼儀正しい。それはなぜかといいますと、車で通っているとき、手を挙げて横断歩道をさっと渡って、振りかえってぺこっと頭を下げてくださいます。非常にかわいらしい。本市の学校教育のたまものであり、地域の皆様や保護者の皆様のおかげでもあります。その子どもが、道路交通法や安全確認の練習を通じて、早期に安全意識を育んでほしい。交通事故の被害者にも加害者にもなってほしくない。そして、大人になってもそうあってほしいと願っております。

質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで後藤英夫君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。傍聴席もお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

散会　午後３時１７分

第　４　号

９　月　５　日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

平成３０年９月５日（水曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

○

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実君
副市長	芳野　勇一郎君
政策企画部長	元島　加奈子さん
総務部長	上田　俊介君
市民環境部長	古田　浩敏君
健康福祉部長	中村　隆純君
経済部長	谷田　修君
建設部長	淵邉　政博君
七城支所長	楳田　邦昭君
旭志支所長	岩根　卓士君
泗水支所長	坂本　忠弘君
財政課長	上田　敏雄君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩君
市長公室長	前川　幸輝君
教育長	渡邉　和博君
教育部長	大山　堅四郎君
農業委員会事務局長	坂本　高秀君
水道局長	大塚　忠康君
監査委員事務局長	清田　幸臣君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治君
事務局課長	歌岡　憲一君
課長補佐	松原　憲一君
議会係長	安武　則貴君

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。傍聴席で可能な方はご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、一般質問を行います。

初めに、荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　皆さん、おはようございます。議席番号１１番、荒木崇之です。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私が市議会議員になって、初めて一般質問をさせていただいた平成２５年６月議会で、泗水図書館の開館延長についてお尋ねしました。当時は菊池市には泗水図書館だけで、特別大きな図書館ではありませんでしたが、雰囲気もよく、居心地のよい、私にとっても愛着のある図書館でした。

あれから４年後の昨年、生涯学習センターの１階に中央図書館がオープンしました。独創的な本棚のある立派な図書館が完成し、多くの方が利用されていると聞いておりましたので、ここにおられる方々も利用されたことがあると思います。

では、本を借りて帰るだけではなく、中央図書館の中で座ってゆっくり本を読まれたことはありますでしょうか。中央図書館には閲覧用の椅子が設置されていますが、この椅子がとても高価なものだということが市民の皆さんの間で話題になっていますが、ご存じでしょうか。

私も、一部報道や市民のうわさをうのみにして、一般質問をするわけにはいきませんので、図書館の椅子が購入された経緯について、情報公開請求、入札された業者への聞き取り等を行いました。それを踏まえて質問を行いたいと思いますが、中央図書館にはＭＡＧＩＳというメーカーの閲覧用椅子が３２脚設置されています。皆さん、どんな椅子か見たいと思いますので、パネルを持ってきました。パネルを示します。

［パネルを示す］

○１１番（荒木崇之君）　これです。足は木製で、座るところは布製でつくられていまして、イタリア製です。カタログ価格は９万６，１２０円、税込みですが、菊池市はこれを税別８万７，５００円、税込みの９万４，５００円で購入しています。

そこで、お尋ねいたします。

なぜ、閲覧用の椅子に１脚約１０万円もかけて設置する必要があったのか、お尋ねいたします。

なお、答弁につきましては、質問事項がたくさんありますので、簡潔にお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　改めて、おはようございます。それでは、椅子の購入理由について、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

中央図書館の備品は、平成２７年度に委託をしました内部空間デザインの一つを構成するものとなっております。請け負いましたのは株式会社乃村工藝社ですが、生涯学習センターのコンセプトとして、ヨーロッパの広場のように、市民の方が気軽に集まる活気のある場所を目指したいとして、そのデザインや具体的取り組みについて、議会の皆様を初め市民の方々にも説明しながら進めてきたところでございます。その上で、採用したデザインに沿って備品購入をしたところでございます。

空間デザイン、そして世界の一流デザイナーによる家具それぞれが、図書館を訪れる人々に世界レベルの感性を伝え、未来を担う子どもたちがグローバルなセンスを備えることにつながるものと考えております。

もちろん備品の選定につきましては、コスト意識を持って、デザインを請け負った乃村工藝社とも検討を重ね、デザインを損なわない範囲で最終的には相当のものを変更いたしております。備品全体では、当初の設計と比べ、３，３００万円程度、約８％弱の削減を行っております。

お尋ねの閲覧用椅子は、中央図書館の中心となるエリアにあるサークルテーブル及びワーキングスペースに設置するもので、図書館の象徴的な場所であるため、意匠的に重要なものであると判断をして選定をしたところでございます。

なお、最近オープンしました図書館の家具類は、そういった意図で選定をされているところが多くあるところでございます。

中央図書館のこうした取り組みやデザインは、現在までにアメリカのシカゴ・ロサンゼルス、さらにイタリアのデザインアワードにて入選をし、オランダのデザイン誌でも取り上げられております。

このように、菊池市の取り組みは世界的にも認められたものと考えております。

何よりこの図書館を訪れた方々のメッセージボードにもあるように、大変居心地のいい、すばらしい図書館だと受けとめていただいていることを大変うれしく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　答弁では、図書館のデザインに合った椅子を選考したというのが簡潔な答弁ではないかなと思うんですが、では、１点お尋ねしたいのが、教育委員会として、図書館において一番大切なことは何だと考えますか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　図書館において何が大事かということでございます。

図書館は、一般的な図書館というのもございますけども、今回の中央図書館につきましては、菊池市全体の知の拠点、交流拠点、情報発信拠点として整備を行ったものでございますので、あわせまして、市民の要望が高かった図書館を整備する際に、図書館準備室を設けて、アドバイザーの意見を聞きながら、図書館を考える等々のワークショップを重ねながら、これまで進めてきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　部長の答弁でしたけども、私と考えがやっぱりずれがありますね。私は、図書館において一番大切なのは書籍の充実であると。箱が欲しいのか、本が欲しいのか。それは皆さん、本が欲しいわけですから、私は図書館の一番大切なのは書籍の充実であるというふうに思っております。確かに、読書する空間、環境も読書を補佐する上で必要とは思います。しかし、それは全て市民の税金で賄っていることを忘れてはいけません。それを踏まえて、さらに質問をいたします。

当初の計画では、今回、購入されたＭＡＧＩＳ製の約１０万円の椅子ではありませんでした。図を示します。

［図を示す］

○１１番（荒木崇之君）　当初、購入予定だった椅子は、こちらのアメリカ製のＶｉｔｒａ社製、１脚６万９，０００円のものでした。

そこで、お尋ねしますが、なぜ、素材もデザインも違う椅子へ変更されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　ご質問にお答えをいたしたいと思います。

当初選定された椅子から変わったことについてのご質問でございました。

今回の備品購入につきましては、菊池市中小企業振興基本条例に基づき、市内１３業者を指名いたしました。対象となった入札は「特注家具１」として、７種類１０４脚の椅子の入札を行ったもので、そのうち６種類９７脚について同等品不可として設計をいたしております。

同等品不可としました椅子のうち、５種類９１脚は海外製品でございました。今回の変更契約の対象となったものは、そのような同等品不可とした６種類のうちの１種類３２脚が対象となったものでございます。

海外製品であるこの椅子は、先ほど申しましたが、空間デザイン上大切なアイテムとして、同等品不可として入札を行ったものですが、やむを得ず変更することとなった理由は、製造業者への海外からの大量発注があり、当初の物品の納入が不可となる突発的な事案が起きたことによるものでございます。

発注担当課としましては、納入できないとの一報を受け、国内や海外のほかの代理店にもストック品はないのか、新たに製作しては間に合わないのか、何らかの方法で納入することはできないかなどについて、仕様を設計しました空間デザイン業者等に調査をさせたところですが、当初のとおりの納入は困難であることや、納入できなかった理由の報告を受けたところでございます。

もとより担当課としましては、オープンに合わせて備品を整備することを目指しておりましたので、それがかなわなくなったということで、契約検査課とも協議を行い、まずは、空間デザインの請負業者へ同等品以上のものを再度選定するようお願いしたところでございます。

選定されてきた物品は、当初のものと比較してデザイン上問題がないものでありましたが、１脚当たりの単価が２万円高いものであり、納入までの期間を考えると、船便での輸送は難しく、空輸による別途輸送費が発生するものでありました。

こうしたことから、他の国産品での選定や同等品可の仕様にはできないのか、空間デザイン業者と再度協議をいたしましたが、この内部空間のデザインを生かすためには、新たに選定した椅子で配備してほしいとのことから、仕様設計の変更を行ったところでございます。

海外製品となったことは、空間デザイン上の必要性からであり、国産か海外製品かという議論ではございません。よりよいデザインを求めた結果、その意匠を満たすものが海外製品であったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　ご答弁いただきましたけども、１脚１０万円が高いか安いか、それは私は人それぞれと思います。執行部の皆さんは安いと思うかもしれません。しかし、図書館は不特定多数の方が利用します。市民は１脚１０万円もすることは知りませんから、この椅子に立ち上がったり、ジュースをこぼしたり、時には破損させたりするかもしれません。そのようなことが予想される公共施設に、果たして高価な椅子が必要だったのでしょうか。

これから数年後、壊れたときに買いかえをするとき、また、海外から１０万円もかけて持ってくるのか。何百万円もかけてこれを購入するのか。そういうことを考えたときに、我が市の財政を考えますと不安に感じますし、今、部長から答弁いただきましたけども、職員の市民感覚とかけ離れた価値観、金銭感覚に疑問を持つばかりです。

さて、先ほどの当初６万９，０００円のＶｉｔｒａ社製の椅子が、９万４，５００円のＭＡＧＩＳ製の椅子にかわったことを質問しましたが、入札に関する情報公開請求を行いましたところ、大変多くの疑問点が発生しましたので、質問をいたします。

なお、質問につきましては、市議の皆さん、そして、傍聴の方々にわかりやすいように、時系列に沿って質問をしたいと思います。パネルを示します。

［パネルを示す］

○１１番（荒木崇之君）　ちょっと小さいから見えないですね。すみません。まず、平成２９年７月７日に、椅子や机の合計１０４点を６７５万円で購入してよいかという物品購入伺が起案されています。その後、７月２８日に業者に向けての仕様書説明会が開催され、８月１０日に入札が行われました。９社が辞退、４社が入札され、５３１万１，２０２円で株式会社教育産業社菊池営業所が落札しています。そして、１カ月後の９月８日に物品購入契約が締結されています。

しかし、９月１５日に、契約直後、株式会社教育産業社から閲覧用椅子３２脚、Ｖｉｔｒａ製の椅子が海外より大量発注があり、先ほど言われましたように、期限までの納入が不可能となったので、同等品不可の製品ではありますが、同等品以上のものを選定していただき、購入するといったことは可能かと業者側から申し出があり、９月２１日にイタリアのＭＡＧＩＳ製、今入っている椅子ですね、ＭＡＧＩＳ製の椅子を同等品として承認され、９月２７日に１脚６万９，０００円の椅子が１脚８万７，５００円となった３２脚分の差額と空輸運搬費４６万４，０００円、

あわせて１１４万４８０円の増額の変更契約が行われています。

そして、当初１１月１０日の納入予定でしたが、１４日間のおくれの１１月２４日に物品が納入されています。

簡単に時系列で説明しましたが、間違いありませんか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　議員お話しのとおりでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　間違いないとのことですので、質問を進めます。

そこで、質問いたしますが、平成２９年８月１０日に入札が行われて、株式会社教育産業社が落札しました。契約は入札してから、入札が８月１０日にあって、そして、契約が何と９月８日と。入札から１カ月後の契約となっています。ここに、菊池市職員なら誰もが使用している、契約検査課が発行した菊池市入札契約の手引きの８ページ、それに「落札者決定後、土日を除き１０日以内に契約する」とされています。山鹿市は、これは７日以内です。うちは１０日なんです。

さらに、菊池市工事契約事務取扱要領にも「落札決定の日から１０日以内に相手方に契約書を提出させなければならない」と定められています。

では、なぜ、落札から約１カ月もの間、契約がなされなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　契約が遅くなった理由といたしましては、物品の納入のおくれに係る問い合わせ等の事実確認に時間を要したためということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　今、物品の問い合わせ等におくれが生じたためということでしたが、私が打ち合わせしたときは、この業者が契約保証金、これが要るか要らないかを調べていたからこれだけかかったと。打ち合わせと全然違う答弁なんですよね。もうその時点で信用をなくしているんですけど、まあいいです。話を進めましょう。

１カ月もの間、契約がなされなかった中で、要綱や約款では１０日以内に契約を

しなければならないと定めています。契約を管理する総務部長にお伺いいたしたいと思いますが、１カ月も契約にかかることがそんなに頻繁に起こるのか。これはもう１０日以内では無理だと、これが短過ぎるんだよと、こういうような約款なのか、１カ月もかかるのか、それをお尋ねいたします。頻繁にあるのかですね。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　皆様、おはようございます。議員のほうから、契約期限１０日以上、そんな頻繁にあるのかというご質問でございました。

入札心得の中では、契約を１０日以内に締結することということでしております。これまで１０日以内の契約を厳密に遵守できなかった例も、頻繁ではございませんが、見受けられるものはございました。

発注者である市が書面による承諾をすれば、この期間を延長することはできるというふうにはなっておりますけども、今回の場合は書面による承諾は行っておりません。

ただ、契約としまして、その受注者と市のほうがいろいろ協議、物品の納入おくれのところの協議は行っておりまして、契約に向けた協議は行っておりますので、１カ月おくれになりましたですけども、契約自体は問題ないものというふうに理解しております。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　ほとんどおくれることはないと。大体通常であれば１０日以内にやるということでした。それは当然でございます。菊池市工事契約事務取扱要領、それの第７条に、相手方が１０日以内に出せないなら、それを出せない理由を書面にて、この発注者、市に出さなければならないというふうに書いてあるわけです。しかし、これには、私が情報公開請求したやつにはその書類はありません。ですから、その間に製品の納入が可能かどうかを協議した。こういうのは口約束ですから、全く口で言っているだけですから、書類に残ってないですので、それは公的な答弁とは私は思えないというふうに思っております。

通常、１カ月も契約の意思を示さないということであれば、これは遅延行為とみなして、落札の取り消しができると思いますが、どうしてなされなかったのかというのをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　契約が、もう遅延としてやめなかったのかということで

すかね。

契約が遅くなった理由につきましては、先ほど述べましたように、予期せぬ海外からの大量発注があって、その納期のおくれがどうなんだという問い合わせ等の事実確認を行ったものでございます。そういった意味では、実質延長を認めているということで捉えておりますが、先ほどの総務部長の答弁にありましたように、設定された１０日以内の契約を厳密にできなかったということでございます。本来であれば書面による承諾を行っていなかったというものでございますけども、契約としては成り立っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　それは、俗に言う便宜を図ったと言われてもしようがないと思うんですよね。本来、落札の取り消しができるのに、それを行わなかったということでございます。

この契約のことに関しては、話がいつまでたっても平行線ですので、先に進めますけども、次に、９月１５日に閲覧用椅子３２脚、先ほど説明しましたアメリカ製のＶｉｔｒａ社の椅子が、海外より大量発注があり、期限までの納入が不可能となったので、ほかのものを選定していただけませんかと、株式会社教育産業社から申し出がされております。

私が思うに、入札に参加する際には、落札後、物品を納入できませんということは言えないので、物品の在庫確認、仮押さえ等を行い、入札に参加するものだと思います。

そこで、ほかの納入業者にお尋ねしたところ、通常は入札に参加する際には、物品の在庫確認をしたなら、仮押さえという形で品のものを押さえるとのことです。また、その方法は、昔であれば電話しかなかったので、口約束が多かったのですが、最近ではファクスやメールでやりとりしているとのことです。

そこで、お尋ねしますが、株式会社教育産業社が仮押さえをしたことを確認したのか。また、もし仮押さえもせずに契約し、物品を納入できないということであれば、業者に責任があると考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　仮押さえの確認はしたのかというご質問でございました。

受注者が仮押さえをした事実はないということで聞いておりますし、市のほうからも確認はいたしておりません。ただ、入札に際しましては、事前にメーカーより

見積書を徴収した上で、応札されたということは聞いております。

以上、お答えいたします。

［「もう一個、業者に責任があると考えますか。もし仮押さえをしてないのであれば」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　暫時休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１０時２５分

開議　午前１０時２６分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　今回の契約の責任がどこにあるのかということになるかなというふうに思います。ちょっと長くなるかなと思いますけども、ちょっと経緯を含めまして、もう少し述べさせていただいてよろしいでしょうか。

［「もし仮に、仮押さえをせずに物品を納入できないということであれば、業者に責任があるかないかだけ」と呼ぶ者あり］

○総務部長（上田俊介君）　先ほど部長申しましたとおり、もう仮押さえというわけではなくて、見積書の徴収をして、納入できるということを教育産業社でしたか、受注者のほうは確認をやっておりますので、それに対して問題はないというふうに思っております。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　９月１５日の報告協議書というのが上がっていますけども、これは「３２点の椅子について、在庫確認を行った上で入札に参加したが、その後、製造業者へ海外からの大量発注があり、Ｖｉｔｒａ社製の椅子を期間までに納入できなくなったので、同等品不可の物品でありますが、同等品以上のものを選定していただき、納入するといった対応が可能かお尋ねします」と。これは業者側から出されております。例えるなら、トヨタのクラウンを発注されたけども、生産が間に合わないので、ベンツを持ってきてもいいでしょうかと、落札業者から上がっています。

それに対して菊池市は「入札後に発覚した事案であり、在庫確認は行っており、大量発注による製造元の都合によるところがあり、業者に瑕疵はないと判断する。当該物品については、同等品以上のものを提案するように指示した」と処理してい

ます。

ここまでは納得いかないんですけど、百歩譲って理解するとしましょう。問題はこの後の文章なんです。非常に不可解です。「船便での輸送は困難なため、空輸にて輸送する可能性もあり、費用についても計上すること、また、同等品以上の物品を納入するので、金額についても当初の契約を変更する」と記載があります。クラウンを頼んだけども、ベンツしか持ってこれない。ベンツは高いので、その分の差額を見てあげます。ドイツから持ってくるならば、その空輸代も見てあげますよと。業者側は差額の要求や輸送費の協議は一切持ち出しておりません、この協議書の中では。それなのに、市側が増額を提案している。同等品以上の物品を納入するまでの金額についても当初の契約を変更すると。差額の増額、船便での輸送は困難なため、空輸にて輸送する可能性もあり、費用についても計上することと市側が提案しているんです。この指示は、市が株式会社教育産業社に対して便宜を図っているようにしか私は思えません。

そこで、お尋ねします。

誰が差額の増額や輸送費の指示を行ったのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　誰が指示を行ったのかということでございました。

今回のこの問題につきましては、８月２４日に、その備品納入不可というような連絡を受けまして、乃村工藝社に調査依頼をかけたところでございます。いわば、そのときから備えをしながら対処をしてきたということでございまして、その対処が、もう即座に出したということで、誰がやったのかということについては、もう市がやったということになります。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　私は、この不可解な報告協議書、ちゃんと残っているんですけども、この結果、９月２７日に３２脚分の差額５９万２，０００円と、空輸運搬費４６万４，０００円と、消費税をあわせて１１４万４８０円の増額の変更契約伺が起案されています。

では、お尋ねいたします。

入札前に、これは全業者に配られた平成２９年度菊池市中央図書館特注家具仕様書の中に特記仕様書というものがあります。その３番ですね。その３に、受注後、受注者の都合により、仮押さえをしていない受注者の都合により、機器寸法や仕様

書変更などが生じる場合、まさにこのときだと思いますが、発注者と協議し、協議しています。指示に従うこと、また、それに伴う費用は全て受注者側が負担すること。要は、発注者側が負担しなくていいよと。違うものを持ってくるのであれば、受注者側が払いなさいということが特記事項として載っているんですね。とあります。この特記仕様書からいけば、椅子の差額と空輸運搬費、あわせて１１４万４８０円の支出は、私はできないと思いますが、解釈をお願いします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　まず、教育産業社が納品できなかったということで、それについて、実際、市としましては、その責任をどういうふうに見るかというのが一つの考え方でございました。

そういうことで、まず、要は、教育産業社に責任があって、納期内に物を納められないということがどうかということでございましたけれども、まず、メーカーに尋ねました。メーカーのほうから、たしか８月２５日には、メーカー側から納品がおくれてしまうよというふうな連絡が来ておりました。それに伴いまして、メーカーのほうがつくれないということであれば、ほかのところで見つけることができないか、そういうことを今までずっと一生懸命、乃村工藝社を仲介としておりましたので、それに見つけさせておったところでございます。そういうことでやっておりましたけれども、結果的に、その情報を集めますと、入札は８月１０日にやっておりますけれども、その時点では、なかなか乃村工藝社のほうも発注の約束はしていたんだけれども、メーカーのほうがなかなかそれを守ることができなくて、要は、納品ができないということでございました。そうなりますと、ほかの応札した３社、残る３社だったと思いますけども、３社も同じような状況になってしまいます。教育産業社がたまたま入札を落としましたので、そこになったんですけど、ほかの業者が落としたとしても、納品はできなかったというような状況になってしまいます。そういう状態でありましたので、その受注者のほうに責任はないものというような判断をしております。

そういうことで、また、ないものという判断をしまして、ただ、納品の時間は迫るというような状態でございましたので、まずは約款で認めておりますように、変更契約ができるというようなことで、変更をしたところでございます。変更に当たっては、新たな変更契約ということになりますので、そういうことで、全積算を行い、先ほど空輸運賃も入れたところでの積算をして当たったというふうなことでございます。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　入札したところだけじゃなくて、メーカー自体がそれをつくるのがおくれるということなので、ほかの業者も入札できないだろうということなんですが、入札しても納入ができなかっただろうと。ほかの３社も、２番札も３番札も４番札もですね。ただ、それ、通常であれば、この部分だけ、じゃあ減額をして、この部分だけ入札をやり直すとかいう手続もとれたはずなんですよね。８月２５日の時点であれば、もう１０日にわかっているわけですから。

その業者に、私、お尋ねしたら、市からおたくが２番だからこの金額で入れてくださいというような問い合わせがあったかといったら、全くなかったというわけですよ。だから、それは市側が、あと３社も入札できないと勝手に判断しただけで、あと３業者に対しては、三つの業者に対しては、その確認は行っていないということですから、これはもう勝手にそれは解釈しているだけじゃないかなというような思いであります。

これ、打ち合わせのときに、あったら出してくださいということを言ってたんですが、空輸で４６万４，０００円、これが空輸で持ってきたということですけども、普通イタリアから持ってくるなら、空輸だったら、外国ですから税関を通るわけですね。これはほかの業者に尋ねましたら、税関の証明だとか、そういう確かにイタリアで発注して、日本に入ってきた、どこどこの港もしくはどこどこの航空、空港会社に入ってきたというところを示す書類があるというわけなんですよね。ということは、この空輸便で本当に持ってきたのか。この空輸を証明する書類があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　ご質問の空輸証明、税関証明等があるかということでございます。

空輸代につきましては、仕様書に認めているところでございますので、空輸証明については、契約事項についても求めておりませんので、ございません。また、仕様書に積算されているのはイタリアから日本までの空輸運賃となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　そもそも論からいきますと、その特記事項の３で、空輸代なんて見なくていいんですよ、これ。差額も見なくていいとはっきり書いてあるわけですから、空輸代も見なくていいのに見ている。その空輸をされたかどうかの確認

もされていない。そういうことで４６万４，０００円支払う市側が、私はチェック機能がどうなのかなというふうに不安を感じるわけです。

さて、平成３０年１月３１日午後１時３０分から、契約検査課が中央図書館の物品入札に指名された業者に対して、これは６社が出席していますけど、仕様書と違うものが納入されたことに対して説明会を行っています。

その説明会の中で、ある業者さんから、違う物品が入ったのは事実、そうであれば、入札参加者へ、入札したみんなへ報告義務があるのではないかと。当然のお尋ねをされています。ところが、この業者説明会の中では、椅子の差額と空輸運搬費をあわせた１１４万４８０円の増額の話は一切出ていません。私も説明会に参加した業者に確認しましたが、増額の件については、初めて聞いたとおっしゃいました。同時に、業者の都合で同等品不可の物品を変更したのに、なぜ菊池市がその分を負担しなければならないのか理解できない。もし自分たちにそのようなことがあれば、当然業者側が負担すべきと思っているとのことでした。

ことし１月３１日の説明会において、業者に１１４万４８０円の増額の契約変更を行ったことを説明されなかったのか。なぜ説明されなかったのか、お尋ねをします。これは契約検査課のほうが答えたほうがいいですかね。お願いします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　説明会の開催については、議員がおっしゃった平成３０年１月３１日に行っております。その変更契約について説明しなかったということでございますけども、先ほど申し上げましたとおり、受注された方については、その入札で納品できなかったことについての責はないというふうに先ほど申し上げましたけれども、そういうことになりましたので、ただ、納期については、時間がないということで、先ほど新たな、一回入札を取りやめて、再入札であるとか、随意契約でやるとかいう方法もあったかとは思いますけども、そういう期間がないためにそういうことをやらなかったということでございます。そういうことで、受注者には責がないものということでやっておりますので、その辺の説明を申し上げてやっただけで、その後、変更契約があったかどうかまでは説明する必要がないというふうに判断したものと思っております。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　説明する必要がないと判断したと。これは私の推測ですけど、なぜ判断したかと。これを話をするとしたら、これを話をしたら、こっちの椅子からこっちの椅子に変わったと。このＶｉｔｒａからＭＡＧＩＳに変わったというこ

とだったら、うちはこの椅子だったら、ＭＡＧＩＳの椅子だったらもっと安く入れられたのに、何で随契で２万円も払っているのって、そういうことをやっぱり業者側から言われることが嫌だったんじゃないかなと。そういうことを懸念したんじゃないかなと私は推測します。でなければ、事前に、違うものが入ったのは事実、そうであれば、入札参加者へ報告義務があるのではないかということを言われてるのに、この１１４万円増額したことを言わなかったということは、市側が都合の悪いことを隠していたというようにしか、やっぱり思えないと私は感じるわけであります。

先日、８月２９日に、山鹿市の管理契約室に情報公開請求で得た資料を持参して、見解をお聞きしました。山鹿市の入札担当の課長さんと係長さんが、議会開催中にもかかわらず、丁寧に２時間も私の話につき合っていただきました。持参した資料を読まれた後に、こう話されました。菊池市さんが行った入札に、よいだとか、悪いだとか言う権利はありませんと。当然です。しかし、山鹿市ではこのようなことは起こりません。なぜなら、落札業者が納入できないと申し出た時点で契約を解除して、業者に損害金を払わせて、数カ月の指名停止を行い、再入札をするからですとはっきり言われました。

また、先日、９月３日には、合志市の管財課、合志市も契約を専門にする管財課をことしからつくっています。８人もスタッフがいます。その管財課に、同じく資料を持参して、課長さんと係長さんに見解を求めました。結果は山鹿市と全く同じ回答でした。

最後に、山鹿市の担当課長さんがおっしゃるには、部下には、入札に当たっては市民の誰もが見ても納得するような形で行うことを常に指示しています。市民や入札業者に疑義を持たせるような入札はやってはいけないというのが私たち職員の信念ですとはっきり言われました。

最後に、市長にお尋ねしたいと思いますが、これまでの私のやりとりを聞かれて、この入札に対して、ちょっと問題点があるなということであれば、そこを教えてください。どこが問題点であるか。

また、今後も業者や市民に疑義を持たせるような入札を続けられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　今回の図書館のこれは椅子でありますけども、購入の入札に関する疑義があるというふうなお尋ねでございました。

今回の図書館につきましては、大変お客様、市民の皆様から好評をいただいてお

りまして、つい先日、８月に９カ月で１０万人を達成したところでありまして、それは私どもが想定していたよりも断然早いスピードで達成をしたわけでありまして、実に市民人口の２倍の来館者の方が９カ月でいらっしゃったということでございますので、この数字自体が市民の皆様の評価を大変あらわしているなというふうに、大変うれしく思っております。

また、これは単なる図書館ではなくて、これをごらんになった外部の人は、やはり教育とかそういうものに対する市の姿勢、考え方というのが、ある意味、一目瞭然に伝わると、そういうふうな言い方をされるわけですね。

県下１４市の市議会の議長さんの集まりが菊池でございまして、全員をご案内しましたところ、大変これはびっくりされまして、これは熊本で一番の図書館ばいと。熊本市より断然いいというふうなお褒めの言葉をいただきまして、私どもとしても大変意を強くして、また、うれしく思ったところであります。

実際に来ていただいたお客様の喜びの声をきちんと物に残せるようにしようということで、感想ノートのようなものをつくっていただいておりますけれども、なかなか皆さん、ごらんになる機会はないでしょうから、幾つかご紹介をしますと、「キクロスへ毎週来てます。この図書館は何回来ても飽きません。もし兄弟たちが走って騒いだりしたら、私が注意します」、これは９歳のお子さんのコメントでありました。あるいは、「最初の日から来ています。キクロスが大好きです。ずっと通い続けます。目指せ１，０００冊」というコメントをなさったのは１２歳の中学生の方でありました。「入館して驚きと喜びと、今後の菊池市の展望にわくわくしました。私の持つ図書館のイメージを激変させたこのセンターが、多くの子どもたちに多くの未来への道を示してくれると思います」、これは２７歳の社会人の方でありまして、もう一つ、「文教菊池と言われますが、立派な図書館のオープンができました。おめでとう。これから先、立派な人材が生まれると思います」、これは晩年を迎えられました８４歳の方が未来を感じながら出していただいたコメントであります。

それから、先ほど部長の答弁にもありましたように、アメリカあるいはヨーロッパ等から数々のデザイン賞の入賞もしておりますし、建築家向けの専門誌でも大変高い評価をいただいておるところでございます。

こうしたことを少し、せっかくの機会ですので、議員の皆様、傍聴の皆様にも少し紹介をしておきたいというふうに思います。

［「短くでいいですよ。入札について。……（聞き取れず）」と呼ぶ者あり］

○市長（江頭　実君）　そうですね。

［傍聴者より発言あり］

○議長（柁原賢一君）　静かにしてください、傍聴者の方。

○市長（江頭　実君）　さて、入札の手続がおかしいのではないかという再三のご質問でございました。

部長のほうも、恐らく一般質問というよりも、何か検察の取り調べのようで、上がっちゃったんではないかと思いますので、私のほうからも、もう一回、整理して申し上げたいというふうに思います。

今回の瑕疵の直接の原因でありますけども、これはメーカーに対する不測の他の大量注文があって、それがメーカー本社、支社間で調整不足であったということでございます。しかしながら、それは私ども発注者にとりましては、受注者とメーカーの話ですから、本来であれば関係のない話で、それはあなたの受注者が責任を負うべきでしょうというところでありまして、実際に約款という、これはもう入札に係る全てのルールブックでありますけども、そこにもそういうふうに書いてございます。つまり、議員がおっしゃるように、最終、落札の取り消しもできるわけであります。

しかし、大事なことが、今、漏れておりまして、荒木さんがおっしゃった中で、一つ大事なことが漏れているのは、その約款の中に、その「責に帰すべき理由がある場合」というのがあるんですよ。恐らくご存じだと思いますけども、今回の場合は、それは直接的には受注者の責ではございません。しかしながら、そこのところは、おっしゃるように、例えば仮契約だなんだという手段があったじゃないかと。それは確かにそういうことはあるかもしれません。

しかし、今回、もう一つ重要な要素が、これ、今のご質問の中に漏れておりましたけども、そもそも今回入札をいただきました方々というのは、これは菊池市の中小企業の皆さんでございます。一部、この私どもが注文した備品の中に、海外の製品が多数入っていたわけであります。１社だけではございません。ほかにも実はいっぱいあるんですね。そうしたところを取りまとめしながら、一定の期間内に入札をしなきゃいけないということですから、本来であれば、地元企業の方でこうした海外の製品を含めた取り扱いを行うというのは、本来であれば非常に難しいところなんですね。しかし、私どもは、あえて中小企業の方、地元の企業の方々にお入りいただきました。それは何となれば、やはり中小企業振興、地場育成という観点から、こうしたことを経験もしていただかなければいけないし、また、幾ばくかではありますけども、中小企業の方への収益にもつながってくるわけであります。

このことは、実は菊池市で定めています菊池市中小企業振興条例というものに、きちんとそういうふうにうたってあるわけですね。ほかでもない、この条例をぜひつくってくれというのは、これは議員提案によってつくった条例でありますから、

私どもはそれを一生懸命、まさにそんたく以上ですね。非常に尊重をして、何とか地場企業さんにやっていただこうということで、やったわけであります。

そして、取りまとめは、しかし、大変でありますから、デザインをした乃村工藝社というところに、では、海外メーカーとのつなぎはあなたがやってください。これはちゃんと仕様書の中に入れて、入札者全員が了解した上でやっておりますから、教育産業社さんとしては、この乃村工藝社さんを通じてやりとりをしていたわけであります。

そういう中で、冒頭言いましたように、受注者の方は、乃村工藝経由あるいは直接大丈夫ですねと。見積書ももらっているわけですが、本社・支社間のメーカーのこの調整不足によって、知らないところで大量注文があって、よもやということが実は起きてしまった。こういう中で、この全体を見たときに、じゃあ、「責に帰すべき理由」といって厳しく、もうあなたはこれから指名停止ですと。落札もありませんということにしたときに何が起きるかということであります。一つには、せっかくの地場業者さんへの思いというのが、逆にシャッターを閉め切ることになります。そして、もう一つ大事なことは、開館日がもう迫っていたわけであります。

先ほど、冒頭での時系列の話にもありましたように、この椅子が到着したのは、実は開館日の前日なんですよ。これで、最短でやってすらそういうタイミングでありましたから、そこに一番中心になる家具類がなかったら、これは何の図書館だろうかということになったのではないかと。あるいは、全体のスケジュールをおくらせるとなると、さまざまなロス等が、トラブル等が発生したわけであります。こうしたもろもろのことを考えまして、取り消しに当たる事由ではないと。ということは、何かというと変更なんですね。落札の取り消しでなくて、今、落札してもらったものの変更になりますので。

［「あの、それ復唱なんで、もう結構です。もう問題がないということで」と呼ぶ者あり］

○市長（江頭　実君）　問題はないですね。

［「もうそれでいいです。議長、言って。言って。これ、私の時間ですから。これで結構です」と呼ぶ者あり］

○市長（江頭　実君）　いや、ただ、それを正しく認識いただかないといけませんので。

○議長（柁原賢一君）　市長、よろしくお願いします。

［「いやいやいや、これ、私の時間ですから。時間を止めて言ってください」と呼ぶ者あり］

［傍聴者より発言あり］

○議長（柁原賢一君）　傍聴者の方、退場願います。これ以上、発言するようであれば、

退場をお願いします。

［「ですから、もう答弁は結構ですと言っているわけです。ですから、もう結構です」と呼ぶ者あり］

○市長（江頭　実君）　答弁するために質問をなさっているというふうに私は思っておりますが。

［「議長。議長」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　市長、・・に答弁をお願いします。

［「・・はだめですよ」と呼ぶ者あり］

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ということで、落札の取り消しではなくて、変更であると。その変更が可能だということは約款の第７条に決めてあるということを再三申し上げているわけでございますので、どうかご理解のほどをいただきたいというふうに思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　失礼しました。・・にじゃなくて、簡潔に答弁をお願いしますということで、議長発言を訂正いたします。

荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　市長の答弁で、ちょっと例えは悪いんですけど、何か野球のルールを聞いているのに、サッカーのルールで答えられるものですから、何か答えになっていないなと。

先ほどおっしゃったように、前日に物が届いたということでありますが、さっき、私、クラウンとベンツの話をしたんですけど、通常であれば、じゃあ、とりあえずベンツに乗っといてくださいと。皆さん、考えてください。クラウンを頼んだけども、届かないなら、とりあえず入る間はベンツに乗っとってくださいと。そして、クラウンが届いたら、ちゃんとクラウンを入れますからって。今回、それも対応できたわけなんですよね。その椅子を最初から置かなくてもよかったわけですよ。とりあえず置いて、そして、ほかの椅子とまた差しかえるといったことができる。その費用も業者に持たせることができると。これは山鹿も合志も同じことを言われたんですけども、こういうことをなぜやらなかったのかなと。よっぽど私はおかしいなと。この業者ありきで考えていらっしゃるなというのがわかりました。

問題はないということでしたので、最後にしますけど、この中央公民館の椅子の入札については、今回、一般質問しましたが、議員の皆さんも、そして、傍聴された方々も、やじが飛ぶぐらいですから、すっきりしない、納得がいかないと思って

いらっしゃるのではないでしょうか。

私は、条例の解釈を答弁で言われていますが、なぜ１業者に都合のよい解釈をするのかわかりません。市民にとって都合のよい対策であれば何も言いませんが、１業者に都合のよい解釈をして、不可解と言われるような入札を行ったことで、市民に対して１１４万円の損害を与えたことを自覚していない。この執行部に対して腹が立っています。業者に対して責めがないなら、どこに責めがあるんでしょうか。市役所側に責めがあるなら、この１１４万円をどうすればいいんでしょうか。この問題については、総務文教常任委員会において所管事務調査をされていると聞きましたので、総務文教常任委員会でさらにお調べになることと思います。私も、菊池市が改善しないなら、さらに深く調査を継続していくことをお約束して、次の質問に移ろうと思ったんですね。次の質問が一番、私、メーンで、きのう、台風もありまして、大阪が大変なことになっています。防災無線の戸別受信機というのが、必要性が改めて問われる中で、この９月議会にやりたかったんですけども、どうしても時間が３分、２分では、これはとてもやれないので、執行部の方には答弁書をご用意いただきましたけども、１２月にギアを上げて質問をしたいと思いますので、これで私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで荒木崇之君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時５７分

開議　午前１１時０６分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　皆様、おはようございます。議席番号２番、福島英徳でございます。若い世代の方々が定住したいと思えるまち、高齢者の方々が安心して住みたいと思えるまち、そして、豊富な歴史と観光を活用して菊池市に活力を取り戻せるよう、これからも活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告の内容に基づきまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、健康推進まちづくりの取り組みにつきまして、２点ほど質問させていただきます。

一つ目は、平均寿命を超えても、介護サービスを受けずに生活されている高齢者の方々へ報奨制度をつくれないか。二つ目は、中学生以下の完全医療費無料化に伴

い、その期間に医療機関を利用されなかった方への報奨制度をつくれないかでございます。

今回の質問に先立ちまして、これだけはお伝えしておきます。介護サービスを受けることを否定するつもりは毛頭ございません。必要に応じて遠慮なく活用していただくべきだと思っております。現在の介護保険制度は、必要と認められた方の介護を社会全体で支え合う仕組みであって、共助の制度であることは言うまでもございません。また、本人や家族にとっても、とても助けになる制度でもあります。中学生以下の完全医療費無料制度についても同様に、必要に応じて医療機関を遠慮なく利用していただくべきだと思っております。

質問の趣旨に戻ります。この介護保険制度は、先ほども申し上げましたとおり、支え合う仕組みで成り立っておりますので、４０歳からは何歳になっても保険料を納め続ける必要があります。しかしながら、高齢の方、例えば９０歳以上になっても介護を必要としない方もいらっしゃいます。そのような高齢者の方に、何か報奨できる制度のある自治体はないかと調べましたところ、京都府さんが行われておりました。

そこで、京都府庁の健康福祉部高齢者支援課に確認しましたら、９０歳になられた方に３万円相当の地域振興券を渡されていたとのことでした。過去形でお伝えしましたのは、残念ながら、平成２４年度から始められたこの制度も、平成２９年度、昨年度末をもって終了されたとのことです。大きな理由としましては、費用が一般財源からの繰り入れになるため、９０歳でも介護サービスを必要としない、そういった方の増加によりまして、財政が厳しくなってきたとのことでした。ちなみに、京都府さんが９０歳に設定された理由についてはわかりません。

質問に入ります。

本市では、介護予防への取り組みは何か行われているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　それでは、皆様、改めまして、おはようございます。介護予防の取り組みについてということでご質問でございますので、お答えさせていただきたいと思います。

本市における健康な高齢者への介護予防の取り組みにつきまして説明いたします。

昨年１０月から地域の自治公民館などにおきまして、いきいき１００歳体操を週に１回以上実施する住民主体の憩いの場の創設及び継続支援に取り組んでいるところでございます。

週に１回体操を行うことで、筋力の維持・向上に効果があるとともに、体操終了後に茶話会をされるところもありまして、単なる体操をする場ではなく、交流の場、地域づくりの場というふうになっているところでございます。平成３０年８月末現在、５８団体、９６８人の方が参加されている状況でございます。

また、老人クラブ会員であるシルバーヘルパーが地域の高齢者の家を訪問するシルバー友愛見守り訪問事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、虚弱な高齢者の安否確認や話し相手をするものでございますが、平成２９年度の実績は延べ７，６６４件でございました。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　平成３０年７月３１日現在でございますが、８５歳以上の介護保険第１号被保険者数は３，３０３名、その中で、介護保険の認定歴がなく、利用もない方の数は１，３６１名、約４１％、さらに後期高齢者医療保険で入院歴もない方の数は１，０７５名、約３３％です。そして、喜ばしいことに、介護保険に認定歴がなく、利用もなく、後期高齢者医療保険で外来歴もない方が３７名いらっしゃいました。昨年１年間に支払われた医療費用は３１億５，０００万円、同様に、医療費は３０億８，０００万円でした。

今回、医療費用や医療費について問うつもりはございませんが、私は、この健康で元気な１％の方々に、本市として感謝の気持ちを伝える意味でも、報奨制度をつくれないかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　それでは、報奨制度の創設についてお答えさせていただきたいと思います。

介護予防に積極的に取り組んでおられる高齢者の方々への長寿に対する目標になることと尊敬の意を込めまして、平成３０年３月に、いきいき１００歳体操に参加されている９０歳以上の高齢者に表彰状を授与したところ、大変喜ばれたところでございます。

今後も、高齢者の方がいつまでも生きがいを持ち、幸せに元気でいられ頑張れるよう取り組みを推進していきたいというふうに思っております。

また、元気な高齢者が有償ボランティアとして活動するシルバー友愛見守り訪問事業は、高齢者が地域の中で役割を見出し、地域に根差した社会貢献活動をすることにより、生きがいを感じることができ、さらにその活動自体がヘルパー自身の介

護予防及び心理的な健康度を高めることにつながっているところでございます。

今後も、この活動に対しまして継続的な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

報奨制度ではございませんが、さらに、現在準備中でございますが、健康づくりポイント事業において、健康づくりや介護予防について、ポイント付与等を協議中でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがたいことだと思います。

すみません、私、本当はもう一つ、一緒に質問すべきところを忘れておりまして、昨年１２月から中学生以下を対象に医療費の完全無料化が実施されました。子育て世代の方々にとりましては安心できる制度だと、これも喜ばしく思っております。

私が小学校、中学校のときというのは、健康優良児といいまして、１年間病気もけがもしなかった子どもへの表彰制度があったように記憶しております。よって、中学生以下の子どもたちが１年間健康で過ごしたときに、高齢者の介護や、後期高齢者医療と同様に、本市として、ありがとうの気持ちを伝える意味でも、何らかの形で報奨できないかと思って、本来は先に質問するつもりでした。

ちょっと進めさせてもらいます。

やはり、先ほど部長の答弁ございましたように、やはり予防というのは非常に大事なことであって、そういったことが医療費ですとか、介護ですとか、そういったものの負担にならないようになっていくんじゃないかと思います。ただ、この本市でも取り組まれていると思いますが、初期段階での治療ですとか、予防接種、そして、特定健診等の受診向上率、こういったものをどんどん上げていただきまして、水際での予防をしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、先ほど答弁ありました、表彰とかされているということなんですが、今、介護保険、９０歳を超えられても平均で年間７万８，０００円支払われております。当然先ほども申しましたように、支え合う制度でございますので、それをどうこうと言うつもりはないんですが、やっぱりそういった全く使われていない方へ何らかないかなというふうに切に思う次第です。ただし、表彰されたい、報酬を受けたいからといいまして、我慢や無理をすることは絶対に避けるべきだと思います。普通に生活していて、健康で元気な高齢者やお子様たちに、金銭ではなくても、何らかの気持ちを伝えることができればと思いますが、市長の考えをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　お答えさせていただきます。

子ども医療につきましても、予防というのが非常に重要だというふうには考えているところでございます。それで、子ども医療費の助成につきましては、子どもの健康と命を守るという直接のセーフティネットというふうに考えているところでございます。

また、子育て世代の経済的負担の軽減を図りまして、子育てしやすい環境づくりの一旦を担うものとして考えておりまして、これまでも他市に先駆けて子ども医療に取り組み、議会のご理解をいただきながら、順次対象年齢を引き上げてきたところでございます。議員さんおっしゃいましたとおり、昨年１２月からは中学３年生までの無料化を拡大しまして実施しているところでございます。まず、拡充して間もないところでございますので、まずは、その検証が必要であるというふうには考えているところでございます。

これまでの経緯を踏まえまして、本事業の趣旨であります、疾病の早期治療の促進や健康で健全な育成を優先的に考え、乳幼児健診や予防接種を勧奨しながら、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。現段階においては、報奨制度の実施については考えていないところでございます。

また、報奨制度ではございませんが、３歳児健診時に虫歯ゼロの児童を、毎月、広報紙に歯ッピーキッズと題しまして掲載し、虫歯予防の推進を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　歯ッピーキッズの件は、広報紙でも拝見させていただいております。こういったものをどんどんいろんな形で広めていただければいいかなと思います。

それでは、次の質問に入ります。

市長は、常日ごろ、菊池市は宝の山とおっしゃっております。そこで、宝の山の菊池市に観光客をいかにしてふやしていくか。まず、菊池市の魅力は何だと思われるのかを改めてお尋ねいたします。

次に、海外からの新規やリピーターの方々をふやす取り組みについてお尋ねいたします。

菊池市の魅力を生かすために、これまで取り組まれたことと、その成果について

お示しください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの福島議員の１点目の、菊池市の魅力を改めて聞きたいということに答弁させていただきます。

まず最初に、本市には日本名水百選の一つであります菊池渓谷を初め、恵まれた自然や、菊池一族の歴史と文化、日本名湯百選の菊池温泉、さらには豊かな水資源と肥沃な大地により生産されます豊富な農林畜産物などが、大きな魅力となっているところでございます。

渓谷は、平成２８年４月の熊本地震から約２年間入谷が禁止となっておりましたが、本年３月の再開以来、例年以上の観光客が訪れており、癒しの観光スポットとして、改めてその魅力を発信しているところでございます。

菊池一族の歴史と文化につきましては、ことし、ＮＨＫの大河ドラマで放送されております「西郷どん」こと西郷隆盛公も血筋に名を連ねておりますことから、ストーリーブック等で菊池一族をアピールするとともに、全国に３０万人はいると言われる「菊池」姓を名乗られる皆様を中心に菊池ファンづくりに取り組んでおります。

菊池温泉は、湧出６４周年と歴史は浅いものの、化粧の湯や美肌の湯と呼ばれるほど高いアルカリ性の温泉であり、また、菊池温泉を名乗る旅館・ホテルの全てが、自前の源泉を持ち、加水・加温なしのかけ流しのため、広く温泉ファンから親しまれております。

また、本市で生産される農林畜産物は、本年３月に農林水産省が公表しました平成２８年度の農業産出額において、耕種部門と畜産部門を合計した農業産出額では全国で第１７位、畜産部門に限定しますと全国４位となっております。

牛肉を初め米やメロン、水田ゴボウ、しいたけ、果樹や花卉など多くの農林畜産物が生産されております。

中でも米につきましては、米・食味分析鑑定コンクール国際大会において菊池米が最高評価の金賞を３年連続の受賞や、全国から銘柄が集まる日本穀物検定協会の食味ランキングにおきまして、七城米が１０年連続で最高位の「特Ａ」を獲得しております。

このような豊富な農林畜産物も、本市の大きな魅力と思っております。

次に、海外からの新規・リピーターをふやす取り組みは何かとのご質問でございますが、現在、国の施策としまして、２０２０年オリンピック・パラリンピック東

京大会開催を見据えた観光振興やインバウンドの拡大を柱にした諸政策が実施されております。

本市の外国人観光客に対する誘致活動としましては、熊本県、山鹿市、玉名市、和水町で組織しております、熊本県北観光協議会で、熊本空港に定期便が就航し、今後も観光客の増加が期待できる台湾をターゲットとして、現地において積極的な誘客活動を行っているところでございます。

また、本市への外国人観光客の誘客対応につきましても、英語、韓国語、中国語で翻訳した観光パンフレットの作成や、指さし会話帳などを準備し、受け入れ態勢の充実を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　できましたら、もう少し成果についてのお答えが欲しかったんですが、先ほど部長は、やはり温泉、農林畜産物、魅力をいろいろおっしゃいました。その中でも菊池渓谷、水を中心とした菊池渓谷、これを一つの観光目玉ともおっしゃいました。私も同感ではございます。この菊池渓谷への入谷者数、ことしの４月以降、震災前、平成２７年に比べますと、毎月２０％増加しております。しかし、菊池市街からでも、この菊池渓谷まで歩いて行かれる方はほとんどいらっしゃいません。おのずと車での活用になると思いますが、近場で駐車場を確保するのは、現状、困難です。駐車場の拡張等のインフラ整備について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　駐車場の整備についてということでのご質問であったかと思います。

現在、菊池渓谷の駐車場につきましては、通常は菊池渓谷入り口の第１駐車場から下流の第２駐車場を利用しております。

また、夏休み期間中の土曜と日曜、お盆時期や１１月の紅葉シーズンの土曜・日曜の繁忙期につきましては、渓谷入り口から阿蘇方面へ約１．５キロ進行した中央駐車場を開放しているところでございます。

駐車場につきましての造成というのは、阿蘇くじゅう国立公園であるために、新たに設置するというのが難しい状況ですので、第１駐車場、第２駐車場に置かれない場合は中央駐車場からのシャトルバスを利用しながら、現在、対応しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　駐車場を拡張できないというのは十分理解できます。当然シャトルバス等を利用する、運行させることになると思いますが、このシャトルバスというのは、どれぐらいの間隔で運行されているんでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　お答えします。

ただいま手元のほうに正確な運行便の数を書いた資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ただ、見る限り、そんなに頻繁にはシャトルバスは運行されていないように私は感じます。

ちなみに、駐車場の料金は、今、お幾らでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　駐車場の料金につきましては、バスが１台１，０００円、それから、マイクロバスが１台５００円、普通車以下が１台２００円というふうになっております。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　バス、車の大きさによって駐車場の料金が違うということですが、ことし７月の入谷者数は２万６，１６６人です。大型バスですとか、マイクロバス、このあたりを除いて、単純に一般のファミリーカーとして計算しますと、１台の車に平均４名乗ってこられたと想定すれば約６，５００台です。駐車料金を１台２００円から５００円にするだけで、２００万円ほどの増収になります。それだけの増収になれば、もっと頻繁にシャトルバスの運行というのも可能になって、やはり行きか帰りには上り坂を歩くという方がほとんどなんですね。ですから、やはりもっとこの菊池渓谷をアピールするには、そういったシャトルバスですとか、必要かと思います。

この５００円の駐車場に関してですが、これを高いと感じるか、安いと感じるか、価値観は当然人それぞれでございます。菊池渓谷の価値観として、１台５００円、

１人１２０円です、４人としてですね。私は安い料金設定ではないかと思います。菊池渓谷のさらなる魅力の発信として、アクセスですとか、駐車場など交通インフラ整備の充実は急がれる課題だと考えております。

次に、皆さん、ご存じと思いますが、ジャパネットたかたの髙田さんが書かれていたコメントを紹介させてください。

佐賀県の有田焼が全国に広まったのに対しまして、三重県の伊賀焼はつくる職人はいたが売る職人が少なかった。そう伊賀焼の当主の方が、全国に広く知られていない理由を述べられていたそうです。せっかくすばらしいものがあっても、伝える力が必要であると。私はなるほどと思うのと同時に、菊池市が重なって映りました。必要なのは発信力と発信の方法ではないかと思います。

ここからは提案でございます。海外からの宿泊数は、震災前に比べますと年間２倍程度、２万人から４万２，０００人にふえております。内数に入るかどうかは把握できておりませんが、外国人労働者の方も、約１年前の統計になりますが、平成２９年１０月末現在で９６０名いらっしゃいます。このような海外からの観光客ですとか、研修生を含めた労働者が自国に帰ったとき、菊池市をＰＲしたいと思える環境をつくるべきだと思います。海外の方や若い方の多くはＳＮＳを活用しまして、インスタグラムにアップすることで、よさも悪さも拡散してくれます。

ここで、ＳＮＳとインスタグラムにつきまして、少し説明させていただきます。

ＳＮＳとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人との交流を手助け、そして促進するためのインターネット上のサービスです。有名なものですとフェイスブックやツイッターなどがございます。

インスタグラムもＳＮＳに含まれますが、ほかのＳＮＳとの大きく違うポイントは、文章での情報ではなく、写真や動画で自分が伝えたいことを表現するＳＮＳということです。そのインスタグラムを活用したインスタ映えするスポット、これは先ほど部長の答弁にもございました、菊池市の魅力である菊池渓谷や温泉、そして、農林畜産物、食文化、こういったものをもっとブラッシュアップして、海外も含めて全国規模でインスタ映えコンテスト、これを行って、菊池市を全国的にアピールするのはどうでしょうか。まずは菊池市を知ってもらう。認知度を上げる工夫が必要であって、一方的に発信するだけではなく、参加型にすることが効果的です。それには地元の企業や団体の方々からも協賛をいただき、官民協働で菊池市を活性化できればと、そう思っております。

最後に、市長にお尋ねいたします。

先月の８月１８日と１９日、熊本ボート協会主催のコッコファームカップレガッタ、これが竜門ダムで開催されました。私がたまたま見ていたテレビのニュースで

も取り上げられまして、大会冠の松岡社長は、「これを機に、竜門ダムのレガッタ、そして菊池市の魅力を広めていきたい」とコメントされていました。このように、一企業の経営者も菊池市のアピールに力を注いでいらっしゃいます。

まだ埋まったままかもしれない菊池市の宝、魅力を菊池市内外の方々に掘り起こしていただく機会というのを設けませんか。その手段として、海外も含めた全国規模のインスタ映えコンテスト、これを地元の企業や団体ともコラボレーションすれば、菊池市を全国にアピールできると思います。私は、市長が日ごろおっしゃっているこの宝の山には、そのポテンシャルは十分にあると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ただいまのご質問ですが、これはフォトコンテストに限ってということ。

［「いや、フォトっていうんじゃなくて、インスタ映えっていうことなんで、フォトに近いですね」と呼ぶ者あり］

○市長（江頭　実君）　インスタ映えに限ったご質問ということでよろしいですか。

ご提案ありがとうございます。今、おっしゃったように、菊池のよさというのは、実はこの自然にあると思っているんですね。今、世の中の価値観が変わってきておりまして、もう明らかに心の時代、ですから、今、キーワードとしては健康ということであったり、自然回帰ということが言われているわけでありますので、私どもは、この五、六年前から、菊池こそ、こうした動きに一番ふさわしいところだと。中にいるとなかなか気づかないものですから、そういう足元に眠っている宝の山を掘り起こそうということで、これまでやってきまして、そのときに重要なことは、フットパスあるいはサイクリングコースといったふうなインフラ部分を整備していかなければ、この具体的な商品につながっていかないわけですけども、このプロセスが、いわば市民の皆さんにとっての気づきのプロセスでもあったわけですね。そうしませんと、インスタ映えだけを捉えて言いますと、宝があると思っていないと、せっかくのカメラないしはインスタも生かせないわけでありまして、大分そこのところができてきているのではないかなという気はしております。

これまで、もう少しアナログのところのフォトコンテストであるとか、私のお薦めスポットコンテストであるとか、そうしたふうなことを市民参画型でやってきたわけでありまして、今、ご提案のインスタ映えコンテストというものは、非常に今の時代にマッチしたことではないかなというふうには思っております。

また、参画者が、恐らく若い世代ということが中心になる可能性はありますけど

も、それもご提案の一つとして検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　先ほど、お答えができていなかった件につきまして報告させていただきます。

シャトルバスの運行についてでございますが、中央駐車場と菊池渓谷の入り口を３台で運行しております。時間が１０時から１７時の間で、時刻表というのはございません。随時人が集まったときに運行しているということでございます。

参考までに、８月の運行状況といたしましては、土曜・日曜日の毎日、それから、お盆シーズンの１３日・１４日・１５日・１６日ということで運行がなされております。ただ、悪天候の日には中止しているというようなことでございました。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　シャトルバスは随時ということですが、やはりもっともっとやっぱり頻繁に運行する。そして、その財源というのは、駐車料金を上げるというのも十分な手段じゃないかと私は考えます。

あと、市長からのお言葉をいただきまして、確かにインスタ映え、若い方もそうですが、私は、やっぱり海外の方、この方々は本当にいろんなものをインスタグラムにアップされております。これを自国の言葉で、自国でそういったものをどんどんＰＲしていただければ、そのための菊池の魅力、これを再認識した上で、そこをさらにブラッシュアップして魅力を引き出す。こういったことをやっていけば、菊池市は必ずや活力を取り戻すと私は信じております。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで福島英徳君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は１３時から開きます。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前１１時４７分

開議　午後　零時５７分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　皆さん、こんにちは。まずもって、先日、台風２１号で被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げます。

お昼御飯を食べて、一番まぶたが重い時間となっておりますが、気合いを入れて質問をしたいと思います。

私は常々思っております。一般質問とは、何を聞くのか、そして、どんな答弁を引き出せるのか、この２点が大きなポイントだと思っております。はっきりと問題を提起しながら、課題を見つけて、その課題を克服するために提案をしたり考えを問うことで、市の発展に寄与できる。我々市議会議員に与えられた特別な権利であり、大きなやりがいそのものだと考えています。まだまだ及第点に至るような質問はできていませんが、回数を重ねて経験を積むことで、いつかさすがと思ってもらえるような質問ができるようになりたいと考えております。

政治目標、政治をもっと近くに。判断基準、子どもが大きくなったときにどうかを掲げながら、菊池市議会の定例会の一番最初は、国旗を掲げて、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号５番の平直樹です。

では、通告に従いまして質問をいたします。

まずは、菊池市第２次総合計画後期基本計画についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、ＰＤＣＡをしっかりと反映させることで、よりよいまちづくりをしていきたいというところでございます。

この総合計画、皆さん、お持ちと思いますが、こちらですね。新しく我々も受け取りましたが、この総合計画というもの、菊池市にある全ての計画の一番上に位置するものであります。ここに２８の施策が書いてあります。この２８の施策をやることで、「癒しの里きくち」をつくっていきましょうというものであります。

そして、こちらの後期基本計画というものを、先日、我々もいただきました。この中には、２０１８年から２０２１年までの４カ年の計画が記載をされております。

ここで、とてもシンプルですが、大切なことをお尋ねしたいと思います。この計画書、冊子も含めて、この後期基本計画とは一体誰のためのものですか。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　皆さん、こんにちは。平議員からの総合計画後期基本計画についてお尋ねということで、まず、第２次菊池市総合計画につきまして、前期３年間と後期４年間で構成されておりまして、平成３０年度からの４年間を計画期間とする後期基本計画を、本年の３月の定例会で議決いただきまして、策定しましたところでございます。

それから、先ほど議員おっしゃったように、この総合計画というのは、ご承知のとおり、市政におけます最上位の計画であります。

ということで、誰の計画かということでございますけれども、この計画は、菊池市が目指しております、まちの将来像をここで定め、明らかにするとともに、菊池市民の幸福と利益のために市政運営に取り組み、誰もが安心して、安全に暮らせる「癒しの里きくち」を実現するための計画でございますので、つまり、市民のための計画というふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　ありがとうございました。市民のための、市民の幸せをつくるための大きな計画だということで、もうここは言わずもがななんですが、わざわざ答弁をいただきました。

私がこれをいただきまして読んでみましたところ、一番最初に思ったところなんですけども、この計画書の３ページの下段のところに、ここの下のほうに載っていますが、「ＰＤＣＡ」というものを大きく書いてございます。このＰＤＣＡというものは、国も含め役所の人たちの好きなワード、もうランキングの上位に食い込むんじゃないかというぐらい、もういろんなところで見かけます。散見されます。ここにいらっしゃる方は、もうもちろんご案内のこととは思いますが、改めて、復習の意味も含めまして、ＰＤＣＡのその意味、Ｐとはプランですね。計画を立てましょうと。ＰＤＣＡのＤはドゥーです。実際にやってみましょうと。ＰＤＣＡのＣはチェック、さて、どうでしたか。そして、最後のＡは、そこで見つかった改善点をどういうふうにしていきましょうかということ、このサイクルがそうです。とりあえず何でもやって、やっぱりやってみらんとわからんから、やってみて、計画をしてやってみて、やった結果、ここが悪かったから、ここを改善していきましょうというサイクルを用いて、全ての事業に当たりましょうということだと思います。

この最上位の基本計画にＰＤＣＡと大きく書いてあるということは、この計画の下にある実施計画や、一つひとつの事業に至るまでに、そのＰＤＣＡのサイクルを用いているということになると私は解釈をしております。やればやるだけ、よかったことも、悪かったことも、データとして蓄積されていく仕組みだと思います。

そこで、お尋ねいたしますが、冒頭でも言いましたように、この本計画、全部で２８の施策から成っております。私がわからなかったところ、それはＰＤＣＡのＡの部分です。私は家業で商売をやっております。例えば、新しい商品や新しいサービスが出た場合、それをお客様に提供するときには、どこがどのようによくなった

かというのは営業トークの中で必ず盛り込むようにしていますし、お客様もその品物を買ったり、サービスを提供を受けるときに、とても大切な判断基準の一つにされているというふうに思います。

ところが、私がこれを読むに関しては、こういう計画で、こういうことをやっていきたいということは伝わりますが、前期計画から見て、ここが悪かったから、ここをこのように変えたというようなところが私にはちょっとわかりにくいなというのが正直な感想でした。ですので、この２８の施策の中で改善点があると思います。中にはもうそのまま継続というものもあるでしょうが、そのＡに当たるところの改善点を教えてください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　どこをどう改善したんですかというご質問なんですけれども、まず、どういう手続でやったかも、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。

計画の推進に当たってのＰＤＣＡのところは、先ほど平議員がご説明をされたところでございます。そのような形で計画全体も見直しもしておりますし、年度ごとの取り組みもそのような形でやっております。

後期基本計画を策定するに当たっての前期の成果とか課題の検証をどのように行ったかでございます。

まず、実施した事業や施策につきまして、事業のレベル、それから施策のレベルにつきまして、まず、事業をやった担当者、それから、その所属、組織、そして、庁内全体としてのまず内部評価を行いました。中での自者評価、他者評価というのをやりました。それを受けまして、市民による外部評価というのを行っております。それから、市民アンケートというのをこの計画の改定時期に合わせて行っておりますので、前期に実施した施策の満足度、それから充実度の把握を行いました。

そして次に、市民ワークショップというのを２回開催いたしました。前期で目指す姿という形で１０項目、１０の柱にしておりましたので、それをテーマという形で設けまして、それをどうでしたかということと、どういう課題がありますかということ、それから、４年後に目指す姿はどうあるべきかということを、ワールドカフェ方式でやるという形で、ご意見をいろんな方からいただきました。それで意見と提案もいただきました。そういったのもつながっている部分もあるかと思います。

そうしまして、これらのことを踏まえながら、あとは市長の２期目の市政運営に掲げました六つの戦略、そして、市では、もう一つ、地方創生総合戦略というのもつくっておりますので、その戦略、それから、間に地震というものがございました

ので、地震からの復旧・復興で重点的に取り組むもの、そういったものを後期の基本計画に反映しているところでございます。大きく全体的な形で言うと、そういった形で反映をしているということになります。

このように、点検・評価の結果から、各施策で改善すべきこと、それから、そのままさらに充実させるもの、新たにまた課題に対応すべきものというものを盛り込んで、４年間で取り組む方向性や施策の内容を示すことが大事ということで、平議員から個別にはそれぞれにはないじゃないかとは確かにおっしゃったんですけども、まずは中身を示すという形でのつくりというふうにしております。

ただ、お尋ねは、じゃあ、具体的にどういうふうに反映したんですかということでしたので、幾つかを例に挙げさせてもらって、説明をさせていただきます。

まず、前期の施策で、菊池ブランドの確立というのがございました。その取り組みの一つとしては、何回もこの議会でもお尋ねがあっているような、菊池米のことがございます。ブランド化に向けた取り組んでまいりました。その結果、米・食味分析鑑定コンクール国際大会で３年連続金賞を受賞するなど、日本の米どころ菊池の名は広まって、ブランド化に向けての成果が上がりました。そのようなことから、後期においては、米日本一戦略のステップアップということで、九州のお米食味コンクールを開催して、市場の関係者、消費者へのＰＲというのを継続しながら、菊池米のブランド化というのをさらに加速するとともに、高付加価値化と販路拡大を目指して取り組みをするというようなことで、ステップアップするという形での位置づけをしております。

次に、市民アンケートでは、熊本地震の影響もございましたので、やはり防災・消防体制の充実の施策について、特に高い関心、重要度が高いという結果が得られました。また、市長の六つの戦略におきましても、災害に強いまちづくりというのを第一の戦略として掲げております。そのことから、後期基本計画では、成果指標に新たに、防災士登録数５００人というのを目標に掲げ、地域における共助の体制づくりの支援、それから、タブレットやスマートフォンアプリを活用した情報発信というのを新たに盛り込んで取り組んでいくというふうにしております。

もう一つご説明します。

前期の施策で、移住定住の促進というのがございました。ただし、これも促進、取り組みはしてまいりましたけれども、空き家バンクへの物件の登録数が少ないというふうに課題を感じておりまして、それで、移住希望者との十分なマッチングができないというふうな評価をしておりました。

それから、移住定住に当たって、やはり移住後の住まいであるとか、仕事の確保とか、安定した暮らしを提供するために、実際、体験することが必要じゃないかと

いうことで、それを体験するためのお試し住宅というのを、昨年度、整備をしましたし、ワーキングホリデーという形でやってみるというのもやってまいりました。それを受けまして、後期では受け入れ態勢をやはり強化するために、空き家バンクの情報収集にまたさらに力を入れるということ、それから、整備しましたお試し住宅などを活用して、暮らしの体験というのをしながら、移住定住につながるような取り組みを進めていこうということで盛り込んでおります。

一応準備してまいったのは一部でございますけれども、前期の施策の点検・評価の結果、それから、間に合ったいろんな諸事情、地震であったり、市長のマニフェストであったり、そういったものを盛り込んだ形で、こういった取り組みをやっていくということで反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　具体的にどこをかいつまんで、ここが報告がないぞと言うつもりはないんですけども、一番聞きたいところ、大きなところは、事業をやっていって、情報修正ですよね。先ほど言われたステップアップをしていったところのＡと、同等だから、そのまま継続でいきますよというＡと、それと、もうやってみたけど、ちょっとこれはどうもこうもいかんぞと。もうやめることも一つのＡだと思うので、そこの下方修正というか、やめちゃったというか、そういった、それはいろんな判断をもってやめられた事業もあると思うんですけど、そういったことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

ちょっとその間に、私の思いも述べさせていただきますが、あと一つは、やめちゃったことは、なければないで構わないんですが、実際に私がいろいろ市議会議員としてお仕事をしていく上で、やっぱり一番かかわりがあるのは、市民の方々と同じぐらいのレベルでやっぱり市の職員さんとのお話、現場で会ったとか、何かイベントで会ったというようなことで、お話をさせていただく機会をたくさんいただきます。そのときに漏れ聞こえてくる声であったり、直接お話を聞くことであったり、私がその事業に参画することで感じることの一番のＰＤＣＡが反映されてないなというのは、とにかく前年やったからことしもやりますというものです。その最たるものが、前回でも言いましたけど、動員をかけなければこの会が成り立たないというような事業、これこそ、ＰＤＣＡに当てはめて考えたときには、引くべきは引くものではないかなというような、それは個別具体的なところで主観も入りますんで、難しい部分とは思いますが、実際に事業に携わられた職員さんが、何か紙に書いて、こういったところが問題点だ、ＰＤＣＡのひな形というか、そういったことがある

のかないのかを教えていただきたい。もしあれば、それを見せていただきたいんですね。事業をするに当たってやってみた。ただし、ここが改善点だと思いますというものを書いて上司に出して、初めて回り出すサイクルだと思うんですよ。それを、ただ言いましただけでは、やっぱりわからない。忘れちゃうこともあるので、そういった事業、実際にどのようにやっているのかというのもお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　最初にお尋ねがあった、やめたほうがいいかなということで、やめた事業に関しては、すみません、今は準備しておりませんので、ちょっとお答えはしかねます。ご容赦くださいませ。

実際に、先ほど、動員せんといかんような事業だったりとかいう話も例としてはありましたけども、実際、計画のレベルでなくて、計画を年度単位でやるということでの当然評価もしておりますけども、その手前のところで、個別の事業につきましても、庁内では、年間を通して、今年度はこういった形で、予算は通った後にはなりますけれども、やっていきますという事業ごとのＰＤＣＡサイクルを回すように当然しております。そのときには、最初、年度始めに、当然ことし、こういう目標があって、ここまでやりますというのがある。そのときにも、当然昨年度の課題というのもそこに表記をしておくと。そして、年度最初に、当然所属長なり、事業によっては市長までだったりとか、そういうところで共有をするようにしています。それを当然担当者は、皆さん見ながらやっていると思うんですけど、四半期ごとにチェックをかける体制をしています。実際、おくれているか、進んでいるか、あと改善点があるべきなのか、ないべきなのかという形ではやっているところではございます。一応そういった形でやっております。

見せるものとしては、ちょっときょうはないんですけど、取り組みとしては進めているところでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　今の答弁を聞けば、例えば事業に当たられた方が、職員さんであれば、そういった紙に書いて出すというようなことがあるということでしたので、実際に仕事をされている方々が、本当にこれは無駄じゃないかなというようなこと、もうこれは税金を使ってやるべきかどうかという判断をしっかり書いて出すシステムがあるのであれば、それをしっかり上司の方々が判断をしていただいて、我々議

会に提示していただくということになっているという前提でいいのかなというふうに私は思いますが、とはいえ、よくよく愚痴を聞くこともあります。仕事ですから、それが反映されてないということになっているのかなというところで、きょうは結論づけることになるとは思いますが、やっぱり毎年、ただ去年やったからという理由だけでやっている事業があると思いますので、そこら辺はしっかり、もう何とは言いませんが、それぞれで予算は減っていきます、人口も減っていきますので、そこら辺はこのＰＤＣＡというサイクルを適用したからこそ、やるべきはやる、引くべきは引くべきというような決断の材料の一つにしていただければと思うんですが、そもそも第２次総合計画というのは７年という中長期の計画だと認識をしております。７年というのがいいか悪いかということではなくて、少しタイミングの話なんですが、市長の任期と１年ずれが生じると思うんです。選挙をやるということは、そのときにその思いを持たれる方々が立候補して、そして、市民の方が選ばれる。これはもういつの時代も前からそれを続けてきて、これからも続いていく制度だと思うんですが、この中長期の計画の１年間のずれというのと、その選挙のずれというのは修正をしたほうがいいのではないかなというようなことは、ぼんやり私は感じております。

さらに、これは最上位の計画です。ただし、じゃあ、市長がかわったからといって、急激に変化することは、それは市民の方々にすごくストレスを感じさせるようなことになる可能性も、もちろんありますので、それは慎重にしなければなりませんが、そもそもの考え方として、誰であっても、市長の任期のタイミングと、この計画を合わせるべきではないかなというふうに私は少し考えてしまいますが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　ただいま議員からご提案があったとおりに、総合計画の期間と市長の任期を合わせるということは、市長マニフェストと総合計画で掲げるまちづくりの方向性が一致すると。一貫性のあるまちづくりを推進できるというメリットがあるというふうに考えております。

そのようなことも踏まえまして、第２次総合計画では、計画期間を市長の任期に近い形という形では設けてあります。それで、市長マニフェストと総合計画の期間内に推進すべき施策の整合性を図って、実効性を高めるものとしてきたところでございます。

なお、４年というのも市長の任期ございますけれども、基本構想というのは、将来的なまちの姿をあらわすもので、取り組みとしては、長期的に取り組むべきもの

もございますので、計画期間は７年というふうにしております。

総合計画策定の過程で、先ほど簡単に申しましたけれども、さまざまな振り返りをして、それを施策に推進するための取り組みを考えます。市長マニフェストを反映して、また、取りまとめます。それをまたその後で市民の皆さんで構成する策定審議会に諮問・答申、諮問、審議していただく時間が必要になります。それから、議会の議決案件でもございますので、ということで、必然的に計画期間と市長の任期との間に、１年あたりずれてくるというのはしようがないのかなというふうに考えております。そこが生じますので、実際、取り組みに当たって、毎年、そこも繰り返しになりますけど、ＰＤＣＡサイクルを回すことで、きちんと施策の効果が実感できるような取り組みということを全庁的にやっているというふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　今の部長の答弁を少し補足させていただきたいと思います。

もともとは、この総合計画は１０年だったと思いますけども、私が就任したときにはその途中になるわけですね。任期と全くリンクしておりません。ですから、私は、一方で選挙のときにいろんなことをお約束していますから、それを実現するため、いろんな計画を立てなきゃいけないので、基本は、もうおっしゃるとおり、４年なんですよ。４年の計画でいこうと。ところが、中には長期的に取り組まないといかんものもあります。例えば人材育成とかですね。でも、最初の年から地道にやらなきゃいかんこともありますので、そういうものが漏れてはいけないんで、４×２の８年を基本としているわけですね。それをローリングしていくと。

ところが、最初の年は、もう私が４月の選挙ですから、それからいろいろな計画を立てていくと、半年、１年はすぐたつわけですね。むしろ、ですから逆に、１年ずらしたほうが非常にプラクティカルである。実践的であるということで、あえて１年をずらしています。そうすることで、仮に、次に別の市長がいらっしゃると空白が起きずに、その前の１年のほうが斜めにずれていますんで、その間にご自分の計画を立てていただければ、行政の移行がスムーズにできるだろうと。こういうことで４×４、ただし、初年度だけはあえてお尻を合わせるために３年にした。そういうことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　意識してわざと１年ずらしているということでしたので、流れ

でそうなっているということではないということであれば、もう納得するところかなというふうに思います。

先ほど部長は、やめちゃったところとかは資料がないよというふうに言われましたけど、そもそもこれを聞くと言っているので、一つぐらいは用意しといてほしかったかなというのはありますので、それを聞いても、ちょっと時間がかかっちゃうので、もうこれ以上は聞きませんが、改めて、最初の質問に戻って、この冊子も含め、この計画が市民のものである、市民に向けたものであるというふうなものになったときに、やはりＡという改善点はここですよというものは表記しないと、やっぱりわからないと思うんですよ。それは努力の結果であって、何も隠すことではないというふうに私は思います。それを出すことで、とてもＰＤＣＡというサイクルが本当に大切に回っていくと思います。

特に、このＡという部分も含めて、このＰＤＣＡについてのあり方なり、市長、改めて、施策をやっていく上で、どんな感じで回していこうというふうに思っているのかというのを教えてください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ご質問の向きは、Ａについて、どういうふうに反映させていくんだということですが、それは多分おっしゃりたいことは、Ａの結果をどういうふうにＰに反映していくんだということをおっしゃっているんじゃないかと思うんですよ。

総合計画にしろ、年次計画にしろ、まず、足元を徹底的に分析します。これまでやってきたことの効果、是非、それから、そこに足りないもの、今度は期中に生まれた課題というのもありますね。もう既に進行中なんだけども、もとの計画には入っていないというもの、それから全く新しくこれからやっていこうと、いわばマニフェストなんかもそれに入ってくるんですけど、こういうものがありますので、そうしたものを全部、分析した上でプランを立てるわけですよ。

例えば、年間の業務計画であれば、まさに、去年のを持っていらっしゃいと。去年の計画をですね。そこにＡというものが、こういうことをやっていきます、こういうことをいつまでにやりますということがちりばめられているわけですよ。それをたたきながら、実際はどうだったのかと。

それから、残課題はどのぐらいあるのか。ある程度、終わったのだったら、もう切り捨てていいのか。こういう整理をした上で、次の年度の計画書を一緒に審議しているんですね。ですから、そういう意味では、そのプロセスは必ず入れております。ところが、総合計画というのは、市民の方にわかりやすく見てもらうというこ

となので、そこのところは織り込み済みのものをプランとしてお示ししているということでございます。

ＰＤＣＡがどのようにこの菊池市役所で回っているかということを言いますと、私が来たときはＰＤＣＡという言葉すらありませんでした。言葉はあったかもしれませんけど、存在しておりませんでした。そもそも計画書がありませんでした。年度の計画ですね。ですから、これを総合計画でつくったものを、これを反映した年度の計画というものを各部署ごとにつくってもらいまして、それを３カ月ごとにずっとレビューをしてきています。初年度の４月のところは、まさに去年の実績を振り返りながら、残課題をきちんと取り入れながら、新しい課題を入れた新年度の計画に漏れがないか。そういうことをやりますので、物すごく実は４月は、このＰＤＣＡは時間がかかるんですね。

あとは、３カ月ごとに、７月においては４～６の３カ月間だけですから、比較的少し簡便にして、庁議の中で、２週間に１回やっている庁議を一日だけ、それを当てます。その中で、全部をやるとまた時間がかかりますから、ランクづけして、市長が特に重要と思うものというのをあらかじめＡランクと決めているんですね。そのＡランクだけをこの庁議の中で、間の３カ月ではチェックをするわけです。

今度は１０月になりますと、前期の半年が終わっていますから、ある程度、ここでしっかりしたレビューをしなきゃいけないんで、前半期の取り組みの状況と残課題、それから、じゃあ、それをその残りの６カ月でどういうふうにやっていくんだと。いわば、ここで修正が起きるわけです。これがＰＤＣＡのＣなわけですね。チェックして修正する。新たなＡをまたつくっていくわけでして、これもすごく時間がかかります。大体私は全部の部署と、ちなみに、Ａランクとして市長が直接見ているだけでも１２０事業以上ございます。それから、部長に任せているものも１００幾つあるわけですね。こうしたものを絶えず緊張感を持ちながら、お互いに、あれはどうなった、こうなったということでもって、前に進んでいくわけでありまして、修正があればあったで、それをきちんと反映していく。場合によっては、それはスケジュールの締め切りをずらしていくこともあれば、中身自体のウエートを少し落としたり、それよりもこっちのほうをやろうよとやったり、あるいは、テーマ自体は進化する場合も出てきます。

そういうふうにやっておりまして、私、会社に入ったのが約４０年前ですけども、ちょうどそのときからＰＤＣＡが始まっていますので、そういう意味では血肉になっていますので、ただ、役所のＰＤＣＡは相当遅く始まっているんですよ。ですから、そこを本当に自分事として定着させていくことには、非常に最初は時間がかかっているわけでありますけども、今もまだその途上でありますけども、少しずつＰ

ＤＣＡが回ってきているのではないかというふうには思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　今の答弁をお聞きすると、前回やったＰを見てチェックして、次に立てるＰ、プランが、まさにＡであり、Ｐであるということだと思います。これを読んで、そうなのかなと思いをはせることはできても、言うように、これは市民の方が見るわけですから、市民のアンケートというところが、ワークショップからの意見とかというような、ここのその一部のところにでも、ここら辺がちょっと変わりましたよというのがあると、わざわざ前回のやつを引き出して読む市民の方もいらっしゃいませんので、そういったところがあると、よりよい計画書になるのではないかというふうに思いますので、今後もＰＤＣＡというのは頭に置いて、我々、議会議員としては、どこをやっているのかというのをチェックするというのを私はすごく重きを置いて見ていますので、不断の努力をしていただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

続いての質問は、児童虐待防止の本市の取り組みについてお尋ねをいたします。これは、先日、泉田議員さんがお聞きになっておられまして、重複する部分が多々あると思いますが、私は私で、改めて聞かせていただきたいと思いますので、どうかご勘弁いただきたいと思います。

この質問の目的は、皆さん一緒だと思います。児童虐待をもうなくしていきたいという思いから質問をさせていただきます。

今から聞くことの全ては、児童虐待の防止等に関する法律にのっとったところでのお話になると思いますので、そこもあらかじめご了承いただければと思います。

泉田議員からのご紹介にもありましたように、先日、報道等で大きく、ある女の子の虐待に関するニュースがあって、皆さん、心を同じように痛められたと思います。あんな小さい女の子なのに、自分が至らないということを紙に書いて、両親に訴えたというようなことを見ると、どうにか助けてやれなかったのかなというふうな沈痛な気持ちになってきます。そのニュースだけではなくて、その、ほかの子どもたちも、やっぱり虐待のニュースというのは、もう残念ながら、よく耳にするニュースの一つでもあるというふうに思います。

これは過去のＮＨＫの記事なんかにもなりますが、いろいろ調べていくと、結局は、去年、私が調べたところでは、平成２８年度が児童相談所にかかって対応した件数が１２万件というふうに、うなぎ登りだということですけど、相談があること

自体は、それで防げたものもあるという評価もある一方、そちらの相談件数がふえればふえるだけ、問題点はそこにかかる人がいないと。人員削減、人員がとれてないから、相談は来るけども、それを対処できないというところが一つ問題点としてあるんだよというような記事も読んで、確かにそういうことだなというふうに思った次第であります。

現状から、ちょっとお尋ねいたしますが、現状、菊池市にあるその児童相談所などの数、あと、場所、相談員の数、そこを３年程度でいいですので、この過去３年程度でいいですので、推移などを教えてください。

○議長（柁原賢一君）　平議員、課題についてはいいですか。

○５番（平　直樹君）　現状、抱えている課題は何であるかをお尋ねいたします。失礼しました。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　本市におけます児童虐待の現状につきましては、泉田議員のほうでもお答えさせていただきましたが、一応件数だけ報告させていただきたいと思います。

過去５年間でございますが、平成２５年度が３５件、平成２６年度が２４件、平成２７年度が４２件、平成２８年度が２８件、平成２９年度が５８件と、増加傾向にございます。

児童虐待に対する取り組みにつきましては、子育て支援課のほうに家庭児童相談室を配置しまして、家庭児童相談員と女性相談員が、虐待を含めた児童や家庭のさまざまな相談に対応しておりまして、児童にかかわる機関・団体からなる要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会を設置しまして、情報共有や支援内容の検討を行うことで、虐待を含めました支援が必要な児童の早期発見、それから対応を行っているところでございます。

課題というところでございますが、児童虐待問題につきましては、関係部署・関係機関はもとより、社会全体で取り組むべきものでございますので、児童虐待の現状を広く市民の皆様に知ってもらうとともに、虐待の予防や早期発見につながるための啓発が重要かつ課題であるというふうに考えているところでございます。現在のところはまだ十分と言えない状況でございますので、これまでの広報誌やホームページの啓発に加えまして、出前講座や講演会など積極的な啓発活動が必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平議員。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　ありがとうございました。

例えば、じゃあ、菊池市に住んでいるある方が相談員さんに相談をしたときに、どこかに一時保護をしなければならないという判断を下したときに、そういった場所というのはつくっておられますか。一時保護できる場所というのはありますか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　一時保護についてのお尋ねだと思います。

虐待を受けた児童を緊急に親から引き離す必要がある場合は、一時保護所などで保護することとなりますが、一時保護所は児童相談所が設置するものでございますので、一応本市にはございませんが、県内に１カ所ございます。

一時保護所の所在地につきましては、虐待者からの押しかけなどの問題がございますので、一応お答えを控えさせていただくならというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　場所は、確かに特定されては困るのであれですけど、県に１カ所しかないということは、その県内で何か相談があったときには、そこに、県北だろうが、県南だろうが、そこに１カ所になるのかなと。後に数字的なものが年間で１２万件超えてくるというふうになると、この一時保護所も各市町村に１カ所ずつ必要になってくるのかなというふうには思っています。ふえないほうがいいんですが、相談をしてくれて助かることができるのであれば、それは、その必要に応じて各市町村単位で設けるところも必要なのかなと思います。

ここも、泉田議員さんの中にありましたが、改めて、児童虐待の対応に当たっては、例えば、何歳の子どもが対象になるかはわかりませんが、あったとしたときに、例えば、それが小学校に上がっていたりとかすると、学校の先生だとか、教育現場の方々、そして、そこにどうしても介入しなきゃならないような事案であれば、警察だとか、そういったところとの連携が必要になってくると思うんですよ。そういった一時預かりするようなところにおける、学校の先生とか警察の方々、例えばＯＢの方々とかの配置されているのかどうか、その状況を教えていただいてもいいですか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　児童相談所におきます職員配置というところでお答え

させていただくならと思います。

都道府県や政令指定都市が設置します児童相談所は、県内に３カ所ございます。熊本市で２カ所、八代市に１カ所ございます。児童に関するさまざまな相談を受けまして、医学・心理学的・精神保健上の判定や指導、一時保護を行うために、児童福祉や弁護士の配置が義務づけられておりまして、その他にもさまざまな専門職が配置されているところでございます。

そのため、児童相談所は、対応が困難なケースや医学的・心理学的などの判定を求められるケース、一時保護や立入調査等の法的対応が必要なケースを主に対応しまして、必要に応じて市町村と連携をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　ありがとうございました。すごく難しいケースも出てくると思うので、もう連携は必ず必要になってくると思います。

児童虐待の防止等に関する法律の第１１条に、虐待のことですが、虐待された子どもと虐待した親に対するカウンセリングだとか、その治療のプログラムといったものもしなければならない旨が書かれてありますが、そこのその家族の再統合というところに向けた取り組みというようなものはどういったものがありますか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　児童相談所に相談になられた子どもさん並びに保護者に対しての対応等につきましては、児相と、それから市町村と、それから県等と連携しながら対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　この１１条というは、法律の中で「親子の再統合への配慮、その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮のもとに適切に行わなければならない」というふうにうたっているところをお尋ねした次第でした。

再統合に向けてやったけども、やっぱり難しいよというような家庭も中にはあるのかなというふうには思います。そうなったときには、もうそこの親元から離れて生活をすることのほうが、子どもにとっての幸せだという決断を下した場合には、その養育環境を保障するといったところから、養子縁組とか里親制度というものが

必要になってくるのかなと思いますが、そういった取り組みについてはどうなっていますか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　養子縁組や里親制度でございますが、児童福祉法では、都道府県が里親や養子縁組に対する普及啓発、相談・調整を行うこととされておりまして、熊本県では児童相談所と、県が委託しました児童養護施設が相談窓口となっております。

現在、菊池市内の里親の登録でございますが、一応６組、実際に里親として児童を養育している方は２組で、広報誌による啓発などを実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　実際に６組、受け入れ態勢があって、２組の方が受け入れられているよというようなことだったと思います。もう本当にいろんな事情があって、里親のところに行っている子どもたちと、それを受け入れられた家庭の２組が、もう笑顔でにこにこ生活できるようになっていればいいなというふうに思うんですが、先ほど部長の答弁で、啓発が課題になっているよというようなところです。こちらも、その法律で第４条ですか、児童虐待の防止等に関する法律の第４条に、国及び地方公共団体は、必要な広報、その他啓発活動に努めなければならないというふうになっております。今やっているものが、一体どんな啓発活動をやっているのか、もしくは、さらにこういったこともできたらいいななんていうふうなプランでもあれば、ちょっと教えていただきたいんですが、今現在、どんなふうに周知をされているんですか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　周知方法でございますが、虐待を含めました児童相談所の窓口につきましては、広報やパンフレットによる周知のほかに、周知カードを医療機関や、子ども連れで利用されるつどいの広場や、児童館などに置くことにより、周知をしているところでございます。

また、国では、児童虐待の通告や相談を２４時間受け付け、最寄りの児童相談所につながる全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」を平成２７年７月に設置しておりまして、あわせて周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　その周知カード等を児童館等に置いているよと。そこでこういった用意しているところに電話をかけてねということだと思うんですが、冒頭に取り上げたある女の子、小さい女の子等は、それができない子どもたちもたくさんいると思うんです。自分から声を上げられない人たち、子どもたちもいると思うんですが、では、自分たちからＳＯＳを出せない子どもたちを守るためにはどのような取り組みがされているんでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　自分から声を上げられない子どもたちを守るためにということで、先ほどご説明申し上げましたが、児童虐待の未然防止については、虐待のリスクの高い家庭に対するさまざまな支援を行うことで、児童に身近にかかわる関係機関では、早い時期での虐待のサインを見逃さないために、着がえのときに、傷やアザなどがないかを観察しまして、子どもの訴えに耳を傾けるなどの対応をして、気になるケースにつきましては、市に相談や通告をしていただくということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　今の部分もこの法律に載っていまして、第６条ですね。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないという法律があります。だから、我々も、それを見かけたときにはしっかり通告をする、しなければならないよというルールであります。

実際に、ちょっとお話をいろんな方に聞いてみましたが、市の何歳児健診とかに来られるときの、その携わられる職員さんだけでなくて、例えば保育園の先生だとか、幼稚園の先生だとかというのは、途中でお着がえとかがあるので、そこで見つけることもあるんだというふうにちょっと聞きましたが、そういった実例は菊池市ではありましたか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　子どもたちに身近に接しているということで、昨年度の５８件の児童虐待の相談中、保育所、それから認定こども園からの相談が８件、それから学校、教育委員会からの相談が１８件ございました。

また、近隣からも、大人のどなり声とともに、子どもの泣き声が頻繁に聞こえるなどの相談、いわゆる泣き声通告が３件ほどあっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　実際にそのようなことで通告を受けて、実際に市が動き出したということですが、それはすごく大切なことなんですけど、ちょっとそれだけを聞くと、何かもしかしたら手を上げてしまった親のほうも、良心の呵責というか、すごく罪の意識があって、それがばれてしまったということで、通報した人に対して、何というか、逆恨みをするようなことも考えられないわけではないなというふうに思うんですよ。そういったことを防ぐためには、どういった取り組みをされているんですか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　このような相談につきましては、法律で規定されていても、相談者がわかったら逆恨みされるのではとか、また、人間関係が壊れるのではないかといった不安などから、相談をちゅうちょされる場合もあるかと思われますが、相談者や相談内容がほかに知られるということはございません。子どもたちの命を守るために匿名での相談も受け付けているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　もうそこの、決してその情報を提供していただいた方の情報が出ないというようなことが大前提になってきます。それをやっぱり不安がるから、ちょっとわかってても通報しなかった、教えてくれなかったということがもうないように、そういったことも含めて、しっかり周知をしていっていただいて、子どもたちが、もう本当に小さい子どもたちが耐え忍んでいるようなところから一刻も早く解放できるように、菊池市でも５０何件あっているわけですから、そのお手伝いができるようにしていただきたいと思いますが、最後に、わざわざ泉田議員が、私が市長に聞くところを残していただいてくれていたと思います。教育長に聞かないで、市長にお伺いしますが、これ以上、子どもたちの命が亡くなるような、この痛

ましい事件を起こさないようにも、その児童虐待防止に向けた思い、対策などを教えてください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、児童虐待防止に向けた私の方針ということで、教育長ではなく、私のほうから答えさせていただきます。

泉田議員へお答えした内容と重複するわけではありますけども、私の方針としましては、まず、虐待の未然防止というのを第一に考えたい。虐待のリスクの高い家庭への支援を行いたいというふうに思います。２番目に、万々が一、児童虐待が発生した場合は、子どもの安全確保を最優先ということで、必要な場合にはちゅうちょなく介入して、一時保護を行いたいというふうに思います。いずれにしても、今後も虐待死亡等の忌まわしい事例が発生しないように、関係機関と連携して対応していくとともに、社会全体で児童虐待を防止するという認識で、虐待問題の啓発ということにも一層力を入れていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　今回、この質問を取り上げた内容というか、その目的の実は一つは、こういった取り上げることで、一つ、周知、告知になればいいなというもの、そういう気持ちもありました。先ほど言いましたけど、法律の中で、そういうことを見かけたら通告しなければならないというルールがあるということを改めて皆さんと共有させていただいて、防げるものは防げたらいいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで平直樹君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午後１時５２分

開議　午後２時０１分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　こんにちは。議席番号７番、坂本道博です。まずもって、台風

２１号によって被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧がなされますようにお祈りしたいと思います。

私は、菊池市議会議員として、市民の皆様が公平に安心して生活できる環境づくりが大事であると日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談や要望など、さまざまな意見をいただいておりますので、それを踏まえて、今回の定例会での質問とさせていただきます。

総務省は、８月７日、ことしの４月３０日から８月５日までの３カ月で７万１，２６６人、全国で熱中症のため緊急搬送され、１３８人が亡くなられたと発表しました。地球温暖化の影響からか、年々高温の日が多くなっているように感じています。

それでは、通告に従って一般質問をしていきたいと思います。

初めに、スマート農業について質問します。

政府の２０１９年度の農林水産関係予算の概算要求が判明しました。その中で、成長戦略の目玉であるスマート農業加速化実証プロジェクトとして要求額５０億円を盛り込んだとありました。

最近よく聞かれるようになったスマート農業とはどのような内容でしょうか、教えてください。

次に、本市の取り組みについて、スマート農業が本市において取り組んでおられるのなら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまスマート農業についてのご質問にお答えします。

まず、１点目のスマート農業とはということですが、平成２６年３月に農林水産省が、スマート農業の実現に向けた研究会の検討結果について、中間の取りまとめを公表しております。その中で、ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業であると規定されております。

我が国の農業をめぐる状況は、農業者の減少と高齢化が進行し、農業生産基盤の維持が困難になり、耕作放棄地の拡大や熟練農業者の経験と勘に基づく農業生産技術が喪失してしまう危機を迎えております。

これらの課題を解決するために、担い手への農地の集積、新規就農者の増加、法人経営体の増加に伴う農業生産活動においての作業の効率化・低コスト化、作業の標準化や有効な最新技術の導入に向けた一層の取り組みが求められております。

スマート農業は、このような農業をめぐる状況を踏まえ、従来からの農業技術と他業種に蓄積された技術・知見の活用を連携することで、さらなる生産の効率化や

農産物の高付加価値化を目指すものであります。

次に、本市における取り組みの状況でございますが、本市のスマート農業に向けた取り組みにつきましては、一部の農業生産法人が、ドローンを活用した水稲の防除や、スマートフォンを利用した苗床の水量と水温管理が行われております。

また、畜産分野におきましては、搾乳ロボットや発情検知システムの応用により、搾乳作業の省力化や受胎率の向上による生産性の向上が図られております。

本市においては、菊池グローカルヴィレッジ構想や菊池アグリサイエンスパーク構想の中で、企業との連携によりＩＴを活用した農業生産技術の提供により、農作業の効率化など本市が抱えている課題の解決に向けた取り組みを考えているところでございます。

今後、国はスマート農業を推進する上で、新たな予算措置をすることが予想されます。本市としましても、スマート農業への取り組みは、農業振興を図る上で重要であると考えており、情報収集と関係者の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

日本農業には課題が山積しています。高齢化、担い手の減少、所得の低下、農業の持続性の確保が年々難しくなってきています。

そこで、情報通信技術、ＩＣＴやロボットなどを活用した農業を推進していこうということであると思われます。菊池市でも、一部の農家でドローンでの水稲防除や畜産での搾乳ロボット、発情検知システムの応用が図られているとのことであります。

菊池グローカルヴィレッジ構想や菊池アグリサイエンスパーク構想の中で、企業との連携によりＩＴを活用した取り組みを考えていくとした答弁をいただきました。スマート農業を活用することにより、農作業における省力、軽労化をさらに進め、新規就農者の確保や、栽培技術の継続等が期待されると思われます。

農業分野において注目されているのがドローンです。今後、さらにドローンは、農業に欠かせない重要なポジションを担うことになると考えられています。

今、実用化が進んでいるのがドローンによる農薬散布、肥料散布などです。これまでは産業用無人ヘリコプターなどを活用していましたが、この無人ヘリは１，０００万円以上する高価なもので、一人で持ち運びもできません。一方で、農業に使われるドローンは１００万円から２００万円ほどで、一度購入すれば、あとは毎年

のコストを農薬代のみに抑えることができます。さらに、ヘリよりも至近距離で散布することができるので、農薬の量を減らしながら、より高い効果が得られやすくなることです。

さらに、ドローンのカメラから得た情報を分析するだけではなく、マルチスペクトルカメラと呼ばれる近赤外線など光波が取得できるカメラを搭載したドローンを自動航行させることで、それの情報を合成し、指数化して分析します。生育状況はもちろん、病気や害虫の状況まで細かく知ることができるようになり、圃場や農作物を適切に管理することができ、ドローンの農業活用方法として有効なものであると言えます。

また、害虫対策へのドローンの活用も実用化に向けて進んでいます。ドローンに搭載した通常のカメラのほかにも、サーマルカメラと呼ばれる赤外線を検知するカメラなどを駆使し、農作物に害を与える野生動物を監視したり、対策を行ったりするものです。

特に、近年、野生のイノシシ、シカなどの農作物を食い荒らしてしまう事例が後を絶ちません。空撮により、それらの野生動物の生態調査を行ったり、あるいは音やにおいを発することで追い払ったりすることができるようになるものと思われます。

次に、菊池市でも中山間地の急斜面の畦畔での除草作業が大きな負担となっています。島根県や山口県では、ドイツ製のリモコン式自走型草刈り機の導入が進んでいるとのことです。最大傾斜５０度まで作業が可能とのことです。急斜面が多く、人手不足に悩む中山間地で、労働力軽減に加え、安全に作業ができるために、集落営農団などで導入が進んでいます。重心が低く、転倒の危険が少なく、熱中症の心配もなく安全に作業ができ、一般的な草刈り機の１５台分の能力があるとのことです。

このように、ドローンによる防除とともに、ロボット草刈り機などによる作業など、スマート農業に対しての普及に向けた取り組みができないか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　２回目のご質問にお答えします。

ドローンにつきましては、議員言われますように、水稲、畑作物、森林等における病害虫の監視や農薬の散布などに活用され、農作業の効率化と低コスト化が期待されております。

また、無人ヘリコプターと比べて機体が小型で小回りがきくために、中山間地や

狭小な農地における、きめ細やかな農薬散布にメリットがあるものと考えております。

中山間地の農地や急傾斜の畦畔については、夏の炎天下での除草作業は負担が大きいため、先ほどご紹介ございましたリモコン式の草刈り機あたりを使えば負担が軽減され、危険も回避されるというふうに思っております。

ドローンや自走式の草刈り機につきましては、労働力の軽減と耕作放棄地の防止や解消の対策の一つとして期待しているものでございます。

今後につきましては、ドローンに加え、リモコン式自走草刈り機の活用も含めて、県やＪＡ等の関係機関や関係団体と導入の可能性も含めて協議してまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

今後、中山間地という環境と地域を守る人材、農業の担い手の育成を進める必要性を踏まえ、菊池の農業発展には、今後、情報通信技術、ＩＣＴの普及が必要だと思われますので、ＪＡや農業者とともに早期に協議会を立ち上げて、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

次に、米・食味コンクールについて質問します。

第６回菊池米食味コンクールが、ことし１１月１６日に、また、第２回九州のお米食味コンクールが１１月１７日に開催されます。

菊池米食味コンクールが第６回を迎えるわけですが、コンクールの目的並びにこれまでの成果についてお聞きしたいと思います。

次に、第２回九州のお米食味コンクールについて、コンクールの目的、これまでの成果、ことしのコンクールに向けての進捗状況についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　米・食味コンクールのご質問にお答えします。

まず、１点目の第６回菊池米食味コンクールについてですが、菊池市内で生産されるお米を審査・評価することで、米生産者の良質米づくりへの意識高揚と、菊池米のブランド化並びに消費者へ向けたＰＲによる消費拡大を目的として、平成２５年度から開催しております。

第１回の開催以来、出品数は回を重ねるごとに増加しており、昨年の第５回大会

では３３９検体の出品をいただきました。これは、おいしい米づくりに対する生産者の意識の高揚と地域の関心が高まってきていることのあらわれと思っております。

また、コンクールの個人総合部門の上位入賞者米については、第３回コンクールから取引の商談につながり、東京都内や沖縄県内の米穀店との高価格取引などがなされております。年々、取引量・金額とも増加しており、平成２９年産米では、玄米１俵最大３万２，０００円で２１０俵４９１万円の取引をいただき、東京都内や福岡市内の大手百貨店、沖縄県内などで販売され、菊池米のＰＲにつながっております。

また、本市では、環境に配慮した地域の確立に向けて、環境王国菊池農業生産基準制度、通称、菊池基準の推進に取り組んでおります。

昨年の第５回大会から環境王国菊池基準登録部門を新設し、さらなる普及に努めているところでございます。

その効果もあり、平成３０年産米については、横浜市内の事業者がその取り組みに関心を示され、要件を満たす菊池基準登録部門の入賞米について、玄米１俵当たり最高６万円から４万円の範囲で２０俵程度の取引が成立する見込みとなっております。

そのほか平成２８年度には、これまでの菊池米食味コンクールなどの最高受賞者等からなる、菊池米匠の会が発足され、良質米づくりの技術指導や後継者育成などに支援をいただいているところでございます。

この匠の会のお米は、匠米として香港の熊本産食材レストラン「櫓杏（ろあん）」において本年の１月から取り扱いされ、国際的にも菊池米のＰＲにつながっております。

また、本年度は新たな取り組みとしまして、米・食味鑑定士協会の協力により、菊池市米飯官能鑑定士の資格を創設し、２９名の方に受講いただいております。これは消費者のお米に対する知識と関心が高まることで、ＳＮＳ等を活用した情報発信につながり、生産者・消費者・関係機関が一体となってブランド化に取り組む体制づくりと発信力の向上を期待するものです。

これまでの取り組みの中で、全国から５，６７１検体を集めました第１８回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の誘致につきましては、米どころ菊池を全国へＰＲする機会につながりました。

また、生産者の良質米づくりの意識と技術向上はもとより、生産者や関係機関の米づくりに対する情熱と努力が、日本穀物検定協会主催の食味ランキングでの１０年連続、１２回目の特Ａ獲得、米・食味分析鑑定コンクール国際大会での最高部門、金賞３年連続受賞につながったものと思っております。

今後においても、この取り組みを継続することで、米どころ菊池の地位確立につながるものと考えております。

次に、２点目の第２回九州のお米食味コンクールについての質問ですが、平成２８年度本市開催の国際大会において、菊池米が最後部門の金賞を前年に引き続き受賞したことで、これまで以上に全国への発信力と、生産者の良質米生産意欲が高まりました。

その中で、この効果を一過性のものではなく、次に生かすさらなるブランド化につなげていくために、昨年、第１回九州のお米コンクールを本市で主催したところです。

九州のお米を一同に集めることで、産地間での情報交換の機会をつくり、さらなる良質米づくりへの意欲と技術を高め、九州産米の市場評価を得ることで販路の拡大になげることを目的に開催しております。

昨年開催の第１回大会では、米生産者の方々、ＪＡ菊池ほか関係各機関や、大手農機具メーカー等の支援・協力により、九州各県の１７１自治体から４４銘柄、１，６７１検体の出品をいただきました。

その結果、菊池米は最終審査対象の食味分析計による食味スコア上位３０検体中、１３検体が入り、自治体部門で見事優勝することができました。このことは、おいしい米の産地であることを九州内外に対し再認識させる結果になりました。

また、この大会を通じて、九州管内はもとより、全国の消費者・米流通関係者へ向け、九州産米の信頼を高める効果につながったものと思われます。

本年度におきましても、先ほど言われましたとおり、第２回大会を１１月１７日の土曜日に、菊池市立七城体育館において開催を予定しております。既に九州各県の自治体への周知並びに大手農機具メーカー等への協力依頼をしており、昨年以上の出品数を目標に開催の準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

ことしで６回目を迎える菊池米食味コンクールの開催によって、生産者の良質米づくりの意識と意欲の向上が目に見えて高まっていると強く感じております。出品数の増加もさることながら、入賞米の高値取引についても、生産者の良質米生産意欲の高まりにつながっていると思います。

ことしの二つのコンクール開催において、担当課の職員の方にはご苦労をかけると思いますが、菊池米ブランド確立のために頑張っていただきたいと思います。

今後の九州のお米食味コンクールの開催については、例えば、国際大会での金賞発表を参考に、大会後に懇親会を開催して、その中で金賞を発表することで、参加者の宿泊もふえ、経済効果にもつながります。

また、大会の開催には大きな費用負担も伴ってまいります。例えば開催地を九州各県での持ち回り開催とすれば費用負担の分散にもつながり、開催地が盛り上がることで各地域の活性化と技術の向上が進み、注目度も増すのではないでしょうか。それが九州米の市場での評価、ひいては菊池米の評価を高める、永続的な「儲かる農業」へつながっていくのではないでしょうか。提案したいと思いますが、どうでしょうか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　先に私のほうから答弁させていただきます。

まずもって、貴重なご提案ありがとうございます。

本年度は既に開催要項等も固まり、周知も済んでいることから、今回の変更は難しいところですので、次回以降の開催に合わせまして検討をしたいと思っております。

ご提案がありました、懇親会を初日の夜に開催し、その会場で結果を発表するということで、開催地の宿泊や飲食による経済効果はもとより、各産地間での有意義な交流ができ、技術や情報の交換によるさらなる意識の向上が期待できます。

その一方で、全国から参集する国際大会と違いまして、九州大会では日帰り圏内であることから、懇親会等を含めてどのような方法がよいのか検討させていただきたいと思います。

また、大会の持ち回り開催というご提案につきましては、本年６月に沖縄県を除く九州各県の２３２の自治体に対しまして、大会開催と協議会設立趣旨への賛同のアンケートを実施しましたところ、６９の自治体が関心を示されました。

今後、関心を持っていただいた市町村を中心に、詳細な説明を行う中で、大会の持ち回り開催なども含めて提案してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、私のほうから、九州のお米食味コンクールの持ち回りの件について意見を申し上げたいというふうに思います。

農家の皆様のご努力のおかげで、菊池米が金賞、日本一のお米３年連続ということになりまして、その間に、この米・食味分析鑑定コンクールの国際大会自体も菊

池に誘致できまして、ある意味では、非常にいい感じで盛り上がってきているわけでございます。そういうことで、この流れをとめないようにしようということで、九州のお米食味コンクールというものを本市が提案をして、かつ主催をさせていただいたわけであります。

何事も続けるということが極めて重要でありますので、これが軌道に乗れば、もう持ち回りにしていこうということは、実は最初からもうデザインの中に入れております。持ち回りの開催によって本コンクールが定着しますと、関係者の関心もさらに高まりますし、出品の増加といったことにもつながっていくというふうに思います。また、本市も何回も自分でやるよりは負担がかなり減るということで、メリットのあることだというふうに思っております。

菊池市としては、その上位に入賞する底力を持っているわけでありますから、よそで開催したものには必ず応募して、そこで菊池米の安定した評価を得るということでメリットを受けていきますし、私どもが創生したコンクールでありますから、創設メンバーとして入っていくということで、九州の米どころは菊池というイメージをしっかりと定着させることができるであろうというふうに思っています。

ただ、そのためには、これをきっちりと軌道に乗せる必要がございますので、去年に続きまして第２回目、ここまでを菊池市がしっかりと担って成功させるということで、ほかの自治体との協力体制のほうに持ち込みたいというふうに思っております。

ですから、今回、この２回目の米食味コンクールとあわせて、関連自治体に集まっていただいて、この新しい協議会というんでしょうか、母体をつくっていこうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

今まで築き上げてきた菊池米のブランド化をますます発展させ、ことしの九州のお米食味コンクールでは、ぜひとも菊池市が最高金賞をとり、国際大会でも４年連続国際総合部門金賞がとれるように、菊池の米生産者が一丸となって努力していかれると思いますので、さらなるご協力をお願いしたいと思います。

それでは次に、稲乾田直播栽培について質問します。

８月７日、七城町菊池台地用水管理人会が開催され、その中で、管理人の方から、菊池台地１１号分水内の受益地では、乾田直播による方法での作付を禁止できないかという提案がありました。

乾田直播栽培とは、畑状態の田に種をまき、苗立ちした後に水を入れる直播の方法です。ことしのような雨の少ない年では用水の水が不足し、地区内の高いところにある圃場では水が出なくなり、管理人の方が水の調整をされても時間がかかり大変であること、直播の圃場は代かきを行っていないので、水を入れても水が広がらず、全面に行き届くようにするには大量の水が必要になること、また、乾田直播栽培が続けば、畑地化して用水の使用量が増大する懸念があることなどの理由で、作付を禁止してほしいという意見であったかと思います。

それでは、本市での乾田直播の現状はどうでしょうか。また、他市ではどのような現状なのか、お聞きします。

次に、乾田直播について、漏水や雑草などの問題点があると聞いていますが、市としてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの質問の稲の乾田直播栽培についての２点のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の現状はどうかということでございますが、本市における乾田直播の状況は、主食用の水稲についてはありませんが、稲発酵粗飼料、ＷＣＳと言っておりますが、これ用の稲において取り組みがなされております。

次に、近隣の市町村の状況でございますが、大津町では、本年度において県の指導のもとで試験的に取り組みが行われております。

合志市では、過去において取り組みがあったということでございますが、現在はあってないということでございます。

山鹿市と菊陽町においては、現在までの作付実績はないということでございました。

それから次に、直播によります問題点のお尋ねでございますが、直播の最大のメリットは、先ほど言われましたとおり、労力の軽減と生産コストの低減であると言われております。

しかし、その反面、乾田であることから代かきを行わず、不耕起で播種をするため雑草が成長しやすく、周囲の圃場に悪影響を及ぼすことが考えられます。

また、通常の栽培に比べて田植え前の作業工程であぜ塗りを行わないことから漏水が生じることもあり、用水の使用量がより多く必要となります。

以上のようなことから、地域の農業用水を管理する組織や菊池台地用水土地改良区または地域の受益者の皆様で協議する必要があると考えております。市としまし

ても、必要に応じてアドバイス等をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

本年は、高温と少雨で、菊池台地の用水、竜門ダムの水の恩恵を十二分に受けた年であると言えると思います。その中で、１１号分水の受益地の用水の水量設計は、水稲の作付７割、転作が３割であったため、飼料用ＷＣＳと飼料用米作付での転作がこれほどふえるとは考えられていなかったと思われます。

このような状況の中、既設田で水量が豊富にある圃場では、乾田直播栽培は労力の軽減と生産コストの低減という点ではメリットが期待できる栽培方法だと思いますが、開田での作付においては問題点があると思われますので、来年の作付に向けて、十分な協議が必要であると思います。

菊池市においても、乾田直播栽培において、関係団体、生産者と話し合いを行い、新しいルールを早期に策定していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、道路整備について質問します。

本年は、記録的な猛暑に見舞われた７月に熱中症で救急搬送された人は、消防庁の発表によりますと、全国で５万４，２２０人で、死者は１３３人だったと発表されました。８月の猛暑が続きました。ますます救急車の緊急出動が多くなると思います。菊池市においても、北消防署に聞いたところ、例年の４倍ほどの熱中症での緊急搬送があったとのことであります。

平成２９年第２回定例会でも、市道新古閑長田線において、整備の必要性について一般質問をしてまいりました。

新古閑長田線は、七城町中心部と国道３８７号を結ぶ最重要路線であります。通常の道路だけではなく、救急車や消防車等の緊急車両が七城町へ最も早く安全に到達できる、命をつなぐ道路であります。また、国道３８７号からのスムーズなアクセスが可能となり、交通の利便性が向上し、防災機能の向上が期待できる道路であると考えています。

前回の一般質問でも述べましたが、緊急車両要請の通知を受けてから、現場到着までの所要時間は、消防署から七城支所に行く場合、新古閑長田線を通った場合は、昼の時間帯で５分３０秒、現在、実際に通っているルート、大琳寺交差点を通り、北古閑から向かった場合は７分かかるとのことです。昼間の時間帯での差は１分３０秒、しかし、朝夕の交通量のふえる時間帯では、大琳寺交差点を通るルートでは９分から１０分かかるとのことです。

現在、七城町南地区は、温泉ドームを境に、蘇崎、大尺地区などの地域は西消防署から来られるそうです。菊池川の堤防の道は、七城町清水から道幅が狭く、離合ができないため、通常は安全のため通らないそうです。

到着までの時間差１分３０秒は大した時間差ではないと思われますが、呼吸及び心肺停止後５分以内に救急手当てが行われた場合、救命率は９０％で、５分を越えて６分、７分になると、命は助かっても脳に大きな障害が残る場合があると報告されております。救急車等の緊急車両が通常で１分３０秒、朝夕のラッシュ時で２分から４分３０秒多くかかるということは、傷病者の生命を左右することになるので、交通渋滞の影響が起きにくい道路の整備が最も重要だと思われます。特に、今後、熱中症での緊急搬送が多くなると予想されております。

現在、道路マスタープランの中の計画道路に上げられていますので、最優先で整備をしていただき、七城地区の市民の命をより多く救っていただきたいと思います。

それでは、この道路の進捗状況についてお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　皆様、こんにちは。ただいまの新古閑長田線の現状について、まず述べさせていただきたいと思います。

この新古閑長田線につきましては、平成２９年の第２回の定例会でもお答えしましたとおりでございますが、平成２３年度に関係区長さんに事業説明を行い、それぞれ地元集会を開いていただき、意見を取りまとめてもらいましたが、関係集落全てにおいて事業に対する反対意見が多く、区としては事業に同意できないとの回答であったため、現在、事業を中断している状況でございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

今、部長がおっしゃったとおり、新古閑長田線につきましては、平成２３年度に関係区長さんに事業説明を行われたり、地元集会を開いて意見を聞かれましたが、現在、事業は中断している状況であると聞いております。

担当の職員さんも大変努力していただいております。大塚区、上長田区、下長田区周辺の関係地区と対話を行い、是が非でも集落内を通すのではなく、話し合いの中でルートなどを模索しながら、対話による整備実現に向け進んでいかなくてはならないと強く感じております。緊急車両が１秒でも早く七城町に来られるように、

早期の整備をお願いしたいと思います。

そこで、市はどのような考えをお持ちなのか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　この線に対する市の考えでございますけども、単に国道３８７号と七城中心部を結ぶ道路としてではなく、議員おっしゃるとおり、消防署と七城中心部を結ぶ緊急車両の通行に必要なアクセス道路として捉えております。

菊池市道路整備マスタープランにおいても新規計画路線として位置づけており、市といたしましては、整備すべき重要な路線と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

命をつなぐ道路であります。新古閑長田線について、市長がどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　新古閑長田線についての私の考えということでございますが、今、部長が答弁したとおりでございまして、特に七城地区への緊急車両のアクセス道路として考えたときに重要な路線であるというふうに認識しております。また、道路整備の指針となる菊池市道路整備マスタープランの中でも、そういったことで新規計画路線として位置づけております。

ただ、今後、地元のご理解、ご了解がなければ、何分前に進めませんので、粘り強く対話を重ねて、双方が納得できる形で整備を目指していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

［登壇］

○７番（坂本道博君）　ありがとうございました。

重要な路線として認識しておられ、納得できる形での整備を目指したいとのことですので、早期実現できるようにお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで坂本道博君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後２時４６分

開議　午後２時５５分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎君。

［登壇］

○３番（緒方哲郎君）　皆さん、こんにちは。議席番号３番の緒方哲郎です。私は、５月に行われました選挙で初めての当選をさせていただきました。これから一日でも早く、皆様に追いつき追い越せの精神でしっかりと勉強をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

大変皆様もお疲れと思いますので、シンプルな中に質問をさせていただきたいと思います。

質問をいたします前に、本日早朝、旭志湯舟において民家火災が発生しました。幸い、ぼや程度の火災だったと伺っております。早期の消火活動によるものだったと思い、消防団、関係各位にお礼を申したいと思います。大変ありがとうございました。

また、同じ消防関連でございますけれども、今月２日に山鹿のほうで開催されました第３１回熊本県消防操法大会の応援のほうに参りました。小型ポンプの部に本市代表として第７分団が出場され、計測時間４３．０６秒、得点８４．３点ということで、堂々の３位入賞、また、個人指揮者の部で木下彰団員が優秀賞を獲得されました。

この消防操法大会、この歴史を振り返りますと、第１５回県の操法大会におきまして、当時、菊池支部代表として泗水町消防団が県大会に出場されまして、県で優勝されております。また、その県代表として全国大会へ出場し見事優勝、日本一の栄冠に輝いておることが歴史として残っております。

今回の３位入賞もこれに次ぐ立派な成績であると思います。大変暑い中のきつい練習と、大変であったと思いますけれども、選手の皆さんはもとより、この大会に携わってこられた方々のご苦労に対し敬意を表し、お祝いの言葉を言わせていただきます。本当におめでとうございます。

それでは、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

本日、私は、一つ目に、第２次菊池市総合計画後期基本計画における農業施策について、二つ目に、菊之池小学校校舎増床工事について、三つ目に、花房中部２期

地区畑地帯総合整備事業について、四つ目に、子どもの遊び場について、この四つについてご質問をさせていただきます。

まずは、農業施策についてお尋ねをいたします。

今日の農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものになっております。皆さんご存じのように、後継者不足、担い手の不足、就業者の高齢化、耕作放棄地の増加、広く言えばＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）の参加問題、また、自然相手の職業であることから、世界的に言われております温暖化問題、また、極端な気候変動、ことしも酷暑続きの天候に加え、集中的に降る豪雨災害、また、先日、四国、近畿地方に２２年ぶりに強い台風として上陸いたしまして、死者７名、負傷者２００名と猛威を振るった台風などの気象現象等々でございます。

そのような中、本市においては、農業を市の基幹産業と位置づけられて、農業の繁栄を図っておられることは、農業に携わっている者にとっては非常に心強いことだと思っております。

そこで、第２次菊池市総合計画の後期基本計画に書かれていることについてお尋ねをいたします。

未来につながる農業力のあるまちづくりを目指しながら、菊池ブランドの推進、そして、農業の推進の二つの施策を掲げてあります。まず、菊池ブランドの推進に関しましては、日本の米どころ菊池のＰＲ、そして、菊池米のさらなるブランド化を図りながら、また、皆さんご存じだとは思いますけれども、龍門地区で風味、味ともによい、幻の椎茸と言われた「黒香」を復興させられて、これまでの実績により、本年、県表彰まで受けられたシイタケを初め、ヤーコン、菊芋など、特産品としてのブランド化を図る取り組みを中心に、菊池まるごと市場の利用促進、また、農産物の６次産業化の推進等を取り組みとして上げてあります。

そこで、菊池ブランドの推進の成果指標として３項目示してありますが、基準値年が２０１６年、目標値年が２０２１年で、まだ１年半ほどしかたっておりませんが、その数字が出ておればお示しください。

また、関連する計画として、地産地消促進計画と酪農・肉用牛生産の近代化計画が書いてありますが、どのような計画であるのかを説明ください。

次に、菊池まるごと市場について質問をいたします。

２０１６年の熊本地震からの復興支援もあって、売り上げは一時的には目標値を大幅に上回っていたと思いますけれども、全国各地で自然災害が起こっている現状では、売り上げのほうはどのような状況なのか。また、これからどのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせください。

三つ目に、農業の振興の施策に向けての取り組みとして４項目上げてあり、それ

ぞれしっかりとした取り組みをお願いするところですが、一つだけお聞きします。

新規就農者、担い手への支援、生産体制の強化の中に高齢生産者への支援が書かれてあります。高齢の生産者の方からは、品物はつくれるけれども、出荷先へ持っていくのが大変だと。また、車に乗るのを家の者が心配する。そして、免許証の返納を催促されるなど、出荷に対する不安や心配の声をお聞きします。

そこで、後期基本計画に書いてありますように、第三セクター等の関係者と協議をされて、一日も早い農林畜産物の巡回集荷、この確立をお願いするところです。そうすることにより、各物産館の出荷物の安定供給にもつながると思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

以上、三つについてご質問をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの緒方議員のご質問にお答えします。

まず、１点目の菊池ブランドの推進についてのご質問でございますが、平成３０年３月末現在の成果指標の数値について申し上げます。

菊池基準の登録戸数につきましては、先ほど言われました目標が２０２１年の４年後でございます。これに対して現在の達成率といたしましては３９．２％、５１０戸でございます。

次に、同じく菊池基準登録の農畜産物の販売額につきましては、目標年度に対しまして６６．７％の達成率でございます。金額で４，８３７万円でございます。

また、物産館で販売する新規６次産業化商品数につきましては、目標年度に対しまして達成率で７１％の７１件となっております。

次に、地産地消促進計画についてですが、この計画は、地域資源を活用した農林漁業者等による新規事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、略しまして六次産業化法と言っておりますが、の中に規定されたもので、菊池市の今後の地産地消促進方策を定めたものでございます。

地産地消は、本市の農産物の消費拡大を図るだけではなく、生産者と消費者との交流、農や食についての理解の促進、健全な食生活の維持・向上、伝統的食文化の理解継承、農林畜産業及び関連産業の活性化、環境への負荷軽減など、さまざまな効果が期待されております。

この計画は、平成２７年度から平成３１年度までの５年間の計画で、菊池市全域が対象となっております。主要施策としましては、地産地消の推進、菊池ブランドの確立、都市との交流などがあります。

次に、菊池市酪農・肉用牛生産近代化計画につきましては、酪農及び肉用牛生産

の振興に関する法律に基づきまして、国が示した酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を受け、県が策定した熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画に準じて、本市において酪農・肉用牛の経営の方向性を定めた計画であります。

酪農及び肉用牛の経営においては、新規就農者の確保、経営の健全・効率化、環境保全に対応した新たな経営が求められております。

この計画は、平成２８年度から平成３７年度までの１０年間の計画で、菊池市全域が対象となっております。主要な施策としましては、飼料自給率の向上に向けた酪農・肉用牛経営の推進、環境負荷を軽減した資源循環型酪農・肉用牛経営の確立、６次産業化や規模拡大等多角化の推進があります。

次に、菊池まるごと市場についてお答えします。

まるごと市場の売り上げにつきましては、平成２８年度が１億４，０６０万８，０００円、平成２９年度が１億１，３３２万４，０００円、平成３０年度が７月末現在でございますが、２，３６４万９，０００円となっております。

本年度の売り上げの状況としましては、７月末までの前年実績比では６１．７％となっております。

売り上げが低下している主な原因は、ふるさと納税の減少にあります。詳しい因果関係はよくわかりませんが、熊本地震への支援が落ちついてきた中で、昨年７月の九州北部豪雨、本年７月豪雨などで大規模な災害が発生し、ふるさと納税を通じて被災地を支援しようとする動きがそちらにも向けられているのではないかと思われます。

今後につきましては、販売戦略の強化や大消費地での物産フェアによるＰＲを行いながら、あわせまして、旬の時期を逃さないＳＮＳ等を活用した情報発信や販売ページの更新、魅力ある新商品の開発や、首都圏企業並びに地元企業に対して、新規取引の開拓を行っているところです。

そして、何よりもリピーターとなり得る菊池ファンの増加に向けた取り組みに力を入れたいと考えております。

次に、３点目の農業の振興についてですが、本年度において、物産館への搬入が困難な生産者の負担軽減と、物産館の売上拡大並びに農家所得の向上を目的とした、農産物等ピックアップサービスモデル事業を実施しているところでございます。

この事業の主な内容としましては、物産館への農産物等の出荷が困難な生産者の自宅や圃場を巡回し、農産物や加工品の集荷を行うことや、市外への出張販売を行うものです。

今後において、本年度のモデル事業の結果を踏まえ、高齢者の出荷対策や出荷農産物の減少に対応した体制づくりを関係団体と検討し、本市の農業振興を図りたい

と考えております。

以上、お答えします。

ただいまの答弁におきまして、「６７．１％」と言うべきところを「６１．７％」と言いましたので、「６７．１％」ということで訂正をお願いします。申しわけありませんでした。

○議長（柁原賢一君）　緒方哲郎君。

［登壇］

○３番（緒方哲郎君）　３項目について、それぞれお答えをいただきました。

まず、菊池ブランドの推進について、数値的にはそれぞれ伸びを示しているものの、まだ数字をお聞きするには早かったのかなという思いもしますけれども、「儲かる農業」について、先月２９日に第１回熊本県農地利用最適化推進大会が県立劇場で行われました。その中の来賓の挨拶で、蒲島県知事が「儲かる農業」を「ＰＱ－Ｃ」という数式で表現されました。Ｐは価格、Ｑは生産量、Ｃはコスト、経費というものでありました。

そこで、Ｐ（価格）については、ブランド化により価格が少しでも高くなるよう努力する旨のお話でもありました。生産物をブランド化することにより高価格に持っていき、「儲かる農業」へしていく。本市のブランド推進の構想と一致するものであり、大切なことだと思います。

また、６次産業化に対してはお考えもあるようですので、次の機会に質問させていただきます。

また、説明をいただきました関連する事業につきましては、しっかりとした計画のもとに実績を上げていっていただきたいと思っております。

次に、菊池まるごと市場の売り上げについては、やはり落ち込みが見られております。説明あったように、熊本地震の復興支援によって大きな伸びを示した後に、昨年、ことしと各地で自然災害が発生し、復興支援がそちらへ流れたとの説明でもございました。これからの頑張りが一番大事になってくるものだと思っております。新規顧客の獲得とリピーターの確保、また、新しい取り組みをしっかりと行っていくことで売り上げを上げていき、真の売り上げの安定につながっていかなければならないと思います。過去に、この事業のようなもので、１年で撤退したり、そのような自治体も数例あるようです。そのようなことにならないよう、なお一層の努力をお願いいたします。

次に、農産物の巡回集荷についてですが、ピックアップサービスモデル事業として試験的に行っておられるとのことでした。８月２８日の熊日新聞に、九州農政局から出されたレポートで、２０１５年の農業従事者の平均年齢は６５．７歳、２０

年前に比べて７．８歳上昇したことが示されておりました。まさに、高齢農業者が大きく生産に携わっております。このようなことから、巡回集荷においては、各関係団体と協議をされて、一日も早く確立していただくようお願いいたします。

何にしましても、江頭市長もいつも言われているように、「儲かる農業」につながるものだと思っております。どうか、それぞれしっかりとした施策をお願いして、次の質問へ行きたいと思います。

次に、菊之池小学校校舎増床工事についてお伺いいたします。

市内全域を見ますと、少子高齢化等に伴う小中学校の統廃合が見受けられる中、菊之池小学校は児童数の増加により教師の不足が起こり、平成３１年度以降の３年間に不足するであろう３学級分についての増床工事でありますが、今現在、工事は始まっておりますが、その進捗状況等をご説明ください。

それから、平成２９年第３回定例会において、後藤議員の、小学校校舎の増床について、地元の方々も興味を示しながら見守っておられるとの質問に、学校との連携を密にとりながら、先生方の意見や要望等を十分に聞き、できるだけ反映する。計画平面図等ができた段階で地域や保護者に説明をするとのお答えがあっております。

その説明会がどのように行われて、その内容はどのようなものであったか、どのようなまた意見や要望が出て、どのように対処したのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、緒方議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、菊之池小学校増築工事の内容についてお答えをさせていただきます。

この工事につきましては、費用の一部を国庫負担金事業の認定を受けて実施をしているもので、平成３０年７月１０日から平成３１年、来年の２月２８日までを工期といたしております。

増築建物の規模といたしましては、木造平家建てで、教室を３部屋、男女別のトイレと多機能トイレを各１カ所備え、面積は３３１平方メートルとなっております。

現在、工事は工程表の予定どおりに進捗をいたしておりまして、上下水道の配管工事や基礎コンクリート工事に着手をしているところでございます。

次に、地域や学校、保護者に対しての説明についてでございますが、地域に対しましては、地域代表や校区の区長会長さんが委員である、菊之池小学校学校評議員会にて、平成２９年度は３回、増築工事についての説明を行っております。

また、学校や保護者に対しましても、授業参観や学校作業等の保護者の皆さんが

集まる折に、学校長より増築工事についての説明を行っており、要望等につきましては、学校長と密に調整を行いながら設計内容に反映をしてきたところでございます。

具体的にどういった設計内容に反映をしたかということにつきましては、現校舎が暗くならないような対応等、あるいはトイレの数は学校の要望数にお応えをしている。それから、渡り廊下を現校舎から巡回できる形状にしたというような要望は反映をしてきたところでございます。

さらに、計画平面図等の完成後は、保護者説明会を７月１３日に開催し、図面を示しながら工事内容をご説明いたしておりますが、その際の保護者からの要望等は特になかったと聞いているところでございます。

なお、今後、増築棟が完成した折には、保護者や地域の方にも見ていただく内覧会の機会を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　緒方哲郎君。

［登壇］

○３番（緒方哲郎君）　工事は順調に進んでおり、来年の２月２８日の工期で完了して、新しい校舎の完成となるようでございますが、夏休みも終わり、子どもたちの学校生活も始まっております。また、地域におきましても、１０月には校区のふれあい祭りと、小学校のほうで計画されております。安全面には十分注意されて、絶対に事故がないようお願いいたします。

次に、説明会に対しての質問をさせていただきました。これは先ほども述べましたように、当時の区長さん、区長会長さんを初め、地域の方々も、この校舎の増床、また、子どもたちのことに関しましては、強く関心を持っておられるという経緯からでございました。

お答えによると、菊之池小学校評議員会で３回の説明会をされたということでございましたけれども、この小学校評議員会、この評議員さんに関しましては、地域の代表として歴代ＰＴＡ会長３名、校区区長会長、また、現のＰＴＡ会長、この５名ということでございます。私としましては、もう少し広く地域の方々の意見や要望を聞いてほしかった部分はございますけれども、ＰＴＡの会議や総会時には校長先生から随時説明があっていたとのことでございますので、それぞれの意見や要望等については十分に反映されたものと思います。

これからは子どもたちを、学校、保護者会だけでなく、地域の方々もしっかりと見守っていかれると思います。そのような意味で、広く連絡・説明等をしていただくようによろしくお願いいたします。

次に、花房中部２期地区畑地帯総合整備事業についてご質問をいたします。

この工事は、平成２４年着工、平成２９年完了整備工、平成３０年換地処分、権利者会議、工期完了という計画でございましたけれども、今現在では平成３３年の完成とお聞きしました。もともとこの工事区域には遺跡があることはわかっていて、工事の延長はやむなしとのことであり、着工前には工事の延長を踏まえての会議も行われているそうですが、どうしても工事延長による長期の工事期間で、役員さん方も入れかわっており、いろいろな意見が出ております。

固定資産税に関すること、工事が完成している方と、まだ工事が完成していない方との不均衡などがありますけれども、一つだけ、創設換地の不換地の方への清算はどうにかならないかということをお尋ねさせていただきます。

既に不換地の方は土地を手放しているわけですから、あとは工事完了後に清算金の支払いを受けるわけです。したがって、工事の延長により、その支払いも延びております。いろんな事情で手放した方もおられるかもしれません。仮清算だけでもできないものでしょうか。

また、規則であったり、いろいろなものが絡んでくるとは思いますけれども、例えば、菊池方式みたいなものをつくって対応することはできないかと。このことについてお尋ねをします。よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの緒方議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、換地を伴います土地改良事業につきましては、区画整理完了後に確定測量を行い、地権者による会議を開催して、換地計画を決定しなければなりません。この換地計画決定後に、初めて換地処分清算金が確定するということになりまして、その後に関係権利者への徴収・支払いを行うことになります。そのときに不換地者に対しても清算金を支払うということになります。

ご質問の不換地者に対しての換地計画決定前の清算につきましては、土地改良法で仮清算ができる規定は設けられております。ただし、仮清算を行う場合には条件がございます。その条件といいますのが、換地計画が定まっており、かつ、当該従前地の全てについて、質権や抵当権等が設定されていない場合に限られていますということが条件としてございます。

このようなことから、工事が完了していないと換地が確定しないため、換地計画が定められず、現時点におきましては、仮清算は実行できないということになります。

次に、市独自での仮清算が考えられないかということですが、事業全体の権利関

係が確定していない中で、市独自での仮清算はできないということをご理解ください。

今後は、早期の事業完了に向けまして県と連携しながら進めてまいりますので、関係者の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　緒方哲郎君。

［登壇］

○３番（緒方哲郎君）　どうしても換地計画の決定がなければ何もできないということでございました。

このような意見が出てくるのは、大きな問題の一つが工期の延長によるものだと考えられます。どうしても工期が延長、延び延びになってくると、不平や不満が出てきてしまうものです。関係されている皆さん方への意見をしっかり聞きながら、また、先ほども言いましたが、役員の方々もかわっておられることから、意見の一致も難しくなっております。これから事業完了までの間、関係者、皆さん方が納得されるまで、再度のしっかりした説明をお願いいたします。

それでは最後に、子どもの遊び場についてお尋ねをさせていただきます。

既に学校も始まっておりますが、私は、夏休み中の子どもの遊び場についてお尋ねをします。

この夏の暑さは、皆さん、いかがだったでしょうか。酷暑、猛暑の連続だったと思います。本当に外に出るのも嫌になるくらいでした。そして、菊之池小学校、菊池北小学校、七城小学校は、この夏は学校のプールは閉鎖で泳げませんでした。そのような中でも、子どもたちは元気に遊び回っています。しかし、ここまでの暑さになりますと、熱中症の心配が出てきます。特に小学校の低学年くらいまでは遊びに夢中になり、頭が痛くなったりして、初めて体の異常に気づくものだと聞きました。ことしも熱中症で救急搬送されたというニュースが毎日のようにあっておりました。

そこで、子どもたちの遊び場として、熱中症の心配なく遊べる場所として、放課後児童育成クラブが挙げられます。本市にはこの施設が１２カ所あり、その登録者数は４月段階で６０３名、夏休みに６６１名とのことでした。しかし、こちらはどうしても費用がかかります。

また、西部市民センターの２階に児童館、児童センターがあります。ここは主要目的に多少のずれは感じますが、こちらは費用はかかりません。平成２９年度の夏休み期間中の利用者が１，２９０名、１日平均の４３名、平成３０年度１，１３７名、１日平均５２名の利用があっておりますが、菊池市にはこのような施設は１カ

所しかありません。

この夏の暑さを考えたときに、子どもたちの遊び場をもっとふやす必要があると思います。菊池市には、他県、また、他市町村に先駆けて小中学校教室へエアコンの設置が行われており、誇らしく自慢できることであります。

そこで、学校が始まった今はいいのですけれども、夏休み期間中の子どもたちの遊び場として、例えば、学校の空き教室の利用とかできないものでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、中村隆純君。

［登壇］

○健康福祉部長（中村隆純君）　子どもの遊び場についてお答えさせていただきます。

保護者が仕事などで昼間家庭にいない、小学生の放課後や夏休みなどの長期休暇中は、遊び場を含めた生活の場として、放課後児童クラブで受け入れを行っているところでございます。

近年は、就労世帯の増加などに伴いまして、利用児童数は増加傾向にあり、課題もありますが、子どもの居場所の確保につきましては、この放課後児童クラブの充実によりまして、対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、夏休み中の子どもの遊び場としての学校の空き教室の開放につきましては、教育委員会からは、子どもたちの安全管理上の問題や施設管理上の問題から、実施は難しいと考えているとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　緒方哲郎君。

［登壇］

○３番（緒方哲郎君）　空き教室の利用に対しては、安全管理上等、いろんな理由から無理とのお答えでしたけれども、来年のことです、こうだということは断言できませんけれども、地球の温暖化等を考えたときに、暑い夏になるのは確率的には高いのではないでしょうか。暑さ寒さも喉元を過ぎればのことわざではありませんけども、少し涼しくなっている現在では、あの暑かったころのことをちょっと忘れていることだとも思います。しかし、来年度に向けて準備をしていくことはおかしい問題でもないと思います。

学校の利用が無理であるということであれば、市内の空き家を利用するとか、先日、東議員のお答えで、児童センターの増設は考えていないというお答えがありましたけれども、ぜひともいろんな検討をしていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで緒方哲郎君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。
あすも引き続き、一般質問となっています。
本日は、これで散会します。
全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会　午後３時３６分

第　５　号

９　月　６　日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

平成３０年９月６日（木曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

○

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　俊介　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	中村　隆純　君
経済部長	谷田　修　君
建設部長	淵邉　政博　君
七城支所長	楳田　邦昭　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	坂本　忠弘　君
財政課長	上田　敏雄　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	大山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	清田　幸臣　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松原　憲一　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　皆様、おはようございます。けさ起きて、テレビをつけますと、一番に飛び込んできたのは北海道の地震のニュースで、大変驚かされました。被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。また、改めて、地震列島日本ということを考えさせられました。

では、通告に従って質問をいたします。

まず、つまごめ荘の民営化にかかわって質問します。

私は、議員に立候補する前、民間の介護施設で働いておりました。そこは指導者の志が高く、研修もしっかりしていて、今風に言えば、利用者ファーストの理念を持った施設でした。たくさんの経験をさせていただきました。それでも、４年前、初めて市議会議員選挙に臨むとき、街頭でマイクを握って訴えたことの一つが、つまごめ荘の民営化には反対するということでした。それは介護施設の経験から出ているものです。

私のいた施設に、家庭状況も経済状況も非常に厳しい上に、虐待が重なってしまい、家にいることが困難になった方が一時避難されてきたことがありました。どうなることかと案じていたところ、間を置かず、措置としてつまごめ荘への入所が決まり、本当に安心しました。そのスピード感は、行政と直接つながった公設の特別養護老人ホームだからこそだと感じましたし、厳しい状況に置かれた高齢者の方々にとって、つまごめ荘は最後のとりでであるという思いを強く持ちました。

そのつまごめ荘が民営化してしまえば、行き場のない高齢者が出るのではないかという不安は今も拭えません。民間は民間で頑張っておられます。しかし、公設にはセーフティネットとしての公設ならではの役割があると思っています。

さらに、介護現場での人材不足は、皆様ご存じのとおりですし、その大きな要因が賃金の低さにあることも周知のことです。介護施設にいたとき、もう少し給料が高くないと、この仕事を続けられるかどうかわからないと嘆く声を直接聞いていました。介護職は、介護が必要な高齢者の命と暮らしを支え、家族の生活を支える大切な仕事です。それに見合った報酬があってしかるべきだと考えますが、残念ながら現実はそうなっていません。

正規職員に限られてはいますが、現業職公務員としての給与が保障されるつまごめ荘は、働きがいがあるという意味でも、良質のサービスが提供できるという意味でも、介護施設のモデルケースであってほしかったと思います。

民営化するということは、現実的には人件費を削った運営をせざるを得ないということです。介護職は給料が安くても仕方がない、そう突き放されているように感じます。

このようなことから、私は、ずっとつまごめ荘の民営化に反対を続けてきました。しかし、８月２１日の行政改革本部会議において、つまごめ荘民営化実施計画が決定し、今後はスケジュールに沿って民営化が進められていくことになるのだろうと思います。私は、今、大きな自己矛盾を抱えながらここに立っています。自分の理想、願いとは裏腹に、民営化を受け入れざるを得ないと考えさせられる現実があるからです。

つまごめ荘の民営化が検討され始めたのは、第一次行政改革のときからだと聞いています。かれこれ１０年です。民営化が検討される中で、正規職員の採用は抑えられてきましたから、つまごめ荘は慢性的な職員不足の状態が続いてきました。特に、どこも職員が不足している近年は、嘱託職員を募集しても応募がないと聞いています。人手が足りないから、現在働いている職員の負担はどんどん大きくなる。職員が足りなくて、ベッドがあいていても、利用者が受け入れられないという状況が出てきている。

一方、つまごめ荘に入りたいと首を長くして待っておられる待機の方は大勢おられます。その中には、日々、老老介護で苦労している方や、預金通帳を眺めながら、いつまで民間の老人ホーム、有料老人ホームにい続けなければならないのだろうかと心配しているご家族も大勢いると思います。この現実は早急に変えていかねばなりません。

加えて、民営化の検討が続く中で、職員の方々は将来に対する不安を抱え続けてこられました。自分の仕事の先行きがはっきりしないまま、中途半端な状態が続くのは苦しい。どうせ職種を変えなければならないのなら少しでも若いうちがいい。つまごめ荘の評判を落としたくないと思って頑張っているけれど、今の状態ではモ

チベーションを維持するのが難しい。自分たちのモチベーションが下がれば、何より入居者の方々にマイナスになってしまう。職員の方からそんな話を聞かせていただきました。

実施計画の決定に至って、民営化がやむを得ないのであれば、きちんと温かみをもって公正にやっていかねばならないと考えています。ですから、実施計画が動き出そうとしている今、民営化を進める責任者としての市長の考えを市長の口から聞かせていただきたいと思います。

まず、利用者や家族の方々に対してどのように考えておられますか。私の知人にも親御さんがつまごめ荘でお世話になったという人がいますが、つまごめ荘に入所できて、本当に安心できたと話していました。あり方検討委員会の記録を読みましても、本当は民営化しないでほしいという家族会の方の思いがにじんでおりました。少なからず不安をお持ちの入居者や家族の方々に対する考えを聞かせください。

次に、現在つまごめ荘で働いている職員についてはどのように考えておられますか。社会を支える仕事を頑張ってきたにもかかわらず、自分の責任ではないところで、大きな不安を持ちながら人生の岐路に立たなければならない。そんな職員に対してどのように考えておられますか、お聞かせください。

三つ目に、市民に対してのメッセージをいただきたいと思います。昭和５０年の開設以来、４０年以上にわたって地域の介護の拠点であり、市民にとっては、いざというときのよりどころであったつまごめ荘が大きく運営の形を変えることになります。福祉厚生常任委員会の中では、民営化は本当に市民が望んだことなのかという声も聞かれました。市民にとっては安心材料の一つを手放すことにもなるわけですから、市民に対しての説明が必要だと考えます。市長の考えをお尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆様、おはようございます。先般の台風２１号がやっとおさまったかと思った途端に、北海道では大きな地震のニュースということで、大きな被害も出ているようでございます。大変驚くとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思いますし、私どもがお世話になりました北海道の市町村には、今、被害がなかったかどうか確認をしているところでございまして、万が一、何か被害があった場合には、私どもも相応のご恩返しをしていきたいというふうに思っております。

さて、先ほど猿渡議員のほうから、つまごめ荘の民営化に伴い、私の見解をということでございました。

皆様には、大変ご心配、ご不安をおかけした過去１０年ではなかったかというふ

うに思います。とりわけ、まず利用者の方々、ご家族の皆様、一番の当事者でいらっしゃいますので、大変ご不安であったであろうということは、もう察しするに余りあるところでございます。そうしたご心情も踏まえまして、これまでつまごめ荘を民営化していこうという際の考え方につきましても、これまでご家族が不安とならないように、丁寧に説明を行ってまいったつもりでございます。

今後、民営化にいよいよ着手するに当たっては、引き続き、適宜適切な機会を設けて、これまでと同様に報告をしっかりと行いながら、安心感を持っていただくように進めてまいりたいというふうに思います。

次に、職員の皆さんに対する考え方でありますけども、つまごめ荘に勤務されている職員の皆様も大変不安な状況が続いているというふうに思っております。私も直接お声を聞かせていただいたりしております。猿渡議員のほうからもご指摘がありましたように、今、この宙ぶらりんな状態にあることが、実は、かえって職員の皆様の不安を増幅しているというところを私も強く感じておりまして、今般、民営化に着手せざるを得ないという結論に至った大きな理由の一つでもあるわけです。

これらの職員の皆様は、これまで大変高齢者の皆様の安心のために本当に多大なご貢献をいただきまして、ご尽力をいただきましたことに、本当に深く感謝をしております。こうした方々をきっちりと私は処遇していきたいというふうに思っております。つまごめ荘の職員の皆様のご希望というものを、もう第一優先で考えていくというつもりでおります。

まず、正規職員の方で、市役所の事務職等に職種変更を希望される職員の皆様に対しては、それにふさわしい各種の研修であるとか、定期的な相談、ヒアリング等によりまして、業務面、そして精神面でもサポートを行わせていただきます。また、任期付職員、嘱託職員、また、臨時職員の皆様、こうした皆様については、移譲法人への再就職を希望する職員の皆様に対しては、その優先雇用を公募条件としてまいりたいというふうに思います。

職員の処遇につきましては、不安感がないように、個人の事情や希望によく耳を傾けて、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、つまごめ荘に対する私の思いということでありますけれども、昭和５０年の事業開始以来、数十年にわたって他の市内高齢者施設と同様のサービスを提供してきました。とりわけつまごめ荘というのは、この昭和５０年代、言うならば高齢化社会を迎える、その始動期であったろうというふうに思いますけれども、今、その黎明期において、まだ業界が育成されていない状況でございました。そういう中において、本当にこのつまごめ荘というのはすばらしい役割を果たしていただいたというふうに思っております。

しかし、その後、高齢化の進展に伴いまして、同様の業務を扱われます民間業界が急速に発展をしてまいりました。今、この特養施設というものが、県内だけ見ましても２１５の施設があるわけでありますけども、黎明期においては公的機関が中心でありましたけども、今やその役割を終えて、民間にその席を譲って、今、２１５施設のうちで公営施設というのはもう４施設になっているわけでございまして、そういう意味では、抱えていらっしゃるいろいろな職員の裾野とか、そういうものが非常に育ってきているというふうに思いますので、私としては、民間のほうに移譲をしていく機会が、環境が十分に整っているというふうに思っている次第でございます。

これから民営化を進めていく上におきまして、これまでつまごめ荘が培ってきました質の高いサービス、これは絶対に維持していきたいというふうに思っておりますので、そうしたものが安定的、永続的に提供できるような、移譲先の法人の選定を慎重に行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　まず、ご利用者に対しては、これまで同様、その都度の報告をしっかりとしていくということが言われましたけれど、そればかりでなく、移譲後の見守りというのがかなり重要になってくるのではないかと思います。移譲して、はい、おしまいですよというのでは困ります。移譲後の運営が、市長が言われたとおりに、これまでどおりの質の高いサービスの維持ができているかどうか、見守っていかなければならないと思いますが、この点はどうお考えなのでしょうか。

また、職員に対しては、しっかりと希望に耳を傾け、丁寧に対応していくというお言葉を聞いて、そこのところは非常にうれしく思うところでもありますが、きょうは管理職の皆様がおそろいですので、あえて言わせていただきますが、移ってこられた後、支えていかれるのは皆様です。職員がどんなに研修を頑張っても、初めての職種に挑んでいかなければならないという不安感は消えるものではありません。そのことを十分に理解されて、それぞれの持ち場で移ってきた職員のことを考えて、受け入れ体制を築き上げていっていただきたい。周りの受け入れこそが、職員がスムーズに働けるかどうかの鍵になってくると思います。この点についてどうお考えなのか、お聞かせください。

以上、２点質問いたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　移譲後の法人に対する市の関与はという問題と、それから、職員の皆さんをどういうふうに受け入れていくのかという２点であったろうかというふうに思います。

最初の点でございますけども、まず、入り口のところで、しっかりとした業者の方を選んでいくということが最も大事でございますので、先ほど申しましたように、つまごめ荘が培ってきました質の高いサービスを安定的に維持できると。その点はしっかりと選定の中で見定めていきたいというふうに思います。

そして、一たび移譲となった後も、今、私が安定的に維持できるというふうに申し上げましたけども、それが維持されているかどうかをしっかりとフォローさせていただきたいというふうに考えております。

それから、職員の皆様に対しては、当然ながら市庁舎全体で温かくお迎えしながら、さまざまな悩み事があろうかと思いますので、そうしたことも酌み取りながら進めていきたいというふうに思います。特に、初めてなさるようなお仕事も、あるいは直面されるかもしれません。研修等を充実させていくのはもとよりでありますけども、お一人おひとりに相談員と、あるいは指導員といったようなパーソン・ツー・パーソンのケアを続けていくといったふうな、きめ細かい対応をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　ありがとうございました。

相談員、指導員、そういったシステムを使って、個別にきちんと対応していくという答弁をいただいて、きっとつまごめ荘の職員も安心されるのではないかと思います。

もう一つ、お伺いします。これは市長ではなくて、総務部長の範疇に入るかと思いますが、正規職員の方が「行二」から「行一」に異動していくときに、何らかの試験であるとか、そういうものが必要になってくるのでしょうか。必要になってくるとすれば、それは一体どういう内容でされるのであるか、選別をされるのかどうか、その点も確認させていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　今のご質問でございますけども、基本的に、今現在も職員さん、「行二」という形の職員さんでございますので、それが「行一」という形で移行することになりますので、何らかの選択は必要かなというふうには思っており

ます。

ただ、今までの県下でもいろんな自治体がございまして、移行をやっておりますので、それに準じてやっていきたいというふうに思っておりますけども、ほかの自治体のことを聞きますと、そこで落ちたという話は余り聞いておりませんので、いろんな自治体でそういうことをやってきておられますので、その辺のことを情報を入れながら、その移譲についてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　希望は聞いたけれども、選考試験の点数が足りませんでしたというような自己責任論にならないように、十分な配慮をいただきたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

今、改めて思うことは、つまごめ荘は移譲したら、それで終わりというわけにはいかないということです。その後の入居者の方々の様子はどうなのか、異動した職員の様子はどうなのか、安定したサービスや入所の公平性が維持されているのか、市には見守り続けてもらわなければならないし、私も議員として関心を持ち続けていこうと思います。

続けて、質問します。

つまごめ荘は、平成１７年から１９年までの間に、１８億円近い費用をかけて改修が行われ、まだ１０年ほどしかたっていない施設です。建設に当たっては、独立採算でやっていける見通しであったと聞きましたが、そうはいかず、平成１７年度から２１年度までの第一次行政改革で既に民営化の検討が始められ、今に至っています。昨年の不動産鑑定で１３億６，０００万円という結果が出た大きい施設の譲渡ですから、何より公正さと透明性を大事にして、そして、先ほど市長が言われたように、すぐれたサービスが提供できる移譲先を選定しなければなりません。市民に納得のできる譲渡でなければなりません。この点は福祉厚生常任委員会からの要望にも上げたことですが、市長はこの点についてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　移譲先法人の選定にかかわるご質問でございますが、今、議員のほうからも言及がございました福祉厚生常任委員会さんのほうから要望もいただいておりまして、移譲先法人の選定については、公平公正に行うということが最も重要だというふうに私も考えております。

そのためには、今回の議会で費用に関して上程をさせていただいておりますけど

も、外部の有識者や関係団体により構成します、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会というものを設置する予定でございまして、設置されましたならば、公平性のある選定基準について、この委員会の中で審議決定をしていただいて、そして、公募したいというふうに考えております。

また、応募者につきましても、同委員会で書類と面接によりまして厳正な審査・選定をしていただきまして、透明かつ公平公正な法人選定に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　公平公正さと透明性を大事にしていきたいという答弁ですが、そうであるならば、その都度、その都度、各段階において、事が変わっていくたびに議会にきちんと報告をしていただきたいと考えているところですが、その点はお約束願えますでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　必要なタイミングで適切な報告を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　まず、第一歩となる移譲先選定委員会の件については、今議会で議案が上がっています。福祉厚生常任委員会の所管でありますので、この場でもしっかり議論をしながらいきたいと思っているところです。

次の質問に移ります。

次は、学校の猛暑対策について質問します。

もう言うまでもありませんが、ことしの暑さは本当に厳しかったです。命にかかわる暑さが続いています。不要不急の外出は避けましょう、日中の運動は控えましょう、このような注意喚起の言葉を繰り返し聞きました。クーラーのきいた室内から出るのがためらわれる夏でした。

菊池市内の小中学校では、既に全教室にクーラーの設置が済んでおり、本当によかったと思うのですが、それだけでは安心できないような事態が次々に起こったのがことしの夏でした。

体育館での集会で熱中症、早朝の部活練習で熱中症、プール学習は中止などのニ

ュースが次々に報道されましたが、中でも校外学習の後で１年生児童が熱中症で亡くなってしまったことは残念でなりません。

この異常な暑さに、教育委員会としても随分苦慮されたことだろうと思います。

そこで、質問いたします。

まず、どのような暑さ対策をとられたのかということ、２点目に、暑さのために体調を崩す、気分が悪くなったという児童・生徒の報告はあったかということ、２点お願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　改めまして、おはようございます。猿渡議員ご質問の学校の猛暑対策についてということで、２点お答えをさせていただきたいと思います。

本市の全ての小中学校につきましては、議員、ただいまお話のとおり、平成２６年度までに普通教室や特別教室へのエアコン設置を完了し、熱中症対策を含む教育環境整備を既に取り組んでいるところでございます。

本年の異常とも言える熱中症対策につきましては、まず、文部科学省から示されました運動及び日常生活に関する予防指針をもとに、本市においても５月の運動会時期から注意喚起を行っております。

予防といたしましては、早目の水分や塩分補給、また、発症後の体温の冷却、病院への搬送等の適切な処置を行うなど、各学校での対応を指導したところでございます。

特に猛暑日が続きました７月・８月を、政府は熱中症予防強化月間といたしておりますが、本市におきましても、この間、文書としても３回の注意喚起と対応指示を出したところでございます。

この際の具体的指示といたしましては、５月の指導に加えまして、休み時間の運動場使用禁止及びプール授業中止、１日３回の健康観察実施、体育館での集会等の制限、保健室での経口補水液等の確保、本年度の水泳記録会の中止、夏休みのプール開放の制限などを行ったところでございます。

本市では、８月２７日より、前期の後半が始まっておりますが、各学校には引き続き熱中症への警戒を強めて対応するように呼びかけているところでございます。

また、これまでの熱中症としての報告では、夏休みが始まる前日に３名の児童が体調不良で熱中症と診断をされております。いずれも軽度であり、翌日には元気に回復をいたしているところでございます。

今後も厳しい残暑が想定をされますので、運動場だけではなくて、教室や体育館使用の際の注意喚起も引き続き行うことといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　今、答弁していただいたように、いろんな場面での対応をされたようでありますが、ちょっと質問させてください。

休み時間に運動場で遊ぶのを制限した。プールも中止するというようなことがありましたが、それは何かガイドライン的な、何度になったらこうするというようなものがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　具体的なガイドラインがあるのかどうかというのは、ちょっと確認してみないとわかりませんけども、子どもさんの状況は、個々によって違うという状況になりますので、各担任の先生方を初め、しっかり子どもの個々の状況を見ながら対処をしていただくということが肝要かと思います。

なお、体育館につきましては、昨年度、熱中症の危険があるだろうというような、温度計といいますか、そういったものも既に設置をしているということで対処しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　本当に委員会としても心配をされたことだろうと思います。それでも、やっぱり３名の子どもさんは体調を崩してしまったということで、さらに通院が必要な面もあるのかもしれません。

保護者の方からこんな話がありました。体調が悪くてプールを見学したのに、この暑さの中、プールサイドで見学しないといけないのはなぜなのかとか、登下校中に水筒の水を飲むのが原則禁止というのはいかがなものかという話もされました。振り返れば、教職時代は私もプールサイドで見学させていたので、耳が痛かったのですが、これまでの慣例や常識も見直さなければならなくなっていると思います。学校での活動で熱中症を引き起こすというようなことはあってはいけないと思うので、なお一層の検討と配慮を求めます。

小学校１年生の子どもが熱中症で亡くなったというニュースを見たときに、多分一般の方は、何でそんなときにわざわざ公園に行かなければならないのだろうと考えられたと思いますが、教職にあった自分は、ああ、その公園に行くという、その時間だけじゃなくて、その後にそこでの経験や気づきを絵や文章にまとめたり、発

表し合ったり、さらには、評価をしたりというような一連の流れの中で断行されてしまった部分があるのではないかなということも気になったところでした。

さっき、何らかのガイドラインがありますかというふうにお聞きしたのは、ついつい、よかれと思って頑張らせてしまったことが裏目に出るということもございますので、各学校の自主性に任せるということも、とても大事なことですが、一定のガイドラインがあるというのも、はっきりした判断の基準ができてよいのではないかと思いますので、ご検討ください。

ところで、菊池市で気温３８．８度を記録したのが７月１９日でした。翌７月２０日には、熊本市内などの学校で終業式を迎えたことや、熱中症予防のために、体育館ではなく、放送で終業式が行われたことなどがニュースで報道されました。菊池市では、夏休みは７月２６日からでしたから、そのニュースを見ながら、ああ、菊池の学校の子どもは、あと一頑張りしないといけないなと思ったことでした。

ちょうどそのころ、知り合いの女性から、３時過ぎの暑い時間に１年生の子どもがランドセルだけじゃなく、ほかの荷物も持って、ふらふら歩いて帰っているのを運転中に見かけた。あんまりかわいそうで、乗って帰らんねと声をかけたくなったという話を聞きました。

７月１９日以降、夏休みに入るまで、熊本はほとんど最高気温３５度以上の猛暑日でした。たまたま私も、７月１９日の３時ごろ、文化会館の近くの道路を歩く機会があったのですが、上からの日差しと下からの照り返しで、５分もせず、もうお手上げという感じでした。災害並みの対策が求められる猛暑が続き、学校に行ったら、楽しみのはずのプールの学習は中止です。休み時間に外で遊んではいけません。そんな対応がされる中、子どもたちも大変だったと思います。片や、熊本市の学校では夏休みですから、こんな条件の悪いときに当校しなければならないのかというのが率直な疑問として湧いてまいりました。

菊池市は２学期制で、秋休みをとる分、夏休みが短くなることや、学習指導要領の改訂で英語が導入された分、授業時数がふえたことは承知しておりますが、熊本市と比べて１０日も夏休みを減らさないと授業時数が不足してしまうのだろうかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育長、渡邉和博君。

［登壇］

○教育長（渡邉和博君）　改めまして、おはようございます。ことしの猛暑についての学校の取り組みへの質問と、それから、授業時数の確保のことについてのお尋ねでございました。

予想ができない猛暑に、今、議員もおっしゃったとおりに、保護者の皆様、それ

から、地域の皆様、それから、学校はもちろんですけど、教育委員会はもちろんですけれども、大変心配した夏だったということは、もう間違いありません。また、その対応については、先ほど教育部長が述べたとおりでございます。

この猛暑を受けて、文部科学省のほうも、８月７日に各都道府県教育委員会に、学校の夏季における休業日に関する児童生徒の健康確保に向けた対応等についてという依頼文を出しております。その中で、空調設備状況も加味して、年間を通した総授業時数の確保に留意しながら、必要に応じて夏季休業日の延長など柔軟に対応をするようにお願いしたいという通知でした。

これを受けまして、菊池市でも検討を行いましたが、先ほどおっしゃったとおりに、小中学校全教室に空調設備が設置されており、また、夏休みまでの熱中症対策については、先ほど申しましたように、懸命に行われていたというふうなことで、これまでの注意喚起を継続しながら行えば、夏休みを延長するという必要はないというふうなことで判断をいたしまして、そこで、菊池管内のほかの市町村と同様に、予定どおりの日程で前期後半を開始したところでございました。

お尋ねの部分の、夏休みのこの、熊本市内等と比べると短いというふうなところで、それにかかわる授業時数の確保の問題ということですけれども、授業時数の確保に関しては、豊かな心あるいは確かな学力、健康、体力の育成のためには、やはり教育計画に沿った丁寧な実践が必要であるというふうに思っております。そのためには授業時数の確保は大きな鍵となります。

本市における授業時数の確保につきましては、議員がさっきおっしゃいましたように、外国語の授業時数の増加とか、あるいは台風などの災害、豪雨とか雪なんかも含めますけども、そういう災害、あるいは、学校におきましては、毎年、学年・学級・学校閉鎖等がありますインフルエンザあたりの臨時休校の授業の欠時を想定して、本年度の授業日数を２０７日設定しております。この日数を確保していれば急なことにも対応できると。例えば、さっき出た休校とか、そういう措置も心配なく思い切ってできるというふうなことも考えた上での設定であります。

今年度の教育課程はもう既に編成してありますけれども、次年度の教育課程につきましても、やはりことしのように非常に夏が暑いというふうなこともあるかもしれません。その辺は校長会等で相談の上、教育活動のゆとりとか、あるいは教職員研修の時間を確保、そういうことも踏まえて、さまざまな想定をもとに柔軟に対応できるように努めていきたいというふうに思っているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　今、授業日が２０７日に設定してあるということをお聞きしましたが、ということは、７日間ぐらいの余裕があると考えていいということでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　教育長、渡邉和博君。

［登壇］

○教育長（渡邉和博君）　小学校と中学校では必要な授業時数が異なるかと思いますけども、基本的に、小中学校の標準時数に学校行事等の時間も含まれてきますので、そうなってくると、合計で１，０９５時間ほど必要になってくるだろうと。そうすると、それを最低限必要な授業日数はどうなるかというふうなことを考えますと、どうしても２０１日程度はかかってくるというふうになろうかというふうに思います。

それで、先ほど言いましたようなインフルエンザによる臨時休校ですとか、あるいは台風とか相当数考えられますので、そうすると、それを例えば考えても、これだけ、２０７日の設定は必要かというふうなことで考えたところでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　私は今回の質問で、夏休みを長くしてほしいと早計に言うつもりは全くありません。ただ、この時期の学校生活には、エアコンがあったとしても、リスクは潜んでいるし、学習効果も効率も高いとは思えないので、来年もまたことしのような暑さが続くようであれば、年間を通してどこに授業日を設定するかということも再考の必要があるのではないかというふうに考えているところです。

以上で質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時４９分

開議　午前１０時５８分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号１５番の大賀慶一でございます。

まず初めに、昨日の台風２１号の被害で、近畿地方を中心に大変な数のとうとい命が奪われておりますし、また、インフラ面にも相当な被害が出ております。また、本日未明には、北海道で大地震、６強以上の地震が発生したということで、大変これも心配をしているところでございます。

こういう災害が本当に日本各地に頻繁に起こるようになりました。私たちも防災面、これはしっかりと力を入れて、熊本地震のこともありましたけれども、今後もまた、いつ何がどこで起きるかわからないということをしっかりと肝に銘じていきたいと思います。それからまた、この災害に活躍される自衛隊の皆さん方に心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、外来生物の質問を行いたいと思います。

まず初めに、特定外来生物と外来動物について質問をいたしたいと思います。

近年、我が国はさまざまな国との貿易が活発に行われることで、これまでに生息していなかった多種の外来生物が我が国で増殖をして、大きな問題となっております。

また、生息する大きな要因に、我が国も地球温暖化で、外来種の繁殖する気温、気候的にも非常に適するような状況になってきたということも言われております。

またさらに、めずらしさから、海外の動植物をペットや鑑賞用として仕入れてきた、導入してきたマニアもふえてきており、また、その後、逃げ出したり、あるいはまた、自己で管理ができなくなり放置した生物が、いつの間にか人の手に及ばないように増殖した問題もあります。

これら全てが人間生活に悪影響を及ぼすわけではございませんが、地域によっては、既に放っておけないような被害が発生しているところもあります。

また、外来種の中には、人と動物の共通の病気の感染源となるおそれもあります。そのために人体への危険も考えられます。

外来生物は、皆さんご承知のように、非常に繁殖力が強く、競争能力や捕食力にもすぐれております。我が国の動植物界の生態系がそのことによって崩れてしまうおそれもあるということで、今、専門家の方々も大変危惧をされております。

現在、本市においては、農林業への被害や、市民生活への影響するような深刻な話は聞いておりませんが、県内でも現実的に外来生物の捕獲や確認がなされております。本市でも、今後、情報の収集や現地での確認が必要になってくると私は思っております。早い段階で対応することが、危険視される特定外来生物の侵入をできる限り防止することと考えております。

国では、特にこれら特定外来生物のうち、生態系や人体、農林水産業に悪影響を及ぼすおそれのある国内外の種類を指定して、２００５年に特定外来生物の被害防

止法の法律を制定して、規制を行っております。

ちなみに、現在、国が指定している特定外来生物は、哺乳類がアライグマなど２５種類、鳥類がソウシチョウなど７種類、爬虫類がカミツキガメなど２１種類、両生類がウシガエルなど１５種類、魚類がオオクチバスなど２６種類、昆虫類はツマアカスズメバチなど２１種類、甲殻類はアメリカザリガニなど５種類、クモ・サソリ類ではセアカゴケグモなど７種類、また、軟体動物ではカワヒバリガイなど５種類、また、植物としてはブラジルチドメグサなど１６種類が指定をされております。そのような特定外来種については、本市でも何種類か確認されたという話も聞きましたので、この質問をしたわけでございます。

そこで、質問でございますが、現在、これらの生物の確認の実態は、本市ではどのように把握されているのでしょうか。できれば、動物、植物など、種類別に実態をお示しいただきたいと思います。

２点目に、確認された生物については、捕獲や駆除を速やかにすることが、それ以上の侵入を防ぐ適切な手段だと思っております。本市においては、それらの実績があるのでしょうか。また、今後、確認されたならば、どのような手段で取り組むのか、市としての考えをお示しください。

また、３点目に、侵入の状況を早く知るためには、市民からの情報の収集が大きな対策だと思います。また、逆に、外来生物の繁殖や増殖の情報を市民の皆さん方に提供することも大切なことだと思っております。執行部ではどのようにお考えでしょうか。

以上３点を伺いまして、１回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　改めまして、こんにちは。ただいまの特定外来生物のご質問にお答えさせていただきます。

特定外来生物のうち、菊池川や合志川に繁茂しておりますブラジルチドメグサに関しましては、本市を含めた菊池川流域９市町で構成しております菊池川流域同盟の事業として、年１回、５月ごろに河川の巡視を行い、目視による繁茂状況の現地確認を行っております。そして、菊池川流域のブラジルチドメグサの分布図を作成しておるところでございます。

次に、動物のほうですが、アライグマが平成２６年に市内で確認されておりますが、その後の確認はされておりません。

その他の特定外来生物につきましては、生息や繁茂の状況の把握のほうは行っておりません。

それらの駆除をしているのかというご質問でございますが、特定外来生物の駆除等につきましては、これまで本市のほうではしたことはございません。

市民への情報発信はということでございますが、市民への情報発信につきましては、特定外来生物に関する情報が国や県から入ってきた場合は、その都度、広報やホームページに掲載し、市民への情報提供・注意喚起を行い、また、市民からの情報収集のほうも行っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　現状では、本市において被害がないということが基本的にあるかと思いますが、それほど大きな駆除とか、そういうのは行っていないということでございますけれども、先ほど、今の部長の答弁の中でありましたブラジルチドメグサの現況でございますが、現在では少しは減っておりますけれども、一時期は泗水町の合志川、あるいはまた、七城町の鴨川においては、非常に繁茂しておったわけでございます。それは多分県のほうでも、市のほうでも、除去されたというのは私も知っております。これらのことは非常に動物みたいにさしたる被害はありませんけれども、私が一番心配するのは動物の被害でございまして、そのことについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

その中でも、アライグマの被害を心配しております。これは、私、取り越し苦労かもしれませんけれども、現在、県から発表されている情報などによりますと、熊本県内にアライグマの生息地域拡大の危機が非常に迫っているということでございます。中でも県北が急速に拡大しているようでございます。

アライグマは、ご承知のとおり、農産物を食い荒らすほか、住宅にすみ着いて、非常に生活環境にも悪影響を及ぼす、非常に迷惑な動物でございます。これまでに県内の７市６町で捕獲や確認がされております。先ほど、本市でも以前に１頭の確認がされたということでございますが、隣の山鹿市では、既にこれまでに３頭が捕獲をされております。その後の状況は、今、先ほど部長のほうで確認されてないということでございますけれども、やはりこのアライグマは、先ほど言いましたように、非常に、今、ほかの地域では非常に迷惑動物として、かわいかったアライグマでございますが、今では迷惑動物ということで、非常に対応も苦慮されております。

今後、アライグマが１頭確認されたということは、私はまだ人目には触れてないですけども、非常に何頭かの侵入はもう既にあっているものと思っております。そのためにも、特に県下の７市６町で捕獲されて確認されておりますので、そういう被害の状況などを早く情報交換を行い、新しい情報を収集して、対策を講じてもら

いたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、話は違いますけれども、アライグマとは違いますけども、平成２９年１１月２日に、特定外来生物でございますセアカゴケグモが本市でも確認されたということでございました。そのようなことは、市では実態は、先ほどの答弁では把握されていないようでございますが、そのことについてもお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　改めまして、おはようございます。大賀議員のアライグマなどの外来動物の対策についてお答えさせていただきます。

まず、これまでの経緯を少し話させていただきたいと思いますが、本市での取り組みでございます。熊本県内で特定外来生物のアライグマの生息が最初に確認されましたのが平成２２年９月に熊本市南区城南町で、また、平成２４年３月には上益城郡御船町において生息が確認されております。

このことを受けまして、本市では、平成２４年度から平成２６年度にかけ、アライグマ生息緊急捕獲調査事業に着手しております。箱わな１０基を購入しまして、アライグマの出没が予想される水辺周りなどに設置しまして、生息状況の調査を実施しております。

先ほどお話がありました、本市で初めてアライグマが確認されましたのが平成２６年７月でございまして、農作物の食害調査をしていた菊池市重味の農園内に設置していました自動撮影カメラに、アライグマ１頭が撮影されたというものでございます。

このことから、アライグマの生息状況を詳細に把握するため、アライグマ生息緊急捕獲調査事業とあわせまして、市民の方からの情報提供を本市のホームページや広報きくちを通じてお願いしたところでございます。

また、アライグマの早期根絶を図るために、平成２７年度、２８年度において、熊本県アライグマ防除体制強化事業に取り組み、箱わなによる捕獲と、見回りやカメラ設置による生息調査をあわせて実施しております。

そのほか、市民の方からの情報提供なども確認しましたが、生息は確認されず、平成２８年度をもって事業を終了したところでございます。

その後につきましては、現在までにアライグマ関係についての市民の方からの情報提供が数件はありましたが、いずれもタヌキなど違う動物であり、生息は確認されておりません。

現在、アライグマの目撃や捕獲状況につきましては、県が主体となり情報を収集

し、県内の市町村へアライグマ情報共有メーリングリストで随時最新の情報提供を行っております。

最新の情報といたしましては、先月に玉東町、熊本市南区城南町・富合町でアライグマが目撃されているという情報が入っております。

市といたしましても、引き続き、県や関係市町村と情報を共有しながら、注視してまいりたいと考えております。

また、広報誌やホームページへ掲載し、市民の方からの情報提供をお願いしたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　先ほどのセアカゴケグモの調査につきましては、平成２９年１１月２日で、県庁担当者、県北広域本部林務課、菊池市、東海大学関係者と調査を行っておるところでございます。

東海大学の教授の見解によりますと、今回は輸送されてきた木材に偶然紛れて発見されたものだと推測されるということで、調査では、多個体、卵、巣等は発見されなかったので、定着はしていないと判断されるということで、消毒を行うならば、資材には直接散布できないので、巣をつくりやすい敷地内の側溝程度で大丈夫であろうというお答えが出ているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　いずれにしましても、私の取り越し苦労に終われば、これにこしたことはないと思っております。やはりアライグマにしましても、他の県下では人を襲ったというようなお話も聞いております。非常に侵入してくれば厄介者でございますので、現状では、１０基のわなを仕掛けて調査したがいなかったということでございますので、一安心でございますけれども、今後とも情報を収集しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、セアカゴケグモにつきましても、非常に一時期は新聞や、あるいはまた、ニュースで非常にどこそこで発見されたというような話題性のある生物でございました。これもまた、もしも人が触れてかまれたりすると、非常に危険な生物であるということでございますので、アライグマ同様、情報を収集しながら、いたということは、現にいる可能性があるということでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問をしたいと思います。

本市で、またこういう特定外来動植物が発見されて、植物については、幾つか発見されていると思いますけれども、私としては、こういう生物の分布図といいますか、市内全域においても、そういう分布図の作成も必要ではないかと思っております。

また、今、県では補助金を出して、その対策を行っているということでございますが、熊本市では、江津湖にいろんな外来生物が来ているということで、条例も制定しております。

今後、本市でもそういう状況になったならば、条例を制定しながら、国が言っております、これ以上「捨てない・拡げない・入れない」ということを目標に、ぜひ、そういう条例あるいはまた分布図等の作成も行っていただきたいと思いますが、執行部はどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　分布図等の作成につきましては、先ほど１回目の答弁で申しましたとおり、菊池川流域同盟のほうで分布図のほうを作成いたしております。

そのほか、アライグマ等の外来種の生息は確認されておりませんので、それらによる農作物への被害が発生したという報告もございません。

また、その他の特定外来生物についても、市民生活に影響が出ている状況ではないというふうに判断しているところでございます。

特定外来生物は、日本固有の生態系や、農林水産業、さらには人の人命・身体への影響が懸念されるものでございますが、市内の現状を踏まえ、現時点では特別な対策を実施することは考えておりません。

今後も国や県などの関係機関との情報共有を図りつつ、特定外来生物の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、条例等の制定についてのお話ですが、一方で、特定外来生物は、一旦その地域に入りましたならば、議員おっしゃるとおり、非常に早いスピードで拡張するおそれがあると言われておりますので、今後も市民への情報発信を行い、特定外来生物への注意喚起を進めまして、あわせて、市民からの情報提供もいただくことで、特定外来生物への対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　ありがとうございました。部長の答弁でありましたように、これはもうしっかりと情報を収集しながら取り組んでいただきたいと思います。これも災害と同じでございまして、備えあれば憂いなし、いつ何どき、どういう状態になっても対応できるというようなことで取り組んでいただければと思っております。

それでは、次の２番目の市発行の刊行物の集約化についてをお尋ねしたいと思います。

本市では、毎月、月当初に広報がそれぞれの家庭に配付をされております。それと同時に、私たちの年４回の議会広報や、あるいはまた、消防とか公的機関からのお知らせや広報、あるいはまた、イベント開催などの刊行物が発行されております。これらは多い月には１５種類以上にもなることがあるというようなことを伺っております。結構な量になることもございます。

そこで、質問ですが、年間、市が一般家庭に配付する刊行物は、年何回、どの程度の数量を発送しておりますか。その種類と回数についてお尋ねをいたしたいと思います。

２点目に、先日、ある市民の方から、この方は、まだ今、班長さんをされているということでございますが、年配の方でございますので、配付する家庭が３０件以上もあるということで、年をとると、もう配る量が多くて、重いときには苦労していますというお話でございました。また、各戸への振り分け作業も数が多いと大変ですとおっしゃっておりました。今後、本市におきましても高齢化が進む中で、このような問題も起きてくることも予想されます。

そこで、できるだけ配付する方々に体力の負担をかけないよう、家庭に配付する刊行物の量を減らしていくことも、私は今後検討するべきではないかと思っておりますが、執行部はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　改めまして、こんにちは。先ほど言い忘れておりましたので、申しわけございませんでした。

まず、区長配付文書の量ということでございます。区長配付文書につきましては、原則としまして、毎月１日に市の広報紙を初めとする区長の皆様への各戸配付文書であるとか、回覧文書、また、区長宛ての文書などを連絡事務嘱託員でございます各区長の皆様に年１２回、配付をいたしております。

数量につきましては、毎月種類が異なりますので、配付物の種類、件数で申し上げたいと思います。平成２９年度におきまして、年間で各戸配付文書が広報紙の１

２件を含む８３件でございました。また、回覧文書が１８７件で、合計２７０件でございます。

月平均で申しますと、各戸配付文書が６．９件、回覧文書が１５．６件で、合計２２．５件ということでございます。

重量につきましては、なかなか個別でございますので、ちょっと把握をいたしておりません。

あと、現状を見直す考えはないかということでございますけども、区長文書の量が多いことにつきましては、平成２９年５月に区長会の皆様からも多過ぎるというご意見をいただいておるところでございます。

市としましても、区長配付文書の量が多くなっていることについては確認をしているところでございます。市民の皆様へのお知らせする行政情報等につきまして、各戸配付文書や回覧文書でなく、それをまた広報紙のほうになるべく掲載をいただくように努めているところではございます。

年度比較で申し上げますと、平成２８年度については、熊本地震でちょっと比較をできておりませんので、平成２７年度と平成２９年度を比較いたしますと、各戸配付文書及び回覧文書におきましては、年間で３０件ほど、月平均で２．５件、減少はいたしております。

また、配付依頼が、各戸配付であったものに対して、文書量が少ない回覧文書に変えたものもございます。

今後とも、区長配付文書につきましては、その減量に努めていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　今、市のほうでも大変努力されて、減っているということでございます。できるだけ減らしていただくことが、時間と労力を減らすことにつながるものだと思っております。私、このことは、これは皆、市から発行されている刊行物については、市民生活の上において非常に重要なことばかりだとは思っております。私のこの質問は、市民の皆さんへの情報サービスを減らせという意味じゃございません。それはぜひ続けながら、ぜひ量的に減らしていただきたいと思っております。

そこで、それらを集約化することも重要ではないかと思います。今、部長の答弁の中にもそのことは入っていたかと思いますけれども、やはり各それぞれの機関、公的機関あるいはまた庁内での協議をしながら、できるだけ集約化するということ

が私は必要ではないかと思っておりますが、そのことについて、少しお伺いをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　先ほど、区長様からの要望を受けまして調査したところということでお答えしたところでございます。その中でも、それを受けまして調査を行いまして、広報紙であるとか、各戸配付文書、回覧文書の重複で通知を行っていたものもございました。

庁内に対しましては、市民にお知らせをする行政文書につきまして、市の広報文書、各戸配付文書、回覧文書と重複通知を避けるというようなことは、当然通知をいたしております。各戸配付文書でありますとか、回覧文書の集約については、当然努めていきたいというふうに思っております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、区長配付文書の中には、うちの広域連合消防本部からの分でありますとか、菊池警察署等の市以外の公的機関からの各戸配付文書が、または回覧文書がございます。また、関係機関ということで、市の社会福祉協議会でありますとか、第三セクターなどもあるところでございます。

行政機関と全く関係のない団体の文書、回覧につきましては、お断りをしているところでございます。

今後、関係機関からの個別配付、回覧文書につきましても、配付量の減量に向けて、調整をやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　ありがとうございました。できるだけ集約した配付を行っていただきたいと思っております。それぞれ取り組んでおられるようでございますので、しっかりと今後もまた続けていただきたいと思います。

それでは最後に、市長にお尋ねをいたしたいと思います。

ただいままで申し上げました市の刊行物の集約化、減量化については、先ほど述べましたとおり、本市でも非常に人口減少、高齢化が進む中で、先ほども区長会からもそういう申し入れがあったと伺いましたように、また、区長さんもしかりでございますけれども、それをまた各戸に配付する、例えば組合長さんとか、組長さんとか、班長さんとか、そういう方が歩いて配られるわけでございますので、非常に老齢化の中で、困っているというようなお話も聞いております。

そこで、私は、何とかこれを減らす方法として、今後は、本市で、今、一部で使

用されております、情報発信として使用されています、タブレット端末やスマートフォンを活用した方向へも検討していただくことが必要じゃないかと考えております。そのためには、タブレット端末を各戸に備えることが必要だと思っておりますが、これには財源も当然伴うわけでございます。このタブレット端末につきましては、災害時にも利用できると実証実験でも報告がされております。また、平常の情報にも活用できるというようなことが実証実験の中で述べられておりました。将来、できるだけのペーパーレス化を目指すことも必要ではないかと思っております。そこで、当然これをするためには課題もあるかと思いますけれども、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　各種行政情報等にタブレットを活用してはどうかという趣旨のご質問でありました。

ご指摘のように、今、防災タブレットと称しまして、区長さんを初め、民生委員の方々あるいは一部の高齢者の方で要支援者の皆様等に、タブレット端末を配付させていただいたわけでございますけども、もともとは消防庁の事業を使って、防災を中心に始めたわけでありますけども、さらに、今、行政情報、いろんなものをその上に載っけておりまして、今後も充実させていきたいというふうに思いますし、区長さんのほうから好意的な意見もいただいているところでございます。

台数にまだ限りがありますので、同じ内容については、実はこれはスマートフォンですね、こちらのほうでも流しておりまして、今、若い方を中心に、スマホでのこの情報を提供できる方の裾野が、今、広がっているところでございます。非常に短時間の上に、迅速にお知らせすることもできますし、行事等についても、お知らせの効果があるということで、非常に有効だというふうに思っております。基本的には、こうしたものを積極的に使っていきたいというふうに考えているところでございます。

一方で、この活字文化がどういうふうになるかというのは、同じ意味では、新聞、雑誌等も似たような課題を抱えているわけでありまして、ユーザーの中には、やっぱり活字じゃないとなかなか伝わらないという方もいらっしゃるかもしれませんので、そこのところはしっかり見守っていきたいと思いますし、また、情報チャンネルはどれか一つあれば全てが片づくというものではなくて、恐らく複数を活用していくということのほうが、情報伝達効果あるいはスピードの上でも一日の長があるかもしれません。そうしたところは、これからの情報機器なんかもこれからどんどん安くなっていくでしょうし、そういう環境を、状況をよく見ながら、見きわめて

いきたいというふうに思っております。

とりわけ、今回、まさにこういうＩＣＴ機器をどういうふうに行政に活用していこうかということで、民間の方々と今度提携をしてやっていくことになりますので、そこからもまた新しいさまざまな知恵なり、新しい技術等についてのアドバイスをいただけるのではないかと期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　ありがとうございました。このタブレット端末あるいはスマートフォンなど、非常に今後の課題でございまして、やはりそういう方向でぜひ取り組んでいただければ、こういう刊行物の減量にもつながるのではないかと思っております。

今後のそういう取り組み方を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで大賀慶一君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後１時から開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時３６分

開議　午後　零時５８分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　皆さん、こんにちは。田中教之です。教育でまちづくりという市議会議員の私自身の指針をもとに、日々精進してまいりたいと考えております。

質問の前に、台風２１号の被害、また、けさ方の北海道の地震、テレビで拝見する中で、非常に災害が続いており、お亡くなりになられた方、ご遺族にお悔やみ申し上げます。そして、けがされたり、経済的な被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

今週含めて、ことしは引き続きでという表現が似合いますように、多くの全国的に災害が続いております。とりわけ私自身が神戸に大学時代は住んでいまして、よく通っていたなじみのレストランといいますか、カフェが海沿いにありまして、高潮でもうめちゃくちゃと、ばらばらになっている画像を友人等から送っていただき

まして、特に胸を痛めることもありました。同時に、やはり日々の防災・減災活動に一層取り組む必要があるなと思いました。

もう一つ、おととい、泉田議員が申したように、私もほかの議員と一緒に奄美大島の龍郷町に行ってまいりました。西郷隆盛さんだけでなく、シンポジウムですね。息子の菊次郎さんのお話を聞きました。すごい多くの学び、そして、その聞くことによって感動もいたしました。特に、菊次郎さんは１２歳のときにアメリカに留学しています。現地の近代的な農業を学ぶ、そういった姿勢で、西郷家の教育の熱心さとか、当時の薩摩藩のそういう人材育成に対する姿勢というのも非常に感銘を受けました。

さて、今回、ＩＣＴインフラの整備とその活用について、この１点を質問させていただきます。

質問に入る前に、前提条件と申しますか、概念の確認、説明等をちょっとさせてください。

龍郷町に行ったときにちょっと感じたことがあります。滞在したホテルが龍郷町ではなく、隣の奄美市でありました。そこからまた移動をする際に、ちょっと休憩ということで、小さな海水浴場といいますか、そういうところに寄りました。ワイシャツにスラックスのおじさんの８人がそこに並びまして、異様な、ほかは水着で、海水浴場ですので皆さん水着なんですけど、地元の方がサーフィンをやったり、あと観光客の方がそこで楽しまれるというところでした。本当に普通にイメージする海水浴場よりも狭く、あんまり人の手がかかってない感じの、ちょっと失礼な言い方ですけど、自然そのままの海水浴場でした。

そんなところにも無料のインターネットに接続するスポットがありまして、旅行者の方はそこで写真を撮って、昨日の福島議員の一般質問じゃありませんが、インスタグラムに載せているんだろうなと。それで、それを見た友達が、ああ、奄美大島へ行ってみたいんだろうなとか、龍郷町に行ってみたいなというふうに思っているんだろうなとも感じました。地元の方は、サーフィンしている友達とか、家族がその映像を動画で撮って、それをインターネットで投稿して、その技術をみんなで競い合うとかいう情報として使っているんじゃないかなとも感じておりました。

このように、インターネットを利用する環境というのは、目に見えませんが、何か当たり前のものになってきつつあります。私もそうですけど、やっぱりネットがないというのはちょっと不安で、何か依存症ぎみでしょうけど、やっぱりもうなくてはならない存在かなと思っております。ですので、そのインターネットの整備というのは大事な社会基盤だと考えております。ですので、電気やガス、上下水道、道路や橋、電話などと同じようなインフラだと考えております。

今回、けさ方、地震がありましたが、やはり地震の後、熊本地震でもそうですけど、ネットがつながるところはそこで情報共有ができたり、道路が寸断されたけど、何とか生き残ることができたとかいう話もございます。本当に生活に必要なインフラだと考えております。

ここで、今回、ちょっと使用させていただく言葉、その定義といいますか、説明をさせてください。

まず、ＩＣＴという言葉です。これは、皆さん、ＩＴという言葉は２０００年前後から使われてきたので、ある程度、なじみがある言葉じゃないかと思っています。Ｉはインフォメーションですね。Ｔがテクノロジー、情報技術というふうに日本語では解されるかと思います。そのＩとＴの間にＣが入りました。これはコミュニケーションですね。ですので、今までのあったインターネットとか、そういう活用の幅が広がったといいますか、コミュニケーションということですので、双方向だったり、あと他方向の意思の伝達がより可能になるということだと思います。

昨日の福島議員が質問された、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービスのものだったり、一つ、あと時計からネットにつながるとか、パソコンとかスマートフォンだけじゃなくて、家電製品とか、そういうところがインターネットにつながることによって、今までのＩＴよりも、さらにより使い勝手が広がった概念をもとに、ＩＣＴという言葉が生まれてきたんだと思います。特に国際的にはＩＣＴのほうが浸透されているようで、総務省あたり、そういう政府機関の文章には、最近、ＩＣＴという言葉が広く使われております。また、通信系の大企業でもＩＣＴという言葉をコマーシャルに入れたりされているところがあります。

私も民間で働いていたとき、大学を出て入った会社、そのＩＴの会社でした。今、その同期の友人等と話すんですけど、どうも一般的な企業はまだＩＴのほうが使われていると。ですので、今回、まとめてＩＴもＩＣＴも同じ意味、大体広い意味で同じ意味だということで、私のほうで情報技術という大和言葉を使わせてください。どうも最近、近所のご年配の先輩から、あなたは西洋かぶれだもんねといって、西洋にかぶれているというふうにちょっと注意を受けますので、今回、私自身、通告書にＩＣＴとうたいながら、すみません、今回は情報技術という、そういった広い概念で説明させてください。

そして、もう一つ、ちょっと言葉の説明をさせていただきます。これは後ほどの質問に出てくるんですが、イノベーションという言葉です。これは、この言葉自体は１９１１年、１９１２年あたりなので、大分もう１００年以上前の言葉なんですが、なかなかこれに変換できる言葉が日本語がございません。心苦しいですが、ちょっと片仮名でイノベーションという言葉を使わせていただきます。

これは日本にあらわれたのは１９５０年代の経済白書だと思います。その中でイノベーションという言葉が、技術革新という言葉であらわれました。技術が進歩していっていろいろ変わっていくということなんですが、実はイノベーションという言葉は、技術だけの問題でなくて、サービスだったり価値観が変わること。ちょっと定義的に申しますと、社会や生活の変化、変革ですね。新しい価値観がつくられる。それによって社会の様式とか生活の様式が変わることをイノベーションと申します。そういった意味で、今回、使わせていただきます。

さて、前置きが長くなりましたが、質問させてください。

質問の要旨は二つあります。

一つが、菊池市の情報技術インフラの整備状況について。これは質問の背景としては、菊池市においては、早くから市職員の業務効率化や、小中学校などではこの情報技術が取り入れられております。加えて、インフラの整備自体は、ほかの周辺自治体に比べて、ある程度、進んでいるかと思います。今後の戦略的な活用を図るために、情報技術インフラ整備の現状をお答えください。

もう一つ、この情報技術インフラの整備によって、雇用や観光、防災などの課題解決と、役立つと考えております。今後の情報技術インフラの充実を図る上で、市長が考える理想像、戦略等をお答えください。

この質問の背景は、菊池市においては、情報技術インフラの整備は、先ほど申したように、進んでおります。しかし、まだまだ有効活用のところまでは行っていないのかなと。

せんだっての定例会で、荒木議員ですか、支所間のネットワークのことを質問されたと思いますが、なかなか利用が少ないという回答もございました。また、省庁内の情報技術化は進んでおりますが、なかなか企業だとか、飲食店とか、ホテルとか、その辺はもうちょっと活用する余地が大幅にあるんじゃないかと考えております。

先ほど申したように、情報技術インフラは大事なインフラです。ですので、市がそういう理想像を描き、インフラ整備の戦略的な活用、整備する必要がないかと考えております。

今回の質問は、そのインフラにかかわることですので、最初は部門的な政策課ぐらいかなと思っていたんですが、やはり各部門にまたがるようです。ですので、まず市のインターネット光回線や、無料のインターネットスポットの整備状況を、全体的なことをお聞かせください。その後、改めて各部門についての状況を質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　田中議員からのＩＣＴ、情報技術のインフラの市の整備状況ということでお尋ねですので、まず、光ブロードバンドの状況についてご説明いたします。

本市の光ブロードバンドのエリアカバー率でございますが、平成３０年７月末現在で、世帯数での割合としまして９９．５８％となっております。

もう一つ、Ｗｉ-Ｆｉの整備状況ということでございますけれども、市のほうでは、無料公衆無線ＬＡＮサービス「くまもとフリーＷｉ-Ｆｉ」、これの設置状況しか把握はできておりませんので、そちらでお答えをさせていただきます。

８月１５日現在で、文化会館や各公民館、移住・定住支援センター、きくち観光物産館や七城メロンドームなどの物産館、それから、七城温泉ドーム、菊池渓谷館、龍龍館などの観光施設などの公共施設につきましては、あわせて１５施設、市内のホテルなどの民間につきましては４施設、あわせて１９施設となっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　大山部長、すみません。ちょっと細かい部門に入る前に、質問の前に、どうしてこんな情報技術の活用が地方創生につながるかということを、ちょっと改めて質問させてもらってから、各部門の答えにちょっとつなげさせていただきたいと思っております。失礼します。

この質問の背景といいますか、内容で四つの体験とか経験がありました。一つは、２年ほど前にアフリカのナイジェリアでカシューナッツを買ってほしいという問い合わせがありました。じゃあ、サンプルを送ってくださいということで、サンプルを受け取るんですが、送料だけは出してほしいと。私側のほうに出してほしいという依頼がありました。わかりましたというところで、口座を確認するんですが、できればアフリカで流通している仮想通貨を使った支払いをお願いしたいということがありました。そのほうが送料、送金料がほぼゼロですし、為替リスクも少ないということで、アフリカではそういう決済機能としての仮想通貨が広まっているから、やってほしいというところで、私も慌ててそのサイトに登録いたしまして、仮想通貨を購入し、日本円で５，０００円程度を支払ったという経緯があります。

このことは、先ほど申したイノベーションに関係しますと、要は、銀行の決済機能がなくなるということだと思います。要は、社会様式が変化するということの中に、銀行が例えば融資だけに専門するとか、銀行の窓口がなくなるということがアフリカでは起きているんだなと感じました。

続いて、２０１６年の１２月にアメリカのシアトルという都市にちょっと農業の研修視察で行ったんですが、その際、皆さん、利用されると思いますが、ネットショッピングのＡｍａｚｏｎの本社がシアトルにございます。そこにＡｍａｚｏｎ ＧＯというコンビニみたいな店舗がオープンするよというニュースが、ちょうど私が行っているときにやっていました。そこは事前に、携帯なのか、そういう端末に決済機能、クレジットカードとか銀行を登録していて、コンビニに入るときにぽんと登録すると、そこがもう、自由に物を取って、そのまま出ていく。そうすると、出た瞬間に決済を行われる。日本ではやっとキャッシュレスの議論が深まっていますが、そのＡｍａｚｏｎ ＧＯという店舗ではレジがなくなるというイノベーションが起きています。すなわち、それも一つの決済機能でしょうが、お店がレジを配置する必要がないというイノベーションが起きるということをちょっと目の当たりにしました。

三つ目は、私の友人の宇土市のトマトの農家さんですが、ここも４年前からベトナム人研修生を、技術者を受け入れております。たしか６名か７名ぐらいですが、そこでは基本的に翻訳ソフトでコミュニケーションをとると。不都合はないですかと聞いたら、今のところ、大きなトラブルはない。もちろんベトナム人、その実習生も日本に来て、日本語を勉強しています。そういう背景はありますが、どうしても技術的な問題とか、指示に不手際があるときは、そういう翻訳ソフトで媒介することで、彼らもスマートフォンを使うことによって、意思の疎通が非常に図れると。なので、日本語も勉強しながら、やっぱり意思の疎通がうまくいかなくて、やっぱりいろんなトラブルが起きやすい外国人研修生・実習生の問題に関しては、そこのトマト農家では無縁、問題はないというところで、一つのこの意思の疎通の垣根というところがなくなっていくというイノベーションが起きているんだなと思っております。

最後、四つ目なんですが、これは菊池市に住んでいる私の先輩なんですが、血糖値が高いというところで、ここにパッチといいますか、埋め込み型のちょっと小さな、もちろん医療用のものですけど、小さな針を埋め込んでいまして、専用の装置をかざすと、そのときの血糖値がすぐわかるという測定器も、この前、見せてもらいまして、すごいですねという話をしました。これはどういうことかと申しますと、今、菊池市も一生懸命、健康診断、啓発活動及びいろいろＰＲされています。今後、ひょっとすると、自宅にこういうキットを送って、尿とか血液をそのまま採取して、そのセンサーによって情報が、医療データが各医療機関に届けられる。まだまだハードルは高いかもしれませんが、そういったことがイノベーションによって、自宅で健康診断を受けるという社会様式の変化が起きるんじゃないかと感じました。

このようなものというのは、そのアフリカの仮想通貨の決済だとか、レジがなくなるとか、そういうことって、近未来には起きるんだろうなと私も思っていましたが、実際、今起きているという。経営学の神様と言われるドラッカーさんの本に、「すでに起こった未来」という本がありまして、私も学生時代に読みましたが、まさに、そういう既に未来がもう起きているんだなというのを感じております。

このような事例というのは、各部門の部長さん等も把握されているとは思いますので、現在の情報技術インフラの活用状況と、今後の将来像をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、田中議員ご質問のＩＣＴ活用の現状と計画ということで、教育部関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、学校教育分野の小中学校のＩＣＴを活用した状況と将来計画についてでございますが、市内の小中学校のＩＣＴ機器は、国が示しました第２期教育振興基本計画に基づき、平成２７年度までに教育用パソコン及び校務用パソコン並びに電子黒板、実物投影機を整備いたしております。

将来は、児童・生徒による情報活用能力の育成はもとより、平成３２年度に導入をされます新学習指導要領のプログラミング教育を実現していくためにも、今年度、国が示している第４期教育振興基本計画に基づいた整備計画を進めていくところでございます。

また、各学校の専用ホームページも平成２７年度に開設し、市民はもとより保護者や地域の皆さんへの情報発信を行うツールとして活用をいたしております。

生涯学習分野でございますが、菊池一族に関する状況といたしまして、本市の歴史文化コンテンツを活用した魅力創造とＰＲの一環といたしまして、本年３月に菊池一族に関する専用ホームページを開設し、市民はもとより全国の歴史ファンや菊池にゆかりのある人への情報発信をスタートしたところでございます。

また、平成２８年度から実施しております菊池一族ウォークラリーでは、スマートフォンを活用した史跡めぐりを企画し、歴史ファンだけではなく、若い人や健康志向の高い人たちにも参加をしていただくなど好評を得ているところでございます。

ことしは、新しいスポットを追加するなど内容を改良して、１０月に開催する予定でございます。

今後は、菊池グローカルビレッジ構想事業を生かし、ＩＣＴを積極的に事業に取り込みながら、効果的かつ効率的な事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、社会体育、公民館分野の施設予約システムに関する状況でございますが、社会体育施設及び公民館施設を中心とした施設予約システムにつきましては、現在、各施設の空き状況がわかるまでのシステム運用となっております。

今後は、パソコン上で施設予約から使用料の支払いまでできるシステムの構築に向け、現在、取り組みを進めているところでございます。

最後に、中央図書館の図書館システムに関する状況でございますが、平成２９年１１月の生涯学習センターのオープン以来、図書館システムを中央図書館及び各図書館分館、小中学校図書室に導入をいたしております。

現在は、中央図書館、図書館分館と連携し、相互に貸借分の回送を実施するとともに、図書館システムには、ほかにも図書通帳記帳の機能も追加をいたしております。個人の借りた本の履歴等が確認できるよう、図書通帳の発行も行っているところです。

将来的には、小中学生が学校図書室から、図書館の本を貸借できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、図書館システムと同時に、生涯学習センターのホームページを開設し、図書館・公民館の情報提供はもとより、ホームページには、デジタルアーカイブも掲載しており、昭和の菊池市の写真、古文書を閲覧できるようにいたしているところです。

今後も、写真、古文書の数量をふやし、アーカイブの充実を図ってまいりたいと考えております。

中央図書館では、ほかにもＷｉ－Ｆｉ及びインターネット用パソコンも完備して、利用者の利便性も図っているところでございます。

教育部は、以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　続きまして、経済部関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、商工観光関連におけるＩＣＴ利活用についてですが、旅先でスマートフォンやタブレットなどの端末を活用して、ＳＮＳ等でリアルタイムな情報の受発信をする観光客が増加している中、Ｗｉ－Ｆｉが利用できる環境整備は、本市の観光振興を図る上で大変重要であると考えております。

先ほど、政策企画部長が答弁しましたとおり、市の観光施設では、無料公衆無線ＬＡＮサービス「くまもとフリーＷｉ－Ｆｉ」の設置が進んでおりますが、今後は民間の施設においても無料Ｗｉ－Ｆｉを利用できる環境整備を推進し、観光客の利

便性の向上を図ることで、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

国のキャッシュレス・ビジョンが平成３０年４月に公表され、２０１５年において、１８．４５％だった日本のキャッシュレス決済比率を２０２７年までに４０％まで促進するという政策指標が示されました。

本市のキャッシュレスの状況につきましては、外国人観光客のクレジットの使用に対応するため、一部の旅館や飲食店が端末機を導入されておりますが、端末機導入費、使用手数料等の負担が発生することから、小規模店舗での普及が進んでいないのが現状でございます。

今後、スマートフォン等を活用した新たなキャッシュレス化を実現するサービスの登場が予想されます。新たなキャッシュレスサービスにおいて、店舗や施設の費用の負担が少なく、使い勝手のよいサービスにつきましては、商工会や観光協会、菊池温泉旅館組合に情報提供や説明会を行い、まずは、立ち寄りの多い旅館、物産館などの観光施設でキャッシュレス化を進めてまいりたいと考えております。

次に、農政関係におけるＩＣＴ利活用についてですが、農業経営におきましてもＩＣＴ化が進んでおります。まず、耕種部門では、ハウス栽培において、スマートフォンやパソコン等を使い、ハウス内のネットワークカメラにより、ハウス内の状況を常時管理することができます。

特に、ハウス内の環境や設備に異常が起きた場合には、すぐ手元に通報メールが届くため、迅速に対処できることから、被害を最小限度に抑えることも可能となっております。

一方で、過去のデータはクラウドサーバーで蓄積されるため、解析したデータや、その期間を選ぶことで、統計データを簡単に見ることができ、それまでわからなかった問題点や解決策を探ることも可能になります。

また、ハウスの自動開閉装置では、ハウス内が異常温度になった際、全自動による全開動作を行うもので、温度の変化に応じた温度調整を可能にしたものです。

次に、畜産部門では、酪農経営における搾乳ロボットの導入により、これまで人が行っていた一連の搾乳作業において、２４時間機械による自動化が実現し、これまで負担の大きかった労力の軽減が図られています。

また、ＩＣタグにより、牛の個体を識別し、搾乳状況等の管理や牛の歩行行動を把握できるシステムとなっており、個体ごとに対応した濃厚飼料の自動給餌も可能になっております。

さらに、発情検知システムでは、肉用牛の繁殖にも活用されていますが、牛の歩数データから発情時期を判定し、スマートフォンなどへ自動的にデータが転送されるため、正常な発情開始時期を把握することができ、その情報をもとに人口授精等

を行うことで、受胎率の向上につながっております。

そのほか、餌寄せロボットは、昼夜を問わず、餌寄せを自動で行うことから、搾乳牛の夜の採食量も安定し、個体の能力維持が期待でき、生産性の向上に寄与するものです。

これらＩＣＴを活用した先端技術につきましては、攻めの園芸生産対策事業や畜産クラスター事業等により、市内においても導入が進められておりますが、将来的には規模拡大を志向する農業者の方を中心に、さらに導入が加速するものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　最後でございますけども、防災部門でのＩＣＴの活用につきまして、現状と今後について回答させていただきます。

国や県と連携したシステムとしまして、地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならないような事態が発生した際に、国からの情報が市民に直接、防災行政無線を利用して速やかに情報を知らせることを目的としました全国瞬時警報システム、Ｊアラートというのがございます。

また、本市が避難指示でありますとか、避難勧告等の災害関連情報を放送局などの多様なメディアに対して迅速かつ効率的に伝達することを目的としました災害情報共有システム、これＬアラートと言いますけども、などがございます。

本市の独自の活用としましては、きくち防災・行政ナビ、また、安心安全メール、また、市のホームページなどを利用しまして、市民に対して迅速かつ正確な災害情報が提供できるように対応しているところです。

特に、きくち防災・行政ナビ、これは区長さんのタブレットに搭載しているやつなんですけども、災害速報入力機能でありますとか、写真投稿機能をつけたことによりまして、区長と市役所の相互間の情報共有ができることとなっております。特に写真投稿機能につきましては、本年、豪雨が６月から７月にかけて起きましたけれども、区長さんから被災の状況の写真を送っていただくなどしまして、送っていただきますと一見でその状況がわかりますので、情報共有には大変役立ったというふうに思っております。

今後につきましては、きくち防災・行政ナビや安全安心メールの利用者をまずふやすということで、周知を図るとともに、あわせまして、迅速に災害情報等を提供できるシステムの構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　各分野の現状、そして、これからの予定をお聞きしました。進んでいるところもあるなと思いきや、まだまだこれからのところもあるかなと感じております。

やはり、例えばいろんな公民館や体育施設の予約となると、ご高齢の方が、私たちはちゃんとできんという、うちの母親なんかはよく言うんですけど、そういった弊害ももちろんあるかと思います。

先ほど、大賀議員が配付物のことをおっしゃっていました。あるいは、この議会資料のこと、私も結構な量の、ボリュームの資料をいただきます。これは私とか、後藤議員もおっしゃっていましたけど、データでもらいたいなという部分も、そういった部分も正直ございます。ただ、そうなると、やっぱり紙がどうしてもいいという議員さんもいらっしゃいますので、先ほど申したように、どうしてもやっぱり両方をやっていかなきゃいけない時期が来るのかなと。どうしてもコストはかかる日が来るのかなと思います。その辺もやっぱり配慮しながらの、今後の情報技術、インフラシステムの活用を考えなきゃいけないと思っています。

ちょっとお聞きして、１点、ちょっと今、思いつきなんですが、ドローン、最近普及されまして、これを空撮とか以上に、やっぱりこの物流ですね。人を運ぶとか、物を運ぶというところをもっとやっていけないかなと。緒方議員が、高齢者の方の農家さんの集荷を回る分も将来的には、例えば隈府の物産館に商品をおろすときであれば、私が住んでいる水源地区であれば、水源交流館に持ってきて、そこから一括でドローンで飛ばすとか、一つの物流のところの実証実験を誘致するとか、そういう実証実験を企業とか研究者を誘致するというアイデアもあるかなと思います。

また、大賀議員の質問されたアライグマの問題で、そういったドローンでちょっとモニタリングするとか、センサーを活用する。

また、さっき、総務部長おっしゃったように、防災時ですよね。火事の初期状況、また、川の氾濫を、消防団員が減っていく中、そういったところで初期の情報収集をドローンで活用できないか。そういった、例えば先端を行っているイスラエルの企業を菊池に誘致できたらどうかとかいう議論もこれからできるかなと思っております。

元来、菊池一族が４５０年続いたのは、もちろん人材育成もあったんでしょうが、やはり経済的にもある程度稼ぐ一族じゃなかったのかなと思います。やはり貿易をよくやっていたというふうにお聞きしました。その中で、ないものはよそから持ってくる。あるものをよそに売るという、そういった姿勢で菊池一族は４５０年も近く繁栄したんだと思います。後藤議員が質問された、京都から刀職人の来国俊を招

聘したのも、多分そういう発想だと考えられます。このように、ないんだったら、やっぱりよそから持ってくるというところを全市を挙げてやっぱりやっていくべきかなと思っております。

最後に、市長に質問です。

このような、インフラですので、やはり将来的な市の理想像、そして、戦略的なその活用計画をぜひお聞かせください。

また、その実現をするために、これは私の要望ですが、民間の企業や市民の方、そして、財源確保のために、総務省を含めたいろんな関係機関を含めた協議会を立ち上げてはどうかと思っています。私としては、この立ち上げる意思があるかないか。あるとしたら、いつまでにというところを含めまして、市長にこのインフラを充実させる理想像をお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ＩＣＴを活用した、いわば一次のインフラづくりの理想像を示せということでありまして、また、民間団体との関係はどうなのかというご質問であろうと思いますが、理想像を語り出すと、これはもう相当時間がかかるわけでありますけども、一つの中心的な考え方を述べておきたいと思います。

まず、背景としては、少子高齢化・人口減少ということで、大変いろいろな問題が起きているわけです。それぞれに高齢者の問題、交通手段の問題、農地の問題、従来の手法だけでは解決できない課題がたくさんふえてきています。

一方で、先ほどから議員がおっしゃったようなＩＣＴの急速な進展で、実は、今まで、もうだめかもしれないと思っていたことが、例えば自動処理ですとか、自動運転まで出てきておりますから、新しい解決方法がたくさん出てきているということでございます。

夢を語り出せば、これはもう幾らでも、先ほど来からお聞きするようにあるわけですが、一つひとつを具体的に現実的なものとして解決していかなきゃいかんわけでありますので、私どもとしては、一つの考え方として、特に問題はいろいろ集中するのは中山間地に多いわけであります。農地の放棄地、後継者の問題、例えばそうしたものも、自動化ができたり、あるいは無人化ができたり、そしてまた、例えばハウス栽培のように、経験とか勘が必要だったものがデータ化されていけば、都市部から来た後継者でも比較的に容易になると。そういったことが一つの鍵になっていきますし、高齢者の方の見守りというのが、高齢者だけの集落になってきていますと難しくなるわけですけども、これもさまざまな機器で自動見守り、あるいは、この移動についても自動運転とか、そういうものが組み合わさってくれば、有事の

場合には、まず、先ほどおっしゃったＩＣＴを使った医療で、医療関係のツールですね。危険を察知して、自動運転で病院に行けるというのは、例えば理想になってくるでしょう。

それから、防災に関しましても、例えば水位が上がった、あるいは危険地区においては崖の地形が変化するといったことを早期に情報を集約することで、より安全な対策が打てるとか。一つの、中山間地は問題が集約しておりますので、これを見立てて、そこにＩＣＴをどういうふうに使っていけるかということを一つ一つ潰していけば、かなり汎用性の高い解決策につながる可能性が高いであろうと。そういうことで、実は、今般、グローカルビレッジ構想というものを国に提案をして、せんだって、それが採択されたわけであります。

今度は、それを農業により絞った形で、ＩＣＴの活用ということで提案しましたのはアグリサイエンスパーク構想でありまして、これも国から採択を受けまして、これを一つの具体的なたたき台として、これから進めてまいります。その中には、個々の業務としては、今申しましたように、農業においてのさまざまな、もう切り口が既に見えているのもありますし、さらにこれから新しいものも出てくると思います。商業においてもしかり、観光においてもしかりであります。

こうしたものを、これは現場があるのは、やはり市役所にあるんではなくて、それぞれの業務をなさっている方のところにありますから、農業については、例えばＪＡさん、商業に関するキャッシュレス化の推進ということであれば商工会さん、こうした関係機関の、あるいは諸団体に関与していただくのは、これはもうある意味、当然のことでありますので、今申し上げました構想を具体化していく中では、協力いただく企業群と一緒になって、さまざまな検討に入っていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、私どもが忘れていけないのは、そうやって農業、商業を変えていくのはいいんですがというか、変えていくんですけども、実は、それを推進しようとしている市役所自体が、石器時代のような仕事のやり方では困るわけですね。ですから、むしろポイントは、私は市役所業務をどういうふうにＩＣＴ化していくかということは非常に重要だと思っておりますので、それは働き方改革なんかにもつながっていくわけですよ。したがいまして、先般、８社８事業体の事業提携とはまた別に、ソフトバンクさんと包括的な連携協定を結びまして、さまざまなアドバイスを、専門的なアドバイスをいただきながら、そこを具体的に変革していきたい。こういうふうに考えているところでございます。

ちょっと理想像としてのまとめ方となりますと、もっともっといろんなところを触れた上でまとめるのがよかろうと思いますので、とりあえず、今、構想としては、

今申し上げたことを中心に進めていくところでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　今まで、いろんな構想をかいま見た中で、一つ、つながっていきそうな気がいたしました、市長の答弁を聞きまして。多分そういった構想が、実際の私が意味する協議会に似ているのかなと思っていますので、ぜひ、そこを進めていただきたいと思います。

このことは、できれば、何というんですか、もちろん市として絵を描くんですが、実務の推進はやっぱり民間の参画団体に任せていくのがいいのかもしれません。他の市ですけど、やっぱり市長や執行部のリーダーシップが強過ぎて、現場にややとも言い過ぎになると、うまくいかなくなるというのも、私もちょっと見聞きしております。できれば、江頭市長はそういうわけじゃないんですが、私とか、やっぱりぱっと突っ走る可能性がありまして、わざわざ現場を荒らした、結果的に回りから見たら荒らすみたいなことも、今までの人生であったかもしれません。できれば民間の最高情報技術の責任者、専門家を置いて、中心にどんどんどんどん民間の方がいつも進めていくというほうがいいかと思います。

最後に、冒頭で話した西郷菊次郎さん、１２歳でアメリカに留学しました。多分、恐らく１９世紀後半のアメリカの農地を開拓しながらの近代農業ということで、恐らく多角化であったり大規模化、そして、資料によりますと、加工まで、乳牛をされてバターや牛乳もやっていたというふうにあります。そういう今で言う６次化までやられていた。多分そういう農業を菊次郎さんは、まさにイノベーションを肌で感じられたと思います。その結果、皆さんご存じのとおり、台湾の宜蘭での川の氾濫を防ぐためのインフラ整備だったり、京都市の三大インフラ事業をしっかりとなされたというところが、そういう多分イノベーションを感じたんだからこそ、そういったリーダーシップが発揮できたんじゃないかと考えます。

菊池にそういった民間企業とか研究所が来るということは、恐らく子どもや若者にとっては、非常にそのイノベーションが起きる過程をかいま見ることができる。これは非常に私は教育にとっていいことだと思っております。菊池市がイノベーションを切り口に、若者や子どもを育てるまちという意味でも、私は冒頭に申した教育でまちづくりというふうに続いていくのかなと思っておりますので、そのような構想をぜひ執行部の皆さん、議員の皆さん、ちょっと盛り上げていきたいなというところをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで田中教之君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午後１時４８分

開議　午後１時５６分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　皆さん、こんにちは。台風２１号によって甚大な被害が出ている中に、けさは北海道で震度６強の地震が発生いたしました。被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。菊池市としても、さらに緊張感をもって取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、国有資産等所在市町村交付金、いわゆる竜門ダム市町村交付金の一部を龍門地域の振興資金として設立できないか、お尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も龍門地域の活性化のために、ダム交付金の活用ができないか、要望を続けてまいりましたが、具体的に結果が出ていない状況であります。

竜門ダムは、皆様もご存じのように、菊池川沿川のたび重なる洪水による被害を防止し、軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水がめとして、渇水時の水不足を解消し、この地域一帯で必要とする水資源を確保するために、昭和４３年に計画発表され、地元の協力によって、他の類を見ない速さで事業が完了した多目的ダムであります。ダム建設に伴い、とうとい犠牲を強いられた龍門地域の皆様のおかげでいただいているダム交付金でもあり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ダム交付金は、現在は一般財源としての取り扱いでございますので、特にダム関係龍門地域に活用できていない状況ですので、私としては、今後の龍門地域を考えた場合、基金を創設することによって、確実に地域の振興に結びつくと考え、要望をしてまいりました。

執行部としては、竜門ダム交付金は市町村の一般財源として受け入れるものであり、交付金の一部を基金として創設することは厳しいとのことでありましたが、特定目的基金とする場合は、その目的に応じたものとして設立する趣旨を踏まえて、財源も含め議会に上程して、設立することは可能であると答弁をいただいております。

市長のこれまでの答弁では「現時点では創設することは考えていない。基金の有無ではなく、一番重要なのは何をやっていくかという具体的な中身である」と言われましたが、私の考えは、基金創設によって、これまで大変なご苦労をおかけした龍門地域の方々への感謝につながると考えております。

今回の市議選でも、龍門地域を回っておりますと、ダムは完成したが、余り恩恵がないという方が多くおられました。龍門小学校は廃校になるし、龍龍館も地元の運営ではなくなっている。耕作放棄地もふえ続けている。とても活性化しているとは言えない。市としても何か具体的に対応してほしいという意見が多数ありました。住民目線から言えば、イベント等よりも、早急に市道の整備や、有害鳥獣対策等々を具体的にやってほしいというのが現実であり、そのためにも地域限定の財源が必要であり、基金創設によって対応ができるのではないでしょうか。

今回、改めてお聞きいたしますが、竜門ダム交付金の一部を龍門地域の振興基金として設立できないか、お尋ねをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　ご質問がありましたダム交付金につきましては、これまでも議員のほうから一般質問等でご要望いただいておりまして、それに対する回答についても、先ほど議員のほうからお伝えいただきまして、基本的にダム交付金と申しますのが、国や県が所有します固定資産税に対して、地方税法で定める固定資産税のかわりに交付されておりまして、市町村の一般財源として受け入れております。交付金の一部については、基金としての創設は考えておらないという回答でございます。

ただ、龍門地区をはじめとしまして、市内全域の地域振興のために必要な事業につきましては、優先順位を考慮しながら、実施に当たっては国・県の補助金や市債の活用、また、地域づくりに対する基金として創設をいたしております菊池市地域振興基金等も活用し、継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　想定どおりの答弁でございましたけれども、私がこの竜門ダムの交付金について何度も質問している理由は、先般も、私が龍門地域の流域の対策協議会の、今、会長をさせていただいております。その中で、区長さん方が、今、流域でございますので、１９名の方がそのメンバーになっておられますけれども、やはり現実的には、先ほど申し上げたように、地域のいろんな問題が要望として上

がってくるわけですね。その中で、やはり先ほども申し上げましたように、ダムができたけれども、きちんとした形がなかなか進んでいないと。そういうことをたくさんおっしゃいます。市長はご挨拶をされて、その後は出られましたけれども、今ずっと県、国に対して要望しておりますけれども、現実的になかなか対応ができていないんですね。

先ほど、龍龍館のことも触れましたけれども、龍龍館も当初は龍門地域の方々が振興会をつくって経営をされておりましたけれども、それも頓挫してしまいました。その後、大変な経費をかけてリフォームをしましたけれども、今はたしか指定管理者という形の中で、週に３日ほどしかあいていないと。開店休業みたいな状況でございます。そういうことを嘆いて、地域の方が何か特別にきちんとした具体的なことができないんですかということも、要望もおっしゃっております。

それと、アートフェスティバルという形で、龍門小学校跡で２回ぐらい開催されたものも、今年度は何か場所を変えてなさるということでございます。なかなかその地域の活性化に還元ができていないような状況が見えるわけですね。

今度、補正でも、また何かサテライトオフィスですか、それの今度、広告といいますか、それの予算も計上されているみたいでございます。

私としては、これまで、先ほども申し上げましたように、平成１６年からこれまで、少ないときでも９，０００万円、多いときは１億３，０００万円強の交付金という形で入っております。平成１６年からこれまで、その１割でも基金として積み立てておけば、もう少なくとも１億４，０００万円強の基金がたまっているわけですね。一般財源で入ってくるのは十分わかりますけれども、それをある面では龍門地域に限定したという形の中で、それを基金としてためておけば、何かあった場合には、それに対してその地域を限定したという形の中で予算として計上できるんじゃないかということを思っております。

市長も、龍門は宝の山という形の中で、市政報告会、市長と語る会では地元の方に講演をされているみたいでございますが、私としては、こういった形で基金を設立することは、市長が提案すればできることですので、そのことも含めて、市長の考えを改めてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　龍門地域の振興についての考え方ということでございますが、基金の話については、もう毎回お答えをしているとおりでございます。何をするかということが一番大事なわけでありますから、そのことについてのお話をしていきたいというふうに思います。

先ほど来、龍龍館の話が出ておりますけれども、実は、龍龍館は地元の人が本当に一生懸命頑張られて、しかしながら、大変赤字がたまって、ご苦労されていたところでございます。これは私のほうで、もう皆さんのご負担を減らしたいということで、一回おやめいただいて、新たに整備をし直して、そして、賑わいをつくり出そうということで整備を始めたわけでございます。足元におきましては、まだまだ賑わいが足りないと思っておりますので、私どもとしては、全力で取り組んでまいるところでございます。

それから、龍門小学校閉校となって寂しくなったわけでありますけども、そこを活用しまして、集落定住支援センターとして、常駐の者を今置いて、菊池市への移住相談、そしてまた、龍門地域活性化の拠点として運営しているわけであります。そういう中で、外部から来た新しい地域おこし協力隊のアイデアで、菊池アートフェスティバル in 龍門というものを２回やらせていただきました。大変な賑わいになったわけであります。

今回、さまざまな理由でこの菊池アートフェスティバルは別の場所でやることになりましたけども、実は、このアートフェスティバルというのは年に１回の１回制でありますけども、私どもはむしろ常に人が出入りするようなところにしたいということで、この龍門小学校跡地の一部をサテライトオフィス、そしてまた、アーティスト工房という形にしますので、いわば地域の大きなコミュニティ施設の性格も持ってまいりますので、多くの方々がここに来場して地域の人たちと交流すると。それが常設の施設になるということで、今おっしゃった以上のものを展望しているわけであります。

それから、全国大会をいろいろと誘致してきておりまして、これは大変費用がかかるものでありますけども、やはり斑蛇口湖ボート場を世に知らしめて、多くのファンをつくるというのが長期的な発展につながりますので、つい先般もマスターズレガッタという、念願の、日本で一番大きい大会を誘致して、多くの人に斑蛇口湖の存在を知っていただいたわけでありますし、来年度は全国高等学校の総合体育大会の開催も決定しております。そのために必要な整備も進めているところでございます。

また、毎年のダムフェスタにつきましても、全力で応援をさせていただいておりますし、また、うれしいことに、このダム湖周辺に、民間の方のお申し出で、このダム湖一帯を山桜の里にしたいということで、私としても大賛成で、官民合同でのプロジェクトとして末永くこれは続けてまいるつもりでございます。

龍門地域は、本当に菊池らしい魅力が詰まったところでありますので、周辺地域の活用も含めて、これからもますます力を入れていきたいというふうに考えている

ところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　市長の今の答弁では、もう夢のようなお話がたくさん出ましたけれども、私は地元の議員でございますので、現実的な対応についてのお願いなり指摘をする立場だと思います。ダムフェスタのことも申されましたけれども、ダムフェスタの前に、エントランス広場の子どもさんたちが水辺で遊ぶ、そのスペースがあるんですが、そこが汚いと、汚れていると、全然整備ができていないということで、市民の方から指摘をいただきました。私もすぐ現場を見て、そこの掃除を誰がやるのかという形で市のほうに確認しましたら、最終的には、どこがやるか決まっておりませんと。草切りについては地元の方に委託をしているが、そこの場所については、どこが管理するか決まっていないと。そういう状況も含めて、やはり私たちは足元を見ながらやらなければいけないということで思っております。

先ほど、山桜の里についても、私も植樹にも行きました。そのときに皆さんがおっしゃったのが、やっぱりこれからが大変だもんねと。管理をしていかなければいけないと。やっぱりそういうこともおっしゃいましたので、そういう財源も含めて、やはり私は、この龍門地域に特化した基金の創設が必要という形の中で申し上げているわけでございます。これは創設をしてもらうまで、私は言い続けるつもりでおりますし、また、地元の区長さん方と一緒になって、また要望的なこともしていかなければいけないと思っておりますので、この件については、引き続き頑張ってまいりたいと思います。

それでは次に、軽トラ朝市終了による市への影響と今後の再開についてお尋ねをいたします。この件につきましては、先日、城議員より質問をされましたので、重なる点もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

軽トラ朝市は、皆様もご存じのように、平成２１年より中心市街地を活性化する取り組みとして、商店会連合会や商工会でつくる実行委員会が始められ、約１０年間開催され、市内はもとより、県内外のお客様も訪れていただいておりましたが、資金難で本年７月をもって終了いたしました。私も毎月楽しみに参加させていただいておりましたので、大変残念に感じております。

先日、熊日新聞にも軽トラ朝市資金難で閉店と大きく掲載されましたので、菊池市のイメージとしてはよくない記事であり、今後の市の経済面、観光面にも影響が出るのではないかと心配をしております。

城議員への答弁では、市商工会の若手リーダーが新たな事業を模索されていると

のことでありましたが、一度やめてしまったものを再開することは、始めるときの何倍も努力が必要であります。市としても、これまでの経緯も踏まえ、今後も協力をしていかれると思いますが、今回の軽トラ朝市の終了による市への影響と、今後、再開の計画があればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの木下議員のご質問にお答えします。

軽トラ朝市のこれまでの経緯につきましては、ただいま議員さんのほうから申し上げられましたとおりでございまして、その経緯につきまして本市に通知がございましたのが、商店会連合会において協議された結果を本年の７月４日付で、商工会長と軽トラ朝市実行委員会委員長の連名で、文書によりまして事業の終了のお知らせがございました。

それを受けまして、ただいまのご質問の今後のということでございますが、これにつきましては、初日の城議員の答弁と一緒でございまして、新たな提案、それから、地元が主体となった取り組みに対して、市としまして支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　市としても補助金は半額出されていたわけですよね。今のような答弁でいいのかなという形も私も考えるところですけれども、軽トラ朝市は、もう私も毎月行っていましたけれども、非常に、もちろん商店街の活性化にも貢献をしておりましたけれども、いろんなやっぱり効果があったと思うんですよ。

幾つか例を挙げますと、私の地元の小学校、北小学校ですが、赤米の販売を軽トラ朝市を活用して子どもたちが自分たちでつくった赤米を販売しておったわけですね。そのときのちょっと地元の小学校の学校だよりに、子どもさんが作文を書いたのが載っておりました。ちょっと読みますけれども「じゃあ、私にもちょうだい。これは軽トラ朝市で自分たちのつくった赤米を販売したときに、あるおばあちゃんから言われた言葉です。そのおばあちゃんの笑顔が今でも忘れられません。この朝市で赤米を販売し、多くの人々の手に渡るまでに、たくさんの地域の方々に助けていただきました。朝市で私たちの赤米を買ってくださったおばあちゃんや地域の方とは、朝市で挨拶をしたり、皆さんがされているお店に買い物に行ったりしています。米づくりでつながったかかわりが今でも続いていることがとてもうれしいです」と。これはその一部を、今、読み上げましたけれども、やっぱりこういった子

どもたちの教育の観点からも、軽トラ朝市は非常に貢献をしていたというふうに感じるわけですね。それと世代間交流ですか。

それと、議員の方々も、いろんなスポーツ競技で全国大会等に出場するための資金を集めるための物品販売、それも軽トラ朝市で行われておりました。

それと、私もメンバーですが、都市間交流の会で、遠野市のリンゴを東日本大震災の復興支援という形で販売も毎年やっておりました。

本当にこれ以上にもいろんな交流の場所、いろんな効果があったと思うんですね。ですので、１０年間も続いておりましたので、ぜひとも、場所、形は少しぐらい変わっても結構ですので、やっぱり軽トラ朝市という形での復興をぜひとも市長にも考えていただきたいし、市のほうがリーダーシップをとっていただきたいと思います。

市長もよく軽トラ朝市に参加されておりましたので、出店者の交流等もあったと思いますので、何か出店者の方が、市長も何かあったときは相談に来てくださいということもおっしゃっていただいておるということを聞いております。市長として、この軽トラ朝市、市長は何か「三つのつ」というのをいつもおっしゃっていますね。「つどう」「つながる」もう一つが「つづける」でございますので、そういう観点からも軽トラ朝市を、やはり１０年続きましたので、また方法は変わっても、形が変わっても、続ける何か段取りをしていただきたいと思いますので、市長にもこのことについてはしっかりとした答弁をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　軽トラ朝市の今後についての考えということでございますが、城議員のところでもお答えしましたとおり、９年ほど続いたこの軽トラ朝市、毎月１回の楽しみとなっておりましたので、本当に残念であり、また、驚きでもありました。私としては、今も議員がおっしゃったように、軽トラ朝市というものの果たす役割、これは人々の交流の場にもなっておりましたので、本当にまたぜひ復活してほしいと強く考えているところでございます。

何よりも今回の轍を踏まないように考えますと、やはり継続的に長期的にこの取り組みが続くと、そういう仕組みでないといかんというふうに思っております。やはり地元商店街の方に中心的に考えていただいて、やっぱり主体でありますので、いろいろなアイデアを出していただいて、それに市、そしてまた、市民、全員で応援していくということが一番長続きする。まさに続けることの秘訣になってくるのではないかというふうに思います。

今、若手の方が中心になって、いろんなアイデアを模索されているというふうに

聞いておりますので、まずはそのアイデアを待って、内容につきまして、しかるべきであるということであれば、もう本当に積極的に協力、ご支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ぜひとも復活できるように、リーダーシップをとってやっていただきたいと思います。

それでは次に、各種スポーツ施設等の現状と整備計画についてお尋ねをいたします。

スポーツによる地域振興は、全国各地で多様な手法が取り入れられており、イベント・フェスティバル型、ニュースポーツ開発型、スポーツ種目型、大規模イベント誘致型、合宿・キャンプ型、健康スポーツ都市宣言型、自然環境活用型などがあり、いずれのタイプも地域の立地条件や、施設、設備の充実などが深く関係しておりますが、スポーツによって地域住民の交流はもとより、他自治体や海外との交流、また、新たな雇用を創出したり、地域経済の活性化につながっていることは確かであります。

菊池市においても、各スポーツ施設づくりが進み、スポーツに親しめる環境が整ってきております。スポーツによる交流の推進のためには、市民の皆様への対応はもちろんですが、利用される皆様全てに喜んでいただける施設整備が不可欠であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在の菊池市の各種スポーツ施設等の状況と今後の整備計画についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、大山堅四郎君。

［登壇］

○教育部長（大山堅四郎君）　それでは、木下議員ご質問の、菊池市のスポーツ施設整備の現状と計画ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、七城地区におきましては、七城地区都市再生整備計画事業により、七城総合グラウンド内のテニスコート６面をクレーコートから人工芝コートに変更する整備と、七城運動公園内にミニサッカー場を整備するもので、平成３１年度までの事業として取り組んでおります。

本市のスポーツ施設全体の整備計画につきましては、平成２９年３月に策定をされました菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、今年度から来年度の２カ年にかけて策定をいたします、スポーツ施設全体のマネジメント計画及び長寿命化計画書

において取りまとめることといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　今回、スポーツ施設の整備について質問させていただいたんですが、実は、具体的に多目的グラウンド横のテニスコートがございますが、私たちの地元の北中のテニス部の方が使用されておりますけれども、利用者の保護者の方々からちょっと要望がございまして、とにかく傷んでいると。整備の計画がございますかということで、私も現場を見に行きましたら、非常に大変な状況の整備の状況でございましたので、このことについても含めて、今回、質問したわけでございます。

あそこは、ある面では都市整備の担当になるということでございますので、改めてちょっとそのことについてお聞きしたいと思いますが、整備の状況も含め、どのようになっておるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、淵邉政博君。

［登壇］

○建設部長（淵邉政博君）　皆様、こんにちは。木下議員の再質問にお答えいたします。

菊池公園のテニスコートにつきましては、体育施設ではありますが、公園内の施設ということで、都市整備課が管理しておりますので、建設部のほうでお答えさせていただきます。

菊池市の都市公園は、平成２３年度に菊池市都市公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づき整備を行っております。

テニスコートは、平成２３年度に補修を行い、７年が経過し、議員ご指摘のとおり、通常の管理では行き届かない部分も出てきておりますので、今後は関係課とも協議しながら対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　対応していただくということでございますので、とにかくほかのところと比べると、非常に痛みが激しゅうございます。何か保護者の方がおっしゃいましたけれども、近隣の中学校等の交流試合の中で、あえてその近隣の市の名前は上げませんけれども、何か菊池市のコートが傷んでいるので、交流自体については遠慮されると。もうそういう菊池市の子どもたちが非常に恥ずかしい思いもしていることもお聞きしましたので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

市長にも現場をやはり見ていただきたいということも含めて、見に行かれたことがあるのか。市長が肝いりでつくられた展望所のすぐ横のテニスコートでございますので、見に行かれたかということも含めながら、私としては、何か８面にすればいろんな対外的な試合の誘致ができると、そういうことも聞いておりますので、そのことも含めて、市長に答弁もいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　これは菊池公園内の総合グラウンドに関するご質問でありまして、まず、見たかということでございますが、ご存じのとおり、菊池公園内、数年かけまして、今、整備を進めておりまして、桜だけではなく、展望台もつくりましたし、それから草ぼうぼうであったところを人が歩けるようにということで、少しずつ歩道をつくってきたわけですね。それで、先般は、またテニスコートの近くのトイレも大分傷んでおりましたので、常々、そうしたふうな現場の実情を把握するために何度も出かけておりまして、その折にテニスコートの状況も目にしているところでございまして、これから整備のほうに着手をさせていただきます。

それから、大きな大会誘致を念頭に置いて整備したらどうかということでございますけども、先ほど部長のほうからご説明をいたしましたけども、七城総合グラウンドにございます、全部で９面のコートがございます。これを全面人工芝コートに改修していこうという計画でございまして、屋根つきのコートを除いて８面ということになりますが、まず、大きな大会となりますと、屋根つきでないという条件がありますのと、それから、今は大半が人工芝のコートになっておりますので、この七城のほうで十分にそれが対応できるようになるわけでありますが、それに加えてまた菊池公園を、あの段差があるところで、同じくまた８面ということになりますと、非常に二重投資にもなりますし、駐車場の問題もありますので、むしろ菊池公園は今あるグラウンド、テニスコートを整備しながら、先般つくった展望場を初めとして、さまざまな散策路が大分充実してきましたので、お散歩に、あるいはスポーツに、レクリエーションの場として、あるいは健康づくりの場として、広く市民に親しんでもらえるような場にしていきたいと、こういう方向で、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　見ていただいているということでございますので、早急にやっていただくものと思います。

先般、後藤議員も、トイレか何かのことをおっしゃっておりましたけれども、あそこもテニスコートのすぐ横に時計がございましたけども、多分２年間ぐらい故障したままで、先般、また私も指摘をさせていただきましたが、ようやく改修ができたと。そういう状況でもございましたので、改めてしっかり現場を見ていただきたいと思います。

それでは次に、公園整備、千畳河原河川公園整備についてお尋ねをいたします。

千畳河原は、菊池川上流の滝集落に位置し、自然石が石畳状に存在しており、夏には多くの家族連れや若者が涼を求めて、県内はもとより県外からもたくさん訪れており、菊池市のすばらしい自然を生かした観光地として注目を集めております。特に、近年は古川伊倉線の整備によって駐車スペースがとれるようになり、また、産さん滝、産さん神社までの農道も整備が進み、見学者も増加しております。これまでにトイレの改修、除草等については、指摘、要望をしてまいりましたが、今回、改めてお尋ねをいたします。市としても、癒しの里として大変重要な観光地として認識はされていると思いますが、現在の管理状況と今後の整備計画があればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、谷田修君。

［登壇］

○経済部長（谷田　修君）　ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の公園の管理の状況でございますが、これにつきましては、農村公園や駐車場、産さん滝までの遊歩道や、公園より上流の右岸側の一部につきまして、草刈り等を地元のほうに委託しまして、維持管理を行っているところでございます。

また、今後の整備につきましては、農村公園のトイレにおきまして、一部補修が必要となっている箇所がありますので、その補修の実施と、また、中のほうが暗いということで、照明等の交換を考えているところです。

それから、公園の利用に当たりまして、火気の取り扱いについて問題がちょっと生じているということで、来訪された方に火気の取り扱い等について周知をしたいというふうに考えております。

今後におきましても、来訪される方が気持ちよく過ごしていただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　トイレ等のことについては、私のほうからも要望させていただいてのことだと思います。私がこれまで何度か、あの地域についての整備につい

ては一般質問させていただいておりますが、とにかく河川のほうのアシがもう物すごく生えておりまして、地元の滝地区にも依頼して、草切り等をやっていただいているということでございますが、先般も９月２日に地域の方と、また、そこの千畳河原でカフェを開いている女性の方がボランティアを募って、草刈りがございました。

地域の方々も高齢化でございますので、なかなかもう、要するに、石の上を、草を切るという形になりますから、怖くてできないと。だから、ある面では、もう市のほうで、管理は県のほうになるかと思うんですが、抜本的にやっていかないと、本当にもう全然千畳河原というイメージがないような状況になっているんですよね。ですから、今後、せっかくきれいなイメージの千畳河原ということで、何かドローンの動画では、ある程度、水がたくさんあるときに動画を撮られて、ドローンで撮影されたのがもうネットで流れたりなんかしていますので、それをイメージして来られた方が、もう全然それが見えないもんだから、まあ、ある面では怒られて、なんですかこれはといって、イメージダウンといいますか、そういう形で帰っていかれると。ちょっと不平を言われて帰っていかれるということでありますので、これは市長、癒しの里の一番メーンの千畳河原ですから、市長として、本当に抜本的に取り組む姿勢を示していただきたいと思いますので、このことについてもちょっと市長からの答弁をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　今、ご質問のありました千畳河原の河川内のアシの除去の件だと思いますけども、これは河川関係は県が管理しておりますので、県と早急に検討していきたいと。市としてもできることはやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　よろしくお願いしておきます。

それでは次に、地籍調査の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

地籍調査は、国土調査法に基づき、１筆ごとの土地について、その土地の所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめるもので、土地に関する戸籍に当たるものであり、市の発展にとても必要不可欠な事業であります。

この件につきましては、これまでに一般質問等により、指摘、要望を続けており

ますが、これまでの答弁では、特に旧菊池市の部分が大幅におくれており、担当部署の人員も予算も足りないので、計画どおりに調査ができていないとのことでありました。市民に対して計画を示した以上は、その計画に基づいて実施していただくよう強く要望したところであります。

また、地籍調査は、国・県の補助事業でもありますので、早急に対応しなければ今後の予算の状況の変化の心配もあります。今回、改めて質問させていただきますが、現在の地籍調査の進捗状況と今後の計画を詳しくお示ししていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの地籍調査に関します現状、進捗状況と今後の計画についてご説明させていただきます。

本市の地籍調査対象面積は２４６．４６平方キロメートルとなっており、既に、旧七城町は昭和４７年度、旧泗水町は平成９年度、旧旭志村は平成１９年度に完了しております。

平成２９年度末の調査済み面積は、平成元年度に事業着手しました旧菊池市を含め、１６１．７５平方キロメートルでありますので、市全体の進捗率は６６％、旧菊池市のみの進捗率は４７％となっております。

また、現在の地籍調査は、第６次国土調査事業十箇年計画に基づき行っておりますが、国の補助事業を活用しながら、単独事業を含め、毎年度１億円程度の事業予算で進めております。

補助率につきましては、国５０％、県２５％、市２５％の負担割合となっており、さらに市負担の８０％は特別交付税措置の対象となっております。本年度も国の補助事業を活用し、木柑子、原、小木地区の計２．８平方キロメートルの調査を予定しており、本年度末の進捗率は、全体で６７％となる見込みでございます。

今後の計画として、平成３１年度までに、木柑子、原、小木地区を、引き続き調査を行っていく方針でありますが、その後、原、小木地区の一部、重味、龍門地区など順次調査を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　私が、先般、一般質問をしたときが、旧菊池市で３６％ぐらいでしたから、今回は４７％ですかね。もう何年もたっておりますけれど、余り進んではいないように感じるわけでございます。

なぜ、今回、こういった形で改めて地籍調査のことを申し上げるかと申しますと、私どもの地元でも、特に、山林は立ち合いをする、地権者の立ち合いが今後は非常に難しくなってくると思うんですね。そういうことを含めて、やっぱり中山間地といいますか、山のほうは早急にやらないと、もう本当に、あと管理といいますか、伐採をするにしても、地籍がきちんと決まってないとできませんので、そういうことを含めてお願いをしたわけでございます。

平成３６年度には森林環境税というのがもう導入が決まったみたいでございます。ちょっと調べてみますと、森林整備については、何か前倒しで平成３１年度からもう行うということで、そういう財源を地方に配分とか、そういうのも何かあるみたいでございますので、そういうことも含めて、地籍イコールやっぱりこういう間伐とか、そういう形についての推進にもなると思います。

新聞を読んでおりますと、何か県産材が中国のほうに物すごく輸出が急伸していると。そういう記事も載っておりましたし、木材については、こういうチャンスを逃さないでやっぱり管理をしていただくことが一番だと思いますので、地籍イコールそういう開発に結びつくということも踏まえて、今後にも努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

それでは次に、環境整備基金の水迫地区への活用についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、水迫地区の柏区に、九州産廃が操業以来、大変な迷惑をかけている水迫地区に対する対応については、質問、要望を続けておりますが、昨年１０月１０日の旧市営牧場跡地の環境整備基金による買い戻しによって、改めて水迫地区への活用がスタートしましたが、各区に対する要望は何もできていない状況であります。

環境整備基金につきましては、熊本地震による災害廃棄物の発生という特殊事業により、環境保全協力金については、当初は免除ということでありましたが、私は、地震発生時から災害ごみの運搬車の増も含め、地元住民の今後の対策のためにも、環境保全協力金相当額について、国に対して要望するべきだと申し上げてまいりました。市としての対応はおくれましたが、平成２８年１１月１日からは運搬料に対しての協力もいただけるようになりました。

環境整備基金は、九州産廃の最終処分場の操業短縮に伴う補償金、旧市営牧場跡地の買い戻し等の財源として取り崩しており、予定では１１月には九州産廃への各補償が完了するとのことであります。

今後は、具体的に水迫地区への活用について考えていかなければならないと思われますが、環境整備基金の現状と今後の対応をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　それでは、ただいまお尋ねの環境整備基金の積み立ての状況についてですが、本年３月末日現在での積立額は約３億６，２００万円となっております。

本年４月以降の増減の内訳の主なものとして、積立分につきましては、平成２９年度中における九州産廃株式会社への熊本地震による市外自治体等からの災害廃棄物及び災害廃棄物以外の一般廃棄物搬入に伴います環境協力金が約１億２，０００万円でございます。

また、災害廃棄物最終処分場の操業短縮に伴います補償金に対する熊本県からの産業廃棄物施設補助金として、補償金の２分の１に当たります約９，０００万円となっており、あわせて約２億１，０００万円を見込んでおるところでございます。

なお、本年度中における九州産廃株式会社への本市外の２０自治体などから搬入見込み量が約２万トンで、環境保全協力金を約４，０００万円見込んでおります。

次に、取り崩し分でございますが、平成２７年度から支払っております災害廃棄物最終処分場の操業短縮に伴います補償金の最終年度払いとして約１億８，０００万円、溶融キルン式焼却施設閉鎖補償金として約１億７，９００万円の合計３億５，９００万円を見込んでおります。

なお、本年度をもちまして、議員おっしゃるとおり、九州産廃株式会社への各補償金の支払いについては、全て終了することとなります。

本年度末での積立額は約２億１，３００万円程度となる見込みですが、その中から、今まで災害廃棄物の搬入に伴います大型車両等の往来により損傷しました市道整備等の財源等も含んでおるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　おかげで今年度中には九州産廃への補償が終わりますので、今後は、これまで大変な迷惑をかけた水迫地区に対して、いろんな面で対応していただきたいと思います。

これまで、立門区におきましては、水道事業、簡水というのを平成２６年度に完了しておりますけれども、２０世帯のうち１世帯しか、まだその完了といいますか、自分の家までの引き込みができておりません。そういうのも含めて、やはり環境整備基金で対応していただけるんじゃないかなという思いがあって、待っておられるのじゃないかなという、私は思うわけでございます。

それとか、戸城区についても、水道事業のほうの負担についての、一応仮に払っ

ておられますので、そのことについても対応していただきたいと思います。

それと、先般、水迫地区で永山地区で救急車が、その集落内は道が狭いものですから、救急車が集落内に入っていけなかった。そのために、国道のほうに救急車はとまって、それからストレッチャーですか、それであの市道のがたがたがたがたしているところを患者さんを搬送したということで、そういうことも、もう道路の整備とか、そういうのが非常に水迫地区はできていないところがたくさんございますので、そういうことの一つ一つを、これまでこれだけ迷惑をかけたことに対してのフォローを、今後、やっていただきたいと思います。

今後は、水迫地区全体ももちろんですが、各区ごとの意見をしっかり受けとめていただいて、対応していただきたいと思いますので、このことについては市長にも何遍もお伺いしておりますけれども、市長、もうしばらく時間がありますので、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　環境整備基金活用の件というふうに理解をいたします。

環境整備基金の水迫地区への活用という点につきましては、これまで、既に答弁をさせていただいておりますけども、地域住民の皆様のご意見、ご要望等をお聞きしながら、各年度における基金積立状況を見て、条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

条例に基づいてでございます。環境整備基金については、九州産廃の周辺地域の活性化ついてという使途目的もちゃんと決まっておりますので、その条例に基づいてきちんとした対応をしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで木下雄二君の質問は終わります。

以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、９月２１日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会　午後２時５３分

第　６　号

９　月１０日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

平成３０年９月１０日（月曜日）午前１０時開議

第１　議案第７４号　菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についての訂正について

説明・採決

第２　議案第９５号　工事請負契約の変更について

上程・説明・質疑・委員会付託

○

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第７４号　菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についての訂正について

説明・採決

日程第２　議案第９５号　工事請負契約の変更について

上程・説明・質疑・委員会付託

○

出席議員（２０名）

１番	田中教之	君
２番	福島英徳	君
３番	緒方哲郎	君
４番	後藤英夫	君
５番	平　直樹	君
６番	東　奈津子	さん
７番	坂本道博	君
８番	水上隆光	君
９番	猿渡美智子	さん
１０番	松岡　譲	君
１１番	荒木崇之	君
１２番	柁原賢一	君
１３番	工藤圭一郎	君
１４番	城　典臣	君

１５番	大　賀　慶　一　君
１６番	水　上　彰　澄　君
１７番	二ノ文　伸　元　君
１８番	泉　田　栄一朗　君
１９番	木　下　雄　二　君
２０番	山　瀬　義　也　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　俊介　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	中村　隆純　君
経済部長	谷田　修　君
建設部長	淵邉　政博　君
七城支所長	楳田　邦昭　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	坂本　忠弘　君
財政課長	上田　敏雄　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	大山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	清田　幸臣　君

○

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君

課長補佐	松原憲一君
議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時０３分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　議案第７４号　説明・採決

○議長（柁原賢一君）　日程第１、議案第７４号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件を議題とします。

この件について、会議規則第１５７条の規定に基づき、資料の配付を許可しております。

執行部の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、おはようございます。それでは、議案第７４号の訂正についてご説明を申し上げます。

去る８月２８日に提出いたしました議案第７４号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の訂正及び同議案の資料として配付いたしております新旧対照表の追加をお願いするものでございます。

この件につきましては、私どもの確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今後、このようなことがないよう、庁内全部署において議案の確認を徹底してまいる所存でございます。

内容の詳細につきましては、この後、担当部署より説明をいたしますので、訂正につきましては、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　改めまして、おはようございます。それでは、議案第７４号の訂正の内容につきましてご説明させていただきます。

今回、提案しております議案第７４号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についての中で、菊池市営グラウンド条例に

つきましては、条例中、別表第１におきまして、本市の有します市営グラウンドの名称及び位置を規定しております。

今回、同じく本定例会に上程しております迫水小学校跡地の財産譲渡に伴い、この別表第１から「菊池市立迫水グラウンド」の項を削り、新たに迫間グラウンドを社会体育施設として利用開始をすることに伴い、別表第１に「菊池市営迫間グラウンド」の項を追加する改正案でございます。

今回、訂正をお願いいたしますのは、同条例の別表第２についてでございまして、別表第２には、本市の市営グラウンドごとの使用料が表記されております。別表第２におきましても、別表第１と同様に、「菊池市営迫水グラウンド」を削り、新たに「菊池市営迫間グラウンド」を追加する訂正をお願いするものでございます。

いずれにいたしましても、確認不足による訂正でございます。今後、このようなことがないようにチェック体制を徹底してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君）　説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第７４号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についての訂正について、承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、議案第７４号の訂正については承認することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第２　議案第９５号　上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（柁原賢一君）　では次に、日程第２、議案第９５号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第９５号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成３０年第１回臨時会で議決をいただきました、平成２９年度菊池市ふるさと創生市民広場再整備１期工事に係る工事請負契約につきまして、設計変更に伴い契

約金額の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　それでは、追加提案いたします議案第９５号につきまして説明させていただきます。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第９５号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成３０年４月２３日議決の、平成２９年度菊池市ふるさと創生市民広場再整備１期工事に係る工事請負契約について、設計変更による契約金額の変更が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、菊池市公共工事請負契約約款第１９条の規定に基づき設計変更を行い、変更前の契約金額に１，１３２万９，６１６円を増額し、変更後の契約金額を１億６，１６９万４，８９０円とするものでございます。

内容といたしましては、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図るため、必要な照度が確保できるＬＥＤ照明へ変更したことや、芝生広場の利用形態の変更に伴い、まき芝工法から張り芝工法へ施工方法を見直したことなどによるものでございます。

なお、この設計変更内容につきましては、平成３０年９月７日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしております。

以上、議案第９５号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前１０時１０分

開議　午前１０時２８分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第９５号については、総務文教常任委員会に付託します。

総務文教常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午前１０時２８分

第　７　号

９月１８日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第７号

平成３０年９月１８日（火曜日）午前１０時開議

第１　報告第２１号　債権の放棄の報告について
　報告・質疑

○

本日の会議に付した事件

日程第１　報告第２１号　債権の放棄の報告について
　報告・質疑

○

出席議員（２０名）

１番	田中教之	君
２番	福島英徳	君
３番	緒方哲郎	君
４番	後藤英夫	君
５番	平　直樹	君
６番	東　奈津子	さん
７番	坂本道博	君
８番	水上隆光	君
９番	猿渡美智子	さん
１０番	松岡　譲	君
１１番	荒木崇之	君
１２番	柁原賢一	君
１３番	工藤圭一郎	君
１４番	城　典臣	君
１５番	大賀慶一	君
１６番	水上彰澄	君
１７番	二ノ文伸元	君
１８番	泉田栄一朗	君
１９番	木下雄二	君
２０番	山瀬義也	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　俊介　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	中村　隆純　君
経済部長	谷田　修　君
建設部長	淵邉　政博　君
七城支所長	楳田　邦昭　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	坂本　忠弘　君
財政課長	上田　敏雄　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	大山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
代表監査委員	宮川　貞雄　君
監査委員事務局長	清田　幸臣　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松原　憲一　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

お諮りします。本日は休会の日でありますが、追加報告が提出されていますので、特に会議を開くことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、本日は、特に会議を開くことに決定しました。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　報告第２１号　報告・質疑

○議長（柁原賢一君）　日程第１、報告第２１号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務部長、上田俊介君。

［登壇］

○総務部長（上田俊介君）　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、報告第２１号の内容につきまして説明させていただきます。

追加議案書その２の１ページをお願いいたします。

報告第２１号、債権の放棄の報告についてでございます。

本来、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決を経なければ債権の放棄はできないものでございますが、菊池市債権管理条例におきまして、その第１６条第１項第１号から６号までの各号のいずれかに該当するときは、債権を放棄できる旨を定めているとともに、同条例第１６条第２項の規定により、債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないと規定をいたしております。

今回、債権の放棄の内容といたしましては、債権の名称が水道料金、放棄した債権の額が１４１万６，０００円、債務者数が５９人でございます。

次に、債権を放棄した事由等でございますが、まず、破産につきましては、破産法、会社法、その他法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責任を免れたものでございまして、菊池市債権管理条例第１６条第１項第１号の規

定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数、これは水道使用料金の月ごとの納付書による件数でございますので、人数ではなく件数であらわしておりますが、１０件、金額は３万３，０６０円でございます。

次に、行方不明につきましては、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないものでございまして、同条例第１６条第１項第３号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数２６１件、金額は１０４万３，３１０円でございます。

次に、時効期間満了につきましては、時効の援用を要する非強制徴収債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したものでございまして、同条例第１６条第１項第６号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

調定件数は６０件、金額は３３万９，６３０円でございます。

また、放棄の時期につきましては、平成３０年３月３０日でございます。

なお、平成２９年度菊池市水道事業会計決算につきまして、同条例に基づく債権の放棄を行っていた旨を、本市監査委員に報告する必要がございましたので、去る９月１３日から１４日にかけまして、監査委員による再監査を実施していただき、平成２９年度菊池市水道事業会計決算再審査意見書を提出いただいておりますので、配付させていただいているところございます。

議会へ報告することがおくれましたこと、議会並びに監査委員に多大なご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上、報告第２１号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で報告を終わります。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時０３分

開議　午前１０時２４分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、発言の申し出があっていますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

［登壇］

○代表監査委員（宮川貞雄君）　おはようございます。再審査に付されました平成２９年度水道事業会計決算における再審査の報告をさせていただきます。

平成３０年９月１３日から９月１４日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに再審査を行いましたところ、水道事業会計決算書、決算報告書、その他の財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

最後に、債権につきましては、菊池市債権管理条例に基づき適正な債権管理に努めるとともに、市民負担の公平性を確保するため、効果的、効率的な滞納整理、債権回収の徹底を求めます。

以上、決算再審査意見にかえさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午前１０時２６分

第　８　号

９月２１日

平成３０年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第８号

平成３０年９月２１日（金曜日）午前１０時開議

第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第２　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
第３　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第２　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
日程第３　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君

１９番	木　下　雄　二　君
２０番	山　瀬　義　也　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江　頭　　実　君
副市長	芳　野　勇一郎　君
政策企画部長	元　島　加奈子　さん
総務部長	上　田　俊　介　君
市民環境部長	古　田　浩　敏　君
健康福祉部長	中　村　隆　純　君
経済部長	谷　田　　修　君
建設部長	淵　邉　政　博　君
七城支所長	楳　田　邦　昭　君
旭志支所長	岩　根　卓　士　君
泗水支所長	坂　本　忠　弘　君
財政課長	上　田　敏　雄　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中　尾　孝　浩　君
市長公室長	前　川　幸　輝　君
教育長	渡　邉　和　博　君
教育部長	大　山　堅四郎　君
農業委員会事務局長	坂　本　高　秀　君
水道局長	大　塚　忠　康　君
監査委員事務局長	清　田　幸　臣　君

○

事務局職員出席者

事務局長	徳　永　裕　治　君
事務局課長	歌　岡　憲　一　君
課長補佐	松　原　憲　一　君
議会係長	安　武　則　貴　君
議会係	吉　岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　それでは、日程に従いまして、日程第１、去る９月３日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第６８号から議案第９３号まで及び９月１０日に総務文教常任委員会に付託しました議案第９５号の２７案件について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

［登壇］

○総務文教常任委員長（水上隆光君）　おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案５件、議決案件２件です。

現地調査も踏まえ２日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第７０号については、平成２８年１２月に部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今回の法律の施行により、条例改正を行った自治体は県内でどれぐらいか。また、条例改正に伴い、法律の附帯決議を踏まえているかとの質疑に対し、執行部より、法律施行を受けて条例を新たに施行あるいは改正を行った自治体はない。また、法律の附帯決議を踏まえ条例改正を行ったとの答弁がありました。

さらに、委員より、改正を行った県内自治体がない中で、あえて本市で条例改正を行う理由はとの質疑に対し、執行部より、県外では改正を行った自治体もある。

部落差別が現存していることを国も認めており、条例の目的に加えるため条例改正するものであるとの答弁がありました。

また、第５条に相談体制の整備を加えた理由はとの質疑に対し、執行部より、さまざまな人権問題があり各部署で対応しているが、今後は相談体制をまとめるものをつくりたいためであるとの答弁がありました。

次に、議案第７１号については、菊池市かわまちづくり計画検討協議会及び菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会の設置に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第７２号及び議案第７３号については、菊池市生涯学習センター及び菊池市営プールの分筆登記が完了したことにより、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第７４号については、旧迫水小学校の財産譲渡に伴い、菊池市立迫水体育館及び菊池市立迫水グラウンドを社会体育施設として利用廃止し、並びに迫間グラウンドを社会体育施設として利用開始することに伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今回、迫間グラウンドを条例に加えた理由はとの質疑に対し、執行部より、今までは地元の方々による管理及び利用が行われていたが、高齢化等により管理が厳しくなった。また、ほかの地域から当該グラウンドの利用要望もあっているためとの答弁がありました。

さらに、委員より、菊池市公共施設等総合管理計画が進められている中で、今回の条例は十分検討されたのかとの質疑に対し、執行部より、社会体育施設についても次年度にかけて計画策定するが、グラウンドゴルフについては利用者も多く、要望に沿うような形で対応したいとの答弁がありました。

また、委員より、今回の条例改正により、迫間グラウンドは行政財産となるが、使用料についてはどのように考えるかとの質疑により、条例改正案に使用料の記載が漏れていることが判明したため本会議を開き、訂正が行われた後、委員会を再開し、改めて執行部より訂正された条例の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、改正前の別表では、別表第１で菊池市立、別表２で菊池市営と記載されている。今回の改正案も含め文言はこれでいいのかとの質疑に対し、執行部より、今回の改正において表記は条例に沿うものである。しかしながら、市立と市営が混在しており、精査させていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第９３号については、旧迫水小学校について、企業との協議を終え所有権移転に向けた準備が整い、財産の譲渡を行うためとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、迫水小学校の開設日及び建設費用はとの質疑に対し、執行部より、開校期間は平成３年４月１日から平成２５年３月３１日までで、建設費用については３億５，５５０万５，０００円であるとの答弁がありました。

また、委員より、譲渡価格については、不動産鑑定額と同額かとの質疑に対し、執行部より、不動産鑑定額と同額であるとの答弁がありました。

次に、議案第９５号については、菊池市ふるさと創生市民広場再整備１期工事の契約の一部を変更するに当たり議会の議決が必要であるためとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、変更内容に芝の工法もあるが、芝生上での利用は市民広場再整備を計画する時点で考えられなかったのか。なぜ工事が始まってからの変更なのか。遅いのではとの質疑に対し、執行部より、以前は社会体育施設としてサッカー等の利用もあっていたが、精査する中で一般の方の利用に支障を来す本格的なスポーツでの利用は制限させていただくことにしたためとの答弁がありました。

また、委員より、計画がずさんだったとしか思えない。今後このようなことがないようにやっていただきたいとの意見がありました。

以上、議員間討議を踏まえ慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第７０号を除く議案第７１号から議案第７４号、議案第９３号、議案第９５号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のあった議案第７０号について申し上げます。

委員より、反対の理由は、本条例の改正によって第１条の目的の中に部落差別の解消の推進に関する法律が加えられている点である。この法律は、部落差別を固定化、永久化する恒久法であり、重大な危険をはらんでいる。また、この条例改正により、実態調査を行うことが新たに加えられており、新たな壁をつくり出す強い危険がある。社会問題としての部落問題は基本的には解決し、行政施策や教育、啓発、相談は人権尊重と民主主義の憲法に基づいて、全ての住民に対する一般施策として公平・平等に充実させることが、自治体の本来の責任であるとの反対討論がありました。

次に、今回の条例の改正は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い改正するものであり、さまざまな人権問題に対して窓口をつくり、国、県、関係団体と連携を図りながら実態調査等を行うということであり、しっかりやっていただきたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう

お願い申し上げまして、総務文教常任委員長の報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

［登壇］

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん）　おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件です。

２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第６８号については、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の民営化に当たり、移譲法人を選定することを目的として設置するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、委員会の委員は１０名以内とあるが、１．学識経験者、２．法人の経営に関し専門的知識を有する者、３．社会福祉事業に関し知識及び経験を有する者、４．地域を代表する者、５．つまごめ荘入所者家族会を代表する者、６．関係機関及び関係団体を代表する者までは各１名ずつで、７．その他市長が適当と認める者が４名ということかとの質疑に対し、執行部より、１から６までで１０名以内を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、ふじのわ荘、こすもす荘のときの選定委員会条例と比べて、選定委員会の委員で変わったところはあるかとの質疑に対し、執行部より、今回の条例では、新たに学識経験者を入れている。これは福祉等の専門学科のある大学の教授または准教授等を考えている。また、新たに関係機関及び関係団体を代表する者も入れている。これは老人福祉施設の協議会や地元のケアマネジャー等を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第７５号については、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画が改正されたことを受け、新型インフルエンザの県内感染期の医療体制について、外来診療を行う自治体診療所を廃止し、一般診療所で行うこととなったため条例を廃止するものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、議員間討議において、つまごめ荘移譲法人選定委員会について、委員より、委員の選定は、すごくデリケートであり、外部圧力等も避けなければならないが、日ごろ執行部が言われているように、公平・公正であるよう、また、透明性の点でも、より慎重に委員の選定には取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第６８号及び議案第７５号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

［登壇］

○経済建設常任委員長（坂本道博君）　おはようございます。それでは、報告します。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案１件です。

２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第６９号については、かわまちづくり支援制度は、住民と市町村と河川管理者が一体となって、協力しながら計画を作成し、水辺を利活用し河川空間とまちの空間が融合した良好な空間を形成することで、地域活性化を推進していくものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、かわまちづくり会議があっているようだが、場所は特定されているのかとの質疑に対し、執行部より、まちあるき第１回会議等のワークショップを開催しているが、その中で観光資源など活性化につながるようなまち空間と水辺とをつなぐような場所を検討している。現段階では玉祥寺と御所通りの間の迫間川が案として挙がっているとの答弁がありました。

また、委員より、国交省の事業だと思うが、補助はどのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、河川のインフラ整備は国交省で全部行い、トイレなどの観光資源として活用するために必要な整備は市で負担する。補助率等については、まだ確認できていないとの答弁がありました。

さらに、委員より、迫間川が対象になれば、上流には竜門ダムがあり、下流での洪水などを含めてチェックをしておかないと、連絡のおくれなどで人災等があれば大変なことになるので、そういう面でも詰めておく必要があるとの意見がありました。

また、委員より、かわまちづくりは実施計画のどこに位置するのか。また、今回だけではなく、この条例により永続的に川を使ったまちづくりをしていくのかとの質疑に対し、執行部より、実施計画の位置づけについては、今回新規で公園整備に載せている。また、永続性については、今回は５年間の事業であるが、これ１回に限らず、可能な限り検討するところがあれば申請していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、協議会メンバーに市内各種団体とあるが、河川を扱うのであれば漁協の方も入ってもらうと公害委員会にも諮ってもらえると思うが、その予定はあるのかとの質疑に対し、執行部より、漁協への協力依頼は既に行っているとの

答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第６９号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

［登壇］

○予算決算常任委員長（平直樹君）　おはようございます。では、報告いたします。

去る９月３日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、９月７日、９月１０日から９月１２日及び９月１８日に予算決算常任委員会分科会、９月３日、９月１９日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、議案第７６号から議案第９２号までの合計１７議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、議案第７６号について申し上げます。

企画費の市民広場再整備事業、公有財産購入費４，９８６万円については、事業区域内にある東側民有地４，６１７平方メートルの購入費であり、今回、用地買収のめどが立ったことと、本年度が社会資本整備総合交付金、菊池中心市街地リノベーション事業の最終年度であり、変更申請により用地取得が認められれば２分の１が国庫補助対象となることから今回補正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、これからも継続して賃借料を年間８０万円支払うより、買収できるのであれば買収を行ったほうがいいとの判断かとの質疑に対し、執行部より、その判断もある。加えて、買収することにより一体的な整備も可能となることから検討させていただいたとの答弁がありました。

さらに、委員より、本年度が事業期間の最終年度となるが、どのような形での整備を考えているのかとの質疑に対し、執行部より、当該地は試掘調査の区域内であるため、砂利駐車場として一体的に整備する計画であるが、菊池中心市街地リノベーション事業の変更が認められれば、参道側の一部に緑地スペースを設ける計画である。工事費については、継続費の範囲内で対応するとの答弁がありました。

次に、学校管理費の小学校営繕工事、工事請負費１，２５２万１，０００円につ

いては、泗水東小学校屋外トイレ改修や泗水小学校ブロック塀撤去及びフェンス設置工事費等の４件である。また、中学校営繕工事、工事請負費２１４万円８，０００円については、泗水中学校のバックネットブロック部分の改修、旭志中学校のブロック部分擁壁の改修、菊池南中学校の倉庫撤去工事等の４件であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今回の工事で、学校関連施設で危険とされた工事は完了となるのかとの質疑に対し、執行部より、１件は既に終了しており、残りが今回の補正分となるとの答弁がありました。

次に、清掃総務費の新環境工場等整備促進事業１，１１７万１，０００円については、菊池環境保全組合の新環境工場等整備事業に伴う、周辺地域に対する生活環境改善に対する事業で、泗水地域の桜山地区に建設予定のコミュニティハウス建設予定地の用地購入費であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、これは菊池市単独の金額ということかとの質疑に対し、執行部より、地域対策については、菊池環境保全組合から１億６，０００万円の補助金をいただく形になっているとの答弁がありました。

次に、農地総務費の世界かんがい施設遺産申請業務委託料２１６万円については、建設から１００年以上経過した歴史的価値のある農業用水利施設を国際かんがい排水委員会（ＩＣＩＤ）が認定登録する制度で、古川兵戸井手、原井手、築地井手、宝永隧道の４水路を申請するためのものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、ＩＣＩＤに認定されてどういうメリットがあるのかとの質疑に対し、執行部より、菊池の農業のイメージアップにつながり、米についても付加価値のついた販売をすることでメリットがあると考えているとの答弁がありました。さらに、委員より、世界遺産のように認定されたら、人が来てお金が落ちるというシステムができていればいいが、２１６万円かけて行うのであれば、相当広報をしないと、かんがい施設やＩＣＩＤの存在自体も知らない人が多い中、費用対効果に疑問を感じるとの意見がありました。

次に、がけ地近接等危険住宅移転事業の、がけ地近接危険住宅移転事業補助金５３７万２，０００円については、がけ地に近接した危険地域にある住宅を解体し、安全な場所に建築するための補助金であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、本市でその地域に該当する住宅が何戸あるのかとの質疑に対し、執行部より、危険地域というのは土砂災害特別警戒区域や災害危険区域など区域で指定しているが、件数については把握できていないとの答弁がありました。

さらに、委員より、菊池市は急傾斜地が非常に多く、命にかかわることであり、今後は把握のための調査をするべきとの指摘に対し、執行部より、担当課としてし

っかり把握するように努めたいとの答弁がありました。

なお、議案第７７号から議案第８２号については、報告すべき主なものはございませんでした。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第８３号について、主なものを申し上げます。

地域振興費のふるさと納税促進事業について、委員より、ふるさと納税に対する市の方針はとの質疑に対し、執行部より、返礼品については３割以内にし、農産物や加工品に特化しているが、今後は、見守りや空き家等になっている自宅の管理、観光商品の開発等についても検討しながら、ふるさと納税がふえるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、地域振興費の地方創生拠点整備交付金事業について、委員より、旧龍門小学校跡地に入る企業の見通しはとの質疑に対し、執行部より、現在１件の入所があっている。ほかについては条件が整わず入居までは至っていないが、芸術家を招き入れるような展開も考えているとの答弁がありました。

次に、消防費の防災管理費について、委員より、大規模停電時における情報伝達についての取り組みはとの質疑に対し、執行部より、防災アプリや安心安全メール等をさらに活用して情報発信していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、自主防災組織が設立できていない地域の特徴はとの質疑に対し、執行部より、中山間地域の組織率が低いとの答弁がありました。

さらに、委員より、自主防災組織が設立されていない地域への支援はどのように考えるかとの質疑に対し、執行部より、地域の方々や消防団の協力をお願いし、自主防災組織設立に向けた働きかけも行いながら支援していきたいとの答弁がありました。

次に、人権教育啓発費の人権教育・啓発費について、委員より、部落解放同盟の過去５年間の補助金の推移と歳入歳出の内訳はとの質疑があり、分科会としてその資料を請求しました。

資料の提出を受け、委員より、補助金の年度別推移を見て、５年間変わっていない。行政改革と言いながら、ここだけ聖域となっている。議論されているのかとの質疑に対し、執行部より、ここ数年見直しは行っていない。平成３２年度見直しに向け各支部と協議したいとの答弁がありました。

このほか、総務部関係の審査の中で、委員から、人件費について、かなり補正が出ているが、決算では不用額となっている。今後は精査して出していただきたいとの意見がありました。

次に、補助教員配置事業について、委員より、学力向上にどのように結びついて

いるのかとの質疑に対し、執行部より、きめ細やかな対応、指導を行っているところであるが、本事業における学力向上面の評価は厳しいとの答弁がありました。

次に、図書館の閲覧用椅子の変更契約について、執行部より、これまでの経緯等の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、８月１０日の入札時点では、メーカーのみが大型契約があったことを認識していたのかとの質疑に対し、執行部より、お見込みのとおりである。しかしながら、入札前日の確認に対し、メーカー日本支社が海外本社に確認せずに大丈夫との回答を行っており、それを受け、入札を実施したとの回答がありました。

さらに、委員より、そうであれば、メーカー海外本社と日本支社の責任ははっきりしており、受注者には瑕疵がなかったと思うが、市としてはメーカーに責任を問えないのかとの質疑に対し、執行部より、メーカーと市の直接的な契約はなく、瑕疵責任を問うのであれば受注者に瑕疵責任を負わせ、受注者がメーカーに瑕疵責任を負わせる手順となるとの回答がありました。

また、委員より、もし納品できなかった椅子だけを再度入札した場合、今回と同じぐらいの金額と考えていいのか。変更により損失を与えていないと理解していいのかとの質疑に対し、執行部より、今回のものを再度別の形でやったとしても結果は同じだったと思う。意匠的なもので選ぶことになるので、代替品を受注者が選ぶという行為もできず、デザイナーが新たに選ぶことになるとの答弁がありました。

次に、生活保護について、委員より、生活保護受給者への自立支援の手だてとしてはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、執行部より、担当のケースワーカーが定期的な訪問をして、日常指導や就労支援員と一緒に就労支援を行っている。また、安定した職業について保護を廃止した場合、税や社会保険料の支払いも生じ、脱却直後は不安定な生活になるので、再び保護に至ることを防止することを目的に就労自立支援金を給付しており、平成２９年度は９件であったとの答弁がありました。

次に、すくすく子宝祝金事業について、委員より、他の市町と比べるとどのような状況かとの質疑に対し、執行部より、近隣の合志市、菊陽町、大津町ともに、このような制度はない状況であるとの答弁がありました。

次に、保育園の園児数について、委員より、菊之池保育園も花房保育園も園児が減っているが、少子化傾向だからかとの質疑に対し、執行部より、人材確保が難しく、０歳児、１歳児の希望はあっても、保育士が足りないので受け入れられないとの答弁がありました。

次に、マンモグラフィ装置導入について、委員より、平成２９年度にマンモグラフィ装置導入への助成が１，９０２万６，０００円あり、ことし６月から検診が始

まっているが、これまでの受診者はどのくらいか。また、その中でがんが発見された方はいるかとの質疑に対し、執行部より、６月から８月までに７３名が受診されている。精密検査が必要だった方は何名かいるが、始まって間もないので、確定診断の結果は出ていないとの答弁がありました。

次に、観光費の需用費について、委員より、原材料費から１万１，０００円流用してあるが、不用額はその５倍くらい残っており、流用は必要だったのかとの質疑に対し、執行部より、九州自然歩道清掃管理で県より委託料として入っているもので、転落防止柵が途切れているところが見つかり、オープン前に緊急に手当てするため補正予算ではなく、同じ九州自然歩道清掃管理の中の原材料費から流用しているものとの答弁がありました。

次に、桜の里プロジェクト事業において、委員より、地域の方の意見を聞いて植樹していると思うが、管理についての協定や覚書はとってあるのかとの質疑に対し、執行部より、維持管理についての覚書等は取り交わしていないとの答弁がありました。さらに、委員より、１０年先、２０年先の維持管理については、責任の所在を明確にするために地域との覚書は必要である。将来、財政が厳しくなるのはわかっており、桜を植えていくのはいいが、それを税金で管理していくのは大変な状況になるとの意見に対し、執行部より、今後検討するとの答弁がありました。

次に、議案第８４号について、委員より、不納欠損額と収入未済額は減少傾向にあると思うが、収入未済額が５億６，９３５万６５５円とかなり高額である。これについてはどのような取り組みを行っているのかとの質疑に対し、執行部より、国保税の収納率は今まで低かったが、年々上がってきている。これについては、滞納処分の強化を行いながら、納税者の生活状況を把握した上で、執行停止したり、不納欠損したりしながら、きちんと管理していくことにより、滞納繰越額の圧縮を図っている。また、国保予算により嘱託職員を１名雇って、調査の充実を図りながら滞納整理に当たっているとの答弁がありました。

次に、議案第８７号については、委員より、収入未済額として残っている金額を次年度不納欠損にならないようにするために、どのようにしているのかとの質疑に対し、執行部より、滞納対策については、水道とあわせて進めているが、督促状は定期的に送付し、滞納月２期以上は催告書を毎月発送している。また、給水停止実行日を決めて１週間前に通知を発送し、支払いがない場合は停水処分をしている。ただし、水道が引かれていないところは、電話や訪問により徹底的に実施しているとの答弁がありました。

次に、議案第８８号については、委員より、不納欠損の理由はとの質疑に対し、執行部より、理由は、住民票なしと現在の住所不明が１１件、以前から時効が切れ

ていた分が３件、会社等が存在しないものが１件となっているとの答弁がありました。

次に、議案第９０号については、委員より、農業集落排水使用料における不納欠損額２６４万８，７９０円は時効ということだが、承認させれば時効は中断するので、承認さえもできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、この案件については、努力はしたものの承認がとれずに、５年間経過して時効となっているものであるとの答弁がありました。

次に、議案第９１号について、委員より、つまごめ荘の職員数は法定数に達しているのか。一番心配するのは、人員不足により発生する事故であるとの質疑に対し、執行部より、慢性的な人員不足であり、当然、事故等に気をつけながらやっている。しかし、どうしても対応し切れない部分があるため、一時的に入所希望者に待機していただく状況が続いている。しかし、民営化されるまでの任期付きの正職員への応募・採用が進んでおり、職員不足の状況が解消されつつあるとの答弁がありました。

次に、議案第９２号については、委員より、今回１４１万６，０００円を不納欠損で上げているが、これは債権の放棄なのか、時効による援用なのかとの質疑に対し、執行部より、時効の援用ではないとの答弁がありました。さらに委員より、私債権なので債権の放棄であれば、債権管理条例の１６条において、議会でそれを報告しなければならないとなっており、このままだと決算の認定はできないとの指摘があり、執行部より、調査して適正に処理したいとの答弁がありました。

後日、執行部より、指摘があった件について確認したところ、菊池市債権管理条例第１６条第２項の規定により、水道使用料を不納欠損したときは議会に報告することが必要であったため、議会に報告させていただくとの発言の申し出を受け、議案第９２号については、分科会審査を中断しました。

その後、本会議で債権の放棄についての報告があり、分科会審査を再開しました。

委員より、債権管理条例第１５条に、当初の履行期限から１０年経過後に免除することができるとなっており、第１６条においては、水道料の場合は時効が２年で満了となり、どちらを適用するのかという問題が出てくる。水道料だけでなく私債権を持つところは全部関係してくるが、私債権の取り扱いは別にしたほうがよくはないかとの質疑があり、私債権についての取り扱いは財政課と協議し最善の方法を探っていくとの答弁がありました。

さらに委員より、今回の件は、議会の指摘で課題が見つかっている。債権管理条例や債権管理マニュアルがあるのに、それを職員が熟知していないということが問題である。全庁的にしっかり研修し、債権管理を行うこととの指摘がありました。

なお、議案第８５号、議案第８６号及び議案第８９号については、報告すべき主なものはございませんでした。

次に、昨年の予算決算常任委員会の提言事項について、執行部より説明がありましたので申し上げます。

1　中小企業振興基本条例の理念に基づく下請状況等については、元請の地元下請業者等の利用率の公表については、考えていない。近隣市町村との情報交換については、必要に応じて現状調査を実施しており、元請や下請状況把握も行っている。本市独自の主観的要素を評点とする格付については、建設業協会や該当する業種の代表の意見を聞きながら決定していきたいとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、利用率の公表は考えていない。本市独自の格付については進んでいない状況であるなら、原点に帰ったほうがいいのではとの質疑に対し、執行部より、１４市の中で、独自評価を行っていないのは本市だけであり、進めていきたいとの答弁がありました。

2　職員の市内居住については、あらゆる機会を通じて呼びかけを行い、今後の職員採用に当たっても、採用後は市内居住をお願いしていきたいとの説明を受けました。

3　嘱託職員の任期更新については、要綱で、非常勤職員の任用の更新は通算して４回を限度としているが、ただし書きが設けてあり、５回目以降の更新を行う場合がある。

また、看護師の人材不足の解消については、市内の介護保険事業所について、定期的な実地指導により法に定められた基準の遵守をはじめ、適正な雇用体制や雇用環境の確保について指導監査を行っている。加えて、介護ロボット導入事業を行い、介護保険事業所における介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図っている。今後は、菊池郡市内の介護保険事業所を対象とした集団指導を実施し、介護保険制度の周知と法の遵守を指導することにより、実地指導とあわせた相乗的な効果を引き出せるよう取り組んでいくとの説明を受けました。

保育士の人材不足の解消については、執行部より、保育士のキャリア・技能経験に応じた職員の人件費の加算、保育補助者雇上強化事業補助金の交付、保育士等人材バンクを設置・運営等を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、現在は、保育所の人材確保はできているのかとの質疑に対し、執行部より、運営基準に沿った人員は確保できている。しかし、保育所は年度途中で低年齢児が入ってくる場合が多く、０歳児３人に対して保育士が１名、１歳から２歳児には６名に対して保育士が１名必要となる。利用定員は満たしていないが、保育士が足りないことから、第一希望の保育所に入れないといったことが時々出ているとの答弁がありました。

つまごめ荘における人材不足の解消については、執行部より、介護士不足の解消のため、任期付き職員としてこれまで介護士４名、看護師１名を採用し、新たに平成３０年１１月１日付で複数名を採用する計画である。あわせて、介護士の勤務形態についても、日勤勤務のみの臨時職員の募集を行うなど、働く人に応じた応募ができるようにしている。今後も入所者への介護サービスの低下を招かないよう職員数の確保に努めていくとの説明を受けました。

4　七城地区における硝酸性窒素の問題について、執行部より、原因究明のために、熊本大学との共同研究による地下水質調査を平成２８年度から平成３２年度まで進め、調査結果に基づく対策を講じることとしている。補助制度として、菊池市小規模水道施設整備補助金交付要綱を定めており、今後も周知を図っていくとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、熊本大学との共同研究による地下水の水質調査が平成３２年度までとのことだが、中間報告を実施する考えはあるかとの質疑に対し、執行部より、調査開始より２年ほど経過していることもあり、９月２７日に地下水対策協議会の中で中間報告をする準備を、現在進めているとの答弁がありました。

5　認知症対策については、執行部より、認知症の予防としては、交流の場として、従来からの地域サロンの運営支援に加えて、住民運営の通いの場の創設・継続支援に取り組んでいる。また、スマートフォンのアプリを使ったオレンジセーフティネットに、今後はモデル事業として取り組んでいく。また、平成３０年度から平成３２年度において、認知症グループホーム１カ所の整備を進めていくとの説明を受けました。

6　市有林の適正管理と林業振興については、執行部より、専門職の雇用については、県や菊池森林組合等に打診し、アドバイザーの有資格者を派遣してもらえないか相談したが、人材が不足しているため厳しいとのことであり、今までどおり委託で取り組んでいきたいとの報告を受け、質疑を行いました。

委員より、委託するのは構わないが、委託先でも人材が不足しているということなので、もう一歩踏み込んで人材育成を計画的に進めていくようできないかとの質疑に対し、執行部より、専門職の育成は国も考えており、林業大学が熊本県でも開設されるということなので、そこから人材を登用できればと考えているとの答弁がありました。

7　職員の時間外勤務については、本年６月、時間外勤務の削減に係る指針を策定している。徹底した業務の見直しを推進するため、職員からの業務改善提案を募集するなどの取り組みもあわせて進めているところである。今後はＩＣＴ等も活用し、働き方改革や仕事の効率化を進め、職員の健康と働きやすい職場環境づくりにつな

げたいとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、職員からの業務改善提案について、どのような提案があったのかとの質疑に対し、執行部より、３０件ほど提案があっている。今後、内容を整理し、予算が必要なものについては、予算計上も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、マイナンバーカードの交付数について、平成３０年７月３１日時点での件数となっているが、決算時における交付数の報告はあっているかとの質疑に対し、福祉厚生分科会長より、決算時における交付数については、審議していないとの答弁がありました。

また、委員より、人件費は款項目の項を超えての流用ができることになっているが、その支出が適正かどうかの審議はあったのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、議論もなく、審議していないとの答弁がありました。

さらに、委員より、図書館の閲覧用椅子について、一般質問時の答弁と分科会時の説明が一部違う。そのことについて、質疑等はなかったのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、一般質問に関しての分科会での発言はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第８３号から議案第９０号を除く、議案第７６号から議案第８２号まで、議案第９１号及び議案第９２号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第８３号について申し上げます。

委員より、図書館費の中で閲覧用の椅子が購入されているが、物品購入に関する情報公開請求をした資料のほかに資料が存在したり、説明がつかない入札について執行部は都合が合わない説明を繰り返している。説明責任を果たしていないと考える。このような中、不透明な歳出予算を承認することはできないとの反対討論がありました。

また、委員より、市民の暮らしは厳しさを増しており、それに十分応える予算となっていない。一方で、財政調整基金は約６２億５，８００万円であり、財政調整基金の基準となるのが標準財政規模の１０％、菊池市で言えば１５億円から１６億円程度となる。高過ぎる国保税など、市民の暮らしが切実さを増す中で、この基金の活用は対応が迫られていると思う。また、具体的には、１点目として、マイナンバー関連の予算が、平成２９年度も執行されている点である。多額の税金を投入し

ておきながら、その交付数は７月３１日現在で３，９２０件、率で言えば７．９％にしか達していない。２点目は、部落解放同盟への補助金の支出について、本当の意味での差別の解消を図るのであれば、このような特別な補助金の支出は見直すべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第８４号について申し上げます。

委員より、決算における未収金を見ても依然として大きい金額であり、市民の負担の重さを示すものである。国庫負担の引き上げを求めると同時に、自治体として一般会計からの法定外繰り入れを行って、払える保険料にすべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第８５号について申し上げます。

委員より、本制度は高齢者を年齢で差別し、給付抑制、負担をふやしていくという問題の制度である。年金は減らされる一方で、昨年度からはこの制度の改悪が始まり、特例で保険料９割軽減措置が７割へと引き下げられ、ことしはさらに５割軽減となる。さらなる負担増となっている。このような制度は廃止すべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第８６号について申し上げます。

委員より、高過ぎる保険料である点と、平成２９年度に本格的にスタートした総合事業についても、必要なサービス切り捨てにつながるものであり、本事業の予算の執行は認められないとの反対討論がありました。

次に、議案第８７号から議案第９０号について申し上げます。

委員より、決算の中に、企業会計移行事業の支出が含まれている。下水道事業は衛生環境の向上を図るとともに、水質の保全に資することを目的とした事業であり、地方自治体が責任をもって、財政支援を行わなければならない事業である。企業会計に移行することによって、より経営面での健全さが重視され、一般会計からの繰り入れが制限されやすくなる懸念がある。その分、不足する分は歳入を補うため、使用料の値上げが懸念されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第８３号から議案第９０号については、賛成多数により可決・認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会各分科会における議員間討議を踏まえ、次の七つの事項を提言としてまとめました。

1　本市においては、小中学校通学路合同点検等が実施され、子どもたちの安全確保に向けた取り組みが実施されているが、通学路の安全確保に当たっては、「交通安全」「防犯」「防災」の三つの観点から対策を講ずることが重要であり、保護者・地域はもとより、警察・道路管理者等、関係機関と緊密な連携を図りながら、計画

的・継続的に通学路の安全確保のための取り組みが必要である。執行部には、一層の安心・安全な通学路確保の取り組みを推進していただくよう求める。

2　豪雨災害や台風、地震、津波など大規模災害が多数発生し、各地に大きな被害をもたらしている。熊本地震により被災した本市においても、災害に強いまちづくりは喫緊の課題と考える。公助の活動には限界があり、自助、共助の発想に基づいた地域における自主防災行動力を高めていくことが重要である。

　また、災害情報伝達手段として、防災無線や防災アプリ、防災メール等による取り組みがなされているが、電力消失時における伝達についても早急に検討すべきである。

3　つまごめ荘では介護士、保育園では保育士の人材不足が発生している。その都度応募はかけているということだが、応募者を待つだけではなく、いろんなところから情報を取り入れながら、少しでも多くの人材が確保できるよう努力し、利用者が不便を感じないよう心がけていくこと。

4　平成２９年には総額の２分の１を補助して菊池郡市医師会立病院にマンモグラフィ装置が導入され、平成３０年度から５年間は乳がん検診の無料クーポンの対象者を広げている。今後は、よりたくさんの方に受診してもらうよう幅広く啓発していくこと。

5　昨年、提言していた市有林の適正管理と林業振興については、専門職の雇用は今のところできていないという状況である。平成３６年度からの森林環境税の導入を前に、平成３１年度から森林環境譲与税が１，６００万円分配分される予定とのことなので、災害防止の観点からも、改めて専門職の雇用や森林管理システムの充実、あわせて山林管理のためには地籍調査も連携して推進すること。

6　予算がないからという理由で流用を繰り返してあり、結果、それ以上に不用額が残っているものがある。流用については、さまざまな事情があると思うが、原則、補正予算で対応するべきであり、予算の執行においては多額の不用額が残らないよう再確認を行うこと。また、予算を立てる際には、それらのことを繰り返さないよう次年度に反映していくこと。

7　徴収業務というのは、市の根幹をなすものであり、今回の議会への債権放棄の報告の失念は初歩的なミスと言わざるを得ない。公平公正な徴収をする上で市民の信頼を失墜させるものである。債権管理条例は、債権管理事務の適正化を図り、もって公平かつ公正な市民負担を確保すること及び健全な行財政運営に資することを目的としている。収入未済額は合計で約１３億円に上っており、厳しい財政状況の中、安易に不納欠損処分するということがないように債権管理を研修して、しっかり債権徴収を行うこと。

以上、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通じて各分科会委員からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分に反映されることを願います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、予算決算常任委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で、常任委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

木下議員。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　おはようございます。総務文教常任委員長に質疑をさせていただきます。

議案第９３号、財産の譲渡についてお尋ねをいたします。

委員長報告によりますと、旧迫水小学校跡地について、企業との協議を終え、所有権移転に向けた準備が整い、財産の譲渡を行うとのことですが、これまでの災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、地元住民との協議については委員会として確認をされたのか、お尋ねをいたします。

次に、譲渡の相手方が熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社となっていますが、株式会社山口油屋福太郎、日本食品株式会社との関係と、エミュー観光牧場株式会社の設立の時期、資本金等について確認をされたのか、お尋ねをいたします。

次に、エミューというまだなじみのない動物の飼育をされることに地域住民には不安がありますが、頭数等の確認はされたのか。また、住民とのトラブル等があった場合、買い戻しの特約、譲渡等の禁止について確認をされたのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務文教常任委員長、水上隆光君。

［登壇］

○総務文教常任委員長（水上隆光君）　木下議員の議案第９３号に対する質疑にお答え申し上げます。

１点目と、まず、３点目の委員会として確認されたかという部分に関しては、協議を行っておりません。

２点目の質問のところに関しましては、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社と山口油屋福太郎、日本食品株式会社との関係については、執行部の説明の中で、共同出資により設立された会社であるということは報告されましたが、ほかの質疑の確認等については、委員会では行っておりません。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１０時５８分

開議　午前１１時１０分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。議案第６８号から議案第９３号まで、及び議案第９５号について、以上２７議案について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　皆さん、おはようございます。議席番号６番、日本共産党、東奈津子です。

議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号から議案第９０号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第６８号、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定についてです。

反対の理由は、特別養護老人ホームの民営化に反対であり、その移譲先を選定する委員会の設置には反対であるからです。

介護士不足の問題など、介護をめぐる問題は深刻であり、こういうときに民間に移譲することは公的責任の放棄であり、認められません。

以上の理由から、反対とします。

次に、議案第７０号、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、本条例の改正によって、第１条の目的の中に部落差別の解消の推進に関する法律を加えている点であります。この法律は、理念法と言いながら、部落差別問題解決の歴史に逆行して新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化、永久化する恒久法であり、重大な危険をはらんでいます。

また、条例改正により実態調査を行うことが新たに加えられていますが、この実態調査は、旧同和地区と住民の洗い出し、精密調査や行き過ぎた意識調査によって、それ自体が国民の内心を侵害し、分け隔てなく生活する旧地区住民と、そうでない

者との間に新たな壁をつくり出す強い危険があります。

これらが部落問題についての自由な意見交換を困難にし、部落の問題解決に逆行することは明らかであります。

以上の理由から、議案第７０号には反対とします。

次に、議案第８３号、平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

平成２９年度は、引き続き熊本地震の復旧・復興への対応が迫られる１年となり、地域コミュニティ施設等再建支援事業など、復旧・復興のための予算執行が行われてきたことや、また、中学校３年生までの子どもの医療費完全無料化の対象年齢の拡充など、子育て支援のさらなる施策の拡充が行われるなど評価できる点はあります。しかし、全体で見ると、市民の暮らしの実態は厳しさを増しており、それに十分に応える予算とはなっていません。

一方で、菊池市の平成２９年度末の財政調整基金は約６２億５，８００万円です。平成２８年、平成２９年で地震で取り崩しているものの、合志市など他市町村と比べても大きい金額であります。

分科会の質疑でも明らかとなりましたが、地方自治体が財源調整基金を積み立てる一つの基準となるのが標準財政規模の１０％、つまり、菊池市で言えば１５億円から１６億円程度となります。熊本地震のような災害対応で一定の基金を積み立てておく必要は理解できますが、高過ぎる国保税など市民の暮らしが切実さを増す中で、この基金を活用して市民の暮らしを守ることは急務となっているのではないでしょうか。

さらに、具体的に指摘をしておかなければならないのは、１点目は、多くの問題点を抱えるマイナンバー関連予算が平成２９年度も施行されている点です。多額の税金を投入しておきながら、交付率は７月３１日現在で７．９％です。

２点目は、部落解放同盟への補助金の支出です。分科会の審議でも明らかとなりましたが、毎年の決算で指摘を受けながら見直しが行われていません。本当の意味で差別の解消を図るのであれば、このような特別な金額の補助金の支出は見直すべきであります。

以上の理由から、議案第８３号には不認定の立場とします。

次に、議案第８４号、平成２９年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

平成２９年度もさまざまな努力を行い、保険料据え置きに努めてきており、その点は評価しています。しかし、決算における未収金額を見ても依然として大きい金額であり、市民の負担への重さを示すものであります。

また、平成２９年度は、４，０００万円の基金への繰り入れも行っており、基金は総額で１億６，０００万円もあります。都道府県化に伴う運営の厳しさも予想されますが、市民の負担は限界であります。国庫負担の引き上げを求めると同時に、一般会計からの法定外繰り入れを行って、払える保険料にすべきであります。

以上の理由から、議案第８４号について不認定の立場であります。

次に、議案第８５号、平成２９年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制、負担をふやしていくという問題のある制度であります。平成２９年度の決算を見ましても、収入未済で滞納繰越の金額はふえています。過去３年間を見ても滞納繰越の金額はふえています。年金は減らされる一方で、昨年度からは制度改悪が始まり、特例で保険料９割軽減措置が７割へと引き下げられ、ことしはさらに５割軽減となり、さらなる負担増となっています。このような制度は廃止すべきであります。

以上の理由から、不認定とします。

次に、議案第８６号、平成２９年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

理由は、高過ぎる保険料であるという点です。決算の中でも明らかとなりましたが、平成２９年度は収入未済額が現年度・過年度滞納分をあわせて２，４００万円近い額となっています。滞納の人数で言うと、現年度２８３人、過年度２５８人、これだけの方が介護保険料を払えない状況です。切り下げられる年金収入で、介護保険料についても高齢者の負担は限界です。払える保険料の検討をすべきであります。

また、平成２９年度に本格的にスタートした総合事業についても、必要なサービス切り捨てにつながるものであり、本事業の予算の執行は認められません。

以上の理由から、不認定とします。

次に、議案第８７号、平成２９年度菊池市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

理由は、決算の中に企業会計移行事業の支出が含まれている点です。下水道事業は市民の衛生環境の向上を図るとともに、水質の保全に資することを目的とした事業であり、地方自治体が責任をもって財政支援を行わなければならない事業です。企業会計に移行することによって、市民の使用料の値上げも懸念されます。

以上の理由から、不認定とします。

次に、議案第８８号、平成２９年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

理由は、議案第８７号と同じです。

次に、議案第８９号、平成２９年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

理由は、議案第８７号と同じです。

最後に、議案第９０号、平成２９年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

理由は、議案第８７号と同じです。

以上で、反対討論とします。

○議長（柁原賢一君）　ただいま議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号に対する反対討論がありました。

議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号について、賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

［登壇］

○９番（猿渡美智子さん）　議案第７０号に賛成の立場から討論いたします。

討論の理由は、まず、厳しい部落差別の現実が今も続いているということにあります。２０１１年には戸籍謄本などの不正取得事件が発覚しました。このとき、１万件にも及ぶ不正に入手された戸籍謄本などのうち、半分程度が部落出身かどうかの身元調査に利用されたとされています。

さらに、インターネット上の差別的な書き込みや、部落の地名の問い合わせは後を絶たない状況にあります。２０１６年には全国部落調査の復刻版がアマゾンで売られようとしたり、その情報がネット上に流されるというような事件も起きています。インターネットの普及により、部落問題は新たな局面を迎えていると言わざるを得ません。

また、ここ菊池市では、昨年、電話による身元調査があったことが人権・同和教育研究大会で報告されました。

このような部落差別の現実を踏まえての部落差別解消推進法の施行であり、その施行に伴い、菊池市の条例を改正するのは当然であると考えます。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　議案第８３号、平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

教育費の中の図書館費であります。図書館の閲覧用椅子を１脚１０万円で３２脚を購入した入札についてですが、この件につきましては、情報公開請求を行い、一般質問も行いました。

総務文教分科会では、情報公開請求した資料のほかに資料が示されたり、一般質問の答弁とは違った答弁がなされたりと、執行部の説明は都合の合わない説明を後から理由づけするへ理屈にすぎず、到底信用できるものではありません。これでは市民に対して納得のいくものではなく、説明責任を果たしていないと私は考えます。このような中、不透明な歳出予算を承認することはできないと考えますので、議案第８３号の反対討論の理由であります。

議員各位におかれましては、不認定としていただくことをお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（柁原賢一君）　これで、議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで討論を終わります。

これより議案第６８号から議案第９３号まで及び議案第９５号について採決します。

ただいま討論がありました、議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第６９号、議案第７１号から議案第８２号まで、議案第９１号、議案第９２号、議案第９３号、議案第９５号、以上の１７案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・認定であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、以上の１７案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第６８号、議案第７０号、議案第８３号から議案第

９０号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第６８号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第６８号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第７０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第７０号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８３号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８３号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８４号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８４号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８５号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８５号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８６号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８６号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８７号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８７号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８８号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８８号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８９号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第８９号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第９０号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第９０号は原案のとおり認定することに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第２、福祉厚生常任委員会の所管事務調査を議題とします。

福祉厚生常任委員会から委員会の所管事務調査の報告の申し出があっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり所管事務調査の報告を受けることにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

［登壇］

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん）　福祉厚生常任委員会で所管事務調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

７月６日には、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘民営化実施計画についての１回目の所管事務調査を行い、６月定例会最終日にその報告を行っておりますが、その後、８月９日に２回目の所管事務調査を、８月１６日には３回目の所管事務調

査を実施しましたので、ご報告申し上げます。

１回目の所管事務調査において、委員より、平成２８年に民営化した南関町の延寿荘について検証したほうがよいという意見があったので、２回目の所管事務調査では、延寿荘のケースについて、事前に提出した質問事項に基づき、執行部からの説明を受けました。

執行部より、延寿荘の場合、募集説明会には３法人が来られたが、実際に申し込みがあったのは１法人であり、選定委員会でのプレゼンテーションを経て、その法人に決定した。譲渡額は、築２７年を経過していたことから建物については無償で、土地については不動産鑑定による評価額で譲渡した。起債の償還は済んでおり、補助金の返納もなかった。正規職員１３名全員が本庁へ異動となり、その後１名が退職された。臨時職員４２名については、事前面談を行い、ほとんどが移譲先に継続雇用となった。移譲後、何ら問題は起きていない等の説明がありました。

また、つまごめ荘職員へのアンケート調査について、執行部より、正規職員については、本庁への異動希望が３２名、条件次第では移譲法人への就職を希望するのが５名、退職希望が５名、なお、そのうち２名は定年となっている。また、移譲後につまごめ荘への派遣を行う場合は、行ってもよいと答えた職員は１６名である。臨時・嘱託職員については、つまごめ荘への再就職希望が１１名、条件次第では残りたいと答えたのが２８名、退職希望が９名であるとの説明がありました。

その他、前回から継続した調査事項についても説明を受け、２回目の所管事務調査を終了しました。

その後、３回目の所管事務調査を８月１６日に開き、これまでの所管事務調査における議論をもとに、９項目の要望を取りまとめ、同日、要望書を市長へ提出しました。

要望事項の内容については、次のとおりです。

1　民営化後も、入所者が人として尊重される介護が行われることが肝要であり、これまでの実績とあわせて、入所者中心の理念を持つ社会福祉法人を選定すること。

2　職員の急激な異動によって入所者の安心が損なわれないように、職員の派遣等も含め十分な配慮を行うこと。

3　正規職員の処遇については、市職員としての身分保障を基本に、本人の納得と了解が得られるものにすること。また、新しい業務に適応することの困難さを配慮し、サポート体制を整えること。嘱託職員及び臨時職員については、本人の希望に沿った再就職ができるように対応すること。

4　譲渡額の決定に関しては、市民の大切な財産であることに鑑み、不動産鑑定額を参考に、起債の償還と補助金の返還を賄える額とすること。

5　市民に対しても、つまごめ荘民営化の説明を行うこと。

6　譲渡先の選定に当たっては、公正さと透明性を旨とし、選定の評価基準や評価内容を公開するとともに、選定の過程をその都度議会に報告すること。

7　選定の評価が同等である場合には、菊池市の社会福祉法人を優先すること。

8　移譲先事業者選定委員会の設置に当たっては、公正な判断のために、中立の立場にある委員を選定すること。

9　移譲後も、つまごめ荘の運営が適正に行われていくよう監督・指導すること。

以上の要望事項に加えて、直営維持を望む声もある中に痛みを伴っての民営化であることを認識し、要望内容を今後の取り組みに反映されるよう申し添えて、市長に対して要望書を提出しております。

以上をもって、所管事務調査の報告とします。

○議長（柁原賢一君）　以上で報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　ただいまの所管事務調査の報告書についてお尋ねをしたいと思います。

ナイーブな問題について、丁寧な審議をされていることを理解している上で、お尋ねをしたいと思っております。

２ページ目の３のところになります。「正規職員の処遇については、市職員としての身分保障を基本に、本人の納得と了解が得られるものにすること」とありますが、公務員というのは、辞令一つで、去年、税金を徴収したかと思えば、ことしは道路をつくる、そういった全く違う部署にやられるのは、これは当然のことでありまして、それを拒否しますと、服務規程違反ということで罰せられるということになります。

そういった中で、例えば、つまごめ荘の職員の方が、私は税務課は嫌だから、教育委員会に行きたいということを言ったときに、この市長への提言書によって、議会がこれを言っているから、私はそれは権利だというような主張をした場合に、人事権への介入になりはしないかなと私は考えるわけであります。ですから、この提言というのがどこまでの範囲なのか。例えば、もう先ほど言いましたように、税務課は嫌だといったときに、その要望が得られない場合にはいけないよとするのか、どういった範囲で言われているのかということをお尋ねしたいと思っております。

再質問はいたしませんので、自席へ戻ります。

○議長（柁原賢一君）　福祉厚生常任委員長、猿渡美智子さん。

［登壇］

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん）　荒木議員の質問にお答えいたします。

荒木議員から、公務員は辞令一つでいろんな部署に行くのが当然であるということを言われましたけれども、今度のつまごめ荘職員の異動につきましては、本来は「行二」で介護職として就職したものが、市の都合によって「行一」への、全く職種が違うところへの異動であるということを十分に考慮しなければならないという意味で、３番目の要望事項を書いたところです。

これが、荒木議員が例として言われたように、「この課に行きなさい。いや、絶対嫌だ。この課でなければ異動はしない」というような内容を意味しているものではなく、辞令交付が、例えば派遣の有無とか、異動先についても、一方的な辞令交付であってはならないだろうということです。十分な聞き取りをしていただきたい。その上で異動先を決定していただきたいという意図で、このような要望事項になっております。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　ほかに質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第３　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第３、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会
１　議会運営等に関する諸問題の調査について
総務文教常任委員会
１　一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について
福祉厚生常任委員会
１　福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について
経済建設常任委員会
１　農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
２　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
予算決算常任委員会
１　予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会
　１　議会広報に関すること
熊本地震からの復旧・復興特別委員会
１　熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成３０年第３回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

閉会　午前１１時４０分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　柁　原　賢　一

菊池市議会議員　平　　直　樹

菊池市議会議員　東　　奈津子

付　　録

平成３０年第３回定例会付議事件一覧及び審議結果表

（８月２８日・９月１８日・９月２１日議決）

議案番号	件　　名	審議結果
議案第６７号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成３０年度菊池市一般会計補正予算　第３号）	原案承認
議案第６８号	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会条例の制定について	原案可決
議案第６９号	菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の制定について	原案可決
議案第７０号	菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７１号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７２号	菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７３号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７４号	菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７５号	菊池市立診療所の設置に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第７６号	平成３０年度菊池市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第７７号	平成３０年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第７８号	平成３０年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第７９号	平成３０年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第８０号	平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第８１号	平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第８２号	平成３０年度菊池市水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第８３号	平成２９年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第８４号	平成２９年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案番号	件　　名	審議結果
議案第８５号	平成２９年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第８６号	平成２９年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第８７号	平成２９年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第８８号	平成２９年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第８９号	平成２９年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第９０号	平成２９年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第９１号	平成２９年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第９２号	平成２９年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第９３号	財産の譲渡について	原案可決
議案第９４号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決
議案第９５号	工事請負契約の変更について	原案可決
報　　告		
報告第１６号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第１７号	継続費精算報告について	原案報告
報告第１８号	専決処分の報告について（消防積載車車両事故）	原案報告
報告第１９号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第２０号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第２１号	債権の放棄の報告について	原案報告